

よこはま地域包括ケア計画

第7期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

計画期間：2018年度～2020年度
(平成30年度～32年度)



平成30年3月
横 浜 市

はじめに

～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる横浜を目指して～



横浜市では、2025年には、団塊の世代の方々が75歳を迎える、高齢化率は26%に達する見込みであり、市民の皆様の4人に1人が高齢者となる時代がやってきます。一人暮らしの高齢者や、要介護認定者、認知症の方などが大幅に増加することが見込まれる中で、地域での暮らしをどう支えていくかが、重要な課題となります。

このたび策定しました「よこはま地域包括ケア計画（第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」は、2025年の横浜を見据えたアクションプランとして、「横浜型地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。

基本目標を「ポジティブ・エイジング」とし、誰もが年齢を重ねていく中で、積極的に活動的に暮らせる、活力ある社会をつくりたい、一人ひとりの尊厳を大切にする地域をつくりたい、という思いを込めました。人生100年時代を迎える中で、誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる横浜を目指し、医療・介護サービスの充実や連携の強化、認知症施策の総合的な推進、介護予防・健康づくり、施設・住まいの整備・供給の充実、介護人材の確保・定着支援、更には、地域共生社会の実現に向けた地域づくり等に、積極的に取り組みます。

横浜型地域包括ケアシステムの構築を進めることは、高齢者の方だけでなく、あらゆる世代の方々にとって住み続けたいまち・横浜を実現することにつながります。この計画のもと、医療・福祉関係機関、事業者、NPO法人、ボランティア等、地域の皆様の御支援・御協力をいただき、オール横浜で、超高齢社会に対応するまちづくりを進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたりましては、横浜市介護保険運営協議会の皆様をはじめ、市民の皆様、事業者、関係団体など多くの方々から、貴重な御意見や御提案をいただきました。改めて、心より感謝申し上げます。

平成30年3月

横浜市長 林 文子

＜目次＞

| | |
|---|----|
| 第1章 計画策定の趣旨 | 1 |
| 1 計画の位置付け | 1 |
| 2 計画の期間 | 2 |
| 3 計画の進行管理 | 2 |
| 4 計画の意見の反映 | 2 |
| (1) 高齢者実態調査 | 2 |
| (2) 横浜市介護保険運営協議会 | 2 |
| (3) パブリックコメント(市民説明会等) | 3 |
| 第2章 横浜市の高齢者を取り巻く状況 | 4 |
| 1 統計データから見る横浜市の高齢者の状況 | 4 |
| (1) 平成 32 年から平成 37 年にかけて、総人口は減少に転じる見込み | 4 |
| (2) 後期高齢者(75 歳以上)人口の急増と、生産年齢(15~64 歳)人口の減少 | 4 |
| (3) 高齢夫婦世帯と高齢単独世帯が一般世帯の 20%超を占める(平成 27 年現在) | 6 |
| (4) 認知症高齢者の増加 | 7 |
| (5) 被保険者の状況 | 7 |
| (6) 要介護認定者の状況 | 8 |
| (7) 介護保険サービス利用者の状況 | 9 |
| 2 横浜市のこれまでの取組 | 10 |
| (1) 「地域ケアプラザ(地域包括支援センター)」を拠点とした地域のネットワークづくり | 10 |
| (2) 高齢者を含む多様なニーズに対応するための地域づくりを念頭においた取組の推進 | 10 |
| (3) 介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援の一体的な推進 | 10 |
| 3 介護保険制度の主な改正内容 | 11 |
| 第3章 2025 年の目指す将来像と横浜型地域包括ケアシステム | 12 |
| 1 横浜市の 2025 年の目指す将来像 | 12 |
| 2 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた視点 | 14 |
| (1) 地域包括ケアシステムの実現に向けた目標の共有 | 14 |
| (2) 多様な主体による地域包括ケアシステムの構築 | 14 |
| (3) 多職種が連携した一体的なケアの提供 | 14 |
| (4) 多様なニーズに対応する「施設・住まい」の実現 | 15 |
| (5) 市民の意識の醸成 | 15 |
| (6) 「地域共生社会」の実現に向けて | 15 |
| 第4章 計画の基本目標 | 16 |
| 1 「第6期計画における取組」と「第7期計画に向けた課題」 | 16 |
| 2 第7期計画の基本目標と施策体系 | 18 |
| 3 日常生活圏域の設定 | 22 |

| | |
|---|----|
| 第5章 具体的施策 | 23 |
| I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して | 23 |
| 1 介護予防・健康づくり | 25 |
| (1) 健康寿命の延伸を目指した健康づくり | 25 |
| (2) 介護予防の取組推進 | 29 |
| 2 社会参加 | 33 |
| (1) 地域社会の担い手として活躍・貢献できる場や機会・情報の提供 | 33 |
| (2) ニーズ・ライフスタイルに合わせた社会参加・シニアの生きがい創出 | 36 |
| (3) スポーツ活動・健康づくりを通じた明るく活力ある長寿社会づくりの推進 | 40 |
| 3 生活支援 | 43 |
| II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して | 47 |
| 1 在宅介護・リハビリテーション | 48 |
| 2 在宅医療・看護 | 59 |
| (1) 医療・介護連携の強化 | 59 |
| (2) 在宅医療に関わる人材の確保・育成 | 61 |
| (3) 在宅医療の普及・啓発 | 62 |
| (4) 医療ケアが必要な人へのサービス | 62 |
| 3 保健・福祉 | 65 |
| (1) 地域ケアプラザ(地域包括支援センター)の強化 | 65 |
| (2) 高齢者の権利擁護 | 68 |
| (3) 本人の自己決定支援 | 70 |
| (4) 地域で見守り合う体制づくり | 71 |
| (5) 介護者に対する支援 | 75 |
| 4 医療・介護・保健福祉の連携 | 76 |
| III 認知症にやさしい地域を目指して | 80 |
| 1 市民理解・地域づくり | 81 |
| (1) 認知症に関する市民理解の推進 | 81 |
| (2) 介護者支援の充実 | 83 |
| (3) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進 | 83 |
| 2 認知症予防、早期診断・早期対応、医療・介護連携 | 86 |
| (1) 認知症予防、認知症の早期診断・早期対応に向けた体制の強化 | 87 |
| (2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供体制の強化 | 88 |
| (3) 若年性認知症支援の充実 | 90 |
| IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して | 91 |
| 1 個々の状況に応じた施設・住まいの整備・供給 | 92 |
| (1) 状況に応じた高齢者向け施設の充実 | 92 |
| (2) 高齢者向け住まいの供給 | 95 |
| (3) 安心して住み続けられる住まいの環境整備 | 96 |
| (4) 高齢者の賃貸住宅への入居支援 | 97 |

| | |
|--|-----|
| 2 相談体制・情報提供の充実 | 104 |
| V 安心の介護を提供するために | 107 |
| 1 新たな介護人材の確保 | 107 |
| 2 介護人材の定着支援 | 110 |
| 3 専門性の向上 | 112 |
| VII 地域包括ケア実現のために | 114 |
| 1 高齢者が安心して暮らせる社会づくりにつながる環境整備 | 114 |
| 2 介護サービスの適正な量の提供及び質の向上 | 116 |
| (1) 介護給付費等適正化の推進【介護給付適正化計画】 | 116 |
| (2) 介護保険事業者の質の向上、指導・監査 | 117 |
| 3 市民に分かりやすい情報の公表と発信 | 119 |
| 4 苦情相談体制の充実 | 120 |
| ■ 2025 年以降の横浜型地域包括ケアシステム | 121 |
| 第6章 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた区行動指針の概要 | 122 |
| 第7章 介護サービス量等の見込み・保険料の設定等 | 141 |
| 1 被保険者数等の見込み | 141 |
| (1) 被保険者数の見込み | 141 |
| (2) 要介護認定者数の見込み | 142 |
| (3) 介護保険サービス利用者数等の見込み | 143 |
| 2 介護保険給付等の見込み | 144 |
| (1) 介護保険給付サービスの見込量 | 144 |
| (2) 地域支援事業の見込量 | 146 |
| (3) 介護保険給付費等総額 | 148 |
| (4) 地域支援事業費 | 149 |
| (5) 介護保険事業にかかる財源 | 150 |
| 3 第1号被保険者の保険料基準額 | 151 |
| (1) 第1号被保険者保険料 | 151 |
| (2) 保険料負担割合等の考え方 | 151 |
| 4 介護保険サービス利用者負担の軽減 | 153 |
| (1) 施設サービスの部屋代(居住費・滞在費)・食費の負担軽減 | 153 |
| (2) 高額介護サービス費等 | 153 |
| (3) その他の利用者負担軽減 | 154 |
| 5 平成 37 年度(2025 年度)の見込み | 155 |

資料編

| | |
|--------------------------------------|-----|
| 1 日常生活圏域一覧表 | 157 |
| 2 日常生活圏域ごとの必要利用定員総数 | 166 |
| 3 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針について | 170 |
| 4 医療と介護の一体的な体制整備について | 172 |
| 5 目標の達成状況の点検 | 173 |
| 6 平成 28 年度横浜市高齢者実態調査の概要 | 174 |
| 7 横浜市介護保険運営協議会 | 192 |
| 8 第7期計画素案に対する市民意見の状況 | 198 |
| 9 用語集 | 201 |

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の位置付け

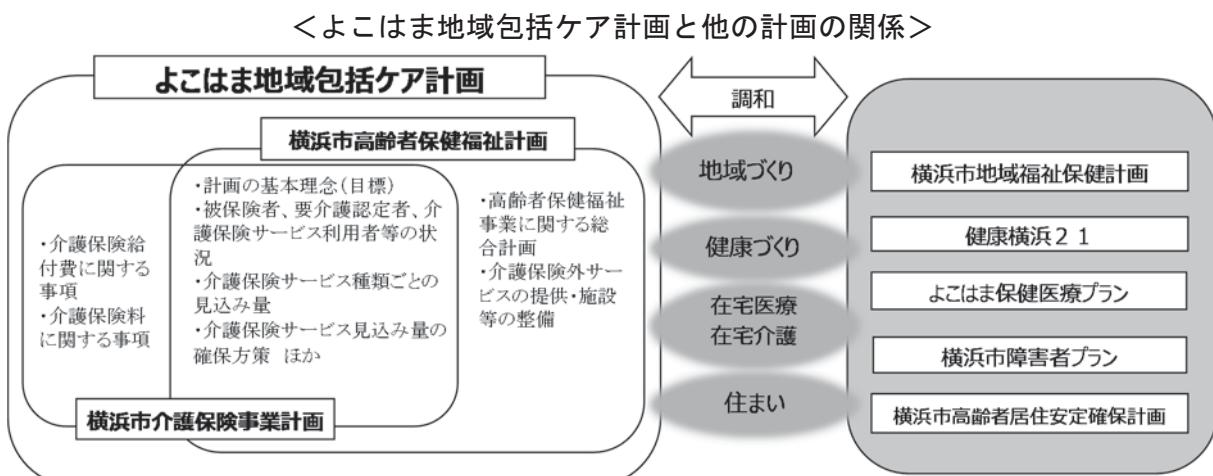
「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画と介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体のものとして策定することとして、市町村に義務付けられた、高齢者に関する保健福祉事業や介護保険制度の総合的な計画です。

この横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画については、第6期計画(平成27(2015)年度～29(2017)年度)の終了に伴い、新たに第7期計画(平成30(2018)年度～32(2020)年度)を策定したものです。第6期計画より、「よこはま地域包括ケア計画」として位置付け、横浜型地域包括ケアシステムの構築を中長期的な視点で進めていくため、団塊の世代全員が75歳以上(後期高齢者)となる2025年を見据えて、目指すべき将来像や介護需要、必要な保険料の推計などを行っています。

よこはま地域包括ケア計画の中で構築を進める横浜型地域包括ケアシステムは、高齢者を対象としていますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供する考え方は、高齢者をはじめ、子ども、障害のある人など、全ての市民が共有することのできる地域生活の基盤であるといえます。

したがって、横浜型地域包括ケアシステムを、「地域共生社会の実現」に向けた仕組みとして効果的に機能させていくためには、他分野との協働のもとにその構築を進めていくことが重要です。

本計画は、「横浜市地域福祉保健計画」や「よこはま保健医療プラン」などの関連計画と調和のとれたものとして策定しています。

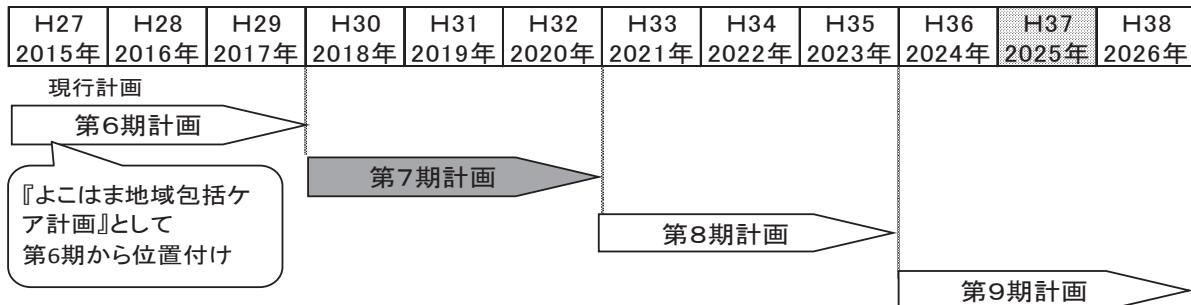


2 計画の期間

計画期間は、平成30(2018)年度から平成32(2020)年度までの3年間です。

計画は3年ごとに見直しを行うこととされていることから、平成29年度に第6期計画の見直しを行いました。

＜計画の期間＞



3 計画の進行管理

計画の進行管理に当たっては、被保険者数、要介護認定者数、サービスの利用状況など、横浜市介護保険運営協議会等に報告し、審議を行います。同協議会の資料・議事録はホームページ等に掲載します。

4 計画の意見の反映

(1) 高齢者実態調査

計画策定の基礎資料とするため、要介護認定を受けていない高齢者、介護保険サービス利用者、介護予防サービス利用者、介護保険サービス未利用者、特別養護老人ホーム入所申込者等を対象としたアンケートを平成28年度に実施し、日常生活の状況、健康づくりや介護予防に関する意識及び取組状況、介護保険や保健・福祉サービスに関する利用状況及び今後の利用意向等について調査しました。

また、サービス提供側である介護保険事業者やケアマネジャー等にもアンケートを実施し、高齢者や介護を取り巻く状況について、様々な角度から実態把握を行いました。

(2) 横浜市介護保険運営協議会

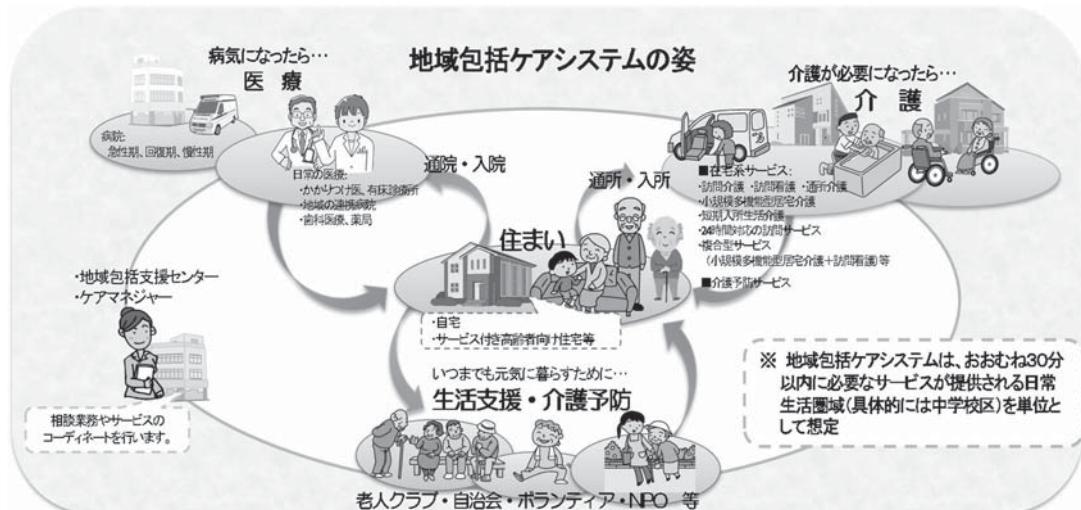
計画の策定に当たっては、公募の市民、保健・医療・福祉関係者、学識経験者により構成された「横浜市介護保険運営協議会」において検討を進めてきました。

(3) パブリックコメント（市民説明会等）

市民から幅広く意見をいただくため、平成29年10月に「第7期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 素案」を作成し、区役所や地域ケアプラザ（地域包括支援センター）等の窓口で配布するとともに、素案の説明会を市内18区で開催しました。また、広報よこはまや本市ホームページを通じて広く素案を周知し、市民意見の把握と計画への反映に努めました。

■「地域包括ケアシステム」とは■

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるために、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される、日常生活圏域ごとの包括的な支援・サービス提供体制のことです。2025年を目途に、全国各地で構築が進められています。



しかし、地域によって状況は様々であり、地域包括ケアシステムの構築に画一的に適応可能な特効薬のような手法は存在しません。

全国最大の基礎自治体である横浜市では、市域全体での目標を共有するとともに、区域や日常生活圏域などより身近な単位で、地域の特性に応じたきめ細かな取組を進めていきます。

■「横浜型地域包括ケアシステム」とは■

「横浜型地域包括ケアシステム」とは、横浜市域において「介護・医療・介護予防・生活支援・住まい」が一体的に提供される、包括的な支援・サービスの提供体制のことです、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）を中心に、日常生活圏域ごとに進めていくものです。

具体的には、

- ① 活発な市民活動と協働します。
- ② 「介護予防・健康づくり」、「社会参加」、「生活支援」を一体的に推進し、健康寿命の延伸につなげます。
- ③ 医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進めます。
- ④ 高齢者が「地域を支える担い手」として活躍できる環境整備を進めるとともに、医療や介護などの人材確保・育成に取り組みます。

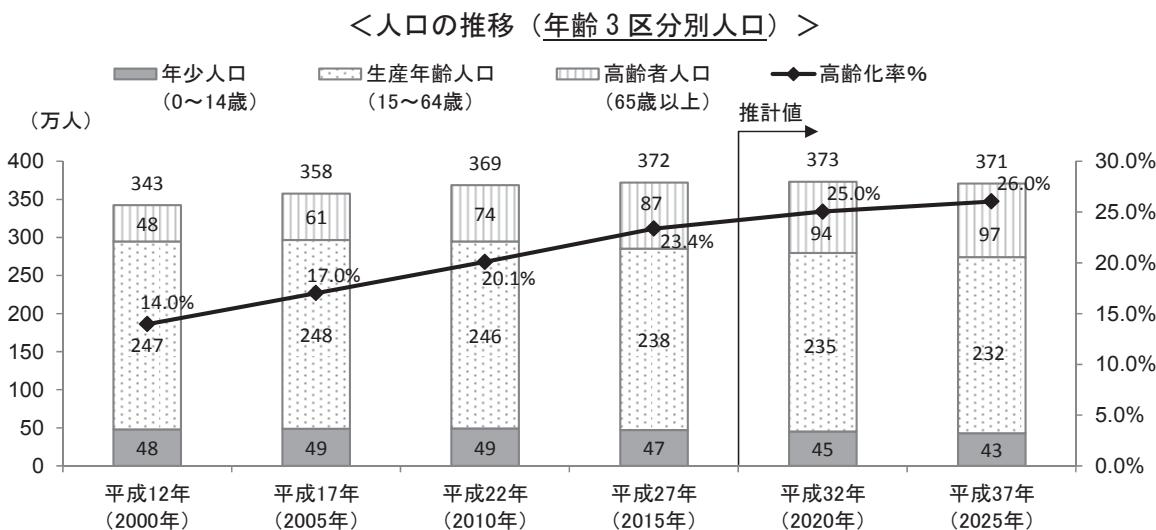
第2章 横浜市の高齢者を取り巻く状況

1 統計データから見る横浜市の高齢者の状況

(1) 平成32年から平成37年にかけて、総人口は減少に転じる見込み

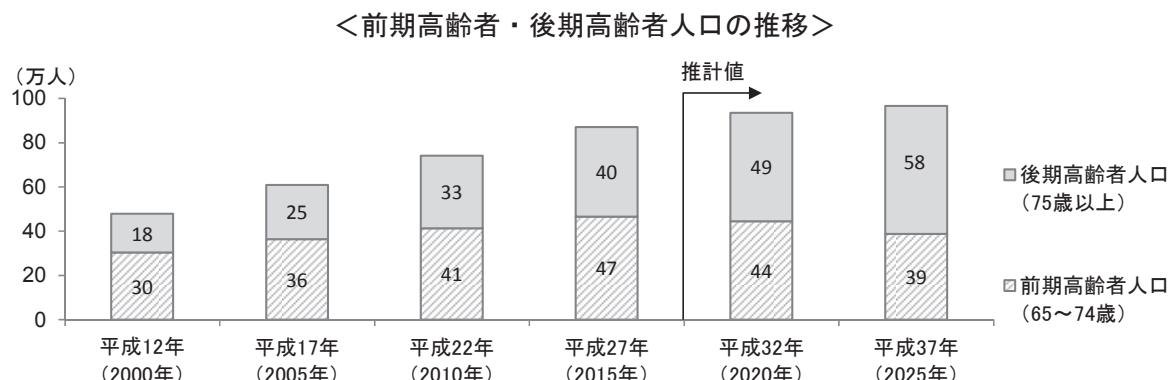
横浜市の人口は、増加傾向で推移してきており、平成31年にはピークを迎え、約373.4万人となる見込みです。しかしながら、その後は、総人口は減少に転じ、平成37年には約371万人となる見込みです。

一方、65歳以上の高齢者人口は徐々に増加し、平成27年に23.4%であった高齢化率は平成37年には26.0%に達する見込みとなっています。



(2) 後期高齢者（75歳以上）人口の急増と、生産年齢（15～64歳）人口の減少

今後も、高齢者（65歳以上）人口は増加が続く見込みですが、前期高齢者（65～74歳）人口については、平成27年から平成32年、平成37年にかけて徐々に減少する見込みとなっています。その一方で、後期高齢者（75歳以上）人口については、平成27年から平成37年にかけて約1.4倍になるなど、急激な増加が見込まれています。



※ 平成27年国勢調査を基準とした将来人口推計（横浜市）[平成32年～平成37年]

※ 平成12年～平成27年の数値は、年齢不詳人口について、国勢調査の結果に基づく按分を行っている

【出典：国勢調査（総務省）[平成12年～平成27年]】

<人口の推移>

| | 平成12年 (2000年) | 平成17年 (2005年) | 平成22年 (2010年) | 平成27年 (2015年) | 平成32年 (2020年) (推計値) | 平成37年 (2025年) (推計値) |
|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------------|---------------------------|
| 総人口 | 342.7万人 | 358.0万人 | 368.9万人 | 372.5万人 | 373.3万人 | 371.0万人 |
| 年少人口(0~14歳) | 47.6万人 | 48.7万人 | 49.0万人 | 47.1万人 | 45.0万人 | 42.6万人 |
| 指数 | - | - | - | <100.0> | <95.4> | <90.4> |
| 生産年齢人口(15~64歳) | 247.2万人 | 248.4万人 | 245.8万人 | 238.3万人 | 234.8万人 | 231.7万人 |
| 指数 | - | - | - | <100.0> | <98.5> | <97.3> |
| 高齢者人口(65歳以上) | 47.9万人 | 60.9万人 | 74.1万人 | 87.1万人 | 93.5万人 | 96.6万人 |
| 指数 | - | - | - | <100.0> | <107.4> | <111.0> |
| 後期高齢者人口(75歳以上) | 17.5万人 | 24.6万人 | 32.7万人 | 40.5万人 | 49.0万人 | 57.9万人 |
| 指数 | - | - | - | <100.0> | <121.1> | <143.0> |
| 高齢化率 | 14.0% | 17.0% | 20.1% | 23.4% | 25.0% | 26.0% |

※平成 27 年国勢調査を基準とした将来人口推計（横浜市）[平成 32 年～平成 37 年]

※平成 12 年～平成 27 年の数値は、年齢不詳人口について、国勢調査の結果に基づく按分を行っている

【出典：国勢調査（総務省）[平成 12 年～平成 27 年]】

<行政区別的人口の推移>

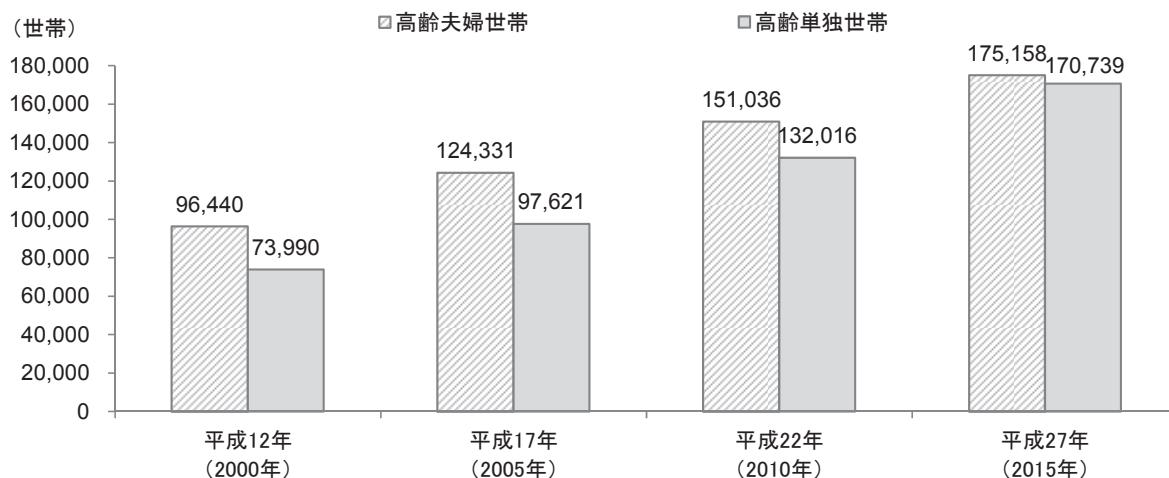
| 区名 | | 平成27年 (2015年) | 平成32年 (2020年) (推計値) | 平成37年 (2025年) (推計値) | 区名 | | 平成27年 (2015年) | 平成32年 (2020年) (推計値) | 平成37年 (2025年) (推計値) |
|-------|-------|------------------|---------------------------|---------------------------|-----|-------|------------------|---------------------------|---------------------------|
| 鶴見区 | 人口 | 28.5万人 | 29.4万人 | 30.1万人 | 金沢区 | 人口 | 20.2万人 | 19.4万人 | 18.5万人 |
| | 65歳以上 | 5.8万人 | 6.3万人 | 6.6万人 | | 65歳以上 | 5.4万人 | 5.9万人 | 6.0万人 |
| 神奈川区 | 人口 | 23.9万人 | 24.3万人 | 24.4万人 | 港北区 | 人口 | 34.4万人 | 35.4万人 | 36.2万人 |
| | 65歳以上 | 5.1万人 | 5.4万人 | 5.6万人 | | 65歳以上 | 6.5万人 | 7.1万人 | 7.5万人 |
| 西区 | 人口 | 9.9万人 | 10.2万人 | 10.5万人 | 緑区 | 人口 | 18.0万人 | 18.1万人 | 18.1万人 |
| | 65歳以上 | 1.9万人 | 2.0万人 | 2.1万人 | | 65歳以上 | 4.1万人 | 4.5万人 | 4.6万人 |
| 中区 | 人口 | 14.8万人 | 15.3万人 | 15.5万人 | 青葉区 | 人口 | 31.0万人 | 31.0万人 | 30.9万人 |
| | 65歳以上 | 3.4万人 | 3.7万人 | 3.8万人 | | 65歳以上 | 6.1万人 | 7.0万人 | 7.7万人 |
| 南区 | 人口 | 19.5万人 | 19.3万人 | 19.0万人 | 都筑区 | 人口 | 21.2万人 | 21.4万人 | 21.4万人 |
| | 65歳以上 | 5.1万人 | 5.3万人 | 5.3万人 | | 65歳以上 | 3.5万人 | 3.8万人 | 4.2万人 |
| 港南区 | 人口 | 21.6万人 | 20.9万人 | 20.1万人 | 戸塚区 | 人口 | 27.5万人 | 27.8万人 | 27.9万人 |
| | 65歳以上 | 5.8万人 | 6.2万人 | 6.3万人 | | 65歳以上 | 6.6万人 | 7.2万人 | 7.4万人 |
| 保土ヶ谷区 | 人口 | 20.5万人 | 20.8万人 | 20.9万人 | 栄区 | 人口 | 12.2万人 | 11.7万人 | 11.2万人 |
| | 65歳以上 | 5.2万人 | 5.5万人 | 5.6万人 | | 65歳以上 | 3.6万人 | 3.7万人 | 3.7万人 |
| 旭区 | 人口 | 24.7万人 | 24.1万人 | 23.3万人 | 泉区 | 人口 | 15.4万人 | 15.0万人 | 14.6万人 |
| | 65歳以上 | 7.0万人 | 7.4万人 | 7.4万人 | | 65歳以上 | 4.2万人 | 4.4万人 | 4.5万人 |
| 磯子区 | 人口 | 16.6万人 | 16.8万人 | 16.7万人 | 瀬谷区 | 人口 | 12.5万人 | 12.2万人 | 11.8万人 |
| | 65歳以上 | 4.4万人 | 4.7万人 | 4.8万人 | | 65歳以上 | 3.3万人 | 3.5万人 | 3.4万人 |

※平成 27 年国勢調査を基準とした将来人口推計（横浜市）

(3) 高齢夫婦世帯と高齢単独世帯が一般世帯の20%超を占める(平成27年現在)

高齢者人口の増加に伴い、「高齢夫婦世帯」および「高齢単独世帯」も大幅に増加しています。平成12年と比較して、平成27年では、高齢夫婦世帯は約1.8倍、高齢単独世帯は約2.3倍となっています。

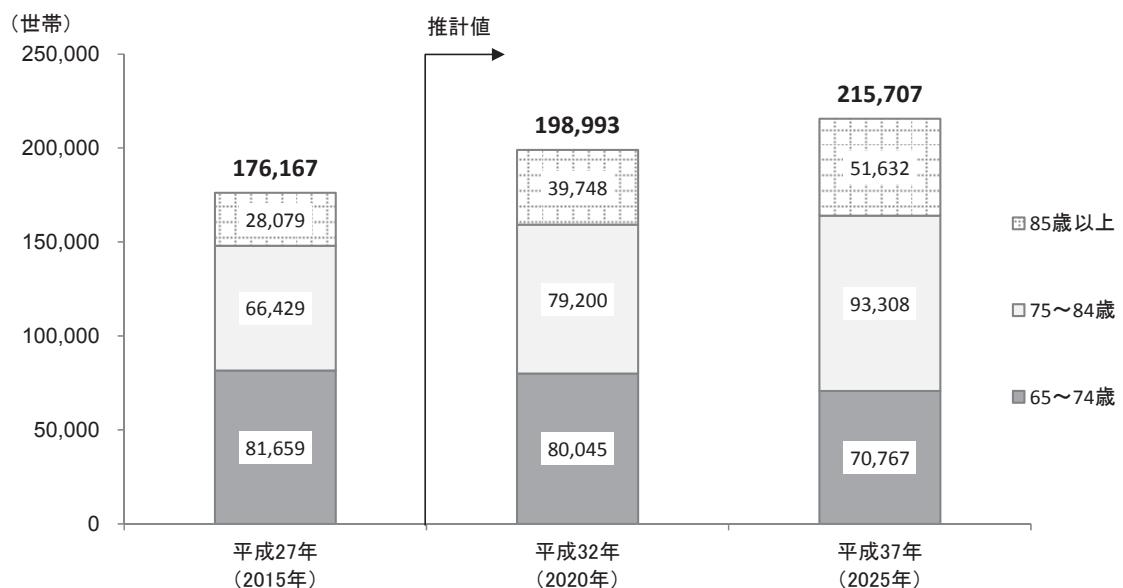
<高齢夫婦世帯と高齢単独世帯の推移>



※ 国勢調査の「高齢夫婦世帯」とは、夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯のこと

【出典：国勢調査（総務省）】

<高齢単独世帯数の推移>



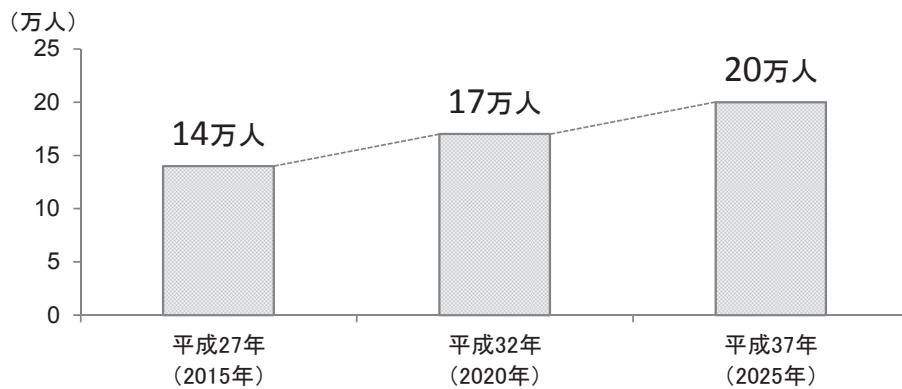
※ 平成27年国勢調査を基準とした将来人口推計（横浜市）

※ 平成27年の数値は、世帯主が年齢不詳の単独世帯について、平成27年国勢調査の結果に基づく按分を行っている

(4) 認知症高齢者の増加

横浜市の認知症高齢者数は、平成 27 年に約 14 万人となり、平成 37 年には約 20 万人、高齢者の 5 人に 1 人の割合に増加することが見込まれています。

＜認知症高齢者数の推移＞



※ 「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成 26 年度厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業 九州大学 二宮教授) の認知症有病率が上昇する場合を使用した推計

※ 平成 27 年国勢調査を基準とした将来人口推計（横浜市）を基に算出

(5) 被保険者の状況

第1号被保険者(65 歳以上)数は増加傾向にあり、今後もこの傾向は続くものと見込まれています。平成 12 年 10 月に約 48 万人であった第1号被保険者数は、平成 37 年には約 95 万人(約 2.00 倍)に達することが見込まれています。

また、第2号被保険者(40~64 歳の医療保険加入者)数は、微増傾向にあり、平成 12 年 10 月に約 117 万人であった第2号被保険者数は、平成 37 年には約 133 万人(約 1.13 倍)となることが見込まれています。

＜被保険者数および総人口の推移＞

| | 平成12年 (2000年) | 平成17年 (2005年) | 平成22年 (2010年) | 平成27年 (2015年) | 平成32年 (2020年) (推計値) | 平成37年 (2025年) (推計値) |
|----------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------------|---------------------------|
| 第1号被保険者数 (65歳以上) | 47.6万人 | 59.6万人 | 72.7万人 | 86.0万人 | 92.3万人 | 95.2万人 |
| | 指數 | - | - | - | <u><100.0></u> | <u><107.3></u> |
| 第2号被保険者数 (40~64歳の 医療保険加入者) | 117.1万人 | 121.1万人 | 126.2万人 | 129.4万人 | 132.3万人 | 132.6万人 |
| | 指數 | - | - | - | <u><100.0></u> | <u><102.2></u> |
| 総人口 | 342.7万人 | 358.0万人 | 368.9万人 | 372.5万人 | 373.3万人 | 371.0万人 |
| | 指數 | - | - | - | <u><100.0></u> | <u><100.2></u> |
| | | | | | | <u><99.6></u> |

※ 被保険者数の平成 27 年までの数字は実績値、平成 32 年以降の数字は推計値（横浜市）（各年 10 月 1 日現在）

※ 総人口については、平成 27 年国勢調査を基準とした将来人口推計（横浜市）[平成 32 年、平成 37 年]

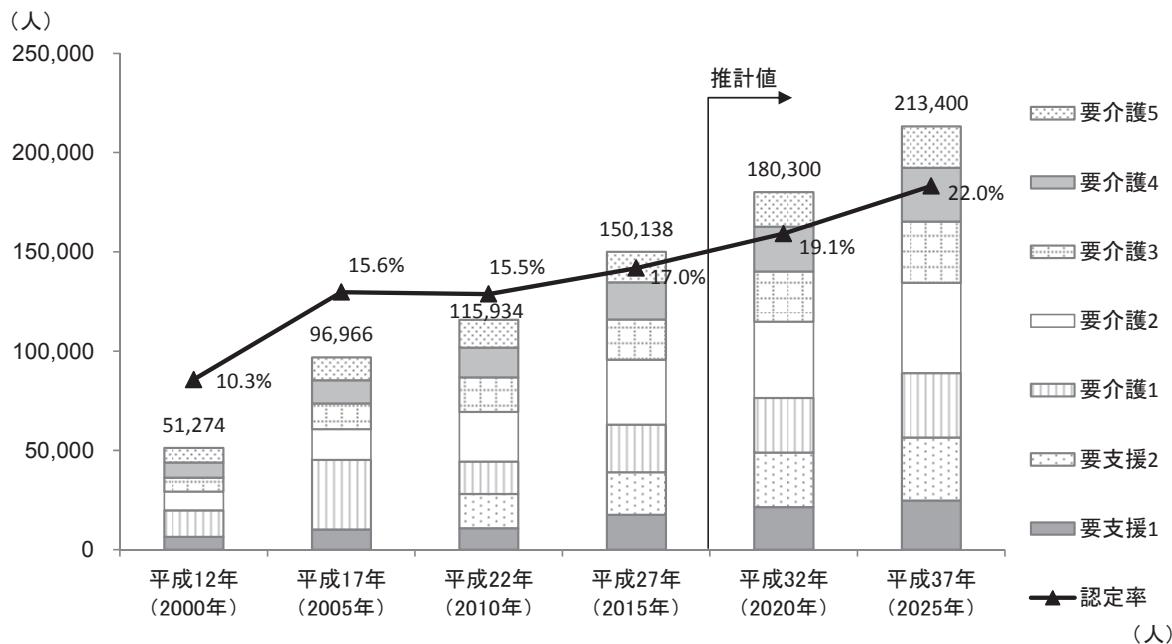
【出典：国勢調査（総務省）[平成 12 年～平成 27 年の総人口]】

(6) 要介護認定者の状況

要介護認定率は上昇傾向にあり、平成12年の約10.3%から平成27年には約17.0%まで上昇しています。また高齢者人口の増加に伴い、この傾向は今後も続くものと考えられ、平成32年には19.1%、平成37年には22.0%となる見込みです。

また、要介護認定者数は、平成27年の約15.0万人から平成37年には約21.3万人と、約1.4倍となる見込みです。

<要介護認定者数の推移（要介護度別）>



| | | 平成12年 (2000年) | 平成17年 (2005年) | 平成22年 (2010年) | 平成27年 (2015年) | 平成32年 (2020年) (推計値) | 平成37年 (2025年) (推計値) |
|---------------|--------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------------|---------------------------|
| 人 数 | 合計(全体) | 51,274 | 96,966 | 115,934 | 150,138 | 180,300 | 213,400 |
| | 要支援1 | (要支援) 6,479 | (要支援) 10,149 | 10,901 | 17,589 | 21,400 | 24,700 |
| | 要支援2 | | | 17,197 | 21,509 | 27,500 | 31,800 |
| | 要介護1 | 13,359 | 35,023 | 16,311 | 23,820 | 27,500 | 32,400 |
| | 要介護2 | 9,505 | 15,540 | 25,011 | 32,724 | 38,500 | 45,500 |
| | 要介護3 | 6,934 | 12,988 | 17,434 | 20,355 | 25,300 | 30,900 |
| | 要介護4 | 7,682 | 11,668 | 14,954 | 18,640 | 22,500 | 27,100 |
| | 要介護5 | 7,315 | 11,598 | 14,126 | 15,501 | 17,500 | 20,900 |
| 構成比 | 合計(全体) | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |
| | 要支援1 | (要支援) 12.6% | (要支援) 10.5% | 9.4% | 11.7% | 11.9% | 11.6% |
| | 要支援2 | | | 14.8% | 14.3% | 15.3% | 14.9% |
| | 要介護1 | 26.1% | 36.1% | 14.1% | 15.9% | 15.3% | 15.2% |
| | 要介護2 | 18.5% | 16.0% | 21.6% | 21.8% | 21.4% | 21.3% |
| | 要介護3 | 13.5% | 13.4% | 15.0% | 13.6% | 14.0% | 14.5% |
| | 要介護4 | 15.0% | 12.0% | 12.9% | 12.4% | 12.5% | 12.7% |
| | 要介護5 | 14.3% | 12.0% | 12.2% | 10.3% | 9.7% | 9.8% |
| 認定者のうち1号被保険者数 | | 48,938 | 92,800 | 112,275 | 146,401 | 176,300 | 209,300 |
| 第1号被保険者数 | | 475,905 | 596,269 | 726,619 | 860,330 | 922,800 | 952,200 |
| 認定率 | | 10.3% | 15.6% | 15.5% | 17.0% | 19.1% | 22.0% |

※ 認定率は、第1号被保険者数に占める第1号被保険者の認定者数の割合

※ 要支援1・2は、平成18年度より（平成12・17年は「要支援」区分の数値）

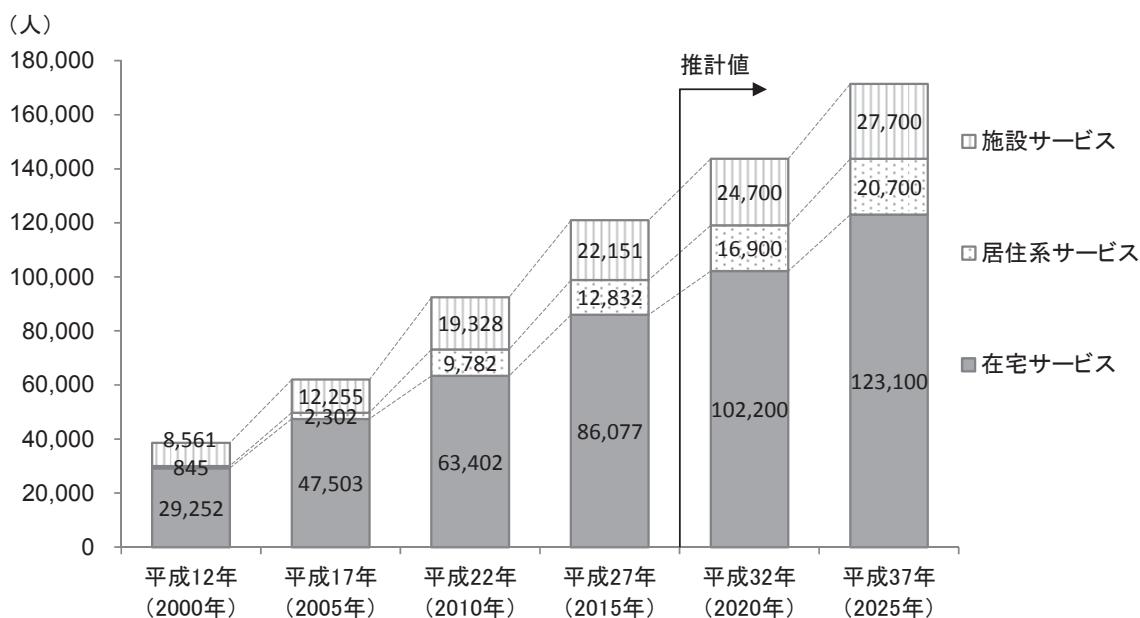
※ 要介護認定者数の平成27年までの数字は実績値、平成32年以降の数字は推計値（横浜市）（各年9月30日現在）

※ 端数処理をしているため、合計が一致しないことがある

(7) 介護保険サービス利用者の状況

介護保険サービスの利用者の状況をみると、在宅サービス、居住系サービス、施設サービスの利用者数は増加傾向が続き、平成37年の平均利用者数は、平成27年平均利用者数と比較して在宅サービスは約1.4倍、居住系サービスは約1.6倍、施設サービスは約1.3倍になると見込まれます。

<介護保険サービスの利用者数の推移（月平均）>



| | | 平成12年 (2000年) | 平成17年 (2005年) | 平成22年 (2010年) | 平成27年 (2015年) | 平成32年 (2020年) (推計値) | 平成37年 (2025年) (推計値) |
|------------------|-----------|------------------|------------------|------------------|------------------|---------------------------|---------------------------|
| 在宅サービス | 利用者 | 29,252 | 47,503 | 63,402 | 86,077 | 102,200 | 123,100 |
| | 地域支援事業移行分 | - | - | - | 224 | 17,500 | 20,500 |
| 居住系サービス | 利用者 | 845 | 2,302 | 9,782 | 12,832 | 16,900 | 20,700 |
| | 人数構成比 | 2.2% | 3.7% | 10.6% | 10.6% | 11.8% | 12.1% |
| 施設サービス | 利用者 | 8,561 | 12,255 | 19,328 | 22,151 | 24,700 | 27,700 |
| | 人数構成比 | 22.1% | 19.7% | 20.9% | 18.3% | 17.2% | 16.2% |
| 介護保険サービス 利用者数 | 利用者 | 38,658 | 62,060 | 92,512 | 121,060 | 143,800 | 171,400 |
| | 人数構成比 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

※「在宅サービス」は、小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント（地域支援事業移行分）の月次に基づく平均利用者数

※「居住系サービス」は、特定施設入居者生活介護（介護予防含む）、地域密着型特定入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）の月次に基づく平均利用者数

※「施設サービス」は、介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の月次に基づく平均利用者数

※ 端数処理をしているため、合計が一致しないことがある

2 横浜市のこれまでの取組

横浜市では、地域包括ケアの観点から、全国に先駆けて、これまで様々な取組を進めてきました。今回の介護保険制度の改正にある、「**地域共生社会**」や「**自立支援**」に向けた各種の取組は従来から行っていた横浜市の取組をより一層推し進めていくための契機となるものであるといえます。

(1) 「地域ケアプラザ（地域包括支援センター）」を拠点とした地域のネットワークづくり

平成3年に「横浜市地域ケアシステム基本指針」を制定するとともに、「在宅支援サービスセンター」（平成7年度から「**地域ケアプラザ**」の名称を使用。）を設置し、いち早く地域ケアシステムの考え方もと、高齢者福祉施策を推進しています。

特に、横浜市独自の施設である地域ケアプラザは、高齢者だけでなく、子ども、障害のある人など誰もが地域で安心して暮らせるよう、身近な福祉・保健の拠点としてさまざまな取組や地域の中でのネットワークづくり等を行ってきました。

(2) 高齢者を含む多様なニーズに対応するための地域づくりを念頭においた取組の推進

介護保険制度導入後、地域支えあい連絡会など地域の基盤づくりのネットワークの構築や、**地域福祉保健計画**の策定など、制度改正や社会情勢の流れに合わせ、地域づくりを念頭においた取組を進めてきました。

地域福祉保健計画については、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的とし、区別・地区別の計画を策定しています。

また、地区別計画を支援する「地区別支援チーム」の編成などにより、区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザ（地域包括支援センター）の3者の連携が図られています。

(3) 介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援の一体的な推進

横浜市では、従来から**介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援の一体的な推進**に取り組んでおり、住民の様々な活動を支援するための取組を行っています。

区域や地域包括支援センター圏域（日常生活圏域）のそれぞれの地域特性に応じて、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）に配置されている専門職種（保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャー）や、生活支援コーディネーター、地域活動交流コーディネーター、区社会福祉協議会に配置されている生活支援コーディネーター、区役所職員等が、地域の力を活かしながら、高齢者の生活課題を解決する取組の推進をサポートしています。

3 介護保険制度の主な改正内容

団塊の世代全員が後期高齢者(75歳以上)となる2025年、更にいわゆる団塊ジュニア世代が高齢者(65歳以上)となる2040年に向けて、我が国の高齢化は今後ますます進展することが見込まれています。

その中で、今後も高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能とするための地域包括ケアシステムのより一層の深化・推進に向けて、平成29年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(以下、改正法)」が公布されました。

本改正法は、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することなどが目的とされています。

改正法のポイントは、以下のとおりです。

■改正法のポイント■

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

- ① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
 - ・全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- ② 医療・介護の連携の推進等
 - ・「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
 - ・医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備
- ③ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等
 - ・市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
 - ・高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

(2) 介護保険制度の持続可能性の確保

- ① 2割負担者のうち特に所得が高い層の負担割合を3割とする
- ② 介護納付金への総報酬割の導入
 - ・各医療保険者が納付する介護納付金(40~64歳の保険料)について、被用者保険間では『総報酬割』(報酬額に比例した負担)とする

※平成30年4月1日施行 ((2)①は平成30年8月1日施行、(2)②は平成29年8月分の介護納付金から適用)

第3章 2025年の目指す将来像と横浜型地域包括ケアシステム

1 横浜市の2025年の目指す将来像

団塊の世代全員が75歳以上(後期高齢者)となる2025年に向けて、一人暮らし高齢者、高齢夫婦のみの世帯、要介護認定者、認知症の人等の大幅な増加が見込まれる一方で、若年層人口は減少することが見込まれています。量的・質的に増大する高齢者の生活課題への対応がより一層求められる中、地域の高齢者の生活をどのように支援していくかが重要な課題となります。

そこで横浜市として、2025年に向けてどのような将来像を目指すのか、また横浜型地域包括ケアシステムを構築するにあたっての視点等をまとめ、平成28年度に「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針」を策定しました。

■ 「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針」■

横浜市では、2025年までに横浜型地域包括ケアシステムを構築していくための具体的指針として、「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針(平成29年3月)」を策定し、多くの関係者間で共通認識を持ち、連携を深めながら地域包括ケアを進めていくことができるよう可視化しました。

指針では、2025年の目指す将来像やその実現に向けた重点方針、取組の視点などを示してきました。なお、指針の内容については、第7期計画に反映しました。

2025年の目指す将来像と第7期計画



2025 年の目指す将来像

地域で支え合いながら、 介護・医療が必要になっても安心して生活でき、 高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができる

ポイント1<地域で支え合いながら>

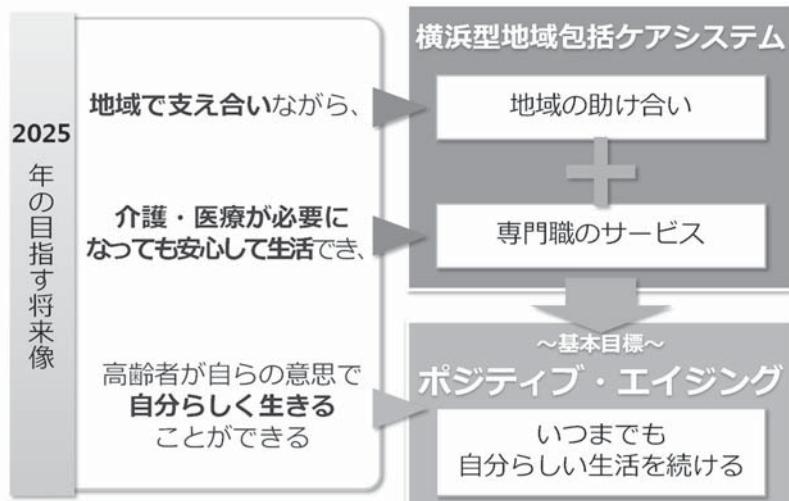
- 高齢者人口の増加と若年層人口の減少が見込まれる中で、今後は「支える側」、「支えられる側」といった垣根を越えた、全ての市民が地域社会に参加する、**地域の助け合いの仕組みづくり**を進めていきます。
- このような社会参加は、参加する本人の介護予防にもつながるなど、一人ひとりの「生活の質(QOL(Quality of Life))」の向上に資することが期待されます。

ポイント2<介護・医療が必要になっても安心して生活でき>

- 今後は、医療ニーズを抱えながら在宅生活を送る要介護者など、より複合的な生活課題を抱えた高齢者の増加が見込まれます。そのような高齢者の生活を支えるためには、一人ひとりの多様なニーズに応じて、複数の専門職が連携して支援を行っていくことが必要になります。
- 「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」の**専門職による一体的なサービス提供を実現するための仕組みづくり**を進めていきます。

ポイント3<高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができる>

- 2025 年に向け、横浜型地域包括ケアシステムの構築を進めることにより、老後の「不安」を「安心」に変え、全ての高齢者が、自らの意思で自分らしい生活を継続していく地域を目指します。

<2025 年の目指す将来像と横浜型地域包括ケアシステム>

2 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた視点

地域の関係者が一体となって横浜型地域包括ケアシステムを構築し、利用者から見た「一体的なケア」を提供する仕組みを目指すためには、関係者がチームとして支えることが重要です。そのためには、地域包括ケアシステムの各分野(介護・医療・介護予防・生活支援・住まい)を縦割りではなく、横につなぐ視点が必要です。そこで、横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の視点を示します。

(1) 地域包括ケアシステムの実現に向けた目標の共有

- 地域包括ケアシステムを構築するためには、地域住民をはじめ、行政、各分野の専門職、事業所、その他関係機関など、**多くの関係者の間で目標や理念を共有**し、関係者が各自の役割を担うことが求められます。
- 全国最大の基礎自治体であり、最大規模の人口を有する横浜市において、共有した目標を達成するためには、区域・地域包括支援センター圏域(日常生活圏域)などそれぞれの**地域特性に応じた多様な仕組みを構築**していく必要があります。

(2) 多様な主体による地域包括ケアシステムの構築

- 高齢者の暮らしは、医療や介護などの専門的なケアだけでなく、生活支援など、様々な支援や活動を含めて成り立ちます。支援・活動が機能するためには、**事業者や横浜市（区・局）、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）、市・区社会福祉協議会に加え、自治会町内会などの地縁組織、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人及び民間企業など、地域の多様な主体**がそれぞれの得意分野・強みを活かしながら、役割を果たしていくことが重要です。
- **多様な主体の参加により、地域の多様なニーズに対応していく**ことが求められます。

(3) 多職種が連携した一体的なケアの提供

- 今後は、医療ニーズを抱えながら在宅生活を送る要介護者など、より複合的な生活課題を持つ高齢者や、更には自宅で人生の最終段階を迎える高齢者が増えてきます。このような高齢者の生活を支えていくためには、**一人ひとりの多様なニーズに応じて、多職種が連携した一体的なケアの提供を実現**していくことが求められます。
- またケアマネジメントは、本人とその取り巻く状況を把握した上で、自らが望む自分らしい暮らしの実現に向けて、必要となる支援・サービスの組み合わせを選択することが求められます。
- 専門職の多職種間で**「顔の見える関係」を構築するとともに、それぞれの専門性と果たしている役割を相互理解し、連携を深めること**が重要です。
- 医師会・歯科医師会・薬剤師会・病院協会等の関係団体、地域ケアプラザ(地域包括支援センター)及びケアマネジャー等との連携を進めながら、切れ目ない支援体制を構築することが重要です。

(4) 多様なニーズに対応する「施設・住まい」の実現

- 住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、安心・安定して暮らすことのできる住まいの確保は重要な要素です。今後は、特に一人暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯、要介護高齢者や認知症高齢者等の増加が見込まれるとともに、高齢者のライフスタイルの変化もあり、**施設・住まいに対するニーズも多様化するため、ニーズに応じた必要な「施設・住まい」をバランス良く整備・確保していくことが求められます。**
- **住宅施策と福祉施策が連携して、高齢者の施設・住まいや住まい方について包括的に推進することが重要です。**

(5) 市民の意識の醸成

- 地域包括ケアシステムを実現するためには、市民一人ひとりが自分を大切にし、自ら健康を保ち、向上していこうとする「セルフケア」の意識が重要です。また、社会参加や社会貢献が健康づくり・介護予防や生きがいにもつながるため、日頃から地域と関わり、お互いを尊重し支え合える地域づくりが大切です。
- 年を重ねることで**心身の状態が変化し、誰もがいずれ人生の最終段階を迎えます。**介護・医療が必要になったときには、誰に相談するか、どのような介護サービスや医療サービスを受けるのか、高齢期の住まい方をどうするのか、そして人生の最終段階をどのように迎えるか、どのように自分らしい生活を継続していくかについて、**自分自身で、また家族や身近な人と一緒に考えていくことが大切です。**
- 高齢者が自らの意思で選択し、自分らしく生きていくためには、本人や家族だけで担うのではなく、地域の助け合いや、専門職によるケアなど、多様な主体による適切な支援が必要になります。

(6) 「地域共生社会」の実現に向けて

- 「地域共生社会」とは、**全ての市民・関係者が地域の問題・課題を「我が事」として捉え、関わり、支え手・受け手という関係を超えて多様な主体・担い手がつながり、「丸ごと」受け止める場を地域につくること**です。
- 横浜型地域包括ケアシステムは、高齢者を対象としていますが、必要な支援を地域の中で包括的に提供する考え方は、高齢者をはじめ、子ども、障害のある人など、全ての市民が共有することのできる地域生活の基盤といえます。
- 2025年に向けては、この横浜型地域包括ケアシステムのより一層の深化を図ることにより、「地域共生社会」の実現を目指します。

第4章 計画の基本目標

1 「第6期計画における取組」と「第7期計画に向けた課題」

I 健康でいきいきと活躍するために

[第6期計画における取組]

- 「よこはまウォーキングポイント事業」など、幅広い年代への健康づくりの取組の推進
- 健康経営に取り組む事業所を応援するための「横浜健康経営認証制度」の創設
- 「元気づくりステーション事業」の拡充等による、地域全体で健康づくり・介護予防に取り組むことができる地域づくりの推進
- 地域の介護予防活動グループや地域ケア会議等へのリハビリテーション専門職の派遣を全区に拡大
- 高齢者のボランティア活動を推進するための「よこはまシニアボランティアポイント事業」の実施
- 「生きがい就労支援スポット」を中心にシニアを対象とした就労・ボランティア活動等の推進 など

II 地域で安心して暮らし続けるために

[第6期計画における取組]

- 地域包括支援センターの機能の充実や、地域ケア会議の推進
- 24時間の在宅生活を支援するための地域密着型サービスの整備、およびサービスの利用普及の推進
- 在宅医療連携拠点の全区設置。在宅でチーム医療を担う人材の育成研修の全区実施
- 認知症初期集中支援チームの設置や認知症ケアパスの作成、認知症対応力向上研修の充実、認知症疾患医療センターの運営
- 認知症サポーターの養成
- 予防給付の円滑な総合事業への移行を進めるとともに、地域の資源を生かした多様な活動・サービスの充実に向けた、生活支援コーディネーターの配置、協議体等の設置 など

<第7期計画に向けた課題>

- 働く世代を中心に、健康づくりの取組をより広い世代へ働きかけていくことが必要
- 生活習慣の改善につなげていくためのきっかけづくりや、事業の対象の拡大、関係機関と連携した効果的な健康づくりの取組の検討が必要
- 歩いて行ける範囲における元気づくりステーションの立ち上げが必要
- 介護予防の活動を推進する地域人材の発掘及び育成支援が必要
- 介護予防の必要性について、市民理解の促進が必要
- 高齢者の社会参加を推進することで、地域の担い手として活躍できる仕組みづくりを推進するとともに、高齢者自身の生きがいや介護予防につなげることが必要 など

<第7期計画に向けた課題>

- 在宅における医療・介護ニーズの増加が見込まれるため、地域密着型サービスの整備の検討や、医療機関と在宅医療・介護関係者との連携の強化が必要
- 自立支援に資するケアマネジメントを基に、地域ケア会議を通じ地域課題の共有と資源開発・政策形成が必要
- 認知症初期集中支援チームを平成30年度に全区設置、医療・介護の専門職の認知症対応力向上、若年性認知症支援体制の強化が必要
- 認知症の市民理解の推進や認知症高齢者等の見守り体制の強化が必要
- 介護予防・健康づくり、社会参加、生活支援が一体となった地域づくりを進めるため、各地域のニーズや社会資源を把握し、多様な主体と連携して事業を推進することが必要 など

III 安定した生活の場を確保するために

[第6期計画における取組]

- 特別養護老人ホームを、概ね計画通り(年間300床)に整備。医療的ケアが必要な申込者に対応するための、医療対応促進助成の拡充、施設の看護体制の強化
- 育児や就労等により介護が困難な状況にあるダブルケアが必要な方に対応できるよう、特養の入退所指針の加点項目を見直し
- 特定施設について、医療ニーズへの対応や低料金・立地状況等、期待する役割やニーズに対応した特定施設の整備誘導を実施
- 27年度に公有地活用型のよこはま多世代・地域交流型住宅の運営を開始
- 「高齢者施設・住まいの相談センター」を設置し、専門の相談員による相談・情報提供を実施 など

<第7期計画に向けた課題>

- 需要増や多様なニーズに対応するため、「施設・住まい」の確保・整備が必要
- 医療的ケアが必要な申込者の更なる受入促進に向けた医療対応促進助成の拡充が必要
- 需要増に向けた認知症高齢者グループホームの整備量の検討が必要
- 特定施設の指定対象の拡大を含め、整備数の確保の検討が必要
- 多世代地域交流型住宅について、区局で連携した支援が必要
- 多様なニーズに対応するため、サービス付き高齢者向け住宅の普及や質の確保についての検討が必要
- 施設・住まいに係る相談の急増に対応するための相談体制の更なる充実が必要 など

IV 地域包括ケア実現のために

[第6期計画における取組]

- ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業を、市内全地区で実施し、民生委員の訪問活動等の活動支援を推進
- 市民後見人養成を進め、全区で市民後見人バンク登録者を候補者として申立てができるようになった。制度の普及啓発を関係機関や地域に実施
- 介護職員初任者研修と就労支援を併せて行う事業等による、中高年齢者など多様な人材の参入促進
- 高校生向けに市内介護施設でのインターンシップを実施。中高生向けに、介護の仕事のやりがいや魅力をPR
- 利用者や家族がサービス事業者を適切に選択するための、介護サービス情報の利用促進・普及 など

<第7期計画に向けた課題>

- ひとり暮らし高齢者「地域で見守り」推進事業について、訪問等により把握した高齢者への日常的な見守りや的確な支援につなげられる仕組みづくりの一層の検討が必要
- 成年後見制度について、高齢者が制度を円滑に利用できる方策や、将来の不足が予測される後見人等候補者の確保、地域包括支援センターとの一層の連携等を進めることが必要
- 介護需要の増加への対応に向けた、人材の確保及び多様な人材の活用等の取組が必要
- 適切な介護事業者の選択に役立つ広報媒体の充実と、更なる周知を図ることが必要 など

2 第7期計画の基本目標と施策体系

横浜市では、第7期計画の基本目標を以下のとおりとしました。

ポジティブ・エイジング

～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる
「横浜型地域包括ケアシステム」を社会全体で紡ぐ～

基本目標では、誰もが歳をとっていく中で、積極的に活力ある高齢社会をつくりたい、人生経験が豊かであることを積極的に捉え、高齢者を尊重し、その人らしい尊厳をいつまでも保つことができる地域を目指したい、という思いを「ポジティブ・エイジング」という言葉に込めるとともに、そのための基盤となる横浜型地域包括ケアシステムの実現に向けて、社会全体で取り組んでいくという方向性を示しています。

高齢者の「自立支援・重度化予防」は重要な視点ですが、それは「一人で何でもできる」ことや、「心身機能の維持・改善を図る」ことのみを重視するものではありません。「ポジティブ・エイジング」は、心身の状態が変化したとしても、地域の助け合いや専門職によるケアにより、高齢者が自らの意思で自分らしく生きることができるよう、一人ひとりの「生活の質(QOL(quality of life))の向上」につなげていくことを目指すものです。

基本目標**ポジティブ・エイジング**

～誰もが、いつまでも、どんなときも、自分らしくいられる
「横浜型地域包括ケアシステム」を社会全体で紡ぐ～

基本的な方向**目標達成に向けた施策体系****I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して**

- 誰もが、いくつになっても、その人に合う役割を持ち、地域の担い手となることができるよう、「介護予防・健康づくり」、「社会参加」、「生活支援」を一体的に推進し、健康寿命の延伸につなげます。
- 地域共生社会の実現に向け、多様な主体が連携した包括的な支援体制により、活動や支援が充実した地域づくりを進めます。

II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

- 医療・介護が必要になっても地域で安心して生活できるよう、在宅生活を支える介護、医療、保健・福祉の充実を図ります。
- 医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進め、利用者の状況に応じた必要なケアを一貫的に提供することができる体制を構築します。

III 認知症にやさしい地域を目指して

- 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた良い環境の中で暮らし続けられる地域づくりを目指します。
- 認知症の人や家族のニーズを踏まえ、本人の状態に応じて適切な支援が受けられるよう、医療・介護サービスの適切な提供、連携を推進とともに、地域の見守りやインフォーマルサービス等も含めた切れ目のない支援体制の構築を進めます。

IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

- 要介護高齢者、認知症高齢者、一人暮らし高齢者等の大幅な増加が見込まれる中で、多様なニーズに対応し、個々の状況に応じた選択を可能とするため、必要な施設や住まいを整備します。
- 施設・住まいに関する相談体制の充実を図り、個々の状況に応じたサービスが選択できるよう支援します。

V 安心の介護を提供するために

- 増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を3本柱として総合的に取り組みます。

VI 地域包括ケア実現のために

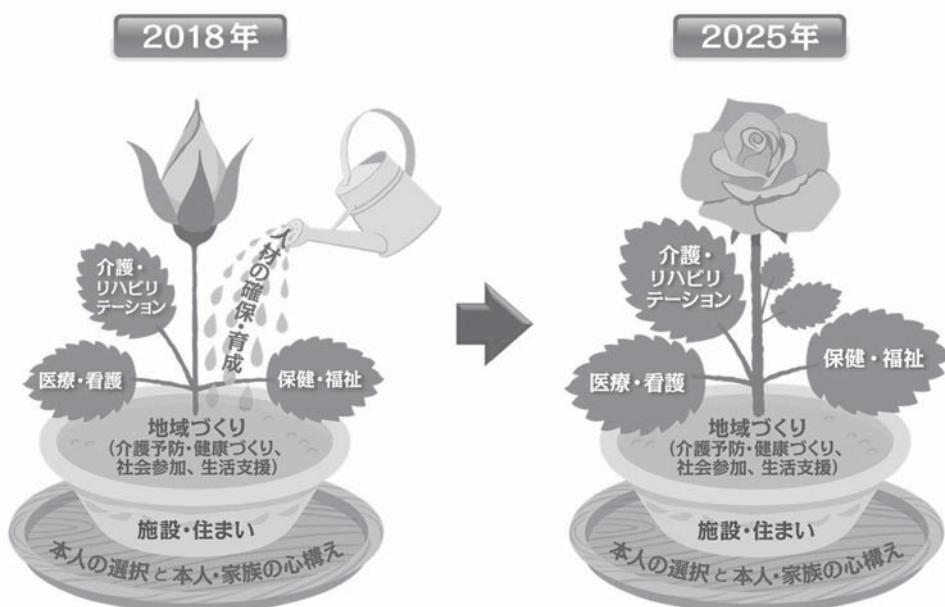
- 市民に分かりやすい情報の発信や介護サービスの適正な提供・質の向上など、横浜型地域包括ケアシステムを支える基盤整備を進めます。

保険料の推計**介護サービス量等の見込み・保険料の設定等**

横浜型地域包括ケアシステムの「植木鉢」

横浜市では、地域包括ケア研究会(厚生労働省老人保健健康増進等事業)が提示した地域包括ケアシステムの構成要素をより詳しく示す植木鉢をかたどった模式図を、「横浜型地域包括ケアシステム」にアレンジし、新しい「植木鉢」を作成しました。第7期計画の施策体系は、この植木鉢の各要素に合わせて作成しています。

地域包括ケアの花を咲かせよう！地域の輪とつながろう！



この「植木鉢」は、高齢者の生活を支えるための様々な要素を、その役割・機能に着目して整理したものです。

「施設・住まい」を地域での生活基盤となる“植木鉢”に例えると、その「施設・住まい」での生活を継続するために必要な「地域づくり」は、養分をたっぷりと含んだ“土”に当たります。“土”は、介護予防・健康づくりや、高齢者の社会参加、更に生活支援の提供などが一体となって機能する地域の支え合いの姿を表現したものです。

また、「医療・看護」、「介護・リハビリテーション」、「保健・福祉」の3枚の“葉”は専門職による一体的なサービス提供を指します。そして、この3枚の“葉”は、“植木鉢”や“土”が生活の基盤を支えることで、はじめてその役割を果たすことが可能となります。ただし、3枚の葉は、個別に存在するだけではその機能を十分に発揮することはできません。高齢者一人ひとりのニーズに応じて、多職種(葉)が一体となったケアを提供していくことが求められます。

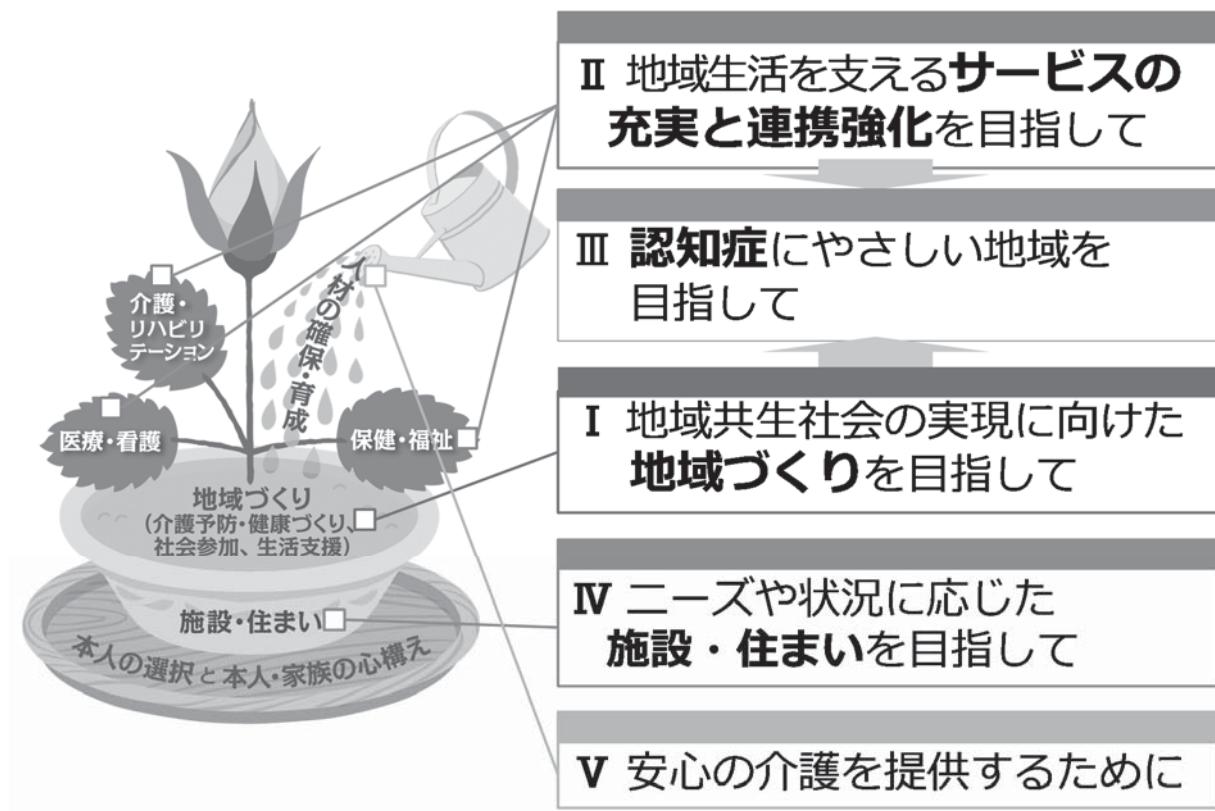
なお、“土”や“葉”が、その力を継続して発揮するためには、養分を運ぶ“水”となる「人材の確保・育成」の取組が欠かせません。さらに、これらの“植木鉢”と“土”、“葉”は、その“受け皿”である「本人の選択と本人・家族の心構え」の上に成り立っています。

横浜市では、これらの要素を包括的・継続的に育んでいくことで、2025年までに地域包括ケアの“花”を咲かせることを目指します。

第7期計画の構成は、横浜型地域包括ケアシステムの「植木鉢」の各要素と関連付けて設定しています。

なお、「Ⅲ 認知症にやさしい地域を目指して」については、「地域づくり」と「専門職による支援」の両方に関わるテーマとして位置付けています。また、横浜型地域包括ケアシステムの「植木鉢」のうち、「受け皿」である「本人の選択と本人・家族の心構え」は、全てに関連しています。

＜横浜型地域包括ケアシステムの「植木鉢」と第7期計画の構成＞



3 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、「日常生活圏域」を設定し、その圏域ごとに地域密着型サービスを展開します。日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況やその他の条件を総合的に勘案して定めています。

横浜市では、おおむね中学校区(人口規模2~3万人)を目安とし、地域ケアプラザの区域を基本として148か所設定しています。

しかし、横浜市の人口は全国の基礎自治体の中で最大規模であり、日常生活圏域別の人口も平均で2.5万人を超える規模となっています。高齢者の日常生活を支える仕組みを作るためには、地域の特性や状況に応じた一定程度の範囲での検討や取組を進める必要があります。

例えば、地域資源の開発やネットワーク化、支え合いの地域づくりなどの観点からは、日常生活圏域よりも小さい圏域(自治会町内会など)で検討を進めていくなど、目的に応じて取り組むことが重要です。

| 区名 | 日常生活 圏域数 (か所) | 人口(人) | | | 要介護認定者数 (人) |
|---------|---------------------|-----------|---------|---------|----------------|
| | | | 65歳～74歳 | 75歳以上 | |
| 1 鶴見区 | 9 | 291,069 | 32,638 | 28,316 | 11,339 |
| 2 神奈川区 | 8 | 236,672 | 26,665 | 25,248 | 9,861 |
| 3 西区 | 4 | 99,168 | 10,123 | 10,023 | 3,964 |
| 4 中区 | 7 | 151,537 | 18,583 | 16,398 | 7,111 |
| 5 南区 | 8 | 198,952 | 26,949 | 26,155 | 10,451 |
| 6 港南区 | 10 | 215,176 | 30,296 | 29,767 | 9,975 |
| 7 保土ヶ谷区 | 8 | 205,720 | 25,982 | 27,113 | 9,887 |
| 8 旭区 | 13 | 247,742 | 34,284 | 36,450 | 12,847 |
| 9 磯子区 | 7 | 168,142 | 22,929 | 22,434 | 8,166 |
| 10 金沢区 | 10 | 200,500 | 29,951 | 27,096 | 9,698 |
| 11 港北区 | 9 | 343,119 | 34,651 | 32,378 | 12,301 |
| 12 緑区 | 7 | 180,336 | 21,565 | 19,961 | 6,899 |
| 13 青葉区 | 12 | 308,388 | 34,068 | 29,413 | 10,619 |
| 14 都筑区 | 6 | 211,241 | 18,506 | 16,449 | 6,081 |
| 15 戸塚区 | 11 | 278,072 | 35,403 | 33,433 | 11,474 |
| 16 柴区 | 7 | 122,160 | 18,575 | 18,236 | 5,743 |
| 17 泉区 | 7 | 154,434 | 21,432 | 20,769 | 7,190 |
| 18 濱谷区 | 5 | 124,866 | 16,321 | 17,246 | 6,608 |
| 横浜市 計 | 148 | 3,737,294 | 458,921 | 436,885 | 160,214 |

※人口は、平成29年9月30日時点の住民基本台帳登録者数（外国人登録人口含む）

※要介護認定者数は、平成29年9月30日時点

第5章 具体的施策

I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して

目 標

- 誰もが、いくつになっても、その人に合う役割を持ち、地域の担い手となることができるよう、「介護予防・健康づくり」、「社会参加」、「生活支援」を一体的に推進し、健康寿命の延伸につなげます。
- 地域共生社会の実現に向け、多様な主体が連携した包括的な支援体制により、活動や支援が充実した地域づくりを進めます。

◆ 指標

指標1

- よこはまウォーキングポイント参加者アンケートにおいて、「あと 1,000 歩、歩く」ようになったと回答した参加者が増加している。

| 指標 | 現状値(平成 29 年度) (2017 年度) | 平成 32 年度 (2020 年度) |
|----------------------------------|----------------------------|-----------------------|
| 「あと 1,000 歩、歩く」ように なったと回答した割合 | 41 (%) | 44 (%) |

指標2

- 地域の介護予防活動の参加者（要介護認定者等含む）が増加している。

| 指標 | 現状値(平成 28 年度) (2016 年度) | 平成 32 年度 (2020 年度) |
|--|----------------------------|-----------------------|
| 地域の介護予防活動グループへ の参加者数 | 25,458 (人) | 30,000 (人) |
| (内数) | 6,750 (人) | 8,000 (人) |
| 元気づくりステーション参加者 (内数) | | |
| 元気づくりステーション 要介護認定者等参加者数 (事業対象者・要支援認定者 含む) | 510 (人) | 800 (人) |

指標3

- 地域活動やボランティアに参加する高齢者が増加している。

| 指標 | 現状値(平成 28 年度) (2016 年度) | 平成 32 年度 (2020 年度) |
|--------------|----------------------------|-----------------------|
| ボランティア参加者の割合 | 15.5 (%) | 18.0 (%) |
| スポーツの会参加者の割合 | 30.1 (%) | 33.0 (%) |
| 趣味の会参加者の割合 | 39.3 (%) | 42.0 (%) |

第2期健康横浜 21

市民の最も大きな健康課題のひとつである生活習慣病に着目し、10 年間（平成 25 年度～平成 34 年度）にわたる健康づくりの指針として作成したもので、健康増進法に基づく市町村健康増進計画として、ライフステージに合わせた取組を展開します。



基本目標 10 年にわたり健康寿命を延ばします。

行動目標 ライフステージごとの行動目標に基づき、取組を進めます。

| | 育ち・学びの世代 (乳幼児期から青年期) | 働き・子育て世代 (成人期) | 稔りの世代 (高齢期) |
|-------------|-------------------------|--------------------------------|------------------------------------|
| 生活習慣の改善 | 食生活 | 野菜たっぷり・塩分少なめ 3食しっかり食べる | バランスよく食べる |
| | 歯・口腔 | しっかり噛んで食後は歯磨き | 「口から食べる」を維持する 定期的に歯のチェック |
| | 喫煙・飲酒 | 受動喫煙を避ける | 禁煙にチャレンジ お酒は適量 |
| | 運動 | 毎日楽しくからだを動かす | あと1,000歩、歩く 定期的に運動する 歩く、外出する |
| | 休養・こころ | 早寝・早起き | 睡眠とてしっかり休養 |
| 生活習慣病の重症化予防 | | 定期的にがん検診を受ける 1年に1回 特定健診を受ける | |

1 介護予防・健康づくり

地域の中で介護予防や健康づくりに取り組める環境が整い、どのような心身の状況であっても、自分らしく健康で生きがいのある生活を送ることができる地域づくりを推進します。

若い世代からの継続的な健康づくりが将来の介護予防につながるよう、行政、地域、企業・団体が協力して、健康づくり・介護予防が連動した全世代型の取組を進めます。

(1) 健康寿命の延伸を目指した健康づくり

◆ 主な取組

ア 全市民で取り組む健康づくりの推進

- 「第2期健康横浜 21」などに基づき、乳幼児から高齢期までライフステージやからだの変化にあわせて継続的に、運動や食生活などの生活習慣の改善と、がん検診・特定健診の普及など生活習慣病の重症化予防の取組を推進します。
- 「^{みの}稔りの世代(高齢期)」で、効果の高いウォーキングなどの運動を中心とした事業を引き続き進め、若い世代にも連動して広がるよう取り組みます。特に、健康づくりに関心がない方や、本格的に取り組む習慣がない若い方であっても興味が持てる仕組みを作るほか、身近な地域で参加しやすい活動に取り組みます。

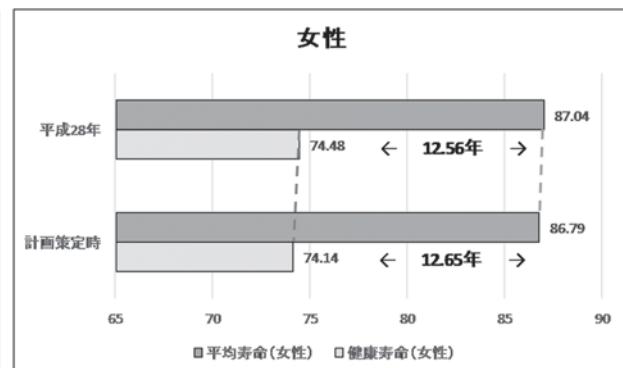
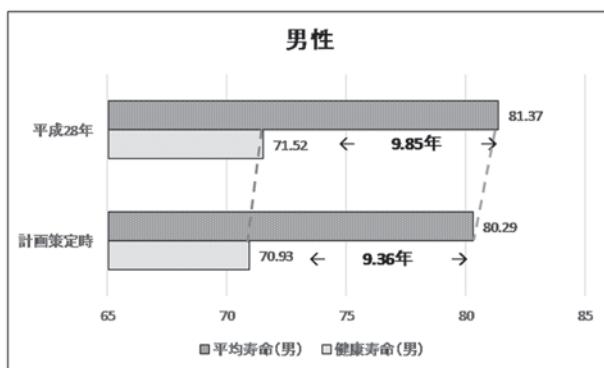
健康寿命と平均寿命の比較

【健康寿命とは】

「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」をいいます。



健康寿命は、「第2期健康横浜 21」計画策定時(平成 22 年度)から平成 28 年にかけて、男性は 0.59 歳、女性では 0.34 歳延びています。



※ 横浜市が厚生労働省研究班「健康寿命算定プログラム」を用いて算出

○ よこはま健康アクション

第2期健康横浜21のリーディングプラン「よこはま健康アクションステージ1(2014年度～2017年度)」に掲げた10事業で得られた成果を発展させ、ステージ2(2018年度～2022年度)として、よこはまウォーキングポイント等を活用した運動習慣の定着化や、「横浜健康経営認証制度」による市内事業所健康経営の支援、特定健診・がん検診の受診率向上策など、生活習慣病を予防する取組を強化し、若い世代からの健康づくりを支援します。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催等を見据え、望まない受動喫煙のない環境づくりを進めるなど、地域や民間企業とともに、健康寿命の延伸を目指します。

イ よこはまウォーキングポイントの推進（よこはま健康スタイル）

拡充

- 「よこはまウォーキングポイント」、「よこはまシニアボランティアポイント」、「よこはま健康スタンプラリー」など、日常生活の中で楽しみながら継続して取り組める仕組みを重層的に推進します。
- 「よこはまウォーキングポイント」では、歩数計に加え、スマートフォンで参加できる歩数計アプリも導入し、より広い世代へ働きかけ、参加者の健康行動の習慣化を進めます。

ウォーキングを通じた健康づくり～よこはまウォーキングポイント～

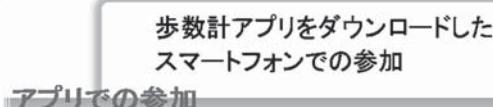
参加者は歩数計（無料配布・送料負担あり）を持って歩き、市内約1,000か所の協力店等に設置されたリーダーから、歩数データを定期的に送信することで、歩数に応じたポイントが貯まり、景品や寄附などの特典につながる、健康づくりの事業です。

民間事業者（インセンティブ提供等）との協働事業で実施しており、2018年4月からは、歩数計アプリをダウンロードすることで、スマートフォンでの参加も可能になります。

2014年度～



2018年度～



ウ 地域人材と連携した健康づくりの推進

- 区の特性を踏まえ、保健活動推進員や食生活等改善推進員などの地域の人材とともに、体力測定会や体操教室、ウォーキング活動や退職後の男性向け料理教室、骨太クッキングなどのライフステージ別の健康づくり事業の取組を推進します。



エ 事業所等と取り組む健康経営の推進

- 働き世代やシニア世代を多く含む従業員等の健康保持・増進の取組が、将来的に企業の収益性等を高める投資であると捉え、健康経営に積極的に取り組む事業所等を「横浜健康経営認証事業所」として認証しています。認証された事業所等の取組や先進事例などを周知することで、健康経営を幅広く普及し、市内事業所等による健康経営の取組を推進します。

<横浜健康経営認証制度>

健康経営の概念を幅広く普及させるため、健康経営に取り組む事業所を、横浜健康経営認証事業所として、クラスA、AA、AAAの3つの区分で認証する制度



※健康経営…経営者が従業員等の健康づくりを経営の視点から捉え実践する考え方で、特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

- 認証事業所の取組事例

【食生活】

不規則な食事の従業員が多いため、社員食堂でヘルシーメニューを提供／自動販売機の飲み物を糖分が少ないものに変更／外部の看護師等にメールで食事メニューの相談ができる仕組みを設置

【運動】

デスクワーク中心の職場で、午後に休憩と体操タイムを設定／外部講師を招へいし、ストレッチ講習会を開催／運動サークルの活動に助成金を交付

【喫煙対策】

事業所内の喫煙スペースを削減／禁煙外来に通うための助成制度を創設／禁煙を目指す本人を周囲が応援できるよう、禁煙サポートを決め、本人と禁煙サポートが署名する禁煙宣言書を導入

オ 健康増進事業

- 健康診査やがん検診などの健康増進事業の充実により、生活習慣病などの早期発見・早期治療を行い、健康の維持を図ります。
- また、高齢期の疾病は若い世代に比べて重症化しやすいことから、疾病予防に取り組みます。

| 事業名 | 取組内容 |
|--------------------------|--|
| がん検診 | がんを早期に発見し、早期治療につなげるため、胃・肺・子宮・乳・大腸・前立腺の各がん検診を実施 |
| 肝炎ウィルス検査 | 肝硬変や肝がんに進行する可能性の高い、B・C型肝炎ウィルスの感染を早期に発見し早期治療につなげるため、B・C型肝炎ウィルス検査を実施 |
| 健康診査 | 75歳以上の高齢者等を対象に、生活習慣病を予防のため、健康診査を実施 |
| インフルエンザ及び成人用肺炎球菌ワクチン予防接種 | 高齢者のインフルエンザ及び肺炎の罹患・重症化を予防するため、インフルエンザ及び成人用肺炎球菌ワクチン予防接種を実施・周知啓発 |

◆ 事業量

| | 第6期の実績 | | | 第7期計画 | | |
|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 平成31年度 (2019年度) | 平成32年度 (2020年度) |
| | - | 28 | 54 | 40 | 40 | 40 |
| ● 事業所等と取り組む健康経営の推進 | | | | | | |
| 横浜健康経営認証新規事業所数(箇所) | - | 28 | 54 | 40 | 40 | 40 |

(2) 介護予防の取組推進

◆ 主な取組

ア 元気づくりステーションの推進

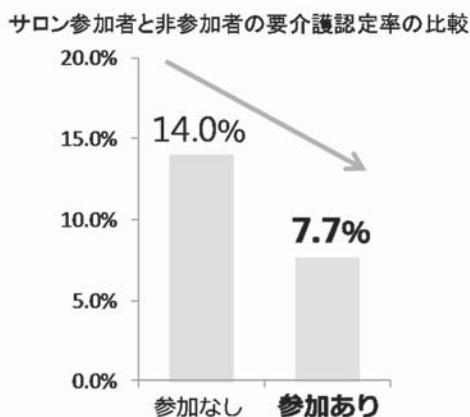
拡充

- 住民と横浜市が協働で行う、介護予防・健康づくりを目的としたグループである「元気づくりステーション」は、地域の特性に合わせて、体操、ウォーキング、認知症予防、口腔機能向上、栄養改善など様々な活動を行っています。自治会町内会館、団地集会場、公園、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）など、歩いて行ける身近な場所で、主体的・継続的に介護予防に取り組むグループ活動を拡げます。
- 加齢に伴い虚弱になっても継続して参加でき、役割を持ってお互いに支えあえるグループづくりができるよう、リハビリテーション専門職を積極的に活用します。また、民間企業との連携を広げ、より多くの高齢者が興味を持てる介護予防活動のメニューを取り入れます。
- こうした取組を通じ、「元気づくりステーション」が地域の介護予防の核となり、介護予防の必要性や効果を地域に発信するよう支援します。

いつまでも元気に暮らすヒント

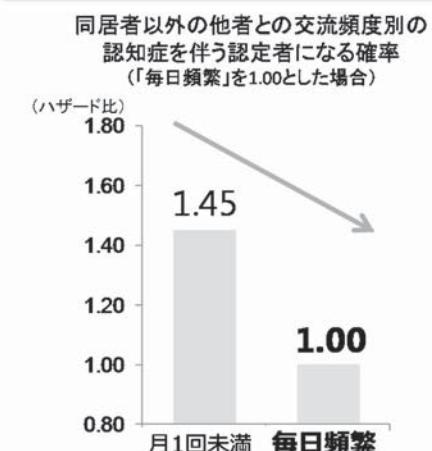
活発な生活や他者との交流は、介護予防になるとのデータもあります

サロン参加者は、要支援・要介護認定者になる割合が少ない



※愛知県武豊町で、2007年5月から活動を開始した「憩いのサロン」において、参加者の状況を2012年3月まで追跡調査。3回以上参加した人を「参加あり」とし、0~2回の参加者は「参加なし」に分類した結果

他者と交流している人は、認知症になる確率が低い



※愛知県下の6市町村において、65歳以上の高齢者14,804人を対象に、2003年から約10年間の追跡調査を行った結果。性別、年齢、世帯構成、就学年数、婚姻状態、等価所得、治療疾患の有無、物忘れの有無、居住地域を調整した結果

趣味がある人は、認知症にならない確率が 2.2 倍とのデータも

出典：日本老年学的評価研究資料

イ 地域リハビリテーション活動支援の推進

- 高齢者が加齢に伴い心身機能が低下しても、地域の活動に継続して参加できるよう、また支援者側が高齢者の有する能力を最大限に發揮できる支援が実践できるよう、元気づくりステーションなどの地域活動グループや地域ケア会議等へのリハビリテーション専門職の派遣などを推進します。

ウ 介護予防の普及啓発（ロコモ・フレイル予防等の推進）

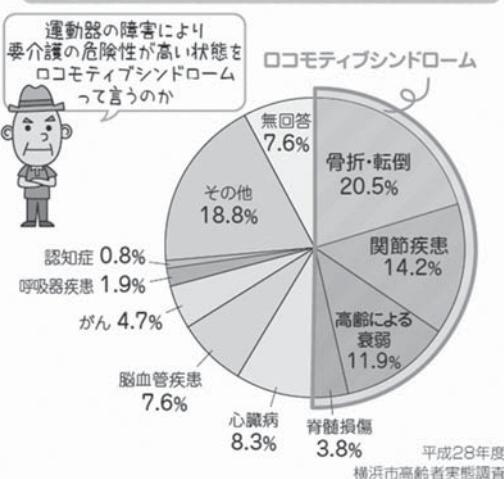
- 高齢者自ら要介護状態となることの予防に取り組めるよう、ロコモ予防、フレイル予防、口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防等の普及啓発を行います。（区役所や地域ケアプラザ（地域包括支援センター）等での講演会等の開催、地域での出前講座の実施、啓発媒体の作成や配布・配信など）

ロコモ：ロコモティブシンドromeの略称。「加齢に伴う筋力低下や骨・関節疾患などの運動器の障害が起こり、立つ・座る・歩くなどの移動能力が低下する状態」を言います。

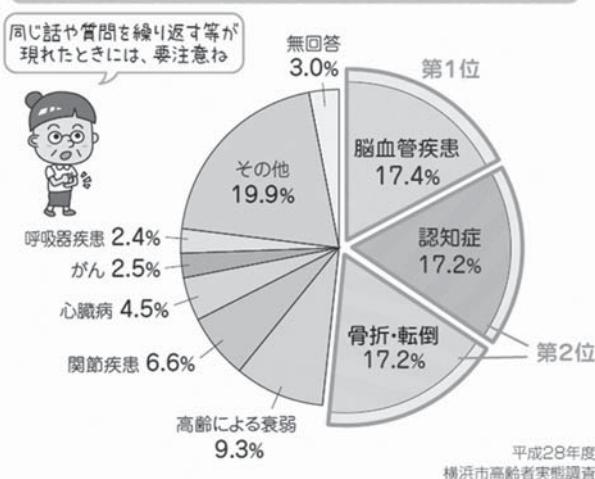
フレイル：加齢に伴い心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態をいい、「虚弱」を意味します。フレイルはロコモより広い概念として捉えることができます。

ご存知ですか？介護が必要になった原因

要支援の認定理由のうち、約半数はロコモティブシンドrome



要介護の認定理由の1位は脳血管疾患、2位は認知症と骨折・転倒



エ 地域介護予防活動の支援

- 身近な地域で介護予防の取組が拡がるよう、地域で介護予防を推進する人材の発掘、育成及び支援に取り組みます。
- 活動中の人材への研修、連絡会等を実施します。
- 地域で活動するグループに対し、専門職による出前健康講座や運営支援を行います。

オ 健康づくりと介護予防の連携強化

拡充

- 若い世代からの健康づくりの取組が、将来の介護予防につながるため、健康づくりの取組が介護予防・認知症予防につながることの広報や年齢を限定しない啓発イベントの開催等、健康づくりと介護予防の連携を強化し行政が一体となって効果的な啓発に取り組みます。

カ 人や活動につながっていない高齢者の把握の推進

- 地域診断を行い、地域資源を把握するとともに、地域の健康課題を整理します。
- 地域と連携して人や活動につながっていない高齢者を把握し、地域の活動につなげます。
- 元気づくりステーションなどの活動に参加しなくなった高齢者の把握と支援を行います。

キ 自立を支援するための介護予防ケアマネジメントの推進

- 介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできるだけ防ぐ(遅らせる)」及び「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するものです。
- また、高齢者自身が地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することにより、結果として介護予防につながるという視点からも、心身機能の改善だけでなく、地域の中で生きがいや役割をもって生活できるような居場所に通い続けるなど、「心身機能」「活動」「参加」にバランス良くアプローチすることが重要です。
- 活動性の高い生活を維持するためには、要支援者等の状態にあわせて介護保険サービスを提供するだけでなく、「できるようになりたい」といった本人の意欲に働きかけることが重要であり、地域資源も含めた多様な支援サービスを組み合わせ、本人の状況変化に応じて支援します。
- 地域包括支援センター等では、要支援者等の有する能力、可能性を把握し、本人の意欲を引き出し、目標をもって生活できるような支援技術が求められます。
- 地域包括支援センター等が、これらの介護予防ケアマネジメントを実践できるように取り組みます。

◆ 事業量

| | 第6期の実績 | | | 第7期計画 | | |
|-----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 平成31年度 (2019年度) | 平成32年度 (2020年度) |
| ● 元気づくりステーションの推進 | 拡充 | | | | | |
| 活動グループ数 (グループ) | 197 | 239 | 279 | 320 | 360 | 400 |
| ● 地域リハビリテーション活動支援の推進 | | | | | | |
| リハビリテーション専門職 派遣回数(回) | 43 | 151 | 236 | 250 | 250 | 250 |
| ● 介護予防の普及啓発 | | | | | | |
| 教室・講演会・イベント 等実施回数(回) | 934 | 842 | 800 | 800 | 800 | 800 |
| ● 健康づくりと介護予防の連携強化 | 拡充 | | | | | |
| 連携した啓発イベント等 実施回数(回) | - | - | - | 1 | 18 | 18 |
| ● 自立を支援するための介護予防ケアマネジメントの推進 | | | | | | |
| 地域包括支援センター 職員研修回数(回) | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| ケアマネジャー等研修 回数(回) | 57 | 64 | 70 | 80 | 80 | 80 |

※平成29年度は見込み値

2 社会参加

高齢者がこれまで培った知識・経験を生かし、「地域を支える担い手」として活躍できる環境の整備を進め、「活力のある地域」を目指します。また、社会参加することにより、介護予防・健康づくりにつながる仕組みづくりを推進します。

(1) 地域社会の担い手として活躍・貢献できる場や機会・情報の提供

◆ 主な取組

ア 生きがい就労支援スポットの整備

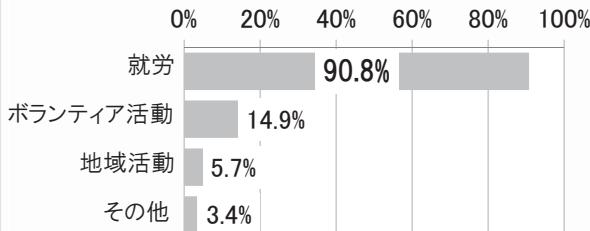
拡充

- 生きがい就労支援スポットは、元気な高齢者が活躍する生涯現役社会の実現に向けて、高齢者のライフスタイルに合わせた就労・ボランティア・地域活動等の情報を提供し、高齢者の活躍の場を創出する相談窓口として、平成26年12月から金沢区でモデル事業として取組を進めています。
- 利用者アンケートによると、約9割以上の方が、就労に関わる情報取得を目的に訪れており、「働けるうちは、いつまでも働き続けたい」と回答した方が約4割を占めるなど、就業へのニーズが高くなっています。引き続き、高齢者一人ひとりの相談内容に応じたスポットならではの「きめ細かな情報の提供」や、能力に応じた「様々な活躍の場の提供」に向けて、就労先・ボランティア先等のさらなる開拓を進めます。
- モデル事業から本格実施に向け、平成29年度末から港北区に新たな生きがい就労支援スポットを開所し、市内方面別への展開について検討します。民間企業のノウハウを活用した新たな取組として、高齢者一人ひとりの体力やライフスタイルに合わせて雇用条件等を緩和するなど、就労先へのマッチング率のさらなる向上を目指します。また、地域とのネットワーク構築に努めるとともに、連携強化を図るなど、地域での担い手不足の解消や地域課題の解決につなげる取組を推進します。

マッチング率のさらなる向上を目指す取組

- 企業への面接同行や採用決定までの対象者のフォロー、定着への支援
- 希望に応じたオーダーメイドの求人開拓（雇用条件の緩和など）
- シニアの雇用に積極的な企業との合同面接会 など

初めてスポットを訪れたとき相談したいと思ったこと



いきいきシニア地域貢献モデル事業効果検証資料抜粋
(平成28年3月)

生きがい就労支援スポットの役割は、生涯現役社会の実現に向けて個人の生きがいづくりや健康づくりに寄与することで、地域社会の担い手不足等の課題解決を図ります。

イ 高齢者の就業支援

(ア)公益財団法人横浜市シルバー人材センター

○ 市内の事業所や家庭から高齢者に適した臨時的・短期的その他軽易な仕事の注文を受け、就業意欲のある高齢者(登録会員)に対し、経験や希望に合った仕事を紹介し、就業を通じた社会参加を支援します。また、登録会員に対し、緑地管理など技能習得のための各種講習会等の開催のほか、ボランティアへの活動支援、個人家庭を対象にしたサービスの充実なども行います。(登録会員数:10,804人(平成29年9月現在))

今後も、様々な団体や企業等と連携を図りながら、新たな就業分野の開拓やさらなる受注拡大に向けた取組を行います。

(イ)シニア起業家の支援

○ 様々なキャリアを積んだシニア世代による、長年培った経験や知識を活かした起業を支援するため、ビジネスプランの作成セミナーや、起業に向けた実践的な知識を身に付けるための連続講座を開催するとともに、起業後のフォローアップを行います。

シニアパワーの発揮による地域包括ケアシステム推進事業

キャッチフレーズは 「あなたの力の1%を あおば の未来に！」

青葉区では、今後は急速に少子・高齢化が進み、区民の暮らし方やニーズも一層多様化することを見据え、今のうちから、高齢社会対策と、多世代に選ばれるまちの魅力づくりを具体的に進める必要があると考えました。

そこで平成29年度から経済局と連携し、シニア世代を中心としたコミュニティビジネスの創業支援を行い、地域課題を共有し、地域で活躍いただく新たな仕組みづくりを始めています。

活力あるシニア層が集まり、学識者・先輩起業家の講演や、実践的セミナーにおける福祉・地域課題の紹介、グループワーク等を経て、参加者自らのビジネスプランの検討・発表等を行っています。

シニア自身の生きがいづくりや健康づくり、社会課題の解決、新たな担い手育成などにつながる、青葉区版地域課題解決モデルであり、豊かな社会的つながりが地域での生活満足感を向上させる、「ソーシャルキャピタル」の醸成につながる取組です。



活力あるシニア層

コミュニティビジネス創業支援

地域課題の解決・生きがいづくり

社協・区・既活動者からの地域課題の紹介

活動者のネットワーク化

ウ セカンドSTEPプロモーション事業（退職後の生活・地域情報の提供）

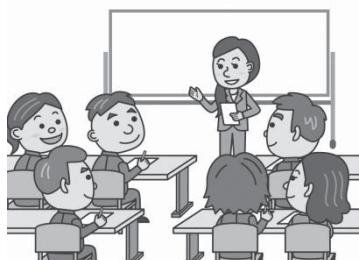
新規

- 退職後の新たな人生を自分らしく過ごすには、生活に関する知識や自分の住み慣れたまちの情報を知り、さまざまな退職後の不安を解消したりする中で、“生活を楽しむ環境づくり”をしていくことが重要です。
- 地域での活動を希望する方には、興味や関心に合わせた地域活動やそれぞれの持つ知識やスキルを活かした活動の場・機会に関する情報発信を行います。また、趣味や興味に合わせ個人の生活を充実させたい場合には、一人でも参加利用可能な元気高齢者向けイベントなどの情報を発信することで、アクティブな生活が展開されるようサポートします。
- セカンドSTEPプロモーション事業では、定年退職を迎える世代を対象に、民間企業や区役所などと連携し、日常生活で活用できる情報や多様な行政サービスの利用方法をPRすることで、ビジネスライフから自分の住み慣れたまちへ生活基盤を移した際、スムーズに地域に移行できるようサポートします。

具体的な取組例

✿ 企業向け出前講座・セミナーの実施

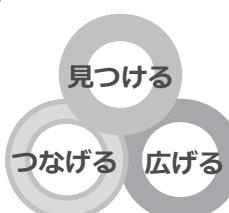
本市の職員が退職者セミナー等を実施している企業に出向き、魅力ある元気高齢者施策（介護予防も含む）の紹介や地域での社会参加を促すための意識向上の取組などについて情報発信します。

✿ 各世代に応じた動画による事業紹介
及び事業啓発冊子配布

各世代に応じた、魅力ある分かりやすい事業紹介を動画で発信することで、効果的な広報を実施します。



生活方式の選択肢を広げるための情報を発信します



“元気高齢者”を増やすためには、「見つける・つなげる・広げる」をテーマに、セカンドSTEPプロモーション事業を進めていきます。「見つける・つなげる・広げる」は、自分のまちで活用できる楽しみを見つける、地域貢献につなげる、将来の健康ライフスタイルの選択肢を広げる・家族や友人にも元気高齢者施策の魅力が広まるることを期待しています。

(2) ニーズ・ライフスタイルに合わせた社会参加・シニアの生きがい創出

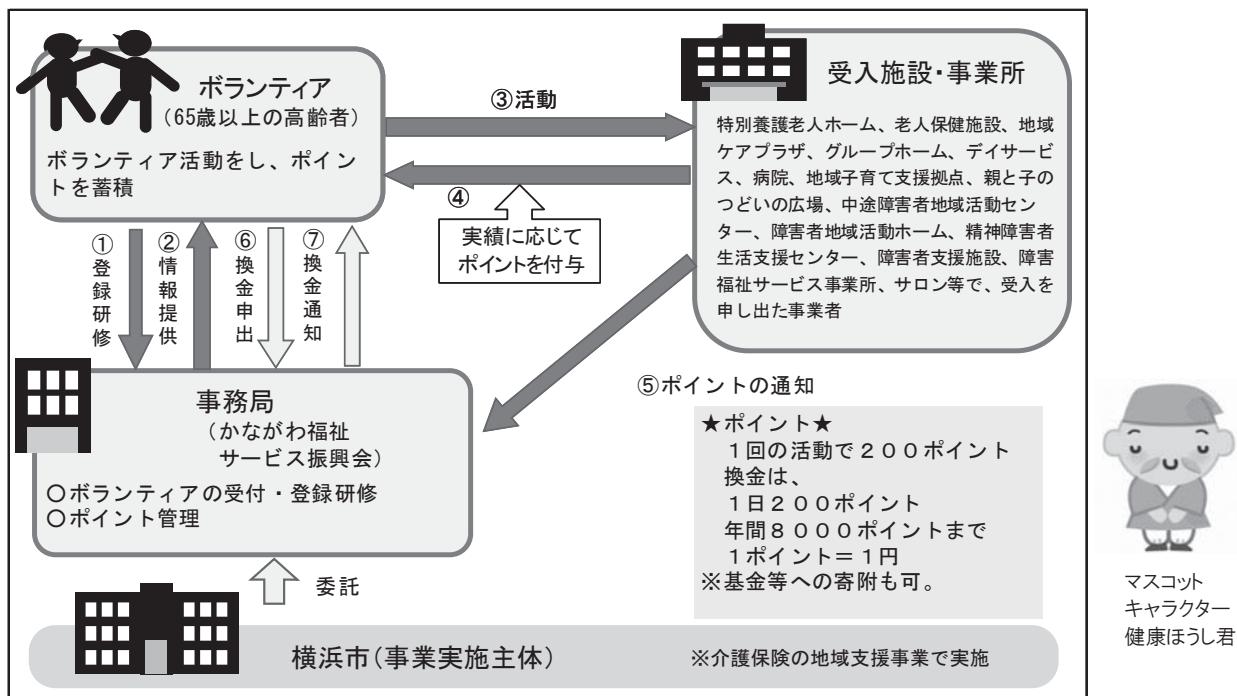
◆ 主な取組

ア よこはまシニアボランティアポイントの推進

拡充

- 高齢者が、介護施設、病院、子育て支援拠点等で事業の手伝いやレクリエーション活動の補助などの活動を行った場合にポイントがたまり、たまたまポイントに応じて寄附・換金ができる仕組みです。平成28年度末で、登録者は15,000人を超え(受入機関は、492か所)、市内全域で活動しています。
- 活動を行う高齢者的心身の健康の保持増進や介護予防につながるとともに、社会参加や生きがいづくりを促進します。また、高齢者の持つ知識や経験、人とのつながりを生かす仕組みづくり、社会参加に向けたきっかけづくりとして、引き続き事業を推進します。
- 活動者拡大のため、寄附・換金対象ポイントの上乗せ等を検討します。また、身近な地域で活躍できる場を増やすため、介護予防・生活支援サービス補助事業(サービスB)による活動や、サロンなどへ対象事業を拡大します。さらに、登録後に活動につながっていない方に向けて、情報提供等を行うことにより積極的な活動参加を支援します。

〔よこはまシニアボランティアポイントの概要〕



イ かがやきクラブ横浜（老人クラブ）への支援による高齢者の生きがい創出

- 地域を基盤とする高齢者の自主的な組織である老人クラブは、これまで「健康・友愛・奉仕」を基本に、地域で助け合い・支え合いの活動を行ってきました。
- 今後ますます介護や医療ニーズが増える中で、人間関係の希薄化や「社会的孤立」から生じる様々な生活課題を抱える高齢者も増えています。そのような課題に対応するため、住み慣れた自宅・地域での暮らしが可能な限り継続できるよう、老人クラブも地域の担い手として、地域全体の支援の輪を広げることが求められています。
- 老人クラブが魅力ある活動を展開し、高齢者相互の支え合い活動など積極的な地域活動ができるよう(公財)横浜市老人クラブ連合会と連携し、各区老人クラブ事業の運営を支援します。
- 一方、ライフスタイルが多様化する中、平成22年度に約12万人いた会員が、平成29年度では約11万2千人となっています。老人クラブに関わる全ての関係者が、新規会員の参加しやすい組織づくりや活動内容を考えていく必要があります。
- そのために、老人クラブ活動をあらゆる機会を捉えて紹介し、活動への参加を呼び掛けるとともに、会員だけでなく非会員への参加を促す取組や、生きがい就労支援スポットや区役所との連携、老人福祉センターなどを活用した会員増強キャンペーンなど広報等の取組を強化します。また、非会員も参加することのできる「横浜シニア大学」の開催を引き続き支援し、高齢者の仲間づくりを進めます。
- 平成29年度から取り組んでいる「認知症サポーター10万人計画」を推進し、認知症への理解を深め、見守りや支え合いで安心して暮らせる地域づくりを進めます。

老人クラブ活動 の相乗効果

健康活動

- ・体操・健康ウォーキング
- ・シニアスポーツの実施
- ・高齢者医療や介護保険など制度・施策の学習 など

友愛活動

- ・ひとり暮らしや高齢者世帯への声掛け・訪問
- ・地域行事等への参加呼び掛け
- ・認知症への正しい理解

ボランティア活動

- ・公園清掃や登下校時の児童の見守り
- ・地域での伝承活動や多世代交流 など

老人クラブ活動は、個人の健康づくりや地域の担い手としての重要な役割を担っています。

『かがやきクラブ横浜』について

(公財)横浜市老人クラブ連合会では、平成28年1月から老人クラブのイメージアップを図るために、横浜らしさ、健康で明るく元気な高齢者を連想する「かがやきクラブ横浜」という愛称を使用しています。

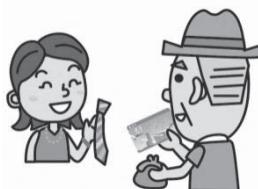


ノルディックウォークの様子

ウ 濱ともカード（高齢者のための優待施設利用促進事業）を利用した高齢者の外出支援

- 高齢者が濱ともカードを携帯し、市内各所で高齢者にやさしい優待を受けられるよう、協賛店獲得に向けて積極的に取り組みます。
- 協賛店をより利用しやすくするため、協賛店舗や優待内容の詳細など最新の情報を簡単に取得できるよう、二次元バーコード等の活用を検討します。
- 関係団体や協賛店などと連携し、事業のPR・キャンペーンを実施し、濱ともカードの普及を促進します。

「濱とも協賛店」に提示すると、商品・入場料の割引などのサービスを受けることができる、お得なカードです。



エ 敬老パス（敬老特別乗車証交付事業）を利用した高齢者の外出支援

- 高齢者が心身ともに健康な生活を送るとともに、気軽に外出し社会参加できるよう敬老パスを交付します。
- 利用対象交通機関は、横浜市営バス、民営バス、横浜市営地下鉄、金沢シーサイドラインとなります。利用にあたっては、所得に応じた負担金が必要です。

オ 敬老月間事業による生きがい支援

- 高齢者に敬意を表し、長寿を祝うとともに、毎年9月を敬老月間として、100歳以上の方に、ささやかなお祝いの品を贈呈する事業のほか、文化・観光施設等の無料開放や優待割引を行っています。

カ 生涯学習への支援

- 各区の施設等において、市民が広く関心を持ち、幅広い交流を図りながら生涯学習を実践できるよう、学びの機会の充実を図ります。
- 全区に設置されている市民活動・生涯学習支援センター（市民活動支援センターと複合化しています。）では、学習情報の提供や学習相談、仲間づくりなどにより、市民の学習活動を支援します。
- 市民・学校・民間教育事業者・企業等との協働による学習支援を進めます。また、横浜にある多彩な学習資源を、市民一人ひとりが、主体的な学びや活動に活用できるような環境づくりを進めます。
- 地域コミュニティの活性化に向け、高齢者の持つ知識・技術等の社会的活用や世代を超えたネットワークづくりを支援します。

社会活動等への参加は元気の秘訣

いくつになっても仲間と一緒に趣味を楽しんだり、地域活動等に参加したりすることは、地域や人と人との「つながり」を高め、暮らしやすい豊かな生活をもたらします。

さらに、近年の様々な事例や調査研究により、人と人との「つながり」をつくることが心身の健康づくりにも大きく関わってくることが、明らかにされています。

このつながりづくりと社会参加の考え方は、地域福祉保健計画(P.71)の取組にも位置付けて、市民の皆さんに地域活動への参加を後押ししています。



社会活動等への参加は元気の秘訣！

社会活動等に積極的に参加している人ほど、4年後も健康で自立した生活を維持できていた。

図1

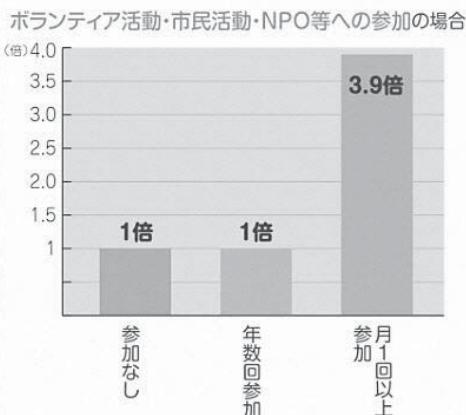
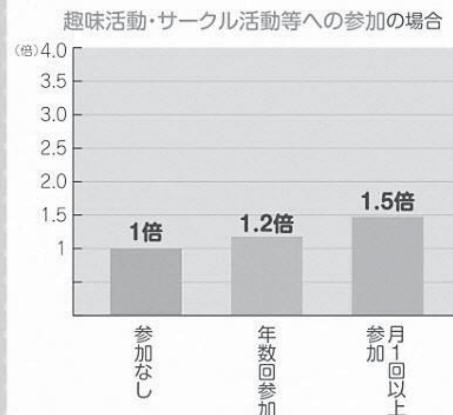


図2



※「参加なし」を「1」とした場合と比較

出典：東京都健康長寿医療センター研究所
高齢者の社会活動等への参加による4年後の生活機能維持に関する調査（首都圏A市）(2008-2012年)

図1解説

ボランティアなどの地域活動に月1回以上参加している高齢者は、活動をしていない高齢者と比べて、4年後も元気な生活を続けていた人が3.9倍多かったという結果が出ています。

図2解説

趣味やサークル活動を月1回以上楽しんでいる高齢者は、参加していない高齢者に比べて、4年後も元気な生活を続けていた人が1.5倍多かったという結果が出ています。

(3) スポーツ活動・健康づくりを通じた明るく活力ある長寿社会づくりの推進

◆ 主な取組

ア 老人福祉センターの機能の向上

- 老人福祉センターは、地域の高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーション等のための施設で、各区に1館ずつ設置しています。
- 健康寿命の延伸を目指し、生涯を通して元気なシニアが活躍できるよう「健康づくり」「体力づくり」「介護予防」に向けた機能の強化を図るためのメニューなど、社会参加につながるメニューを充実します。
- 施設の老朽化も課題になっているため、持続可能な運営等について検討します。

| 老人福祉センター | | |
|---|--|--|
| 施設内容 | 利用できる人 | 利用時間 |
| <ul style="list-style-type: none">○ 大広間、カラオケ、囲碁・将棋、卓球など○ 浴室・シャワー室(一部を除く)○ 会議室の貸出しなど | <ul style="list-style-type: none">○ 市内在住の60歳以上の方と付添いの方○ 市内在住者の父母・祖父母または子で、60歳以上の方 | 9時～17時 (ただし浴室等は、センターの利用時間より早めに終了します。) |

健康で明るい生活を楽しむための施設です。大広間で仲間とくつろいだり、趣味の講座を受けて楽しみを広げるなど生きがい・仲間づくりに利用してください。

イ ふれーゆ（高齢者保養研修施設）の運営

- 「ふれーゆ」は、高齢者の社会参加や交流の促進、保養、健康増進を目的とした施設で、温水プール、大浴場、大広間などがある施設です。
- 「ふれーゆ」ならではのスポーツイベントや空きスペースを活用した催しを行い、高齢者を中心とした健康増進や世代間交流を促進し、賑わいのある施設づくりに努めます。また、集客力を高めるため、引き続き送迎サービスなどに取り組みます。
- 地域の企業や自治会町内会などと連携し、運動指導員の派遣や地域で行われるイベントに積極的に参加することで、地域に根ざした交流拠点としても活用します。

温水プール と 人工温泉



ふれーゆ

- 住所：鶴見区末広町1-15-2
- 開館時間：9時～21時(10月～3月は20時まで)
- 休館日：毎月第2火曜(7・8月除く)

各種教室も開催しています！

- プール：各種水泳教室・水中ウォーキングなど
- スポーツ：ノルディックウォーキング・やさしいヨガなど
- 文化教養系：健康麻雀教室・色を楽しむぬり絵など

ウ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）への支援及び啓発

- 全国健康福祉祭(愛称:ねんりんピック)とは、60歳以上の方々を中心として、あらゆる世代の人たちが楽しみ、交流を深めることができる、スポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典です。例年、スポーツ・文化交流大会には、全国から約1万人の選手・役員が参加します。
- 市を代表する選手が大会を通じて県外からの多くの参加者との交流を深め、楽しさや生きがいを実感することができるよう支援します。
- 東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けてスポーツへの関心が高まる中、2021年に開催される神奈川大会(仮称)に向けて、大会の主役である高齢者が、元気にいきいきと活躍できる環境づくりを推進するとともに、各競技団体や関係団体と協力し、広報・PRを積極的に行うことで、大会の機運を高めます。

高齢者が主役のスポーツ・文化の祭典です

- テニスやサッカーなどのスポーツ交流大会
- 囲碁や将棋などの文化交流大会
- 健康、福祉・生きがいに関する多彩なイベント
- 世代間・地域間交流をはかる音楽文化祭などの開催 など



2018年
富山県

2019年
和歌山県

2020年
岐阜県



**2021年
神奈川県**
全国健康福祉祭
シンボルマーク

エ 生涯スポーツへの支援

- 地域スポーツ・レクリエーション団体と連携し、子どもから高齢者まで、楽しく、気軽に参加できるウォーキングイベント、親子ふれあい体操、野外活動等のスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。また、おすすめのウォーキングコースをホームページや情報誌で紹介します。
- 子どもから高齢者まで地域住民の誰もが、それぞれの体力や興味・技術に応じて、集い、活動することができる総合型地域スポーツクラブの支援を行います。
- スポーツ・レクリエーションフェスティバル、ビーチスポーツフェスタ、市民大会・区民大会など、市民が気軽に参加でき、日頃の練習の成果を発揮する機会となる市民参加型スポーツイベントの充実を図るとともに、初心者が安心して参加できる環境を整えます。
- 横浜市老人クラブなどを通じ、健康の保持増進と高齢者相互の親睦を図るために、ノルディックウォーカーやグラウンド・ゴルフなどの誰もが取り組みやすいニュースポーツやレクリエーションを中心としたスポーツ大会等を開催します。

◆ 事業量

| | 第6期の実績 | | | 第7期計画 | | |
|------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 平成31年度 (2019年度) | 平成32年度 (2020年度) |
| ● 生きがい就労支援スポットの整備 | 拡充 | | | | | |
| 就労・ボランティア活動等のマッチング数(件) | 119 | 54 | 50 | 150 | 200 | 300 |
| スポット整備数(箇所) | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 3 |
| ● よこはまシニアボランティアポイントの推進 | 拡充 | | | | | |
| 活動者数(人) | 8,306 | 8,846 | 10,475 | 12,000 | 13,000 | 14,000 |
| 受入施設数(箇所) | 453 | 492 | 532 | 572 | 612 | 652 |

※平成29年度は見込み値

活発な住民活動により要介護リスクを軽減～旭区若葉台団地～

旭区の若葉台団地は、人口約1万5千人の大規模団地です。昭和54年に分譲を開始し、ファミリー層が一斉に入居。39年が経過し、今は当時の住民たちが高齢化のため、高齢化率は46%(本市24%)と非常に高いエリアです。しかし、要介護認定率は11.6%(本市17%)と、本市平均と比べ6ポイントも低い状況です。

これは団地内で、ジョギングやウォーキングが盛んなこと、夏祭り、大運動会など地域の行事が盛んなこと、住民有志が作ったスポーツ文化クラブが結成され、廃校になった中学校を拠点に、テニス、グランドゴルフ、太極拳など23のスポーツ事業と英会話、楽器演奏、絵画など13の文化事業を行っていることが影響していることがわかつてきました。

千葉大学の調査などによれば、要介護になる確率を100とした時に、地域の活動に1種類参加すれば17%、2種類で28%、3種類で43%低下するというデータがあります。

若葉台団地は、スポーツ、趣味、町内会、ボランティアなどの活動が盛んだと要介護になるリスクを減らすことができるということを実証しています。

また、高齢者の活動だけでなく、住民がNPO法人を立ち上げ、障害者の通所事業や子育て世代の居場所である親と子のつどいの広場も運営しています。まさに、国がいう「我が事、丸ごと」の地域共生社会の実現を実践している地域と言えます。

3 生活支援

高齢者一人ひとりができることを大切にしながら住み慣れた地域に暮らし続けるために、地域とつながり助け合える地域づくりが重要です。地域住民、ボランティア、NPO 法人及び民間企業など多様な主体が連携・協力し、高齢者の生活に必要な活動やサービスが得られる地域づくりを推進します。また、高齢者が支援を受けるだけでなく、自分自身ができることを活かして社会参加することが介護予防・健康づくりにつながります。

◆ 主な取組

ア 住民主体による活動の支援

拡充

- 地域ケアプラザ(地域包括支援センター)や区社会福祉協議会に配置されている生活支援コーディネーターをはじめとした関係者が、地域と課題を共有し、住民主体による活動の創出・持続・発展をきめ細かく支援します。介護予防・生活支援サービス補助事業(サービス B)を活用し、一定の基準を満たす要支援者等の日常生活を支える住民主体の活動を支援します。

介護予防・生活支援サービス補助事業(サービス B)

要支援者等の介護予防や生活支援を充実・強化するため、地域でボランティアによる介護予防や生活支援の活動(居場所、生活援助、配食、見守り)をしている団体に対し、活動に係る費用を補助しています。

この補助を受けようとする場合は、地域ケアプラザ(地域包括支援センター)や区社会福祉協議会の「生活支援コーディネーター」が相談に対応しています。



居場所



生活援助



配食



見守り

生活支援コーディネーターって、どんなことをする人？

第1層生活支援コーディネーター
(区社会福祉協議会にいます。)

第2層生活支援コーディネーター
(地域ケアプラザ等にいます。)

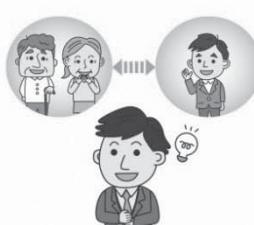


地域で活動している団体や現場に伺います。

地域の活動や暮らしについて
お話を伺いまとめます。



地域の皆様と一緒につながりのある
住みよい地域づくりを進めます。



様々な方と連携しながらニーズと
取組をマッチング支援します。

イ 地域のニーズや社会資源の把握・分析

- 地域活動や民間企業の各種サービス等の社会資源の情報を収集・データベース化し、人口構成などの他のデータと合わせて地域分析を行います。地域分析の結果を、地域と共有します。

ウ 多様な主体間の連携体制の構築

- ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人、民間企業等の多様な支援主体が連携・協議する場(協議体等)を開催し、地域のニーズに合わせて、必要な生活支援の活動・サービスを創出・持続・発展させる取組を支援します。
- 移動が困難な高齢者のために、介護保険制度を活用した移動サービスやNPO法人が運行主体となる福祉有償運送や社会福祉法人の社会貢献活動による移動支援などを実施します。

多様な支援主体が連携して、新しい活動が広がっています！

● 地域住民×障害者地域作業所 ➡ パンや野菜の出張販売（鶴見区）

東台自治会では、以前から「近隣に食品等を買える商店はほとんどなく、買物に不便している」という声があり、アンケートでもその実態が明らかになりました。そこで、地域で検討を進め、パンや野菜の販売をしている障害者地域作業所の協力を得られることになり、地域の方も自宅の駐車場を会場として提供してくださり、パンと野菜の出張販売が実現しました。

また、実施していく中で、地域の方が、近隣の買い物に来られない方のために、野菜を購入して自宅まで届けてくれるようになるなど、助け合い・見守りの輪も広がっています。この取組を参考に、他の自治会でも出張販売が始まっています。



● 民間事業者の送迎車両×デパート ➡ お買い物夢ツアー（港南区）

高齢者が普段は諦めてしまっている「夢」をかなえ、生活に生きがいや張りを持ってほしいという思いから、地域ケアプラザと区社会福祉協議会が調整し、デイサービス事業所の送迎車両を活用し、デパートの協力を得て、普段、一人で買い物に行くことが難しい高齢者のためのツアーを行いました。

参加者からは、「自分で選んで買い物できて嬉しかった」、「買い物ツアーに参加するために風邪をひかないよう健康にも気をつけた」という声が寄せられました。また、付き添いボランティアや送迎を担った事業者からも、夢を叶えるお手伝いができたことを喜ぶ声が寄せられています。



● 地域住民×お寺 ➡ サロン（金沢区）

泥亀地域ケアプラザの担当するエリアでは、勉強会をきっかけに、地域のためにできることを話し合う会が平成28年4月にスタートしました。住民が、地域の様々な課題を話し合う中で、「誰もが集まれる居場所がほしい」、「地域の困りごとをサポートできたら」という声があがりました。場所を探したところ、お寺を貸してもらえることになり、平成28年11月から、地域の居場所として月1回「わっか」が開催されています。



散歩がてらに気軽に立ち寄れるため、地域の交流の場として愛されています。

エ 見守り・支えあいの地域づくり

- 地域住民や幅広い関係団体・機関と連携し、地域で支援を必要とする人の早期発見や、見守りの仕組みづくりを進めます。また、的確に支援に結び付けていく取組を推進します。
- 高齢者が、支援を受けるだけではなく、自分自身ができるることを活かして社会的な役割を持つことができるよう、「地域の支えあいの仕組みづくり」を進めます。誰もが、いくつになっても、地域の中で役割を持つことが、生きがいや介護予防につながります。

オ 高齢者の居場所づくり（サロン等）の充実・拡充

- 地域につながり、地域で支え合う活動の基盤となるサロン等、高齢者が参加できる居場所づくりを支援します。
- 高齢化や世帯の小規模化が進み、支援が必要な人が増加している中、地域の共助による見守り体制を構築できるよう、地域主体の居場所づくりを支援します。

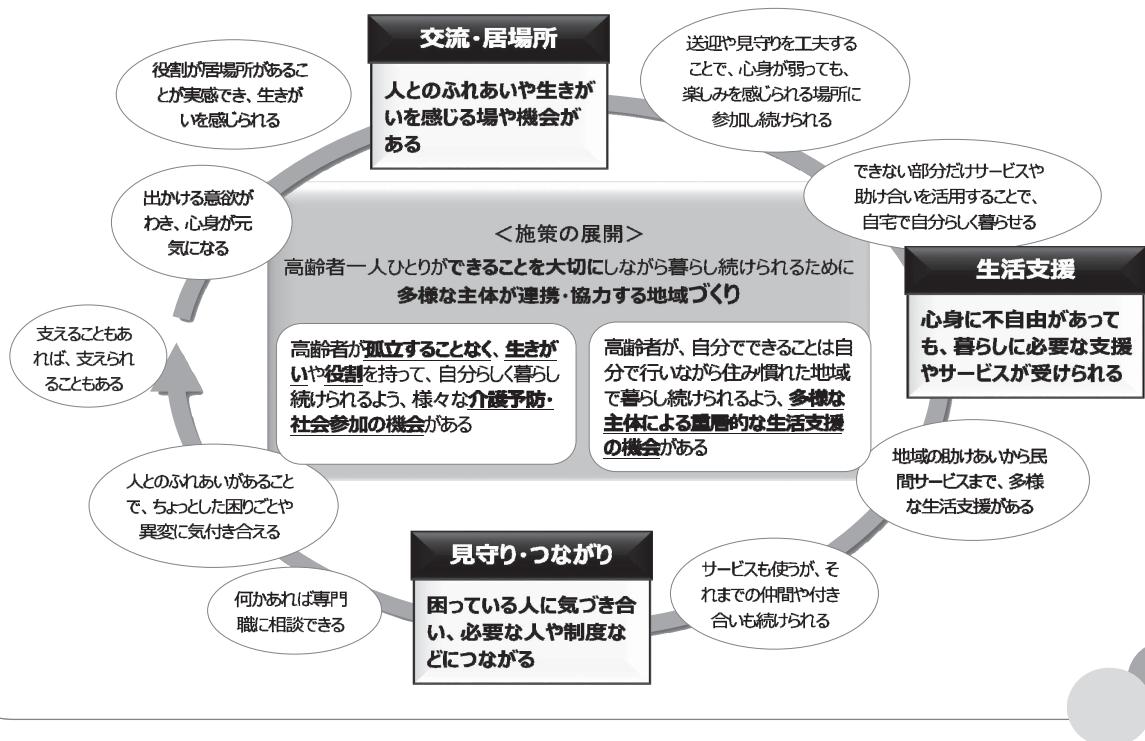
カ 空家などを活用した高齢者向け活動支援拠点等の確保

- まちづくりNPO法人等と連携し、地域の状況を踏まえ、地域交流サロン、グループホーム、子育て支援施設など地域の活動拠点等への活用について、空家所有者と利用希望者とのマッチングを行います。
- また、空家を活用するための相談窓口、相談項目、活用事例、関連する市の制度などをまとめた市民向け手引きを作成するなど、地域住民等が空家を活用しやすい環境を整えます。

「交流・居場所」「生活支援」「見守り・つながり」のある地域づくり

高齢者一人ひとりができる事を大切にしながら地域で暮らし続けられるためには、地域とつながり、助け合いながら暮らせる地域づくりが重要です。支援が必要な人が単に支援を受けるだけではなく、できることを活かしてその人に合った社会的な役割を持つことが、生きがいや介護予防につながります。

地域に交流できる場や居場所があることで人とつながり、お互いの見守りや、困りごとへの気づきにつながり、その人への支援につながるなど、「交流・居場所」「生活支援」「見守り・つながり」のある地域づくりを進めます。



◆ 事業量

| | 第6期の実績 | | | 第7期計画 | | |
|-------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 平成31年度 (2019年度) | 平成32年度 (2020年度) |
| ● 地域の社会資源の把握 | | | | | | |
| 住民主体の地域の活動把握数 (うち交流・居場所の数) | - | - | 7,504 (6,723) | 7,700 (6,930) | 7,900 (7,110) | 8,100 (7,290) |

※平成29年度は見込み値

II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

目標

- 医療・介護が必要になっても地域で安心して生活できるよう、在宅生活を支える介護、医療、保健・福祉の充実を図ります。
- 医療・介護の連携など、多職種連携の強化を進め、利用者の状況に応じた必要なケアを一体的に提供することができる体制を構築します。

◆ 指標

指標1

- 最後まで安心して自宅で過ごしたいという市民の希望に添えるよう、在宅医療・介護の提供体制を整えるとともに、在宅医療に対する理解の促進を図る。

| 指標 | 現状値(27年度) (2015年度) | 32年度 (2020年度) |
|------------|-----------------------|------------------|
| 横浜市在宅看取り率※ | 18.9 (%) | 26.4 (%) |

※ 横浜市在宅看取り率：平成28年度横浜市在宅医療基礎調査（自宅、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム等を在宅と定義）

指標2

- 複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策形成につなげられている。

| 指標 | 現状値(28年度) (2016年度) | 32年度 (2020年度) |
|------------|-----------------------|------------------|
| 地域ケア会議開催回数 | 587 (回) | 659 (回) |

1 在宅介護・リハビリテーション

介護保険サービス、介護保険給付以外のサービスについて、多様な事業者の参入を図り、適切なサービス供給量を確保し、高齢者の在宅生活を支えます。

重度な要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯等の方々が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、24時間対応可能な地域密着型サービスの整備を推進します。

◆ 主な取組

ア 介護保険の在宅サービスの充実

- 可能な限り在宅で自立した日常生活を営むことができるよう、介護保険の在宅サービスを提供します。
- 新規事業所向けセミナー等を通して運営基準に則った安定したサービス提供を促します。

【自宅で利用するサービス（訪問系サービス）】

| 種類 | 内 容 | 要支援の方の 利用の可否 | ※ 1 |
|--------------------------|---|-----------------|-----|
| 訪問介護 (ホームヘルプ) | ホームヘルパー（訪問介護員）が自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等を介助する身体介護、掃除・洗濯・調理・買い物等の生活援助を行います。 | ○(※2) | |
| 夜間対応型訪問介護 | 夜間ににおいて、定期的な巡回や、利用者からの通報により、介護職員が自宅を訪問し、排せつ・食事の介護や、緊急時の対応などを行います。 | × | ★ |
| 訪問入浴介護 | 看護職員と介護職員が自宅を訪問し、持参した浴槽によって、入浴の介護を行います。 | ○ | |
| 訪問看護 | 在宅療養している人で通院が困難な場合に、主治医の指示に基づき、看護師等が定期的に自宅を訪問し、健診チェック、療養上の世話や診療の補助を行います。 | ○ | |
| 訪問リハビリテーション | 在宅療養している人で通院が困難な場合に、主治医の指示に基づき、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。 | ○ | |
| 居宅療養管理指導 | 在宅療養している人で通院が困難な場合に、医師、歯科医師、薬剤師等が自宅を訪問し、療養上の指導や助言を行います。また、ケアマネジャーに対し、ケアプラン策定に必要な情報を提供します。 | ○ | |

※1 ★印は「地域密着型サービス」です。原則として横浜市民（横浜市の介護保険被保険者）のみが利用できます。

※2 要支援の方が利用できる「訪問介護」は、介護予防・日常生活支援総合事業の「横浜市訪問介護相当サービス」となります。

II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

【施設に通い利用するサービス（通所系サービス・短期入所含む）】

| 種類 | 内 容 | 要支援の方の 利用の可否 | ※ 1 |
|--|---|----------------------------|-----|
| 通所介護 (デイサービス) * 定員 19 人以上 | デイサービス事業所へ通い、機能訓練や健康チェック、入浴・食事等の日常生活上の介護を受けられます。 | <input type="radio"/> (※2) | |
| 地域密着型通所介護 (小規模なデイサービス) * 定員 18 人以下 | デイサービス事業所へ通い、機能訓練や健康チェック、入浴・食事等の日常生活上の介護を受けられます。 | | ★ |
| 認知症対応型通所介護 (認知症対応型デイサービス) | 認知症の方を対象にしたデイサービスです。 | <input type="radio"/> | ★ |
| 通所リハビリテーション (デイケア) | 心身の機能の維持・向上のために主治医が必要と認める場合、介護老人保健施設、病院・診療所等へ通い、リハビリテーションや入浴・食事等の日常生活上の介護を受けられます。 | <input type="radio"/> | |
| 短期入所生活介護 (福祉施設のショートステイ) | 福祉施設に短期間入所し、日常生活上の介護や機能訓練を受けられます。 | <input type="radio"/> | |
| 短期入所療養介護 (医療施設等のショートステイ) | 介護老人保健施設や医療施設へ短期間入所し、医学的管理のもと、介護や機能訓練を受けられます。 | <input type="radio"/> | |

※ 1 ★印は「地域密着型サービス」です。原則として横浜市民（横浜市の介護保険被保険者）のみが利用できます。

※ 2 要支援の方が利用できる「通所介護」と「地域密着型通所介護」は、介護予防・日常生活支援総合事業の「横浜市通所介護相当サービス」となります。

【24 時間対応で利用できるサービス（訪問系サービス・通所系サービス）】

| 種類 | 内 容 | 要支援の方の 利用の可否 | ※ 1 |
|--|---|-------------------------------------|-----|
| 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 *「訪問系」サービス | 24 時間を通じて、『訪問介護』と『訪問看護』のサービスを受けられます。生活のリズムに合わせた定期的な訪問と、緊急時の通報による随時訪問のサービスが受けられます。 | <input checked="" type="checkbox"/> | ★ |
| 小規模多機能型居宅介護 *「訪問系」+「通所系」サービス | 一つの事業所で、「通い（デイサービス）」と「宿泊（ショートステイ）」と「訪問介護」のサービスを柔軟に組み合わせて利用できます。 | <input type="radio"/> | ★ |
| 看護小規模多機能型居宅介護 *「訪問系」+「通所系」サービス | 『小規模多機能型居宅介護』と『訪問看護』を組み合わせたサービスです。 | <input checked="" type="checkbox"/> | ★ |

※ 1 ★印は「地域密着型サービス」です。原則として横浜市民（横浜市の介護保険被保険者）のみが利用できます。

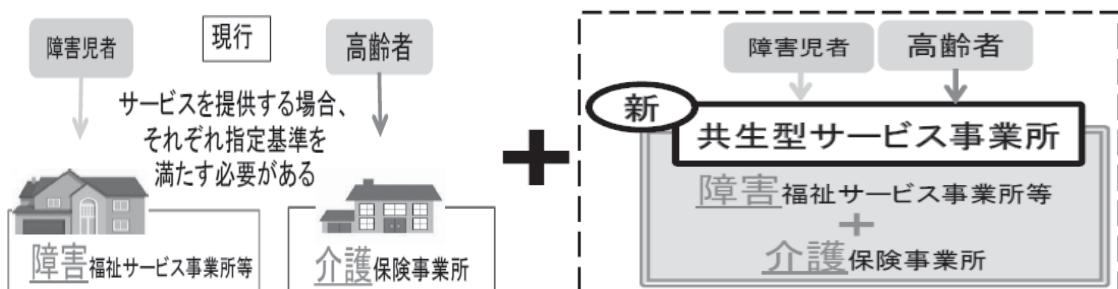
【生活環境を整えるサービス】

| 種類 | 内 容 | 要支援の方の利用の可否 |
|---------------------|---|-------------|
| 福祉用具貸与(レンタル) | 日常生活の自立を助けるための福祉用具(つえ、歩行器、車いす、電動ベッドなど)の貸与を受けられます。 | ○(※1) |
| 特定福祉用具販売 | 貸与になじまない排せつや入浴のための福祉用具を指定事業者から購入した場合に購入費の払い戻しが受けられます。 | ○ |
| 住宅改修 | 手すりの取付け、段差解消などの小規模な住宅改修をした場合に改修費の一部の払い戻しが受けられます。 | ○ |

※1 要支援1、2及び要介護1の方に対する福祉用具貸与は、一部、対象外の種目があります。

共生型サービス

- 平成29年の介護保険法改正(地域包括ケア強化法)において、
 - ① 障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくする
 - ② 地域の実情に合わせて、限られた福祉人材の有効活用
 という観点から、デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイについて、高齢者や障害児者が共に利用できる「共生型サービス」が介護保険、障害福祉それぞれに位置付けられました。
- 介護保険又は障害福祉のいずれかの在宅サービスの指定を受けている事業所が、もう一方の制度の在宅サービスの指定も受けやすくなる、「(共生型)在宅サービスの指定の特例」を設けたものです。



【出典：第153回社会保障審議会介護給付費分科会】

イ 24時間対応可能な地域密着型サービスの推進

拡充

地域密着型サービスとは、高齢者が認知症や要介護状態となっても、住み慣れた地域で生活を継続できるようにするために創設されたサービスです。

(ア)小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

- 今後増加する在宅要介護高齢者に対応するため、事業所の整備量を確保するとともに、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護をおおむね日常生活圏域に1か所以上で提供できるよう計画的な整備を行います。
- 看護小規模多機能型居宅介護については、各区1か所以上で提供できるよう整備を進めます。
- 事業者連絡会と連携して、事業者向けセミナーの開催などサービスの質の向上に努めます。
- サービスの利用普及に向けて、市民や関係機関への周知を図ります。

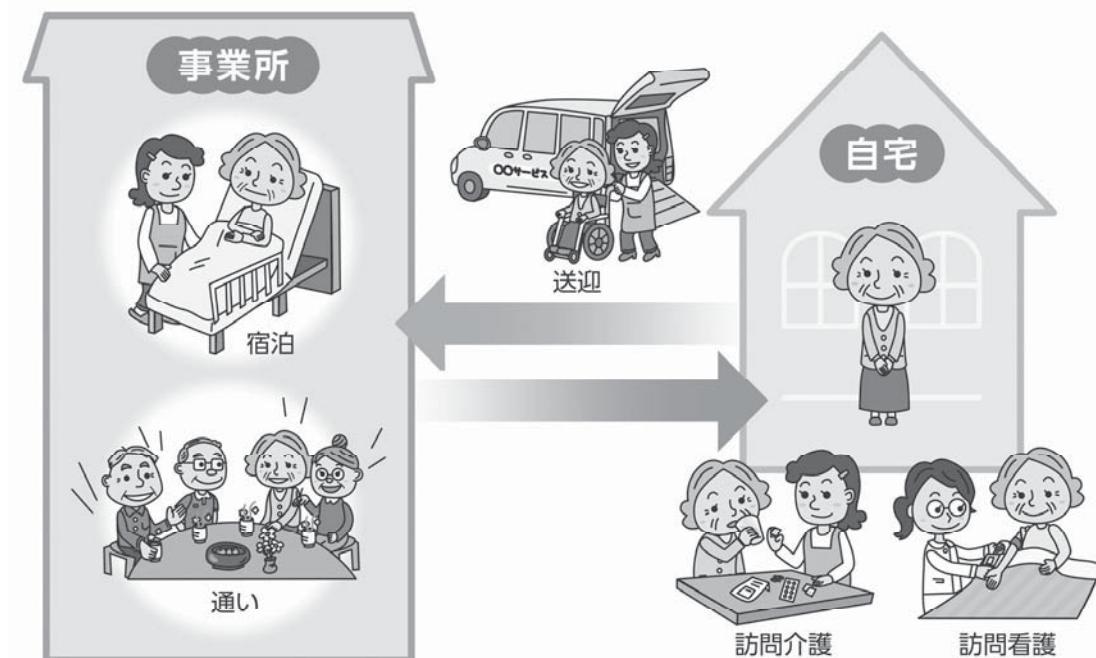
24時間対応可能な地域密着型サービス①

『小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護』

小規模多機能型居宅介護はご本人の様態や希望に応じて、「通い」「宿泊」「訪問」といったサービスを柔軟に組み合わせて、「在宅で継続して生活するために」必要な支援をします。

「通い」で顔なじみになった職員が「宿泊」や「訪問」の際にも対応するため、環境の変化に敏感な高齢者(特に認知症の方)の不安を和らげることができます。

看護小規模多機能型居宅介護は小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせ、医療ニーズが高くなった方にも対応します。



(イ)定期巡回・隨時対応型訪問介護看護

- 今後増加する在宅要介護高齢者に対応するため、計画的な整備を行います。
- 事業者連絡会と連携して、リーフレットや事例発表会などを通じて、市民や関係機関に対し、サービスの特徴やメリットの周知に努め、サービスが必要な方の利用につなげます。

24時間対応可能な地域密着型サービス②

『定期巡回・隨時対応型訪問介護看護』

生活のリズムに合わせた1日複数回の訪問介護サービスと、主治医の指示に基づいた訪問看護のサービスを行います。更に緊急時には24時間365日いつでも通報に対応し、必要に応じて同時に訪問介護・看護サービスを提供することで、住み慣れた家での生活を継続するために、必要な支援をします。

定期巡回



訪問介護



訪問看護

隨時対応



24時間対応のオペレーター



緊急な場合は夜でも訪問

24時間365日対応



ウ 自立支援・重度化防止に向けた働きかけ

- 一人ひとりの心身の状況に応じた機能訓練やリハビリテーション等の提供により自立度の維持・改善を図れるよう、運営の手引きの改訂、集団指導講習会、質の向上セミナー等を通じ、適正なサービス提供に関する情報提供に取り組みます。
- 高齢者の生活の質の向上に資するような効果的な機能訓練プログラム等を実施している介護事業所の取組を評価し、事業所単位の表彰制度を創設します。また、その取組を他の事業所へも広く周知することで、市内事業所全体のサービスの質の向上を図ります。(再掲)

エ 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

- 平成28年1月から始まった、横浜市の「介護予防・日常生活支援総合事業(以下、総合事業という)」は、新たな担い手の確保や多様な生活支援のある地域づくりに取り組むとともに、高齢者自らが介護予防に取り組み、その人らしく自立した暮らしを続けていけるよう支援します。
- 総合事業は、「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されます。

横浜市の介護予防・日常生活支援総合事業

目指すところ

- ◆ 高齢者自らが介護予防に取り組み、その人らしく自立した暮らしを続けていけるよう支援します。
- ◆ 生産年齢人口の減少と、高齢者人口の増加をふまえ、新たな担い手の確保や多様な生活支援のある地域づくりに取り組みます。

総合事業の構成

介護予防・生活支援サービス事業

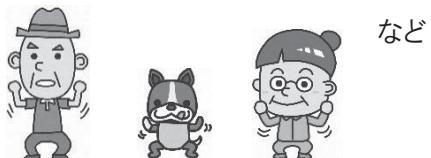
【対象者】要支援1.2、事業対象者※

- ◎横浜市訪問介護相当サービス
 - ◎横浜市訪問型生活援助サービス
 - ◎横浜市訪問型短期予防サービス
 - ◎横浜市通所介護相当サービス
 - ◎横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業
 - ◎横浜市介護予防ケアマネジメント
- ⇒各サービスの詳細は次ページをご参照ください。

一般介護予防事業

【対象者】65歳以上の全ての方

- ◎健康づくり講座・講演会の開催
- ◎元気づくりステーションなどの活動グループ
- ◎よこはまシニアボランティアポイント



※事業対象者とは、要支援相当の方で基本チェックリストを活用して事業の対象者になった方をいいます。

●介護予防・生活支援サービス事業一覧●

【対象者:要支援1・2、事業対象者】

| 国の類型 | 横浜市の サービス名称 | 事業概要 |
|---|--------------------|---|
| 旧介護予防 訪問介護・ 通所介護に 相当するサ ービス | 横浜市訪問介護 相当サービス | 専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービ スとして、旧介護予防訪問介護に相当するサービス(訪問介護 員等によるサービス)を実施します。 |
| | 横浜市通所介護 相当サービス | 専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービ スとして、旧介護予防通所介護に相当するサービス(通所介護 事業者の従事者によるサービス)を実施します。 |
| 緩和した基 準によるサ ービス (サービスA) | 横浜市訪問型 生活援助サービス | 必ずしも専門的なサービスが必要でない方に、訪問介護員等 に加えて、一定の研修修了者が生活援助を行います。 |
| 住民主体に による支援 (サービスB) | 横浜市 訪問型支援 | 住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利 用者宅に定期的に訪問して生活援助を行います。 一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付しま す。 |
| | 横浜市 通所型支援 | 住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等を中 心とした利用者に、定期的に高齢者向けの介護予防に資する プログラムを提供します。 一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付しま す。 |
| その他の生 活支援サ ービス | 横浜市 配食支援 | 住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利 用者宅に定期的に訪問し、栄養改善を目的とした配食や一人 暮らし高齢者等に対して見守りとともに配食を提供します。 一定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付しま す。 |
| | 横浜市 見守り支援 | 住民主体の有償・無償のボランティア等が、要支援者等の利 用者宅に定期的に訪問し、見守りのサービスを提供します。一 定の基準を満たす活動団体に対して、補助金を交付します。 |
| 短期集中予 防サービス (サービスC) | 横浜市訪問型 短期予防サービス | 早期介入による閉じこもり予防・改善、社会参加の促進、介護 予防を目的に、区福祉保健センターの看護師、保健師が3~ 6か月の短期間、訪問して支援を行います。 本人の状態にあわせて、運動機能の維持・改善や健康管理の ための支援、地域の通いの場等多様なサービスへの参加支援 などを行います。 |

オ 介護保険給付以外のサービス提供

要介護認定を受けた高齢者や、要介護認定非該当の高齢者の在宅生活を支援するため、介護保険給付以外の市独自のサービスを提供します。

(ア)高齢者等住環境整備事業

要介護・要支援と認定された高齢者等に対し、日常生活で困難な動作を補うための住宅改造工事費用の助成及び効果的な工事の助言等を行うことにより、できる限り自立した在宅生活が継続できるよう支援するとともに、介護者の負担軽減を図ります。

※介護保険の住宅改修を優先適用します。

(イ)高齢者配食・見守り事業

ひとり暮らしの中重度要介護者等に対し食関連サービスの利用調整を行い、必要と認められた方に対して、自立した在宅生活を送ることができるよう、訪問による食事の提供と安否確認を行います。

(ウ)外出支援サービス事業

公共交通機関を利用しての外出が困難な要支援以上の在宅高齢者等に対し、専用車輛等により利用者の居宅から医療機関や福祉施設等までの間を送迎します。

(エ)訪問理美容サービス事業

加齢に伴う心身機能の低下や傷病等の理由により、理容所・美容所へ出向くことが困難な在宅の重度要介護高齢者に対し、理容師・美容師が自宅を訪問して理美容サービス(カットのみ)を提供します。

(オ)高齢者紙おむつ給付事業

寝たきり又は認知症の状態にある生活保護世帯又は市民税非課税世帯の在宅の要介護高齢者を対象に、介護保険の給付対象外である紙おむつを給付します。

(カ)高齢者あんしん電話貸与事業

ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急事態が発生した場合に近隣の方へすぐ連絡が取れるよう、あんしん電話(緊急通報装置)を設置します。

(キ)訪問指導事業

40歳以上の方で、生活習慣病・介護予防のための保健指導、療養生活や介護に関する相談・支援が必要な本人及びその家族などに対して家庭訪問し、生活の場における健康の保持増進に関する助言、保健・医療・福祉サービスの活用に関する相談や調整等を行います。

(ク)中途障害者支援事業

中途障害者地域活動センターにおいて、脳血管疾患の後遺症等により心身の機能が低下している人を対象に、閉じこもりや寝たきりを予防し、地域での社会参加や日常生活の自立を支援する事業を実施するとともに、中途障害者に関する普及啓発(連絡会・研修会等)や、自主グループへの支援を行います。また、中途障害者地域活動センターを経て、地域や社会の中でも役割を担いながら生活できるよう、関係機関等と連携を図りながら支援を行います。

このほかに、中途障害者地域活動センターでは高次脳機能障害支援センター(横浜市総合リハビリテーションセンター内)等と連携しながら、高次脳機能障害のある方を対象とした専門相談も行っています。

中途障害者地域活動センター

脳血管疾患等の後遺症による在宅の中途障害者を対象に各区中途障害者地域活動センターで、「リハビリ教室事業」「活動センター事業」「高次脳機能障害者専門相談」を実施しています。

リハビリ教室

- 発症から間もない方のためのプログラム
- ・病気の再発予防に関する健康講座
 - ・電車やバスを使った外出訓練
 - ・リハビリテーション・スポーツ
 - ・言葉のリハビリテーション
 - ・仲間との交流

開催日 週に1回2時間程度

対象者 おおむね40~64歳の方

活動センター

定期的な外出・社会参加希望の方のためのプログラム

- ・パソコン講座や調理実習などの生活訓練
- ・創作活動、自主製品の販売
- ・病気の再発予防のための健康管理
- ・リハビリテーション・スポーツ
- ・地域との交流
- ・仲間との交流

開催日 月~金曜日 10:00~15:30

対象者 おおむね40~64歳の方

高次脳機能障害者専門相談

脳卒中や脳外傷などの脳の損傷が原因で生じる高次脳機能障害に関して、日常の困りごとやこれから的生活や活動などについて、横浜市高次脳機能障害支援センター(横浜市総合リハビリテーションセンター内)の職員とともに相談支援を行います。

開催日 原則、月2回【事前予約】

対象者 高次脳機能障害のある方やその家族、支援者



(ケ)緊急ショートステイ

介護者の急病等の理由により緊急にショートステイを利用したい人のために、引き続き、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設に緊急受入れ枠を確保します。

医療的ケアの可能な緊急時ショートステイベッドを含め、引き続き確保します。

(コ)生活支援ショートステイ

介護者の不在や日常生活に支障がある等、一人暮らしが困難であったり、居宅生活を継続すると本人の生命又は身体に危険が生じるおそれがあり、生活支援を必要とする要介護に認定されていない高齢者を対象に、養護老人ホーム等での短期入所サービスを提供し、必要な指導、支援を行います。

(サ)精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムを構築します。また、入院患者の早期退院の促進を図るため、地域移行・地域定着に向け支援を行っていきます。

第3期 横浜市障害者プラン

障害福祉施策に関わる中・長期的な計画として、障害者基本法(障害者計画)および障害者総合支援法・児童福祉法(障害福祉計画・障害児福祉計画)の規定に基づき、市町村が作成します。

平成27年度から32年度までの6年間の計画期間ですが、3年目の平成29年度に中間振り返りを行い、新たに精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や、医療的ケア児・者等の支援などについても、取り組んでいくことを計画に盛り込みました。



基本目標 自己選択・自己決定のもと、住み慣れた地域で、「安心」して「学び」「育ち」暮らしていくことができるまち、ヨコハマを目指す

◆ 事業量

| | 第6期の実績 | | | 第7期計画 | | |
|---------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 平成31年度 (2019年度) | 平成32年度 (2020年度) |
| ● 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護 | | | | | | |
| 小規模多機能型居宅 介護事業所(箇所) | 125 | 129 | 139 | 152 | 165 | 178 |
| 看護小規模多機能型 居宅介護事業所 (箇所) | 12 | 13 | 14 | 16 | 19 | 22 |
| 合計箇所数 | 137 | 142 | 153 | 168 | 184 | 200 |
| ● 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 | | | | | | |
| 定期巡回・随时対応型 訪問介護看護事業所 (箇所) | 39 | 40 | 42 | 45 | 48 | 51 |
| ● 自立支援・重度化防止に向けた働きかけ | | | | | | |
| 集団指導講習会開催 数(日) | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |

※事業所数は年度末整備数

※平成29年度は見込み値

2 在宅医療・看護

医療・介護が必要な場面に応じて適切なサービスを提供するため、在宅医療連携拠点を軸とした医療介護連携の強化と、人材の確保・育成等の在宅医療提供体制の構築を推進します。

また、在宅医療や人生の最終段階（看取り等）に係る市民理解の促進のための普及・啓発を進めます。

（1）医療・介護連携の強化

◆ 主な取組

ア 在宅医療連携拠点

- 市民が、病気を抱えても住み慣れた自宅等で、安心して継続的な在宅医療・介護を受けることができるよう、医師会等と協力して在宅医療連携拠点を全区に設置しています。
- 医療依存度の高い方の退院時支援のほか、在宅医療を行うかかりつけ医の紹介や地域の在宅医療・介護資源の情報提供等在宅医療と介護の相談支援を行います。

在宅医療連携拠点

職員体制 介護支援専門員の資格を有する看護師等2名、事務職員1名

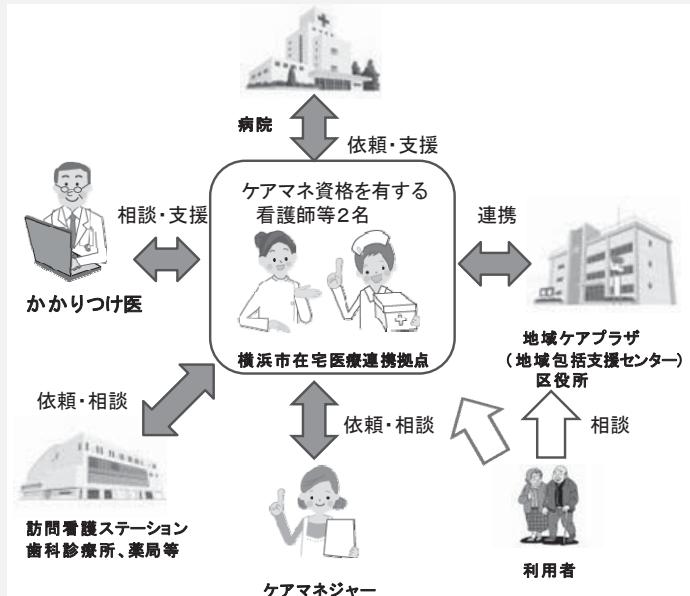
開設場所 各区医師会館、訪問看護ステーション等

業務内容

- ケアマネジャー・病院（地域連携室等）などへの相談・支援
- 医療連携・多職種連携
- 市民啓発

利用できる相談例

- ・医療依存度の高い人が退院するが療養の相談をしたい
- ・往診可能な医師を探している
- ・専門職（歯科医師、薬剤師等）の助言が欲しい
- ・訪問看護や訪問リハビリの空き情報が知りたいなど



イ 在宅医療連携拠点・地域ケアプラザ・行政による在宅医療介護の連携強化

拡充

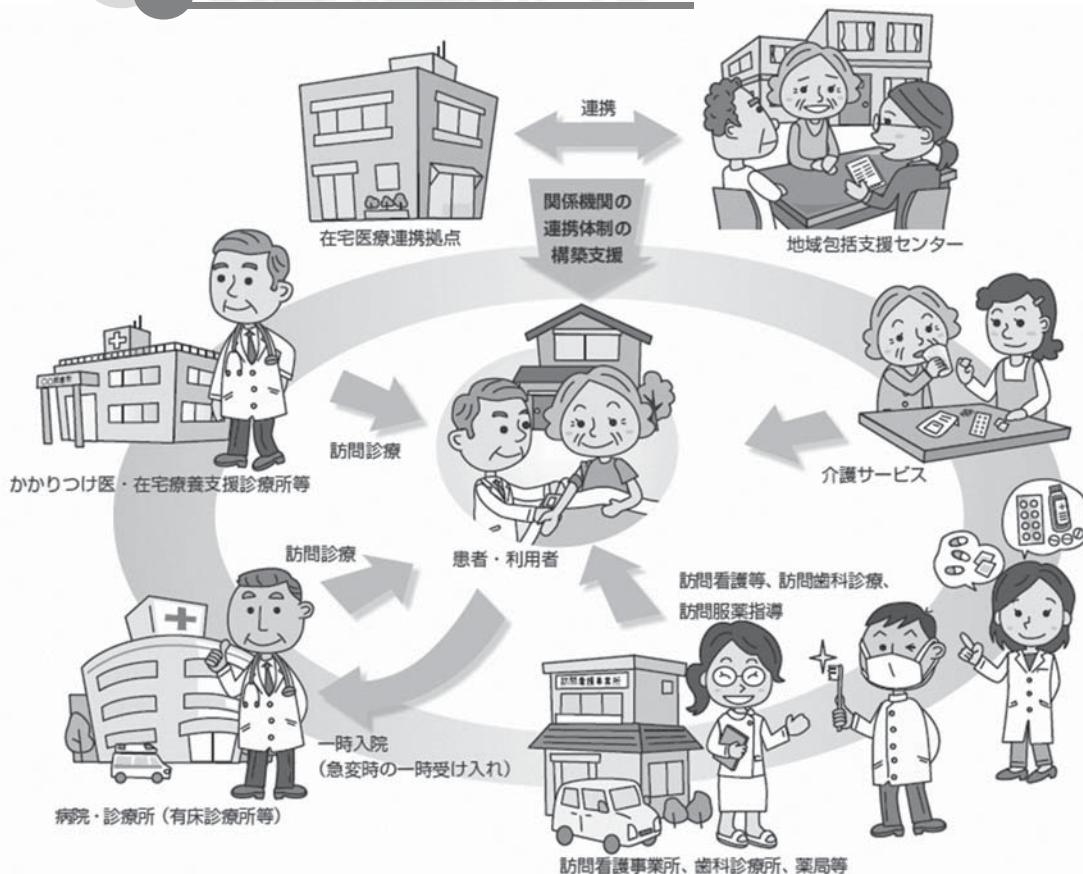
- 医師会と協力し、18 区の在宅医療連携拠点運営の安定と均一化を図るとともに、医療機関や地域ケアプラザ(地域包括支援センター)・関係団体との連携を強化し、在宅医療を更に充実します。
- 医療・介護が必要な場面(入退院時調整・療養生活・急変時対応・人生の最終段階)に応じ、必要な患者情報をスムーズに共有するための仕組みづくりを行います。(退院調整情報共有ツールの改訂、シーン別(看取りの場面等)情報共有ツール作成)

ケアマネジャーのための入院・退院サポートマップ[†]

疾患を持ちながらも住み慣れた自宅などでその人らしく暮らしていくために、病院からの移行期において、患者に関する医療・介護関係者が連携し、情報共有を円滑にするための入院・退院サポートマップ、入院時・退院時情報共有シートを作成しました。



在宅医療・介護連携のイメージ図



ウ 市民・患者・専門職による対話の促進

新規

- 在宅医療や人生の最終段階の医療(看取りも含めた)についての理解を深めるため、地域ケアプラザ(地域包括支援センター)などの地域の身近な場所で、市民・患者・専門職が、自宅での療養や看取りなど在宅医療についてそれぞれの立場で話し合い、お互いに学び合うことができる場づくり(既存の場を活用した在宅医療サロン等)を進めます。

(2) 在宅医療に関わる人材の確保・育成

◆ 主な取組

ア 在宅におけるチーム医療を担う人材育成研修

- 在宅医療・介護関係者による多職種連携(顔の見える関係づくり)を強化するため、区役所と区医師会が共同で企画・実施している研修を、継続的に全区で実施します。
- さらに、在宅医療・介護関係者がお互いの専門性や役割等を知り、情報の共有・話し合う場を持つことで、在宅療養特有の課題に対する解決策を、多職種間で検討します。

在宅におけるチーム医療を担う人材育成研修

参加者

医師会・歯科医師会・薬剤師会・区役所・
地域包括支援センター・ケアマネジャー・
訪問看護事業者・訪問介護事業者など

相談できる
関係者が増えた！

医師の立場から
話を聞いて興味
深かった！

特徴

- ◆医療関係者が多数参加(医師・歯科医師・薬剤師等の参加)
- ◆各区役所と区医師会の共同企画・実施
- ◆実務者レベルでのグループワーク、交流

テーマの例
(平成 28 年度)

- 在宅チーム医療介護における成功・失敗事例から学ぶ
- 在宅療養患者のQOL
- 病診連携の現状と課題への理解
- 在宅で看取るシリーズ
- 各職種の連携における強み・課題・今後のアクション
プランのまとめ
- 適切な医療と介護とは何かを考えよう



イ 在宅医療を担う医師の養成研修等の実施

- より多くの医師が在宅医療に取り組めるための体制整備を図るとともに、医師会と連携し在宅医療を担う医師を養成します。

ウ 在宅医療を支える訪問看護師等の質の向上

拡充

- 在宅医療を支える訪問看護師等の質の向上を図るため、訪問看護師等としての知識や技術の習得を支援します。
- 訪問看護師の離職防止および質の向上を図るため、関係団体と協力し、管理者や中堅・新任看護師を対象とした研修を開催・実施します。

(3) 在宅医療の普及・啓発

◆ 主な取組

ア 在宅医療を推進するための市民啓発

- 在宅医療についての講演会や在宅医療サロン等を開催し、市民及び専門職の理解を促進するとともに、在宅医療の普及・啓発を進めます。

イ 人生の最終段階の医療に関する検討・啓発

拡充

- 市民が人生の最終段階をどう過ごしたいかを考え、自ら選択するために必要な情報を提供します。また、人生の最終段階の医療等にかかる専門職の人材育成等、人生の最終段階を安心して過ごすための体制づくりを行います。

■ 死亡場所別死者数

(人)

| | 総数 | 病院 | | 診療所 | | 施設 | | 自宅 | | その他 | |
|------|-----------|---------|-------|--------|------|---------|-------|---------|-------|--------|------|
| | | | 割合 | | 割合 | | 割合 | | 割合 | | 割合 |
| 横浜市 | 31,414 | 21,471 | 68.3% | 242 | 0.8% | 3,463 | 11.0% | 5,525 | 17.6% | 713 | 2.3% |
| 神奈川県 | 77,361 | 54,381 | 70.3% | 630 | 0.8% | 7,892 | 10.2% | 12,855 | 16.6% | 1,603 | 2.1% |
| 全国 | 1,307,748 | 965,779 | 73.9% | 24,861 | 1.9% | 120,781 | 9.2% | 169,400 | 13.0% | 26,927 | 2.1% |

※ 施設は介護老人保健施設と老人ホーム（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホーム）と助産所の合計を示す

【出典：平成28年人口動態統計（厚生労働省）】

(4) 医療ケアが必要な人へのサービス

◆ 主な取組

ア ショートステイにおける受け入れ促進

- ショートステイにおける医療的ケアの必要な要介護高齢者の受け入れ促進し、本人やその介護者の生活の質の向上を図ります。
- 介護者の急病時など、医療的ケアの可能な緊急時ショートステイ用のベッドを引き続き確保します。

イ 診療所による在宅療養支援

- 在宅医療連携拠点で在宅医療を実施している医療機関の情報提供を行います。

※横浜市内 在宅療養支援診療所数 306 か所（平成 29 年 10 月現在 関東信越厚生局届出数）

在宅療養支援診療所

24 時間連絡を受ける医師又は看護職員を配置し、他の医療機関や訪問看護ステーション等との連携により、在宅で療養している患者等の求めに応じて、24 時間往診や訪問看護等の提供が可能な体制を確保している診療所のことです。住み慣れた地域で療養するために必要な在宅医療の中的な役割を担っています。

ウ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及

- 本人の身体特性や生活習慣・家庭環境をよく理解した上で、治療や健康に関する指導に当たるかかりつけ医師等を持つことが重要です。このため、医師会等の関係機関と連携しながら、かかりつけ医の普及を促進します。
- かかりつけ医については、横浜市医師会地域医療連携センターにおいて、市民からの照会に対応して、一人ひとりに身近なかかりつけ医を紹介するなど、普及やその必要性についての理解促進を引き続き図ります。
- かかりつけ歯科医を持ち、口腔機能の維持・向上や摂食嚥下機能障害などの専門的ケアを定期的に受けることの啓発を進めます。
- 残薬の対応や重複投薬の防止といった服薬管理に関する相談を受けるかかりつけ薬剤師・薬局の役割について周知します。

エ 地域密着型サービスと医療連携

- 高齢者が病気を抱えても住み慣れた地域で、人生の最終段階まで暮らし続けることができるよう、医療ニーズにも対応し、24 時間在宅生活を支援する看護小規模多機能型居宅介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の地域密着型サービスと医療の連携を推進します。

◆ 事業量

| | 第6期の実績 | | | 第7期計画 | | |
|------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 平成31年度 (2019年度) | 平成32年度 (2020年度) |
| | | | | | | |
| ● 在宅医療連携拠点 | | | | | | |
| 在宅医療連携拠点等での多職種連携事業実施回数(回) | 251 | 377 | 377 | 380 | 385 | 390 |
| 在宅医療連携拠点等での新規相談者数(人) | 2,336 | 3,293 | 3,300 | 3,350 | 3,400 | 3,450 |
| ● 在宅医療の普及・啓発 | | | | | | |
| 市民啓発事業(講演会、在宅医療サロン)開催数(回) | 29 | 34 | 34 | 40 | 80 | 120 |
| 市民啓発事業(講演会、在宅医療サロン)参加人数(人) | 1,961 | 3,112 | 3,000 | 3,200 | 3,300 | 3,400 |
| ● 在宅医療を担う医師の養成研修等の実施 | | | | | | |
| 訪問診療利用者数(人) | - | - | - | 304,000 | 319,000 | 334,000 |
| ● 在宅医療を支える訪問看護師等の質の向上 | | | | | | |
| 訪問看護師向け研修等開催回数(回) | 41 | 47 | 45 | 60 | 80 | 100 |

※平成29年度は見込み値

よこはま保健医療プラン 2018

医療法に基づく医療計画に準じて、本市独自に策定したもので、医療提供体制の構築をはじめ、5疾病(がん、脳卒中、心血管疾患等)、4事業(救急医療、災害時医療等)のほか、各種保健医療施策も含めて幅広くまとめた、保健医療分野を中心とした施策の中長期的な指針です(計画期間:平成30~35年度、3年目に振り返りを実施)

今回のプラン策定の特徴として、病床機能の確保・連携や在宅医療の充実、医療従事者の確保・養成など、2025年の医療需要を踏まえた医療提供体制の構築(「地域医療構想」の具現化)に向けた、取り組むべき施策の方向性をまとめています。

基本理念 医療需要が増える一方、医療資源には限りがあることを、市民・関係機関・行政の間で共通認識として捉えた上で、市民一人ひとりが生涯にわたり心身ともに『健康』で『あんしん』して住み慣れた地域で暮らせる社会の実現を目指します。

そのために、効率的・効果的で質の高い医療提供体制を整え、保健・医療・介護等の切れ目のない連携に基づく「地域包括ケアシステム」を構築するとともに、子どもから高齢者まで市民の誰もが将来にわたり横浜で暮らし続けることへのあんしんを支える医療・保健の仕組みづくりを進めます。

3 保健・福祉

地域包括ケアシステムの構築に向けて、中心的な役割を担う地域ケアプラザ（地域包括支援センター）の強化を図ります。

また、一人暮らし高齢者や認知症の高齢者の増加に対応し、高齢者の権利や財産を守ることや虐待防止に取り組むとともに、人生の最後まで自分らしく生きることができるよう、高齢者本人による自己決定を支援するための取組を進めます。

(1) 地域ケアプラザ（地域包括支援センター）の強化

◆ 主な取組

ア 地域ケアプラザ（地域包括支援センター）の強化（質の向上）

地域ケアプラザ（地域包括支援センター）は、「地域の身近な福祉保健の拠点」として「地域づくり」「地域のつながりづくり」を行うとともに、地域及び行政と連携し、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し支援につなげていく役割を担っており、地域包括ケアシステムの構築に向けて、中心的な役割を果たすことが求められています。

(ア)相談・支援技術の向上

- 地域ケアプラザ（地域包括支援センター）向け研修の充実を図ることで、相談・支援技術の向上による総合相談の強化等、地域ケアプラザの業務の質の向上に取り組みます。
- 介護保険サービスにとどまらない幅広い地域資源等の情報を提供することにより、その人らしい暮らしを送れるよう支援します。
- 地域の身近な相談窓口としての地域ケアプラザを周知し、また、地域と連携して支援が必要な人を把握します。地域の様々な会議や、地域ケアプラザを利用する地域の方やその家族などを通じて、相談につなぐことが必要な人を早期に発見するとともに、相談・支援につなぎます。また、複合的な課題を抱える世帯への支援も含め、関係機関との連携を推進し取り組みます。

(イ)地域ケアプラザ（地域包括支援センター）の質の向上

- 高齢者の生活課題を解決するため、地域ケアプラザの強みを生かし、保健師等・社会福祉士・主任ケアマネジャー（地域包括支援センター）と生活支援コーディネーター及び地域活動交流コーディネーターが連携して個別課題から地域の課題を捉え、地域の力を生かしながら取組を進めます。また、取組を進めるにあたり、地域ケアプラザが日常業務を通じて蓄積しているデータを有効に活用できるように支援します。
- 地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるよう、地域の保健・医療・福祉等に関わる機関や組織、地域の活動団体などのネットワークを構築します。また、地域の状況にあわせた多様な活動の創出・支援を行います。

地域ケアプラザ～地域の身近な福祉保健の拠点～

地域ケアプラザは、「地域の身近な福祉保健の拠点」として「地域づくり」「地域のつながりづくり」を行うとともに、地域及び行政と連携し、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し支援につなげていく役割を担っています。

横浜市では、地域包括支援センターは原則として地域ケアプラザに設置されています。その強みを生かし、地域包括支援センター配置の保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャーと生活支援コーディネーター及び地域活動交流コーディネーターが連携して個別課題から地域の課題をとらえ、地域の力を生かしながら取組を進めます。

地域ケアプラザ※1

- ・福祉保健に関する相談・助言
- ・地域の福祉保健活動の支援やネットワークづくり
- ・地域の福祉保健活動の拠点として活動の場の提供
- ・ボランティア活動の担い手を育成

地域包括支援センター

- ・高齢者に関する相談・支援
- ・介護予防・認知症予防教室の開催など、
介護予防の取組
- ・成年後見制度の活用や高齢者虐待防止などの
権利擁護
- ・地域のケアマネジャー支援や事業者や地域の
関係者などとの支援のネットワークづくり
- ・介護予防ケアマネジメントの作成

地域ケアプラザの主な職種

- 所長
- 保健師等
- 社会福祉士
- 主任ケアマネジャー
- 生活支援コーディネーター
- 地域活動交流コーディネーター
など

地域包括
支援センター※2



※1 地域ケアプラザではこの他に、居宅介護支援事業を実施しています。また、一部を除き、高齢者デイサービス等を実施しています。

※2 地域包括支援センターは、地域ケアプラザと一部の特別養護老人ホームに設置しています。

イ 地域包括支援センターの設置と円滑な運営

- 地域ケアプラザ及び一部の特別養護老人ホームを地域包括支援センターとして位置付け、福祉・保健の専門職員（保健師等、社会福祉士、主任ケアマネジャー）が総合相談や介護予防支援等を行います。

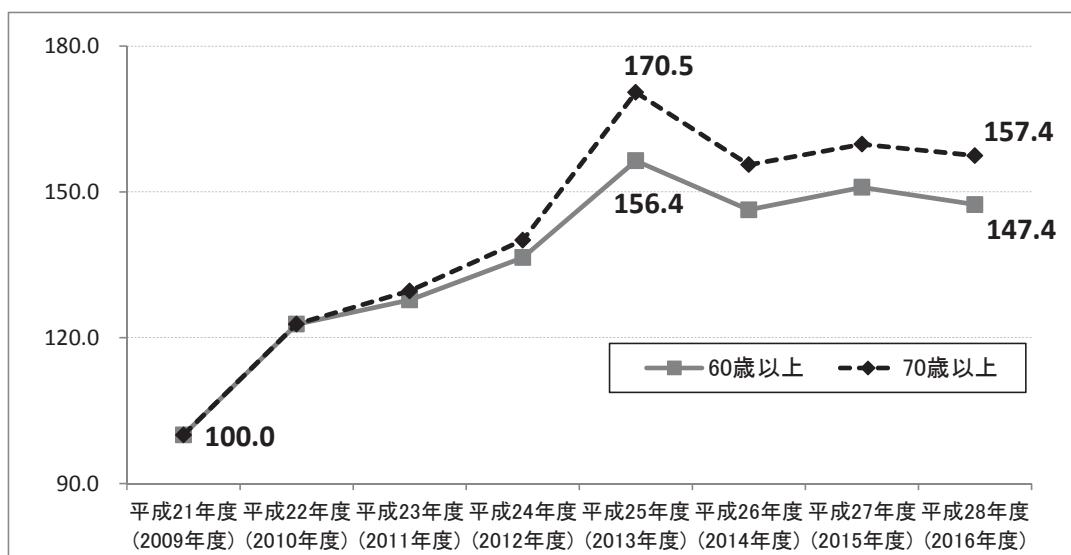
ウ 地域包括支援センターと区福祉保健センターの連携

- 区福祉保健センターは、地域包括支援センターと定期的な情報共有を図るとともに、地域包括支援センターとの連絡会や、地域包括支援センター運営協議会等を活用し、地域の包括的なネットワークの構築やケアマネジャーへの支援・助言等を実施し、継続的な連携・支援を進めます。
- 事業の質を高め、継続的に安定した事業実施につなげるため、計画作成、事業実施、振り返り、事業評価を毎年度行います。また、年度当初の目標共有、年度末の振り返りなどを通して区内の地域包括支援センター間の現状・課題の共有化を図るほか、解決に向けて協力しあう関係づくりを行うとともに事業実績評価を行います。

エ 地域ケアプラザ(地域包括支援センター)と横浜市消費生活総合センターの連携強化 新規

- 急増する高齢者の消費者被害に対応するため、地域ケアプラザ(地域包括支援センター)と横浜市消費生活総合センターが連携を強化し、より円滑に高齢者の消費生活相談や被害者救済につなげます。
- 具体的には、消費生活総合センターに地域ケアプラザ等専用電話を開設し、地域ケアプラザ等に寄せられる消費相談への支援を行います。また、継続的な連携強化のための連携会議も設置します。

<消費生活総合センターにおける 60 歳以上の相談件数の推移(H21=100.0)>



(2) 高齢者の権利擁護

◆ 主な取組

ア 成年後見制度等の利用促進

(ア)成年後見制度等

- 国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、認知症等により自己の判断のみでは意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るために、制度の普及・啓発を進めます。また、弁護士会等の専門職団体や地域ケアプラザ(地域包括支援センター)等関係機関とも連携し、支援が必要な人を成年後見制度につなげます。
- 家族・親族以外の第三者後見人が必要な高齢者や障害者で、きめ細かい見守りや支援が必要な方の成年後見制度の利用を円滑に進めるため、市民や関係機関と連携して、市民後見人の養成と活動支援を推進します。
- 後見等開始の申立てをする親族がなく、本人の保護のため必要がある場合は、区長が適切に申立てを行うとともに、その際の申立てに要する費用や後見人などへの報酬を収入等に応じて助成します。この報酬の助成は、区長申立て以外の場合も対象とします。

(イ)横浜生活あんしんセンターの取組

- 横浜生活あんしんセンターでは、権利擁護に関する相談のほか、弁護士による専門相談、広報・啓発、法人後見業務を行います。また、市内の社会福祉法人やNPO法人などが法人後見を実施する場合の支援を行います。
- 区社会福祉協議会あんしんセンターでは、自分で金銭や大切な書類を管理することに不安のある高齢者等の日常生活を支援するため、権利擁護に関する相談や、契約に基づく「福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス」及び「預金通帳など財産関係書類等預かりサービス」を行います。

イ 高齢者虐待防止

(ア)養護者による高齢者虐待の防止

- 市民を対象とした講演会や研修会等により普及啓発を行い、高齢者虐待についての理解を進めるとともに、高齢者虐待を発見しやすい立場にある介護保険事業所や医療機関等に協力を依頼し、早期発見と未然防止を目指します。
- 民生委員児童委員協議会や自治会町内会等の地域における組織、介護保険事業所や医療機関、警察等の関係機関による連絡会を区ごとに実施し、相互に相談しやすい体制をつくります。
- 区福祉保健センター及び地域包括支援センターは、養護者に対して、高齢者が医療や介護等で利用できるサービスの情報を提供し、必要な時にすぐに利用できるよう支援し、介護負担の軽減を支援します。

II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して

- 養護者自身の心身の健康管理や生活の設計ができるよう、必要なサービスを利用するための支援や、養護者同士の集いの活動の充実を図ります。
- 個別の事例については、随時の弁護士相談や関係機関との支援検討会議を実施し、迅速かつ適切に対応します。
- 地域の見守りや、地域包括支援センターをはじめとする関係機関の協力により、高齢者が虐待の状態から早期に脱却し、安心して生活できるよう継続的に支援します。

(イ) 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止

- 施設等において、利用者一人ひとりの人格を尊重したケアが行われるよう、集団指導講習会や実地指導等の機会を捉え、適切な運営指導を行います。
- 高齢者の尊厳を傷つけ、身体的機能の低下を引き起こすことにつながる身体拘束について、啓発等による防止に向けた取組を進めます。

ウ 老人福祉法の措置

- 区福祉保健センターでは、高齢者が虐待や認知症等により、契約による介護保険サービスの利用が困難であると判断した場合には、老人福祉法の措置により、介護保険サービスの提供を行います。
- 区福祉保健センターにおいて、原則 65 歳以上の方で、環境上の理由や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難であると判断した場合には、老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所の措置を行います。

エ 消費者被害等の防止

- 高齢者の消費者被害を未然に防止するため、地域での見守り活動と連携を強化します。
- 横浜市消費生活総合センターにおいては、高齢者の消費者被害の適切かつ早期の解決に努めるとともに、地域ケアプラザ(地域包括支援センター)等での出前講座への講師派遣や、高齢福祉関係団体等との連携により消費者被害の未然防止に関する講座を実施します。
- 振り込め詐欺被害を未然に防止するため、神奈川県警察等関係団体と連携した啓発イベントを実施する他、ポスター・広報紙等での呼びかけ、介護保険料額通知など高齢者へ個別送付する封筒等に注意喚起チラシを同封するなどの啓発を実施します。

(3) 本人の自己決定支援

◆ 主な取組

ア 本人の自己決定支援（エンディングノート等の作成と普及等）

新規

- 65歳になる時期にあわせて、人生の最後まで自分らしく生きることに対し関心を持ち、理解を深める啓発や各種情報を提供する媒体を作成します。
- 市民一人ひとりが自らの意思で自身の生き方を選択し、人生の最後まで自分らしく生きることができるように、これまでの人生を振り返り、これから生き方を考えるきっかけとなるエンディングノートを作成し、活用のための講座を開催します。

これからの人生を考えるエンディングノート

エンディングノートは、これからの人生を考えるためのノートです。「エンディング」という名前から「自分にはまだ早い」「終わるなど縁起でもない」と暗いイメージで捉えられがちですが、実はこれからを積極的に暮らしていくためのノートです。

これまでの自分を振り返り、大切にしたいことや、やってみたいことを考え、これからを決めていくことは、高齢者に限らずどの世代の人にも大切なことです。

少し勇気がいますが、エンディングノートを書いていくことで自分の思いを明らかにし、その思いを大切な人とわかつあい、つないでいく…そんなきっかけになるノートです。



(4) 地域で見守り合う体制づくり

◆ 主な取組

ア 地域福祉保健計画の策定・推進

- 誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせるよう、第3期市計画(計画期間:平成26~30年度)では、2025年(平成37年)の課題等を踏まえ、健康づくり・保健活動の取組や幅広い市民参加の取組を進めます。第4期市計画(計画期間:平成31~35年度)についても、現行計画の実施状況を踏まえ、高齢者等が自分らしく地域で生活していくことを支えられる地域づくりを、住民や関係機関等とともに推進します。
- 住民が主体的に地域の課題を解決する地区別計画を推進していく中で、地域包括ケアシステムと連動し、介護予防・生活支援が充実した地域づくりを進めます。

よこはま笑顔プラン（第3期横浜市地域福祉保健計画）

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関(行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザ等)が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的として計画を策定・推進しています。

本計画(計画期間:平成26年度~30年度)では、(社福)横浜市社会福祉協議会が策定・推進してきた「横浜市地域福祉活動計画」と一体的に策定・推進を行い、地域福祉保健を更に充実させていくことを目指しています。



イ 民生委員等による見守り活動の支援

- 行政が保有する75歳以上のひとり暮らし高齢者等の情報を民生委員や地域ケアプラザ(地域包括支援センター)に提供することにより、ひとり暮らし高齢者等の状況把握が進むよう支援します。把握した状況に応じて、相談支援や地域における見守り活動等に的確につなげられるよう、民生委員、地域ケアプラザ、区福祉保健センターが情報共有しながら地域の実情に応じた日常的な見守りにつなげます。

ウ 災害時要援護者支援

- 災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認、避難支援などの活動ができるよう、災害に備えた日頃からの地域による自主的な支えあいの取組を支援します。

工 社会福祉法人の地域貢献

新規

- 社会福祉法の改正により一層進められる社会福祉法人の地域貢献活動について、地域のニーズに対し社会福祉法人の強みや経験を生かしたコーディネートの仕組みを作ります。また、地域協議会等、社会福祉法人の地域貢献活動を推進する場を充実させます。
- 横浜市社会福祉協議会では、社会福祉法人・施設及び地区社会福祉協議会向けのアンケートの実施等により、社会福祉法人のニーズと地域ニーズを把握します。また、実践報告の場の設定などにより、各法人・施設の取組の見える化を進め、社会福祉法人・施設の地域貢献活動の拡充を図ります。
- さらに、各区社会福祉協議会の中で法人の地域貢献支援担当者を決め、担当者連絡会で先行事例の共有や、取組課題の検討を行います。合わせて、区の状況を踏まえながら、マッチングの場の設定等、具体的な取組を実施します。

社会福祉法人が『ALL とか』で取り組む地域づくり

戸塚区では、区内の社会福祉法人や施設が、高齢、障害、こども等の分野を超えて社会福祉法人同士いつでも連携できるネットワーク体制を構築し、地域とともに、個別課題から地域全体の課題を相互に共有し課題解決や体制づくりについて柔軟に考える場として、「社会福祉法人と地域つながる連絡会」を開催しています。

この連絡会を基盤に、既存の制度やサービスでは対応できない狭間の問題等に対し、民間組織である社会福祉法人の強みと専門性を生かした様々な取組や支援を行っています。

❖ 「集いの場」の設置

施設のフリースペース等を活用し、地域住民とともに多世代交流のサロンを開設しています。施設職員も同席しているため、参加者は、地域とのつながり・交流の場としてだけでなく、施設職員から、生活支援や介護支援に関する専門的なアドバイスをもらえる課題解決の場にもなっています。

❖ 複数の施設がチームになって行う移動支援

買い物に不便を感じている人や、参加したくても身体的な理由から地域のサロンや昼食会へ参加できない高齢者のために、複数の法人・施設が協力し、施設の所有する車両を活用した送迎・移動支援を行っています。

法人や施設が単独で行うと負担が大きいことも、ネットワークを生かして、複数の法人や施設がチームとして連携した支援を行うことで、小規模法人でも地域貢献の可能性を広げることができます。また、相談窓口となった施設で対応が難しい場合は、チーム内で調整することができ、円滑に支援を行うことができます。

❖ 「ひとりの困りごとも見逃さない！」個別ケース・ニーズへの対応

○ いわゆるごみ屋敷の住民に対する支援

ごみの撤去を地域と社会福祉法人が協力して行うだけでなく、本人の置かれた状況に専門職として向き合い、本人と信頼関係を築きながら、ごみ屋敷になってしまった背景に潜む課題をひとつ一つ解決し、自立に向けた支援をしています。

○ 未来を担う子どもへの支援

365日24時間職員が常駐している特別養護老人ホームの利点を生かし、一人ひとりの子どもにあつた時間を過ごすための居場所の提供や、経済的困窮に陥っている子ども・その家族へ食事を提供しています。



オ 民間活力の導入

新規

- 医療・介護分野等における新たなビジネス創出の観点から、介護施設や介護事業所など介護現場の課題解決や負担軽減などにつながる民間企業の技術やノウハウの導入支援を進めます。また、介護事業者等が先進的な導入事例を共有する機会の創出を検討します。

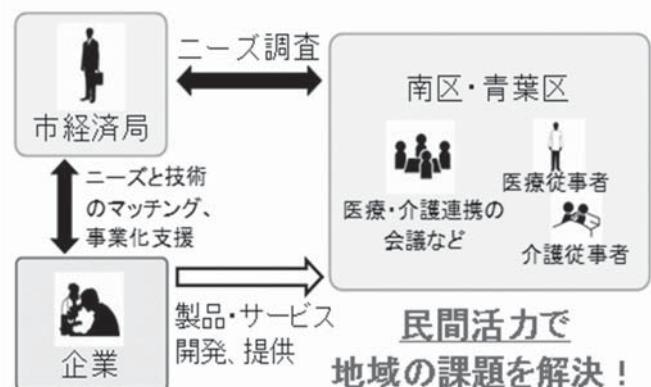
医療・介護現場の課題解決に向けた経済局モデル事業

経済局では、医療・介護・健康分野の今後の市場拡大を視野に、市内企業の皆様が同分野に参入し、製品やサービスを開発することを支援しています。

平成29年度には、その一環として、南区・青葉区の医療・介護従事者の皆様にご協力いただき、「日々のお仕事の中でのお困りごと」や、「こんな機器・器具・サービスがあつたらいいのに」といったニーズを調査しました。

その後、ニーズや課題の解決につながる技術やアイデアを持った企業から提案をいただき、現場の方々と企業とのマッチングなどを通じて、ビジネス化の支援を行っています。

引き続きこうした取組を発展させ、市内企業や医療・介護従事者の皆様をはじめ各区、健康福祉局、経済局等で連携しながら、「医療・介護現場の課題解決」と「新たなビジネスの創出」を目指していきます。



カ 市民による福祉保健活動の支援

- 地域福祉の推進役として、社会福祉協議会は、誰もが安心して自分らしく暮らせる地域社会づくりを目指し、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）等関係機関と連携して地区社会福祉協議会やボランティアなどの活動を支援します。
- 地域の福祉保健活動の拠点として、中学校区程度に1か所地域ケアプラザ（地域包括支援センター）を整備するとともに、福祉保健活動拠点を各区に1か所設置しています。地域ケアプラザ（地域包括支援センター）、福祉保健活動拠点では、活動の場所を提供するだけでなく、活動についての相談・支援を行うほか、ボランティアの育成や支援を行います。

キ 地区連合町内会・自治会町内会、地区社会福祉協議会等との連携

- 地域の生活課題を解決するためには、住民の参加が不可欠です。地区連合町内会及び地区社会福祉協議会等との協働により、地域の生活課題解決の取組が進むよう、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）をはじめとする関係機関等が、連携して支援する体制づくりを進めます。

- 自治会町内会等、地域で活動する団体等が継続的に活動できるよう、自主的な運営に向けた支援、地域の団体間の連携促進、地域人材の確保など多様な支援を行います。
- 市・区社会福祉協議会は、地区社会福祉協議会がネットワーク組織としての強みを活かし、住民の困りごとの早期発見や解決に向けた取組を推進するため、課題の共有や検討の場を設けています。また、地区社会福祉協議会の取組を発信することで、住民の理解の促進を図ります。

「協働による地域づくり」における地域の助け合いの仕組みづくり

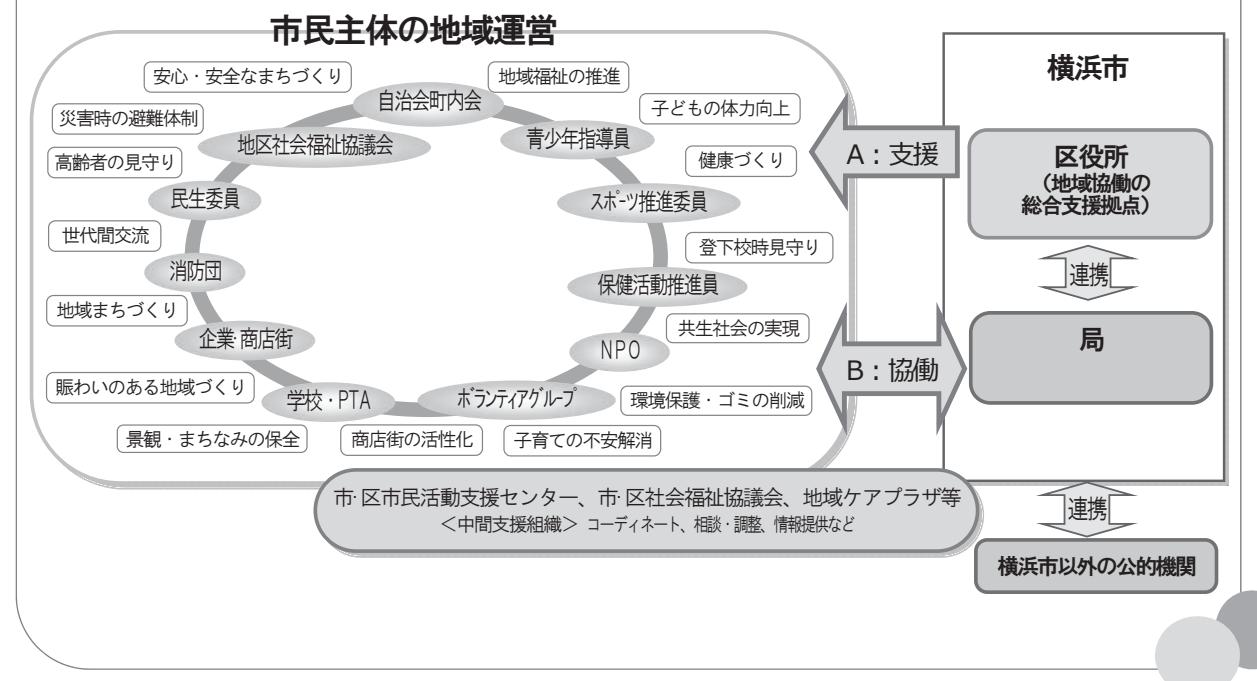
地域では、自治会町内会、地区社会福祉協議会などの地域で活動する団体、民生委員などの各種委嘱委員、企業、学校、NPO 法人などが連携しながら、身近な地域課題の解決に取り組んでいます。住みやすい魅力ある地域づくりを進めるためには、このような、地域に暮らす人々が、地域の課題解決に向けて、自ら対応策を決定し、責任をもって行動する市民主体の地域運営が重要です。

しかしながら、地域によっては、活動する団体同士の連携が不十分であったり、課題解決のための資金確保や担い手不足といった課題が生じています。

そこで、横浜市では、住民に身近な区役所を「地域協働の総合支援拠点」として位置づけ、団体同士の連携促進や地域で活躍する人材の活動へのきっかけづくりなど、地域の主体性を活かした支援(⇒A)を行うとともに、地域との協働による課題解決(⇒B)に取り組んでいます。

地域包括ケアシステムの実現に向けては、地域の助け合いの仕組みが重要であり、介護予防・健康づくりや生活支援などの分野において、地域の主体的な取組が欠かせません。これまで進めてきた「協働による地域づくり」を基盤に、こうした活動がますます活発に行われるよう、本市一体となって取り組んでいきます。

◆ 協働による地域づくり(イメージ図)



(5) 介護者に対する支援

◆ 主な取組

ア 相談・支援体制の充実

- 区福祉保健センターや地域包括支援センターは、介護に関する高齢者や家族の相談を受けて、介護保険サービスにとどまらない幅広い地域資源等の情報提供も含め、適切な支援・調整を行います。
- 住み慣れた地域での暮らしを支えるために、本人、介護者等の自主的な活動を支援します。

イ 介護者の集い

- 老老介護、育児と介護に同時に直面するダブルケア、介護離職の問題など介護者の抱える複合的な課題や多様なニーズに対応できるよう、家族や介護者を対象とした集いやセミナー等を開催します。

◆ 事業量

| | 第6期の実績 | | | 第7期計画 | | |
|---------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 平成31年度 (2019年度) | 平成32年度 (2020年度) |
| ● 地域包括支援センターの運営 | | | | | | |
| 地域包括支援センター数 (箇所) | 138 | 139 | 140 | 141 | 142 | 142 |
| ● 本人の自己決定支援（エンディングノート等の作成と普及等） | | | | | | |
| エンディングノート活用促進 のための講座開催(区) | - | - | - | 8 | 全区 | 全区 |
| ● 成年後見制度の利用促進 | | | | | | |
| 成年後見制度利用支援事 業(報酬)利用件数(件) | 232 | 274 | 245 | 226 | 244 | 272 |

※平成29年度は見込み値

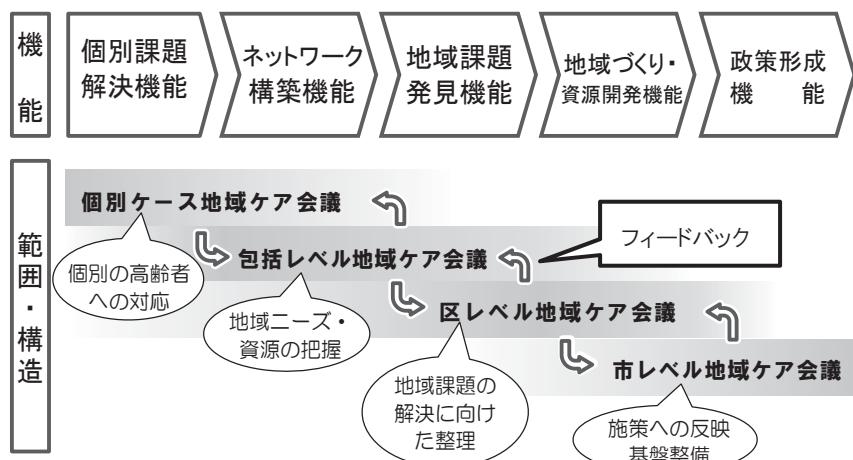
4 医療・介護・保健福祉の連携

利用者の状況に合わせて医療・介護・保健福祉が一体的に提供できるよう、地域ケア会議の取組を推進するとともに、多職種連携・地域との連携を強化し、包括的・継続的なケアマネジメントを推進します。

◆ 主な取組

ア 地域ケア会議

- 地域ケア会議は、多職種の協働のもと、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援し、地域の方々も含めた地域で高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズを必要な社会基盤整備につなげていく一つの手法です。



- 個別ケースの検討を行う会議を始点として、包括レベル、区レベル、市レベルの地域ケア会議が重層的に構成されており、各レベルで解決できない課題は、より広域レベルで検討し、資源開発や政策形成にまでつなげていきます。また、その結果をフィードバックすることで個別支援に活かします。
- 個別ケース地域ケア会議では、多職種による多角的な視点から、支援を必要とする本人の強みを評価し、将来の目標や見通しを立てケアマネジメントの検討を行います。それにより、ケアマネジャーをはじめとする医療、介護、福祉等の関係者の自立支援の視点を養うと共に、実践力の向上を目指します。

イ ケアマネジメントスキルの向上

拡充

- 自立支援に資するケアマネジメントを実践できるよう、区、地域包括支援センター、ケアマネジャーが自立支援の意識を共有し、ケマネジメント技術の向上を図ります。サービス利用開始の段階で自立支援を目指した相談対応を行うことができるよう相談技術向上のための研修等を実施します。
- 新任・就労予定のケアマネジャーへの研修等を開催します。
- 区ケアマネジャー連絡会や、区居宅介護支援事業者連絡会などの場を活用した自主的な研修を支援します。
- ケアマネジメントの質の向上に向けて、ケアマネジャー同士がケアプラン等について意見交換や相談できる場を検討します。

■ 高齢者の自立支援とは

市民の一人ひとりが、自らの意思で自身の生き方を選択し、地域で生きがいを持ちながら、人生の最後まで自分らしく生きることを支援します。

具体的には、これからどのように暮らしていくいかを高齢者自身が考え、自らの目標を定め、年齢を重ねても、役割や社会とのつながりを持ちながら目標を達成していくことを支援します。

ウ 多職種や地域との連携による包括的・継続的ケアマネジメント支援の強化

拡充

- 高齢者の生活全体を丸ごと(包括的)、どのような状態になっても切れ目なく(継続的)支えるため、医療・介護に関わる専門機関を中心とした多職種による研修の実施等により連携を強化します。
- ケアマネジャーと医療機関との連携強化が図れるよう、医療に関する情報の提供や、ケアプラン作成に必要な医療の知識を習得するための研修等を実施します。
- 医療・介護が必要な場面(入退院時調整・療養生活・急変時対応・人生の最終段階)に応じ、必要な患者情報をスムーズに共有するための仕組みづくりを行います。(退院調整情報共有ツールの改訂、シーン別情報共有ツール作成)(再掲)
- 高齢者が地域とのつながりをもって生活できるよう、介護サービスのみではなくインフォーマルサービスを活用したケアマネジメントが実施できるよう研修等を行います。
- 地域包括支援センターエリア内のケアマネジャーとの定期的な連絡会や研修会を開催するとともに、区単位、近隣区、市単位での情報交換や関係機関との連携が推進されるよう支援します。

工 医療・介護連携ケアパス(介護サービス等のガイドの作成・活用方法)の検討

新規

- 高齢者の場合、怪我や疾病などによる急な入院により、入院前後で ADL(日常生活動作)や生活環境が急激に変化する場面が少なくありません。
- 退院後に自宅で利用できる介護保険サービスや医療の内容に加え、在宅生活復帰を目指して日常生活動作のリハビリ等を行う介護老人保健施設に関する情報提供など、ご本人やご家族が退院後のケアの見通しを立てやすくする支援策として、「医療・介護連携ケアパス」(介護サービス等のガイドの作成・活用方法)を検討します。

◆ 事業量

| | 第6期の実績 | | | 第7期計画 | | |
|-----------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 平成31年度 (2019年度) | 平成32年度 (2020年度) |
| | - | - | - | 検討 | 9 | 全区 |
| ● ケアマネジメントスキルの向上 | 拡充 | | | | | |
| ケアマネジャー同士が意見交換できる場の開催(区) | - | - | - | 検討 | 9 | 全区 |
| ● 包括的・継続的ケアマネジメント支援 | 拡充 | | | | | |
| ケアプラン作成に必要な医療の知識を習得するための研修等 | 実施 | 実施 | 実施 | 推進 | 推進 | 推進 |

※平成29年度は見込み値

地域福祉保健計画と地域包括ケアシステムの関係

【地域福祉保健計画】

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関が福祉保健などの**地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進めること**を目的とし、市計画・区計画・地区別計画を策定しています。

【地域包括ケアシステムと地域福祉保健計画】

地域包括ケアシステム構築のため、特に住民主体で行う高齢者を対象とした取組は、**地域福祉保健計画に位置付けられた様々な取組と連動させながら、中長期的な視点で進めていきます。**

地域包括ケアシステムの介護・医療・介護予防・生活支援・住まいの5分野のうち、特に介護予防・生活支援分野は、地域福祉保健計画の中でも、自治会町内会等住民と協働で取り組んでいるものが多くあります。

一方、介護・医療分野では専門職間の連携や多様な主体によるサービス・支援の提供体制の構築が、施設・住まい分野では、行政や民間事業者、NPO法人等と連携した取組が必要になります。

これまで、地域福祉保健計画の推進により築いてきた、様々な福祉保健活動は横浜の財産です。こうした礎をもとに、地域包括ケアシステムに向けた取組を進めることで、地域活動が活性化し、双方の充実が図られることを目指します。



III 認知症にやさしい地域を目指して

目標

- 認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた良い環境の中で暮らし続けられる地域づくりを目指します。
- 認知症の人や家族のニーズを踏まえ、本人の状態に応じて適切な支援が受けられるよう、医療・介護サービスの適切な提供、連携を推進するとともに、地域の見守りやインフォーマルサービス等も含めた切れ目のない支援体制の構築を進めます。

◆ 指標

指標1

- 認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を見守る応援者である認知症サポーターが増えている。

| 指標 | 現状値(平成 28 年度) (2016 年度) | 平成 32 年度 (2020 年度) |
|----------------------|----------------------------|-----------------------|
| 認知症サポーター養成講座受講者数（累計） | 222,300 (人) | 339,300 (人) |

指標2

- 認知症の早期発見・早期対応や適時・適切なサービス提供のため、専門職向けに実施する認知症対応力向上研修の受講者数が増えている。

| 指標 | 現状値(平成 28 年度) (2016 年度) | 平成 32 年度 (2020 年度) |
|--------------------|----------------------------|-----------------------|
| 認知症対応力向上研修受講者数（累計） | 1,669 (人) | 3,500 (人) |

認知症 やさしいまなざし あつたかハート

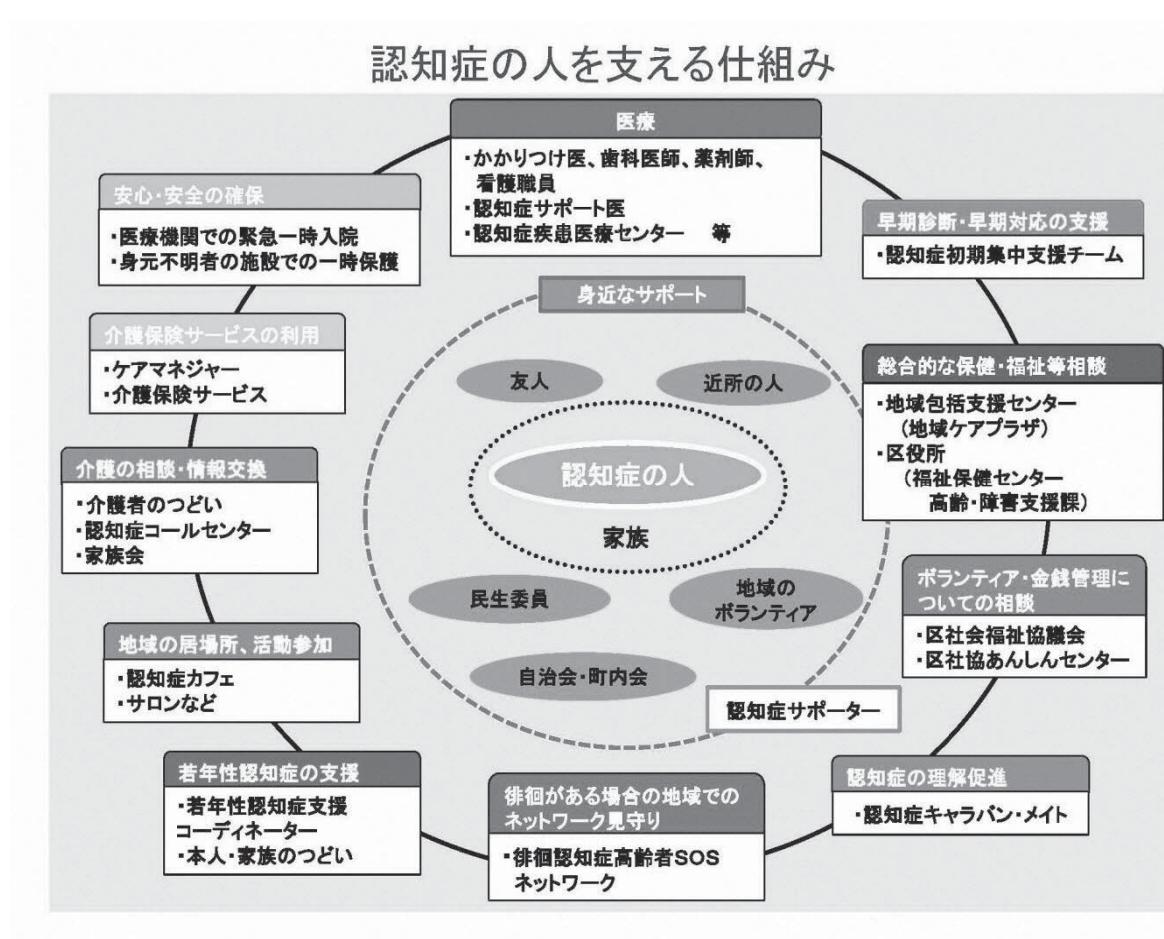
認知症により、生活に支障が出てきても、周囲のちょっとした気配りや見守りがあれば、住み慣れた地域で暮らし続けることができます。

横浜市では、認知症の正しい理解を広め、地域の中で支え合う風土づくりのために、「認知症 やさしいまなざし あつたかハート」をキヤッチフレーズに、認知症の人と家族が安心して暮らせるまちづくりを進めています。



1 市民理解・地域づくり

認知症の人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた良い環境の中で暮らし続けられる地域を目指して、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行い、市民理解を深めます。また、介護者のニーズに応じた支援を実施していくとともに、認知症の人の行方不明時の対応の充実や地域の実情に合わせた見守り体制づくりを進めます。



(1) 認知症に関する市民理解の推進

◆ 主な取組

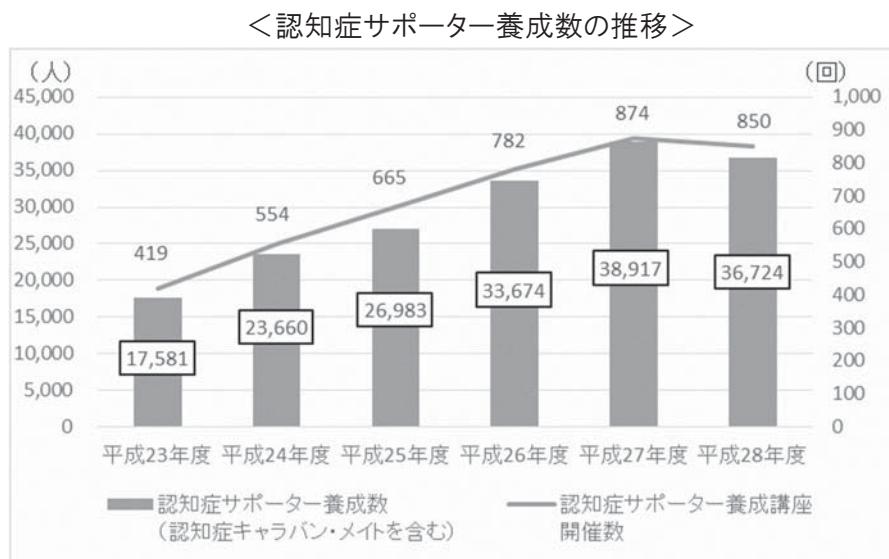
ア 認知症サポーターキャラバンの推進

拡充

- 認知症に関する正しい知識を普及するため、地域の団体を始め、若年層や認知症の人と接する機会の多い企業等に対し、認知症サポーター養成講座を積極的に開催します。
- 認知症キャラバン・メイトを養成し、地域の実情に合わせた認知症サポーター養成講座の開催等ができるよう、活動支援を行います。

第5章 具体的施策

- 認知症センターが地域のさまざまな場面で活躍できるよう、認知症高齢者グループホーム・認知症対応型デイサービス等と連携した取組や、活動につながるための仕組みを検討します。



認知症センター、認知症キャラバン・メイト

身近な家族や友人、自分自身が認知症になっても、今までどおり住み慣れた地域で、安心して暮らせるよう、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守ることができる人を地域に増やす活動をしています。

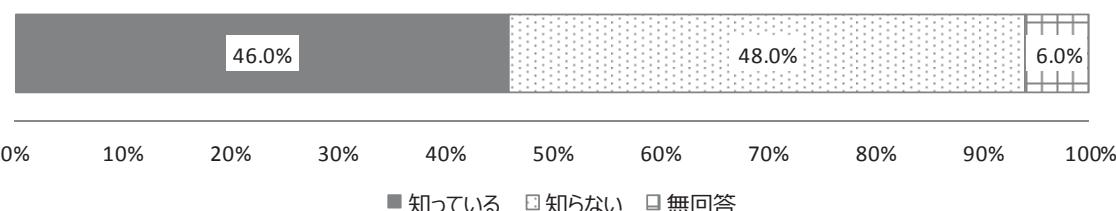
- 認知症センター：認知症に対する正しい理解を持ち、認知症の人や家族を温かく見守り、自分にできる手助けをする応援者。目印はオレンジリングです。

- 認知症キャラバン・メイト：認知症センター養成講座を開催する講師役です。

イ 認知症の人や家族の思いを理解するための普及啓発

- 認知症の人や家族の思いや気持ちを理解するための普及啓発の手法を検討します。
- 認知症に関する相談先や早期診断・早期対応の重要性等について、講演会や研修会、広報などを活用し、普及啓発に取り組みます。

＜認知症になったときの相談先の認知度＞(n=2,108)



※平成28年度横浜市高齢者実態調査

(2) 介護者支援の充実

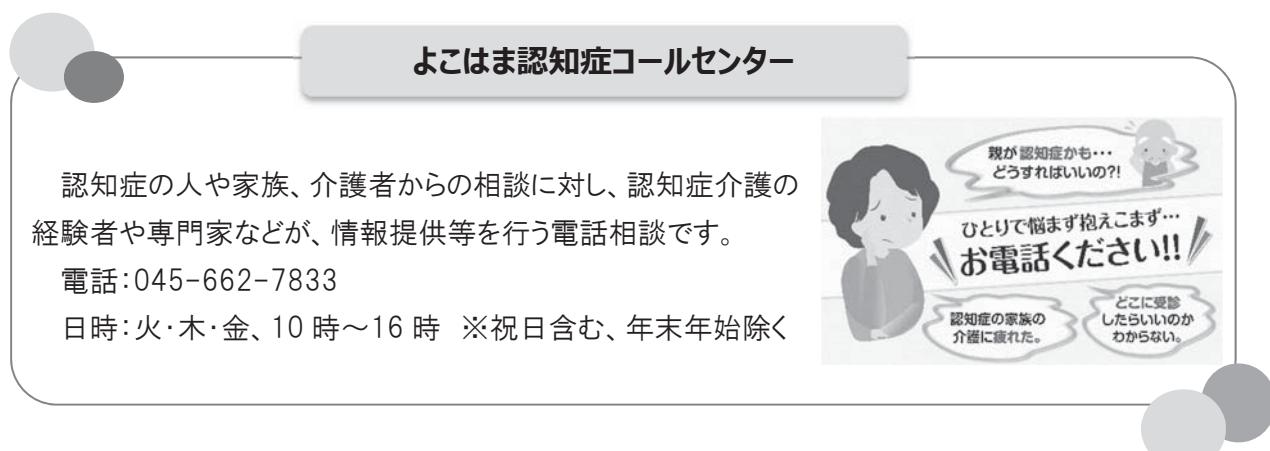
◆ 主な取組

ア 介護者のつどいや介護セミナー等の開催

- 介護者の視点を踏まえ、認知症の人や家族、介護者を対象としたつどいやセミナー等を開催します。
- 認知症高齢者グループホームや認知症対応型デイサービスと連携し、介護方法等の情報提供や相談などの介護者支援に取り組みます。

イ 相談事業の実施

- 区福祉保健センターや地域包括支援センターは、認知症に関する高齢者や家族の相談を受けて、適切な支援・調整を行います。
- 介護経験者や認知症ケアの専門家等が対応する「よこはま認知症コールセンター」を運営し、介護の悩みへの対応や、介護方法・医療情報の提供などの相談支援を行います。



(3) 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

◆ 主な取組

ア 地域の実情にあわせた見守り体制の推進

- 地域の実情にあわせて、区、地域ケアプラザ(地域包括支援センター)、警察、消防、医療機関、福祉施設、地域団体、公共交通機関、民間企業等と連携し、認知症の人や家族の見守り体制を推進します。
- 認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、認知症サポーター等の身近なボランティアの活動を支援し、地域の支援体制の充実を図ります。

イ 認知症の人の行方不明時の早期発見等の取組の充実

拡充

- 行方不明となった認知症の人の早期発見と身元不明対策を目的とした見守りツールを導入します。
- 行方不明などにより生命の危険がある認知症の人の早期発見を目的とした、認知症高齢者等SOSネットワークの取組を各区の状況に応じて推進します。
- 身元不明の認知症の人について、介護保険施設の協力を得て、一時的な入所による保護を実施するとともに、身元の早期判明に向けた支援を行います。

横浜市認知症高齢者等SOSネットワーク

認知症の人を日ごろから見守り、認知症により行方不明となる人の早期発見や安全確保のために、地域の関係者や関係機関でつくるネットワークです。認知症の人の事前登録や行方不明時の情報提供など、認知症の人と家族が安心して暮らせる地域づくりに取り組んでいます。また、行方不明になった際、家族からの連絡を受けて、関係機関に発見への協力を依頼します。県と連携し、市外や県外への自治体へも協力依頼ができます。

認知症による行方不明が心配な人は、事前登録することで、もしもの時に早く関係機関へ情報提供ができるほか、警察へ捜索を依頼する時に必要な情報の整理もできて安心です。

ウ 集いの場(認知症カフェ等)の活動支援

- 認知症の人や家族、地域住民などの誰もが気軽に立ち寄り、情報交換や相談を通じて、孤立予防や介護負担の軽減などが図れる「集いの場(認知症カフェ等)」の取組を推進します。
- 認知症になっても、これまでの地域とのつながりが保たれ、地域活動やサロン等の場に参加でき、住民同士の支え合いができる地域づくりを進めます。

認知症カフェ

認知症カフェは、認知症の人、家族、地域住民、専門職等が気軽に集える場です。横浜市では、誰もが気軽に参加でき、認知症についての情報が得られ、相談ができる場であること、また、参加者同士がつながり、互いに理解しあえる場を目指し、住民ボランティアや介護事業者、地域ケアプラザ(地域包括支援センター)等が主体となって取り組んでいます。市内で活動する認知症カフェについて、市ホームページで情報提供を行っています。

Ⅰ 成年後見制度等の利用促進【再掲】

- 国の成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、認知症等により自己の判断のみでは意思決定に支障のある高齢者の権利や財産を守るために、制度の普及・啓発を進めます。また、弁護士会等の専門職団体や地域ケアプラザ(地域包括支援センター)等関係機関とも連携し、支援が必要な人を成年後見制度につなげます。

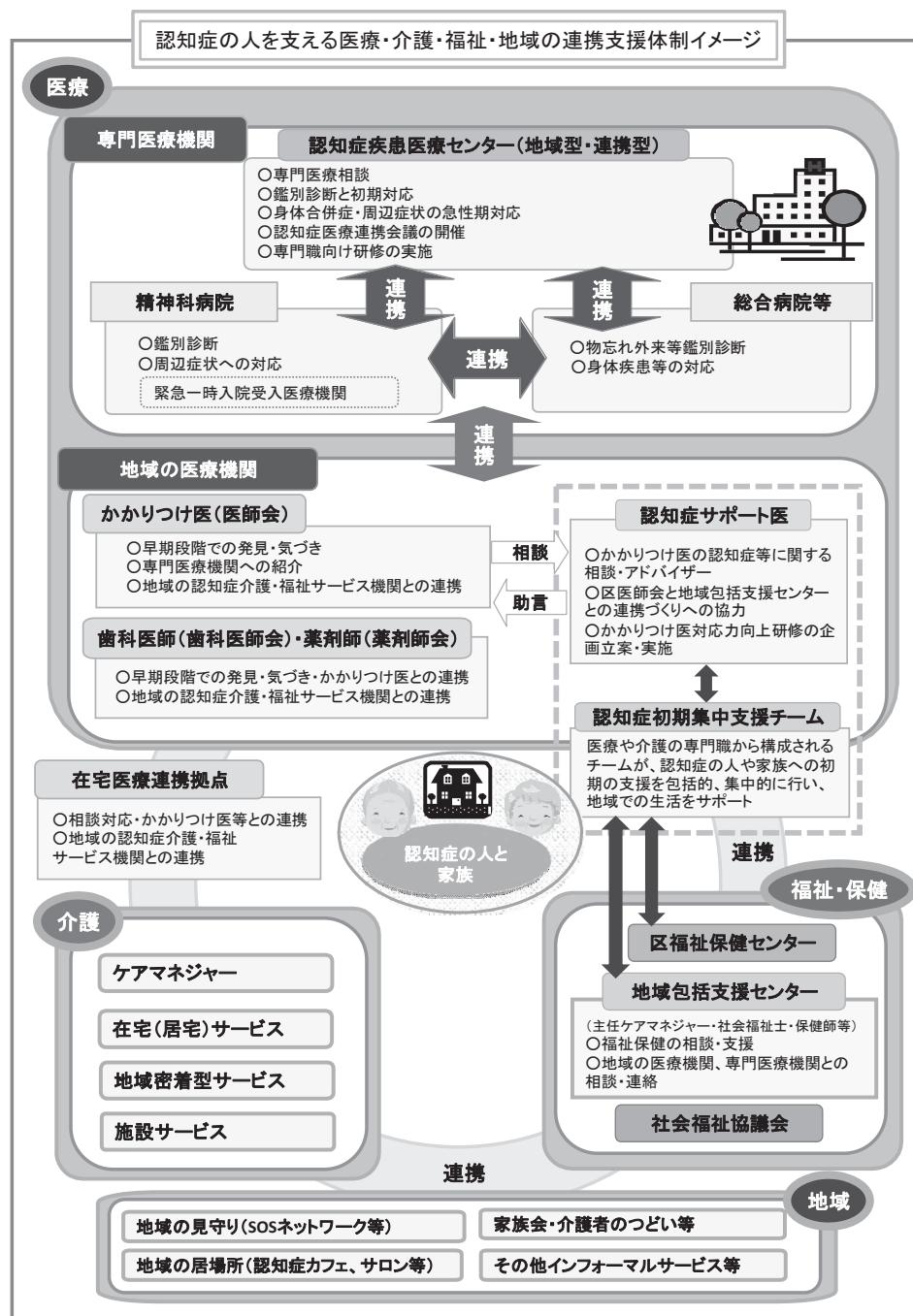
◆ 事業量

| | 第6期の実績 | | | 第7期計画 | | |
|---|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 平成31年度 (2019年度) | 平成32年度 (2020年度) |
| | | | | | | |
| ● 認知症に関する市民理解の推進 | 拡充 | | | | | |
| 認知症サポーター養成講座受講者数(人) (認知症キャラバン・メイト含む) | 185,576 | 222,300 | 243,300 | 275,300 | 307,300 | 339,300 |
| 認知症キャラバン・メイト養成数(人) | 2,671 | 3,023 | 3,323 | 3,623 | 3,923 | 4,223 |
| ● 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進 | 拡充 | | | | | |
| 見守りツールの新規利用者数(人) | - | - | - | 500 | 1,000 | 1,000 |

※平成29年度は見込み値

2 認知症予防、早期診断・早期対応、医療・介護連携

認知症の人や家族の意思が尊重され、本人の状態に応じて適切な支援が受けられるよう、支援者の対応力向上や医療・介護連携の強化に取り組みます。認知症予防や認知症の早期診断・早期対応に向けた体制づくりを進めます。また、若年性認知症の人や家族への支援の充実を図ります。



(1) 認知症予防、認知症の早期診断・早期対応に向けた体制の強化

◆ 主な取組

ア 認知症初期集中支援チームの全区設置・効果的な活用

拡充

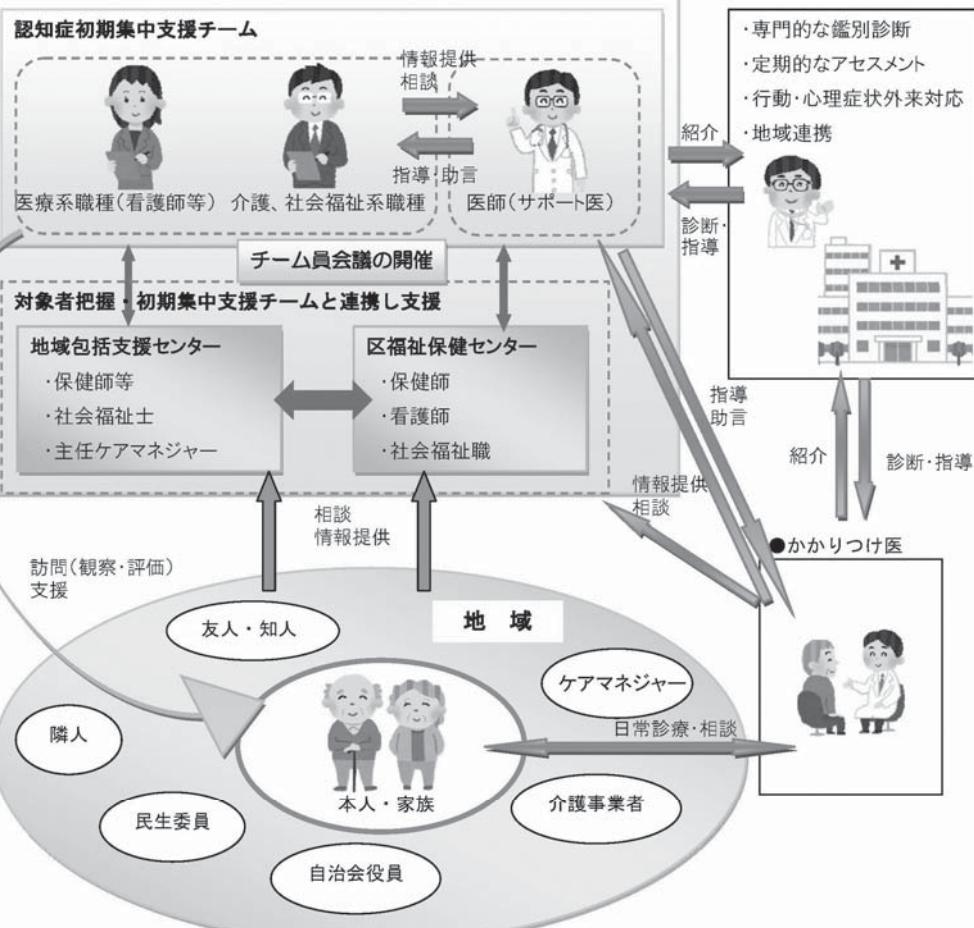
- 認知症初期集中支援チームを全区に設置し、各区の実情に応じた早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。
- 認知症疾患医療センター等の専門医療機関や地域医療機関、介護事業者等とも連携を図りながら、認知症初期集中支援チームの効果的な活用を図ります。

認知症初期集中支援チームとは

医療や介護の専門職で構成されるチームが、認知症の人や疑いのある人の自宅を訪問し、医療機関の受診や介護サービスの利用支援、状態に応じた助言などを行い、安定的な支援につなぎます。チームは医療機関に設置しており、1区1チームの設置を目指しています。

認知症初期集中支援事業

●専門医療機関
(認知症疾患医療センター等)



イ 認知症予防に関する取組

拡充

- 認知症予防に関する正しい理解を推進するため、認知症予防に関する普及啓発媒体を作成し、広く周知します。
- 身近な地域で認知症予防に関する取組が広がるよう、地域で認知症予防を推進する人材の育成及び支援に取り組みます。
- 若い世代からの生活習慣病対策が、将来の認知症予防につながるため、健康づくり関連事業等と連携を図りながら、取組を進めます。

ウ 認知症の早期発見・早期対応に向けた取組

拡充

- 認知症の早期発見や軽度認知障害(MCI)に関する普及啓発のために、認知症のセルフチェックシートを作成・周知するとともに、生活習慣の改善に向けたきっかけづくりに取り組みます。
- 軽度認知障害(MCI)の人が予防活動を行える場の充実に向けた取組について検討します。
- 神奈川県警察と連携し、認知症の疑いと判定された人(※)に対し、相談窓口である区・地域包括支援センターへのつなぎや相談支援を実施します。

※75歳以上の方の運転免許証更新時等に行われる認知機能検査の結果、認知症の疑いと判断された人

軽度認知障害（MCI）

物忘れが主たる症状ですが、日常生活への影響はほとんどなく、認知症とは診断できない状態のことを言います。また、軽度認知障害は正常と認知症の中間ともいえる状態であり、年間で10～15%が認知症に移行するとされており、認知症の前段階と考えられています。

【e-ヘルスネット(厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト)より】

(2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供体制の強化

◆ 主な取組

ア 認知症医療・介護連携の推進

- 医師会・歯科医師会・薬剤師会等の医療関係者、介護事業者等と連携し、各区の実情に応じた認知症医療・介護連携を推進します。
- 認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れ(認知症ケアパス)を、認知症の本人・家族、医療・介護の関係者等で共有することで、医療・介護サービスが切れ目なく提供されるよう、関係者の連携を推進します。
- 認知症医療・介護連携の推進のため、オレンジガイド(横浜市版認知症ケアパスガイド)等を活用し、認知症対応力向上研修等、さまざまな機会を通じて普及啓発を行います。



イ 認知症対応力向上研修等の拡充

拡充

- 認知症の早期発見・早期対応や、認知症の状態に応じた切れ目のない適切なサービス提供が行えるよう、医療関係者を対象とした認知症の対応力向上研修を実施します。かかりつけ医・歯科医師・薬剤師等を対象とした研修のほか、新たに看護職員向け研修を実施します。
- 介護事業所の介護職員向けに、認知症ケア等の基本的な知識や技術の習得のためのセミナーの開催や、認知症介護実践研修の受講を促進し、介護人材の質の向上を図ります。(再掲)

ウ 認知症疾患医療センターを中心とした医療体制の構築

- 認知症の状態に応じた切れ目のない医療対応等ができるよう、認知症疾患医療センターを中心に、専門医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症サポート医、かかりつけ医等の連携を促進し、医療体制強化に取り組みます。
- 認知症の症状の急激な悪化等により、在宅での生活が困難となった場合に、必要に応じて、緊急訪問と医療機関での緊急一時入院を実施します。
- かかりつけ医の認知症診療等に関する相談役となる認知症サポート医を養成するとともに、医療機関と地域包括支援センターの連携の推進役となるよう、活動支援を行います。

認知症疾患医療センター

認知症の診断、専門の相談員による電話相談や面談(要予約)ができるほか、地域の保健医療・介護関係者への研修や認知症の医療体制の構築に取り組んでいます。市内4か所に設置しています。

・横浜市立大学附属病院 ・済生会横浜市東部病院 ・横浜舞岡病院

・横浜市総合保健医療センター診療所

(H29. 12月現在)

エ 認知症に対応した介護サービスの適切な提供

- 認知症の人等が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、認知症高齢者グループホーム、認知症対応型デイサービス、小規模多機能型居宅介護サービスなどの介護サービスを適切に提供します。

(3) 若年性認知症支援の充実

◆ 主な取組

ア 若年性認知症支援コーディネーターを中心とした支援体制の構築

拡充

- 支援体制の充実を図るため、若年性認知症支援コーディネーターを配置し、若年性認知症の人や家族、関係者の相談支援を行います。
- 若年性認知症支援コーディネーターを中心に、若年性認知症の自立支援に関わる関係者のネットワークの調整や支援体制の充実に向け、支援者向け研修を実施します。

イ 若年性認知症の人や家族のつどいや居場所の充実

- 若年性認知症の人や家族は、高齢者の認知症の人とは異なる課題があるため、本人や家族が集える場を充実します。

若年性認知症

65歳未満で発症する認知症のこと、2009年の厚生労働省の調査結果では、人口10万人当たりの患者数は、47.6人とされており、比較的稀な病気です。発症年齢が若いため、長期的な生活設計の変更も視野に入れた対応が必要など、高齢者とは異なる課題があります。

市では、若年性認知症の人や家族が利用できるサービスや相談先をまとめたりーフレットを作成しています。



◆ 事業量

第6期の実績

| 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) |
|--------------------|--------------------|--------------------|
|--------------------|--------------------|--------------------|

第7期計画

| 平成30年度 (2018年度) | 平成31年度 (2019年度) | 平成32年度 (2020年度) |
|--------------------|--------------------|--------------------|
|--------------------|--------------------|--------------------|

- 認知症予防、認知症の早期診断・早期対応に向けた体制の強化

拡充

| | | | |
|--------------------|---|---|----|
| 認知症初期集中支援チームの設置(区) | 2 | 8 | 16 |
|--------------------|---|---|----|

全区

推進

推進

- 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供体制の強化

拡充

| | | | |
|-----------------------|-------|-------|-------|
| 認知症対応力向上研修受講者数(累計)(人) | 1,496 | 1,669 | 2,000 |
|-----------------------|-------|-------|-------|

2,500

3,000

3,500

※平成29年度は見込み値

IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

目 標

- 要介護高齢者、認知症高齢者、一人暮らし高齢者等の大幅な増加が見込まれる中で、多様なニーズに対応し、個々の状況に応じた選択を可能とするため、必要な施設や住まいを整備します。
- 施設・住まいに関する相談体制の充実を図り、個々の状況に応じたサービスが選択できるよう支援します。

◆ 指標

指標1

- 特別養護老人ホームについて、要介護 3 以上の入所申込者が、おおむね 12 か月以内に入所できている。

| 指標 | 現状値(平成 28 年度) (2016 年度) | 平成 32 年度 (2020 年度) |
|---------------------------------|----------------------------|-----------------------|
| 特別養護老人ホームに要介護 3 以上で入所した方の平均待ち月数 | 12 か月 | 12 か月 |

指標2

- 高齢者人口に対する高齢者向け住宅※の割合が増えている。

| 指標 | 現状値(平成 28 年度) (2016 年度) | 平成 38 年度 (2026 年度) |
|---------------------|----------------------------|-----------------------|
| 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合 | 3.2 (%) | 4.0 (%) |

* 第 3 期横浜市高齢者居住安定確保計画より

※ 高齢者向け住宅とは、有料老人ホーム（定員数）、軽費老人ホーム（定員数）、ケアハウス（定員数）、シルバーハウジング（住戸数）、シニア・りぶいん（住戸数）、サービス付き高齢者向け住宅（住戸数）、高齢者向け優良賃貸住宅（住戸数）、高齢者向け住宅確保要配慮者専用賃貸住宅（住戸数）

1 個々の状況に応じた施設・住まいの整備・供給

重度の要介護者向けの施設や要介護者にも対応した住まい、多様なニーズに対応できる施設・住まいなど、必要量に応じて整備・供給します。特に介護需要の増大に対応するため、特別養護老人ホーム等の施設の整備量を加速します。

(1) 状況に応じた高齢者向け施設の充実

◆ 主な取組

ア 特別養護老人ホーム（サテライト型含む）の整備

拡充

- 要介護認定者や認知症高齢者が急激に増加し、施設入所を必要とする方が増えるため、平成30年度の公募から整備量を年間約300人分から倍増し、年間600人分程度を整備します。
- サテライト型特別養護老人ホームは、定員29人以下の小規模施設で、本体施設と密接な連携を確保しつつ、別の場所で運営されます。通常の特養と比べ、人員・設備基準は一部緩和され、狭い敷地面積でも建設できるため、積極的に整備します。
- 居住環境に配慮した個室・ユニット型による整備を基本とします。
- 医療的ケアの充実を図るため、医療的ケアへの対応状況や取組を重視し、整備法人の選定を行います。
- 老朽化した従来型特別養護老人ホームの大規模修繕費に対する助成を行います。
- ショートステイの稼働状況を見ながら、地域偏在の解消や定員確保の一環として、特別養護老人ホームのショートステイの本入所転換を引き続き実施します。

イ 特別養護老人ホームへの適切な入所のための仕組み

拡充

- 「特別養護老人ホーム入所申込受付センター」で市内特別養護老人ホームの申込を一括して受け付けることで、「横浜市特別養護老人ホーム入退所指針」を適切に運用し、公平性・透明性の高い入所制度を維持します。
- 入所希望者からの多様な相談内容を蓄積し、情報提供に活用するとともに、引き続き入所待ち者のきめ細かい実態調査と状況把握に努め、施設整備や入退所の仕組みの改善に役立てていきます。
- 特別養護老人ホームにおける医療的ケアが必要な方の更なる受入促進に向けた拡充を進めます。
- 新規入所は、原則、要介護3以上の方となりますが、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難であると認められる要介護1・2の方や介護と仕事の両立支援など、必要な人が入所できるような運用を行います。

ウ 介護老人保健施設

- 介護老人保健施設は一定の整備水準に達していることから、第7期計画期間においては、新たな整備は行いません。
- 介護老人保健施設が本来有する、在宅生活への復帰を目指すリハビリ支援や認知症高齢者への対応などのノウハウを生かした機能分担を充実させ、在宅復帰や在宅生活を支援するための施設としての役割を強化します。また、多様な専門職種を有する介護老人保健施設が、地域包括ケアにおける拠点としての役割を担います。
- 介護老人保健施設における入所及び短期入所の利用促進を図ります。

エ 介護医療院（介護療養型医療施設）

新規

- 介護療養型医療施設については、平成36年3月末で廃止となります、第7期計画期間は、当面定員数の維持を見込みます。
- 新たに創設された「介護医療院」は、慢性期の医療・介護ニーズを併せ持つ高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。今後、介護療養型医療施設及び医療療養病床からの転換や新設に向けた検討を行います。

オ 認知症高齢者グループホーム

拡充

- 区や日常生活圏域ごとの整備量や充足率、未整備圏域等を勘案した上で、計画的に整備を進めます。
- 認知症高齢者が増加し、グループホームを必要とする方が増えることなどから、平成30年度から整備量を倍増し、各年度平均225人分程度を整備します。

カ 特定施設・有料老人ホーム

拡充

- 特定施設については、介護専用型特定施設（介護付き有料老人ホーム）の整備を推進します。
- 特定施設の整備にあたっては、医療ニーズへの対応、低料金、立地状況など、横浜市が期待する役割やニーズに対応した整備の誘導を進めます。
- 基準を満たすサービス付き高齢者向け住宅について、特定施設に指定することを検討します。
- 有料老人ホームの設置に必要な老人福祉法の届出の促進や指導を図るとともに、質の高い施設運営が図られるよう指導・監督を進めることで、入居者が安心して生活することができる適切なサービスの提供を確保します。

キ ショートステイ（短期入所生活介護）

拡充

- 在宅生活の継続を支援し、家族の負担を軽減する観点から、ショートステイサービスを適切に利用できるよう、必要なサービス量を確保します。
- 介護者の急病時など、医療的ケアが可能な緊急時ショートステイ用のベッドを引き続き確保します（再掲）。

ク 軽費老人ホーム

- 都市型軽費老人ホームの整備について検討します。
- 老朽化が進む軽費老人ホームA型について、長寿命化に向けた支援策を検討します。
- 自立した生活を支える軽費老人ホームの運営に対し、引き続き助成します。

ケ 養護老人ホーム

- 老朽化した公立養護老人ホームの再整備を進め、社会福祉法人による運営を開始します。
- 整備にあたっては、要援護高齢者の居住環境の向上を図るため、原則個室とします。
- 養護老人ホームの施設機能を生かし、生活支援ショートステイの受入れも行います。

コ ユニットケア・グループホームケアの充実

- 在宅に近い環境で、利用者一人ひとりの個性や生活リズムに沿い、他の利用者との人間関係を築きながら日常生活を営めるように介護を行うユニットケアについて、引き続き推進するための取組を進めます。
- 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）では、少人数を単位とした共同住居の形態でケアを提供することにより、家庭的な環境の中で認知症状を和らげるとともに、日常生活行為を共同で行うことで、認知症高齢者が残された能力を最大限に発揮し、望む生活を営むことができるよう支援します。こうした“グループホームケア”が実施されるよう、事業者間での職員交換研修やセミナーの開催などにより、サービスの質の向上を図ります。

サ 災害時における要援護高齢者の受入れ

- 特別養護老人ホーム等の高齢者向け施設との間で、特別避難場所（福祉避難所）の協定締結を進め、災害時に在宅での生活が困難となった要援護高齢者の受入れを行います。
- 特別避難場所（福祉避難所）に対し、災害時に応急的に必要と考えられる食糧や飲料水、生活必需品、段ボールベッド等の備蓄物資を配付します。

(2) 高齢者向け住まいの供給

◆ 主な取組

ア 高齢者向け市営住宅の供給

- 段差の解消や手すりの設置など、住居内の仕様を高齢者に配慮とともに、緊急通報システムの設置と生活援助員の派遣により、安否の確認や生活相談など在宅生活の支援を行う高齢者向け市営住宅(シルバーハウジング、シニア・りぶいん)を提供します。

イ 高齢者向け公的賃貸住宅の供給

(ア)高齢者向け優良賃貸住宅の供給

- 低所得の高齢者世帯を対象とした、バリアフリー仕様で緊急通報システムや安否確認サービスが提供される家賃補助付きの高齢者向け優良賃貸住宅の供給を進め、公的賃貸住宅における入居支援を促進します。

(イ)住宅供給公社やUR都市機構との連携による良質な賃貸住宅の供給

- 住宅供給公社やUR都市機構では、これまで子育て世帯や高齢者等に対する良質な賃貸住宅を供給してきました。既存の入居者には高齢者や低額所得者も含まれており、公営住宅を補完してきたことから、引き続き公営住宅と連携して居住の安定を確保します。

ウ サービス付き高齢者向け住宅の供給支援

拡充

- 生活相談や安否確認サービスが提供されるサービス付き高齢者向け住宅について、国の制度等を活用して供給を支援します。
- 実地指導等を通して、整備運営指導指針に則した適切なサービス提供が行われる良質な住宅の供給を支援します。さらに、基準を満たす住宅について特定施設に指定することを検討します。

エ よこはま多世代・地域交流型住宅

- 高齢者が、介護が必要になっても子育て世代などとともに地域の中で安心して住み続けられるよう、生活支援などの必要な機能を備えた『よこはま多世代・地域交流型住宅』の供給を促進していきます。
- 民有地では、民間事業者が『よこはま多世代・地域交流型住宅』として整備し、かつ申請した住宅を市が認定することによって、供給を促進します。
- 公有地についても、横浜市が公募により選定した民間事業者等が、整備及び運営を行うことによって、『よこはま多世代・地域交流型住宅』の供給を行います。

(3) 安心して住み続けられる住まいの環境整備

◆ 主な取組

ア 既存市営住宅の高齢者等に配慮した仕様への改修

- 市営住宅の一部において、高齢化に対応するため、浴室のユニットバス化を含めた間取りの改修や手すりの設置など、高齢者等に配慮した仕様への住戸改善を進めます。

イ マンション・バリアフリー化等支援事業の推進

- 居住者の高齢化が進む民間の分譲マンションについて、安全で円滑な移動をサポートするため、廊下や階段など共用部分の段差解消や手すりの設置などのバリアフリー化を促進します。

ウ 住宅の地震対策の推進

- 居住者の高齢化が進む旧耐震基準※の木造住宅及び分譲マンションについて、耐震診断や耐震改修にかかる費用を補助するほか、防災ベッドや耐震シェルターといった減災対策についても設置費用の補助を行い、居住者が安心して暮らせるための支援を推進します。(※昭和 56 年5月末以前の基準)

エ 介護保険の住宅改修【再掲】

- 手すりの取付け、段差解消、滑りの防止等のための床材の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器への取替えなどの住宅改修を行った場合に、改修費用の一部を支給します。

オ 住環境の整備【再掲】

- 要介護・要支援と認定された高齢者等に対し、日常生活で困難な動作を補うための住宅改造工事費用の助成及び効果的な工事の助言等を行うことにより、できる限り自立した在宅生活が継続できるよう支援するとともに、介護者の負担軽減を図ります。

※介護保険の住宅改修を優先適用します。

カ 生活援助員派遣事業

拡充

- 高齢者用市営住宅等の入居者の在宅生活を支援するため、生活援助員を派遣し、生活相談、助言や安否確認、緊急時の対応を行います。また、現在、派遣中の公営住宅に加えて、高齢化率が高く福祉的対応が必要な公営住宅(4か所)に生活援助員を派遣します。

キ 大規模団地等の再生支援

- 今後、急速に増加が予測される高経年団地において、建物の老朽化・居住者の高齢化・地域活動の担い手不足への対応や多世代居住の推進等に向けて、それぞれの団地の特性等に応じた支援を推進します。
- また、UR都市機構や住宅供給公社、金融機関などとコンソーシアムを設立し、これまで以上に連携を図りながら、各団体が保有する知見等を相互に活用することで相乗効果を生み出し、新たな仕組みを構築するなど、団地再生を積極的に進めます。

(4) 高齢者の賃貸住宅への入居支援

◆ 主な取組

ア 市営住宅への入居支援

- 市営住宅の入居者募集にあたり、高齢者世帯の当選率の優遇を行うとともに、入居時に収入基準を緩和するなど、困窮度の高い高齢者の入居を支援します。

イ 民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの充実

新規

- 高齢者、障害者、子育て世帯、被災者などに加え、これまで住宅セーフティネットの対象となりにくかった低額所得の若年・中高年単身者等の新たな住宅確保要配慮者に対応した住宅セーフティネットの構築が求められています。住宅セーフティネット法(※)の改正に伴い、高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅を都道府県等に登録する「新たな住宅セーフティネット制度」が創設されたことから、本制度も活用しながら、重層的な住宅セーフティネットの構築を進めます。(※正式名称：住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律)
- 高齢者や障害者、子育て世帯等が安心して住み続けるためには、入居支援と居住支援の連携が重要となります。そのため、居住支援協議会の設立などにより、住宅の確保を主眼とする民間住宅あんしん入居事業と、福祉部局等の行う居住支援施策とのスムーズな連携を図ります。

ウ 民間賃貸住宅への円滑な入居の推進

- 家賃の支払い能力があるものの、連帯保証人がいないために民間賃貸住宅への入居を断られてしまう高齢者世帯を対象に、民間住宅あんしん入居事業により、協力不動産店による物件のあっせんと民間保証会社の家賃保証による入居支援を行います。
- また、入居後の安心確保に向けて、民間住宅あんしん入居事業を利用する、ひとり暮らしの60歳以上の方を対象に、住宅に生活リズムセンサーや緊急通報システムを設置し、緊急時に警備員が速やかに駆けつけることで、入居者の安否確認を行う、居住支援メニューの拡充を図ります。

Ⅰ 終身建物賃貸借制度の運用・普及

- 高齢者が死亡するまで終身にわたり継続し、死亡時に終了する賃貸借契約をすることができる
終身建物賃貸借制度について、制度の普及を図ります。

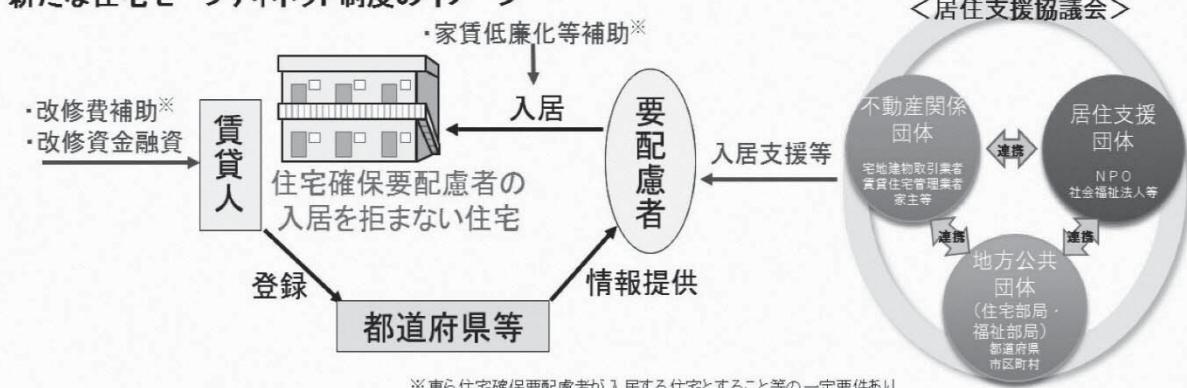
Ⅱ 高齢者の住宅資産を活用した居住継続への支援

- 自宅等を担保にして金融機関から老後の生活資金を借りることができるリバースモーゲージは、
住み慣れた自宅を売却することなく住み続けることができ、金融資産の乏しい高齢者世帯の居
住の安定に資することから、金融機関等と協力し、その普及啓発を行います。

住宅セーフティネット法の改正に伴って創設された、 新たな住宅セーフティネット制度の概要

子育て世帯や高齢者世帯などの住宅確保要配慮者の増加に対応するため、民間賃貸住宅や空家を活用した住宅確保要配慮者向け住宅の登録制度等を内容とする新たな住宅セーフティネット制度を創設し、住宅の改修や入居者負担の軽減、居住支援協議会等による居住支援活動等への支援を行います。

新たな住宅セーフティネット制度のイメージ



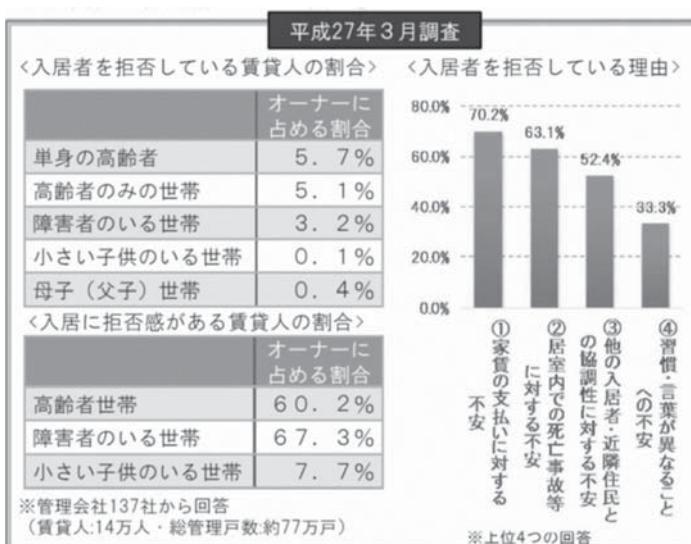
国土交通省「セーフティネット住宅情報提供システム」
ホームページ

◆居住支援協議会とは

住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るため、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し設立します。住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施します。

【出典：国土交通省住宅局】

【参考】民間賃貸住宅における入居選別の状況



日本賃貸住宅管理協会による調査(平成27年3月)では、民間賃貸住宅オーナーのうち60.2%が、高齢者世帯の入居に拒否感があると回答しています。

【出典：(公財)日本賃貸住宅管理協会による調査】

◆ 事業量

| ● 介護保険施設 (定員) | 第6期の実績 | | | | 第7期計画 | | |
|----------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 平成31年度 (2019年度) | 平成32年度 (2020年度) | |
| | | | | | | | 拡充 |
| 特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設) | 年度末整備数 | 14,824 | 15,168 | 15,593 | 16,013 | 16,433 | 17,033 |
| | 増減 | 304 | 344 | 425 | 420* ¹ | 420* ¹ | 600 |
| 地域密着型 * ² | 年度末整備数 | 55 | 55 | 55 | 55 | 55 | 55 |
| | 増減 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護老人保健施設 | 年度末整備数 | 9,571 | 9,571 | 9,571 | 9,571 | 9,571 | 9,571 |
| | 増減 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 介護医療院／ 介護療養型医療施設 | 年度末整備数 | 486 | 422 | 362 | 362* ³ | 362* ³ | 362* ³ |
| | 増減 | △52 | △64 | △60 | 0 | 0 | 0 |
| 介護保険施設計 | 年度末整備数 | 24,881 | 25,161 | 25,526 | 25,946 | 26,366 | 26,966 |
| ● 居住系サービス (定員) | | | | | | | |
| 認知症高齢者グループホーム | 年度末整備数 | 5,053 | 5,072 | 5,438 | 5,663 | 5,888 | 6,113 |
| | 増減 | 108 | 19 | 366 | 225 | 225 | 225 |
| 特定施設* ⁴ (有料老人ホーム等) | 年度末整備数 | 11,958 | 12,514 | 13,289 | 14,089 | 14,789 | 15,489 |
| | 増減 | 472 | 556 | 775 | 800 | 700 | 700 |
| 介護専用型 | 年度末整備数 | 2,228 | 2,788 | 3,566 | 4,366 | 5,066 | 5,766 |
| | 増減 | 476 | 560 | 778 | 800 | 700 | 700 |
| 地域密着型 | 年度末整備数 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| | 増減 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 混合型 | 年度末整備数 | 9,718 | 9,714 | 9,711 | 9,711 | 9,711 | 9,711 |
| | 増減 | △4 | △4 | △3 | 0 | 0 | 0 |

| | 第6期の実績 | | | 第7期計画 | | |
|------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 平成31年度 (2019年度) | 平成32年度 (2020年度) |
| ● ショートステイ（短期入所生活介護施設）*5（定員） | | | | | | |
| ショートステイ (短期入所生 活介護) | 年度末 整備数 | 2,501 | 2,422 | 2,327 | 2,227 | 2,110 |
| | 増減 | 40 | △79 | △95 | △100 | △117 |
| ● 要援護高齢者の生活を支える施設（定員） | | | | | | |
| 軽費老人ホー ム（ケアハウス） | 年度末 整備数 | 394 | 394 | 394 | 394 | 394 |
| 軽費老人ホー ム（A型） | 年度末 整備数 | 250 | 250 | 250 | 250 | 250 |
| 養護老人 ホーム | 年度末 整備数 | 548 | 548 | 548 | 498 | 498 |

* 1 : ショートステイから本入所への転換分（30年度120人分、31年度140人分）を含む

* 2 : 地域密着型介護老人福祉施設は、全体整備数の中で必要に応じて整備する

* 3 : 医療療養病床から介護医療院への転換分は含めていない

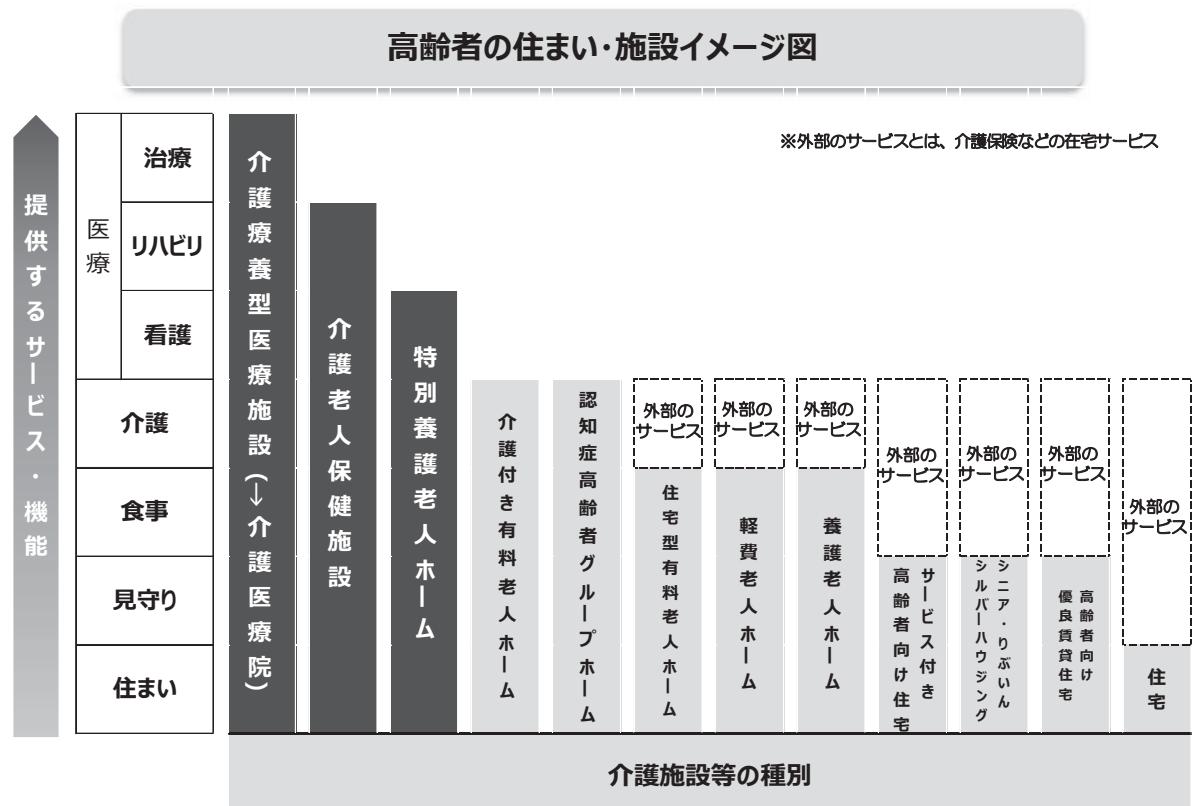
* 4 : 年度末整備数には、特定施設の指定を受けているケアハウスを含む

* 5 : 特別養護老人ホーム、ショートステイセンター等のショートステイ定員数

※ 地域医療構想で推計している、2025年までに療養病床から地域への移行が見込まれる患者数のうち、介護施設で対応する

185人分を、特別養護老人ホーム（ショートステイからの転換）等で見込む

※ 平成29年度は見込み値



- この図は、提供するサービスや機能を大まかなイメージとして示したものであります。そのため、必ずしもこの図に当てはまらない場合があるので、ご注意ください。
- 同じ種類の住宅・施設でも、実際に対応できる介護の内容等は異なる場合があります。利用を検討される際には、事前に個々の住宅・施設にご確認ください。

【高齢者の住まい・施設一覧】

| 区分 | 種別 | 概要 | 利用対象者 |
|---------|-----------------------------------|---|--|
| 施設系サービス | 特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設) | ○常時介護を必要とする方に対し、介護や機能訓練を提供する入所施設です。 | ○原則65歳以上の、身体上又は精神上著しい障害があるために常に介護を要し、かつ居宅での介護が困難な方（原則、要介護3以上） |
| | 地域密着型特別養護老人ホーム (地域密着型介護老人福祉施設) | ○定員29人以下の小規模施設で、本体施設と密接な連携を確保しつつ、別の場所で運営されます。 ○通常の特別養護老人ホームと比べ、人員・設備基準は一部緩和されます。 | |
| | 介護老人保健施設 | ○要介護者に対して、看護及び医学的管理の下における介護及び機能訓練、医療、日常生活の世話をを行い、居宅への復帰を目指す施設です。 | ○原則65歳以上の、病状安定期にあり、入院治療をする必要はないがリハビリーションや看護・介護を必要とする要介護者（要介護1以上） |
| | 介護療養型医療施設 | ○急性期の治療後、長期療養を要する方のための医療施設です。 | ○原則65歳以上の、症状が安定しており、長期にわたる療養を要する方（要介護1以上） |
| | 介護医療院 | ○長期療養が必要な要介護者に対して、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、必要な医療、日常生活上の世話をを行う入所施設です。 | |

IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

| 区分 | 種別 | 概要 | 利用対象者 |
|--------------|-----------------------|---|---|
| 居住系サービス | 介護付き有料老人ホーム (特定施設) | ○入居者の必要に応じて、食事・入浴・排せつ等の介護サービスが提供できる、高齢者向けの居住施設です。 | ○概ね60歳以上の方が対象 ○要支援、要介護の方が入居対象となる。 |
| | 認知症高齢者グループホーム | ○認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援、機能訓練を行う事業所です。 | ○原則65歳以上の、小規模な共同生活を送ることが可能な要介護(要支援2を含む)認知症高齢者 |
| 措置施設 | 養護老人ホーム | ○65歳以上で、環境上及び経済的理由により居宅で生活することが困難な方のための入所施設です。 | ○65歳以上で、環境上及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難となった方で、入院加療を必要としない方 |
| 利用者と設置者の契約施設 | 住宅型有料老人ホーム | ○食事などのサービスが提供されます。 ○介護が必要になった場合には訪問介護などの外部の介護保険サービスを利用できる居住施設です。 | ○概ね60歳以上の方が対象 ○自立の方も、要支援、要介護の方も入居対象となる。 |
| | 軽費老人ホーム（A型） | ○原則60歳以上で、自炊ができない程度の身体機能の低下があり、独立した生活が不安で、家族からの援助を受けることが困難な方が、低額な料金で入所できる施設です。 ※2008（平成20年）にケアハウスに一元化されていくこととされ、A型は経過的経費老人ホームとして現に存する施設のみ認められています。 | ○原則60歳以上の、自炊ができない程度の身体機能の低下があり、一人暮らしに不安があって家族からの援助を受けることが困難な方 |
| | 軽費老人ホーム（ケアハウス） | ○バリアフリー設備を備え、安否確認・生活相談のサービスが提供されます。 ○食事や介護、生活支援などのサービスは住宅により様々で、介護保険のサービスは、通常、外部の事業者と契約します。 | ○持家・借家居住者とも入居可 ○60歳以上の者又は要介護・要支援認定を受けている者及びその同居者 |
| | サービス付き高齢者向け住宅 | ○緊急時対応サービス、安否確認サービスを備えたバリアフリー設計の高齢者用住宅です。 ○交流スペース、生活相談室等の高齢者生活支援施設が設置されている場合があります。 | ○持家・借家居住者とも入居可 ○60歳以上の高齢単身・夫婦世帯 ○所得に応じて家賃の助成あり |
| 高齢者向け市営住宅 | 直接建設型 一般仕様 | ○住宅に困窮する高齢者世帯向けの住宅です。 ○段差の解消、手すりの設置などのバリアフリー設計がなされています。 | ○持家居住者は不可 ○65歳以上の高齢単身・夫婦世帯 ※二人世帯の場合、同居者は60歳以上の親族 ○所得等の要件あり |
| | 直接建設型 シルバーハウ징 | ○住宅に困窮する高齢者世帯向けの住宅です。 ○段差の解消、手すりの設置などのバリアフリー設計がなされています。 ○緊急通報システムが設置され、生活相談室が整備されています。 ○生活援助員の派遣があり、生活相談や安否確認等の支援があります。 | |
| | 借上型 シニア・りぶいん | ○高齢者向けに配慮された民間賃貸住宅を市営住宅として借り上げています。 ○緊急通報システムが設置され、生活相談室が整備されています。 ○生活援助員の派遣があり、生活相談や安否確認等の支援があります。 | |

ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して

2 相談体制・情報提供の充実

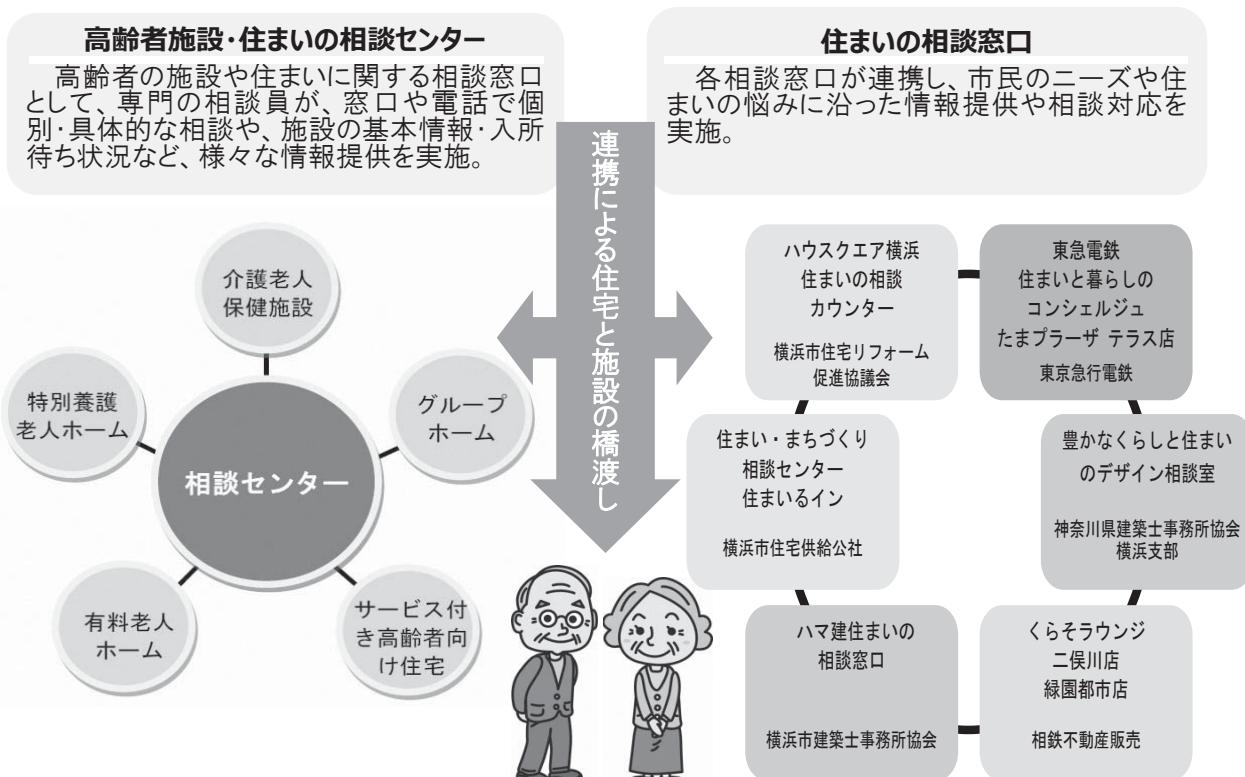
多様化する高齢者の施設や住まいについて、身近な場所できめ細かな情報提供や相談対応を行うため、「高齢者施設・住まいの相談センター」の機能拡充や、「施設のコンシェルジュ」の体制強化に取り組みます。

◆ 主な取組

ア 施設・住まいの相談体制や情報提供の充実

拡充

- 特別養護老人ホームの入所申込の一括受付や、高齢者の施設・住まいに関するサービスの情報提供を行っている「高齢者施設・住まいの相談センター」について、今後は、より身近な場所で相談対応や情報提供が行えるように機能拡充を進めます。
- 特別養護老人ホームの入所申込者に対して電話等によるアプローチを行う「施設のコンシェルジュ」について、入所申込者に寄り添いながら、個々の状況に適したサービスの選択につなげることができるよう体制を強化します。
- 住まいの相談窓口として、市民が身近な場所で住まいに関する総合的な相談を受けられるよう、「ハウスクエア横浜」、「住まいのイン」のほか、民間事業者等と連携して、相談や情報提供を行っていきます。
- 「住まいの相談窓口」と「高齢者施設・住まいの相談センター」が連携し、それぞれの窓口における情報提供や相談体制の充実を図ります。



イ 介護サービス情報の公表

- 利用者が介護サービス事業者等を選択できるよう、また市内事業所等が提供する介護サービスに係る情報を円滑かつ容易に取得できるよう、ホームページにより公表します。情報公表制度の運用は、平成30年度に都道府県から政令指定都市に権限が移譲されるため、今後は横浜市において、更に分かりやすい情報公表を行います。

ウ 高齢者の住替え支援

- 高齢者向け住宅や施設の情報を相談窓口で提供するとともに、高齢者がより身近な場所で相談できるよう、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）をはじめとする、市民利用施設への出張相談を実施し、高齢者の住替え支援を進めます。

高齢者施設・住まいの相談センター

高齢者の施設や住まいに関する相談窓口として、専門の相談員が、窓口や電話で個別・具体的な相談や、施設の基本情報・入所待ち状況などさまざまな情報を提供します。

- 提供する施設情報**：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等
- 受付時間**：月～金曜日 9時～17時（祝休日、年末年始を除く）予約優先
- 住所**：港南区上大岡西1-6-1 ゆめおおおかオフィスタワー10階
- 電話**：045-342-8866 ■**FAX**：045-840-5816



～『施設のコンシェルジュ』が一人ひとりの状況に適した施設や住まいのご案内をしています～

- 各施設の入所待ち状況を活用し、比較的早期に入所しやすい特養の案内をするほか、介護老人保健施設や有料老人ホームなど、他の施設サービスについても案内しています。
- 施設利用料金の支払いに不安を持っている人に、利用料金体系や負担軽減制度を案内しています。

◆ 事業量

| ● 高齢者施設・住まいの相談センター | 第6期の実績 | | | 第7期計画 | | |
|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 平成31年度 (2019年度) | 平成32年度 (2020年度) |
| | 拡充 | | | | | |
| 相談件数(件) | 1,589 | 2,369 | 2,600 | 2,600 | 2,800 | 3,000 |

※平成29年度は見込み値

第3期 横浜市高齢者居住安定確保計画

高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、住宅政策と高齢者福祉政策が連携して、介護等を必要とする高齢者等の住宅セーフティネットを確立し、また、高齢者全体の住生活の安定と向上を実現することを目的とする計画です。

横浜市住生活基本計画（改定計画）

【平成29年度～38年度】

根拠法：住生活基本法

第7期 横浜市高齢者保健福祉計画

・介護保険事業計画【平成30年度～32年度】

根拠法：老人福祉法、介護保険法

高齢者に
に関する施策を抜粋

施設・住まいに
に関する施策を抜粋

取組方針

- 高齢者向けの住まい・施設の供給及び入居支援
- 身近な場所での情報提供・相談等の充実
- 地域の中で生き生きとした暮らしができる住環境の実現
- 地域で高齢者を支える仕組みづくり

V 安心の介護を提供するために

目 標

- 増大する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に提供するため、
①新たな介護人材の確保、②介護人材の定着支援、③専門性の向上を3本柱として総合的に取り組みます。

1 新たな介護人材の確保

若年者、中高年齢者、海外からの介護人材など様々な人材層を対象に、新たな介護人材の確保と将来の介護人材の養成に取り組みます。

◆ 主な取組

ア 資格取得と就労支援の一体的な支援

拡充

- 40～60歳代の求職者などを対象とした介護職員初任者研修の受講と就労を一体的に支援し、市内の介護人材不足解消につなげます。
- 外国籍の生徒・外国につながる生徒や定時制高校に通う高校生には、必要に応じて日本語研修を行うとともに、介護職員初任者研修の受講と就労を一体的に支援し、将来の介護人材の確保・育成につなげます。
- 介護予防・日常生活支援総合事業の横浜市訪問型生活援助サービス(サービスA)の従事者を対象に、介護職員初任者研修の受講を支援します。

イ 住居確保の支援

新規

- 新たな人材の確保の一環として、新たに介護職員となる人(海外から来日する介護人材を含む)等を対象とした住居確保の支援を実施します。
- 高齢化の進む大規模団地の活用や介護職員による地域貢献につながる仕組みについても合わせて検討します。

ウ 介護施設就職相談会

- 大規模な介護関係セミナーと同時開催など、あらゆる機会を通して介護施設就職相談会の開催支援をします。
- 外国籍市民等を中心とした介護施設就職相談会を開催し、介護職員のすそ野を広げることにより、介護人材の確保に努めます。

I 高校生の就職準備支援

- 介護施設での有給職業体験プログラム(職業体験+アルバイト)を通じ、介護職のやりがいや魅力を伝えるとともに、学生向けにアレンジした介護職員初任者研修の受講を支援し、卒業後の進路として市内の介護施設等への就職を支援します。

II 外国人活用に向けた受入促進

新規

- 海外から介護福祉士を目指して来日する留学生を対象に、横浜市社会福祉基金を活用し、日本語学校の学費等を補助します。介護の仕事や日常生活の相談等、「住居」、「仕事」、「生活」を一体的に支援し、新たな介護人材確保を目指します。
- 入国管理法の改正による在留資格「介護」の制度化や、介護の技能実習制度で来日した人に對して介護福祉士受験資格が付与される制度改正が行われたことを受け、介護職場への外国人受け入れに向けた支援策等について、調査・検討を進めます。

III 介護職の魅力の発信とイメージアップ

- 中学生・高校生や若年層向けに介護のイメージアップにつながる動画配信等を行うとともに、介護の啓発パンフレットによる学校での学習等で、介護の魅力ややりがいをPRします。
- 生徒が介護を学べる機会を増やすため、教職員を対象とする「介護の現場体験」等を検討するなど、教職員を通じて介護の魅力を伝えるための検討を進めます。

中学生・高校生向け啓発パンフレット



◆ 事業量

| | 第6期の実績 | | | 第7期計画 | | |
|----------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 平成31年度 (2019年度) | 平成32年度 (2020年度) |
| ● 資格取得と就労支援の一体的な支援 | 拡充 | | | | | |
| 介護職員初任者研修受講者数(人) [横浜市委託事業分のみ] | 35 | 79 | 80 | 80 | 120 | 160 |
| ● 住居確保の支援 | 新規 | | | | | |
| 確保戸数(戸) | - | - | - | 100 | 100 | 100 |
| ● 外国人活用に向けた受入促進 | 新規 | | | | | |
| 検討状況 | - | - | 検討 | 調査・検討 一部 事業化 | 事業化 | 事業化 |

※平成29年度は見込み値

必要とされる介護人材について

○厚生労働省「2025年における介護人材にかかる需給推計（確定値）について」（2015年6月24日）に基づいた神奈川県の推計値によると、2020年度には約5,400人の介護職員が不足し、2025年には約25,000人の介護職員が不足することが予測されます。（※第6期計画のサービス見込み量等に基づき推計した数値）

○これを横浜市に当てはめると、横浜市の介護事業者数は県内の約4割を占めていることから、2020年には約2,200人の介護職員が不足し、2025年には約10,000人の介護職員が不足すると予測されます。

（※第7期計画のサービス見込み量等に基づく推計値については現在、各都道府県にて計算中です。）

2 介護人材の定着支援

介護職員の定着を図るため、働きやすい職場づくりや介護職員の負担軽減に向けた取組を支援します。

◆ 主な取組

ア 介護職員待遇改善加算の適正な運用の徹底

- 集団指導講習会等を通じて、介護職員待遇改善加算による着実な賃金向上や待遇の改善を指導します。

イ 外国人介護職員等への支援

拡充

- 介護施設で働く在留外国籍市民や外国につながる市民を対象に日本語学習の支援を通年で行い、研修に参加できない場合でも学習できるよう動画配信等を実施します。
- 経済連携協定(EPA)を締結している3か国から来日している介護福祉士候補生、介護福祉士資格の取得を目指す留学生、介護の技能実習生等、受入関係者、先輩候補者を対象に交流機会を提供し、市内での生活や仕事上の困り事を解決できるよう支援します。

ウ 高齢者雇用を伴う介護ロボット等導入支援

新規

- 高齢者の社会参加促進と、新たな担い手として高齢者の活躍を支援するとともに、介護人材不足に対応するため、高齢者雇用を条件に介護ロボット(センサーによる見守り機器、排泄予知機器)等の福祉機器の導入費用の一部を支援します。

エ 介護人材の定着と地域支援

新規

- 高齢化により住民同士の支援活動が困難な状況となっている団地に、既に居住している経済連携協定(EPA)の介護福祉士候補生などに、同団地内の福祉活動等への参加を促すなど、介護人材の定着と地域活動支援をつなげる仕組みをつくります。

◆ 事業量

| | 第6期の実績 | | | 第7期計画 | | |
|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 平成31年度 (2019年度) | 平成32年度 (2020年度) |
| | - | - | 42 | 45 | 50 | 55 |
| ● 外国人介護職員等への支援 | | | | | | |
| 介護業界向けの日本語学習支援受講人数(人) | - | - | 42 | 45 | 50 | 55 |
| ● 高齢者雇用を伴う介護ロボット等導入支援 | | | | | | |
| 導入法人数(法人) | - | - | - | 30 | 30 | 30 |

※平成29年度は見込み値

3 専門性の向上

介護現場の中核を担う人材の育成、各種専門性向上のための研修実施、多職種との連携などにより、介護人材の専門性を高める取組を推進します。

◆ 主な取組

ア 介護事業所のための質の向上セミナー

- 介護事業所の管理者向けのセミナーを開催し、人材育成を含めた職場環境の改善、運営能力の向上、サービスの質の向上を図ります。
- 介護事業所の介護職員向けに、認知症ケア等の基本的な知識や技術の取得のためのセミナーを開催し、介護人材の質の向上を図ります。

イ 経営者向け研修

新規

- 介護施設の経営者層向けに人材育成など、経営マネジメントの研修を行います。

ウ 医療・介護に関わる専門機関を中心とした多職種による研修【再掲】

- 高齢者の生活全体を丸ごと(包括的)、どのような状態になっても切れ目なく(継続的)支えるため、医療・介護に関わる専門機関を中心とした多職種による研修の実施等により連携を強化します。
- ケアマネジャーと医療機関との連携強化が図れるよう、医療に関する情報の提供や、ケアプラン作成に必要な医療の知識を習得するための研修等を実施します。

エ 訪問介護事業者支援

- 訪問介護事業者が自らの質の向上を目指した研修や意見交換会等を実施できるよう支援します。

オ 訪問看護師等支援研修【再掲】

- 在宅医療を支える訪問看護師等の質の向上を図るため、訪問看護師等としての知識や技術の習得を支援します。
- 訪問看護師の離職防止および質の向上を図るため、関係団体と協力し、管理者や中堅・新任看護師を対象とした研修を開催・実施します。

カ 地域密着型サービスに対する運営支援

- 地域密着型サービスは、高齢者が認知症や要介護状態となっても、住み慣れた地域で生活を継続できるようにするために創設されたサービスです。
- 市内の地域密着型サービス事業所の質の向上を図るため、各サービス事業所連絡会と連携し、事業者向けセミナー等を実施します。

【地域密着型サービス】

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護 等

キ 認知症高齢者グループホームに対する運営支援

- 市内の認知症高齢者グループホームの質の向上を図るため、事業所連絡会と連携し、グループホーム間での職員交換研修やセミナー等を実施します。

ク 事業所単位表彰制度の創設

新規

- 高齢者の生活の質の向上に資するような効果的な機能訓練プログラム等を実施している介護事業者の取組を評価し、事業所単位の表彰制度を創設します。また、その取組を他の事業所へも広く周知することで、市内事業所全体のサービスの質の向上を図ります。

◆ 事業量

第6期の実績

| | | |
|--------------------|--------------------|--------------------|
| 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) |
|--------------------|--------------------|--------------------|

第7期計画

| | | |
|--------------------|--------------------|--------------------|
| 平成30年度 (2018年度) | 平成31年度 (2019年度) | 平成32年度 (2020年度) |
|--------------------|--------------------|--------------------|

● 質の向上セミナー・経営者向け研修

| | | | | | | |
|---------|---|---|----|----|----|----|
| 開催回数(回) | 0 | 6 | 24 | 23 | 23 | 23 |
|---------|---|---|----|----|----|----|

※平成29年度は見込み値

VI 地域包括ケア実現のために

目標

- 市民に分かりやすい情報の発信や介護サービスの適正な提供・質の向上など、横浜型地域包括ケアシステムを支える基盤整備を進めます。

1 高齢者が安心して暮らせる社会づくりにつながる環境整備

施策検討におけるデータ活用の促進や、よりきめ細かな地域分析などを行うため、ＩＣＴを活用した取組を推進します。

また、高齢者を含む全ての人にやさしいまちづくりを、ソフトとハードの両面で進めます。

◆ 主な取組

ア　ＩＣＴの活用

新規

(ア)データ活用の促進

日常生活圏域単位で介護データ等を分析・活用するためのデータベースシステムを新たに構築し、医療分野のデータベースシステムと連携します。介護と医療のデータを施策や事業の検討に活用します。

(イ)高齢者雇用を伴う介護ロボット等導入支援【再掲】

高齢者の社会参加促進と、新たな担い手として高齢者の活躍を支援するとともに、介護人材不足に対応するため、高齢者雇用を条件に介護ロボット（センサーによる見守り機器、排泄予知機器）等の福祉機器の導入費用の一部を支援します。

(ウ)地域ニーズや社会資源の把握・分析【再掲】

地域活動や民間企業の各種サービス等の社会資源の情報を収集・データベース化し、人口構成などの他のデータと合わせて地域分析を行います。地域分析の結果を、地域と共有します。

イ 高齢者にやさしい・安心のまちづくりの推進

(ア)福祉のまちづくりの普及・推進

- 本市職員や市内設計士を対象に、施設整備基準の根拠を理解し、実際の業務に反映させていくことを目的とした「福祉のまちづくり研修」を実施し、条例の趣旨について周知するとともに、バリアフリーに対する啓発を促進します。
- 次世代を担う子どもたちの福祉に対する理解や関心を高めるため、小学生向けのリーフレットを作成し、授業や家庭学習で活用するなど、福祉教育への理解を進めます。
- 全ての人が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインの考え方を取り入れた社会環境づくりを推進します。

(イ)施設等のバリアフリー化

- 横浜市福祉のまちづくり条例に基づき、建築物や道路、公園、駅舎等の公共交通機関の施設などについて、高齢者を含む全ての人にやさしい施設整備を進めます。また、「福祉のまちづくり推進会議」において、市民や事業者等から幅広く意見を聞きながら、ハード・ソフトの両面から福祉のまちづくりを総合的に推進します。
- 高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう、建築物や道路、公園、公共交通機関の施設などのまちの中のバリアフリー化を進めます。
- 鉄道駅舎におけるエレベーター等の設置やノンステップバスの導入を促進します。

◆ 事業量

| | 第6期の実績 | | | 第7期計画 | | |
|----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 平成31年度 (2019年度) | 平成32年度 (2020年度) |
| | | | | | | |
| ● 施設等のバリアフリー化 | | | | | | |
| 鉄道駅舎等エレベーター等設置補助(駅) | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| ノンステップバス導入補助(台) | 50 | 24 | 70 | 55 | 55 | 55 |

※平成29年度は見込み値

2 介護サービスの適正な量の提供及び質の向上

要介護認定の適正な事務執行に努めます。また、サービスの質の向上と事業者の透明性を高めるため、第三者評価の受審や介護相談員の派遣を実施します。

さらに、利用者に対して適切にサービスが提供されるよう、介護給付費の適正化を進め、事業者に対する指導・監査体制を強化します。

(1) 介護給付費等適正化の推進【介護給付適正化計画】

◆ 主な取組

ア 要介護認定の適正化

- 要介護認定調査の平準化を図るために、認定調査員に研修を行うとともに、審査会の平準化を図るために、審査会委員を対象に研修を行います。また、調査内容の点検方法や業務の標準化に取り組み、認定事務の効率化を進めます。

イ ケアプラン点検

- 介護給付データ等を活用し、ケアマネジメントスキル向上のための支援の仕組みづくりに向けて、利用者個々の自立支援に資する適切なサービスを組み合わせたケアプランの作成を支援します。
- 介護給付データ等を活用し、効率的・効果的な居宅介護支援事業所の指導を行い、不適正な請求を防止します。

ウ 住宅改修の質の向上

- 受領委任払い取扱い事業者として横浜市に登録を希望する工事施工業者に対し、制度の理解、工事内容の質等の確保・向上を目的に研修会を実施します。

エ 介護報酬請求の適正化

- 国民健康保険団体連合会へ委託して、医療情報との突合・レセプトの縦覧点検を行い、不適正な請求であった場合には報酬を返還させます。
- 集団指導講習会を活用し、報酬請求に係る法令や仕組みの周知を行い、報酬請求適正化の指導を実施します。

オ 介護保険サービス利用状況のお知らせ送付

- 請求誤りや不適切なサービス提供の発見と抑止のために、在宅サービス利用者に対し、利用したサービス内容とその負担額等を通知します。また、介護給付データを活用した、より効率的・効果的な「サービス利用状況のお知らせ」の送付に向けた取組を推進します。

カ 介護報酬返還請求

- 実地指導や監査により、介護報酬の返還対象となった事業所に対し、報酬返還の手続きなどの指導を迅速かつきめ細やかに行います。
- また、報酬返還金の債権管理を適正に行うほか、未返還事業所に対しては、個別に対応方針を決定し実行します。

(2) 介護保険事業者の質の向上、指導・監査

◆ 主な取組

ア 施設の第三者評価の実施

- 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等が提供するサービスの質の向上に向けた自主的な取組等を支援するため、第三者評価を行います。
- 評価結果は、利用者や家族が適切な施設選択に活用できるよう、ホームページ等を通じて公表します。
- サービスの質の向上に結びつく、より効果的な評価の仕組みとなるような制度運用の見直しを行います。

イ 認知症高齢者グループホーム等のサービス評価の促進

- 認知症高齢者グループホームは、毎年、都道府県が指定する外部評価機関による評価を受け、その結果を公表することになっています。事業者のサービスの質を向上させるため、外部評価の受審を徹底します。また、外部評価結果をわかりやすく公表することで、利用者や家族が自分にあった事業者を選択できるようにします。

ウ 介護保険事業者に対する指導・監査の強化

- 介護保険事業者に対し、集団指導講習会等を通じて法令等の周知や運営に関する指導・助言を行い、介護サービスの質の向上を図ります。
- 定期的に介護保険事業所等の運営状況の確認を行えるよう、外部委託による実地指導の対象サービスを拡大するなど、より効率的・効果的な指導・監査を実施します。

工 介護相談員派遣事業の推進

- 介護相談員は、区から利用者の生活の場である特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホームに派遣され、利用者や利用者家族から相談を聞き、施設との橋渡しを行います。新規の介護相談員を対象とした養成研修や、相談対応スキルの向上等を目的とした現任研修を実施し、相談活動の充実に取り組むとともに、派遣する施設を拡大します。

◆ 事業量

| | 第6期の実績 | | | 第7期計画 | | |
|-----------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 平成31年度 (2019年度) | 平成32年度 (2020年度) |
| ● 介護保険サービス利用状況のお知らせ送付 | | | | | | |
| 発送数(発送対象を効果的に抽出)(通) | 43,000 | 43,000 | 43,000 | 45,000 | 20,000 | 20,000 |
| ● 介護相談員派遣事業の推進 | | | | | | |
| 派遣施設数(箇所) | 196 | 201 | 210 | 220 | 225 | 230 |

※平成29年度は見込み値

3 市民に分かりやすい情報の公表と発信

利用者やその家族が適切にサービスを選択できるよう、様々な媒体を通じて、各種制度やサービス事業者の周知・広報を進めます。

◆ 主な取組

ア 介護サービス情報の公表の推進【再掲】

- 利用者が介護サービス事業者等を選択できるよう、また市内事業所等が提供する介護サービスに係る情報を円滑かつ容易に取得できるよう、ホームページにより公表します。情報公表制度の運用は、30年度に都道府県から政令指定都市に権限が移譲されるため、今後は横浜市において、更に分かりやすい情報公表を行います。

イ 医療・介護連携ケアパス(介護サービス等のガイドの作成・活用方法)の検討【再掲】

- 高齢者の場合、怪我や疾病などによる急な入院により、入院前後でADL(日常生活動作)や生活環境が急激に変化する場面が少なくありません。
- 退院後に自宅で利用できる介護保険サービスや医療の内容に加え、在宅生活復帰を目指して日常生活動作のリハビリ等を行う介護老人保健施設に関する情報提供など、ご本人やご家族が退院後のケアの見通しを立てやすくする支援策として、「医療・介護連携ケアパス」(介護サービス等のガイドの作成・活用方法)を検討します。

ウ バリアフリーに関する情報の受発信

- 市内鉄道駅及び公共施設のバリアフリー情報や、福祉のまちづくりに関する情報は、ホームページの「ヨコハマ・ふくまち.net」において提供します。
- 高齢者に対する市職員の理解を深め、カラーユニバーサルデザイン(誰にでもわかりやすい配色に配慮した環境、サービス、情報等を提供する考え方)を意識した情報発信を推進します。

介護保険総合案内パンフレット&よこはまシニア通信

- 横浜市では平成21年度から介護保険総合案内パンフレットを民間企業と協働で発行し、区高齢・障害支援課等で配布しています。

横浜市 介護 総合案内パンフレット

検索

- 高齢者に関する情報を広く市民に提供するため、平成25年度から広報よこはま市版に「よこはまシニア通信」として記事を掲載しています。(※掲載月は不定期)

よこはまシニア通信



4 苦情相談体制の充実

利用者が安心してサービスを利用できるよう、身近な場所で苦情相談できる体制を確保するとともに、苦情内容に対して関係機関で連携し、迅速かつ的確な対応を行います。

◆ 主な取組

ア 苦情相談対応の充実

- 利用者が安心してサービスを利用できるよう、各サービス事業所のほか、居宅介護支援事業所、区役所や地域包括支援センター（地域ケアプラザ等）の窓口等、引き続き利用者に身近な場所で苦情相談に対応します。

[介護保険制度における苦情相談件数]

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 (4~9月) |
|--------|----------|----------|--------------------|
| 苦情相談件数 | 184 件 | 127 件 | 82 件 |

※保険料に関する相談件数を除く

イ 苦情相談スキルの向上

- 苦情相談に対して、全ての職員が適切に対応できるよう、苦情相談事例を活用した検討などを通し、職員のスキル向上を図ります。

ウ 横浜市福祉調整委員会事業

- 横浜市福祉調整委員会は、福祉保健サービスに対する市民からの苦情相談を受ける中立・公正な第三者機関として年間約 700 件の苦情相談等に対応しています。今後も引き続き、苦情相談・申立てに際してサービス提供者（市、区、事業者）に調査・調整を行い、必要に応じた改善の申入れを行うことで苦情解決を図りながら、横浜市の福祉サービスの質の向上を目指します。

[横浜市福祉調整委員会の相談実績]

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 (4~11 月) |
|----------------------------|------------------|------------------|----------------------|
| 相談実績(件数) [うち高齢・介護保険(件)] | 712 件 [256 件] | 678 件 [259 件] | 427 件 [165 件] |

■ 2025 年以降の横浜型地域包括ケアシステム

超高齢社会を迎える中、2025 年に向けて地域包括ケアシステムを構築していくますが、高齢化は 2025 年以降も進展します。横浜市の将来人口推計では、人口ピークは 2019 年で、約 373 万人となり、以降人口減少の時代に入ります。一方、高齢者数は 2045 年まで増えていき、75 歳以上人口は 2055 年まで増えています。高齢化率でみると、人口ピーク時の 2019 年で 24.8%、2065 年では 35.6% となります。また、団塊の世代が 90 歳を迎える 2040 年は死亡者数のピークと予想されています。

つまり 2025 年を乗り切ればよいわけではなく、2025 年以降も介護・医療の需要が増え続けていくことが見込まれ、限られた人材と財源の中で、介護予防・重度化予防の推進や、中重度の要介護者等を支える地域の仕組みづくり、看取りへの対応など取り組むべき課題が多くあります。このため、中長期的な視点で施策を検討しながら、地域包括ケアシステムの構築に取り組む必要があります。

また、健康寿命の延伸も期待される中、国では、人生 100 年時代に高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくる構想も検討されています。

社会全体で、子育て、介護などを支えていくことが求められる中で、高齢者がこれまで培ってきた経験や能力を活かし、社会参加や就労を行うことにより、生涯現役で活躍し続けることができる社会環境を整備することが必要です。高齢者の社会参加や就労などを実現するためには、行政や民間企業、地域が一体となった社会全体の意識改革も求められます。

こうした、「高齢者一人ひとりが自らの意思で自身の生き方を選択し、自分らしい日常生活を人生の最後まで営むことができる横浜」を目指し、地域包括ケアシステムを構築することにより、高齢者ののみならず誰もが住み続けたいまちづくりにつながっていきます。このような地域包括ケアシステムの構築を通じて、超高齢社会に対応したまちづくりを進めます。

第6章 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた区行動指針の概要

横浜市は人口が約373万人であり、18の行政区ごとに人口や高齢化の状況など、地域特性が異なっています。横浜型地域包括ケアシステムの構築には、市全体の目標・施策を共有したうえで、区域・日常生活圏域それぞれの地域特性に応じた仕組みを構築していく必要があります。

そこで各区が、日常生活圏域ごとの特性を踏まえた、区の方針や重点取組などを示すため、横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた区の行動指針を平成29年度に作成しました。各区が関係者（地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、医療・介護関係者、事業所、自治会町内会などの地縁組織、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人、民間企業等）と共有しながら連携を深め、横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めていきます。

各区の行動指針の概要を掲載します。

※掲載している人口・世帯数は、住民基本台帳に記載された人口（登録者数）を基にしています。

| | |
|-------|-----|
| 鶴見区 | 123 |
| 神奈川区 | 124 |
| 西区 | 125 |
| 中区 | 126 |
| 南区 | 127 |
| 港南区 | 128 |
| 保土ヶ谷区 | 129 |
| 旭区 | 130 |
| 磯子区 | 131 |
| 金沢区 | 132 |
| 港北区 | 133 |
| 緑区 | 134 |
| 青葉区 | 135 |
| 都筑区 | 136 |
| 戸塚区 | 137 |
| 栄区 | 138 |
| 泉区 | 139 |
| 瀬谷区 | 140 |



鶴見区



※ 特に記載がない場合は平成 29 年 3 月末時点

| | | | | | | | | |
|---|---|---------------------------------------|-----------|-------|--|--|--|--|
| 区のデータ | 人口 | 290,079 人 (男性 149,809 人、女性 140,270 人) | | | | | | |
| | 世帯数 | 142,879 世帯 | | | | | | |
| | 65 歳以上高齢者数 | 60,572 人 (うち 75 歳以上 27,857 人) | | | | | | |
| | 高齢化率 | 20.9% (75 歳以上 9.6 %) | | | | | | |
| | 要介護認定者数 | 11,108 人 (うち 1 号被保険者 10,850 人) | | | | | | |
| | 一人暮らし高齢者数 (平成 27 年国勢調査) | 14,333 人 | | | | | | |
| | 地域ケアプラザ | 9 か所 | | | | | | |
| | 自治会町内会(平成 29 年 4 月) | 126 団体 | 自治会町内会加入率 | 76.3% | | | | |
| 区の特色・課題 | <ul style="list-style-type: none"> 北西部の丘陵地、鶴見川流域の低地、臨海部の埋立地から形成されており、丘陵地は自然が残る住宅地、鶴見川流域は主に商業・住宅地、臨海部は工業地帯となっています。 平成 37 年には、65 歳以上の高齢者数は約 69,000 人、高齢化率は約 24%、平成 27 年から 10 年間の 75 歳以上の人口増加数・増加率はともに、18 区中 1 位になると予測されています。 鶴見区の平均寿命は、市内で男性 17 番目、女性 14 番目となっており、平均寿命を延ばし、平均自立期間を延ばす取組を積極的に進めが必要です。 「つるみ在宅ケアネットワーク」(区医師会) や地域ケアプラザ等により、医療・介護等の多職種連携の基盤づくりが着実に進んでいます。 | | | | | | | |
| | <p>年齢を重ねても、高齢者が自らの意思で自分らしく、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、専門機関、様々な活動団体、行政等が連携を図り、区民の皆様の支えあいのネットワークによる、鶴見区らしい地域包括ケアシステムの実現に取り組んでいきます。</p> | | | | | | | |
| 区の方針・重点取組分野 | 【介護予防】 | | | | | | | |
| | <p>高齢者が身近な場所で介護予防や健康づくりに取り組めるよう、元気づくりステーションの拡充や介護予防人材の育成・支援、介護予防知識の普及啓発等に取り組みます。</p> | | | | | | | |
| | <p>主な取組：<u>ひざひざワッくん体操の普及啓発</u>、<u>元気づくりステーションの立ち上げ・支援</u></p> | | | | | | | |
| | 【多様な主体による生活支援の充実】 | | | | | | | |
| | <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域での見守り活動や居場所づくりを進めるほか、さまざまな生活支援・サービスの充実等に取り組みます。</p> | | | | | | | |
| 区の方針・重点取組分野 | <p>主な取組：<u>出張販売等による買い物支援</u>、<u>住民支えあいマップによる見守り活動</u></p> | | | | | | | |
| | 【在宅医療・介護連携】 | | | | | | | |
| | <p>多職種が連携し、高齢者本人や家族を支援するため、在宅医療・介護の連携強化や各団体が持つ相談機能の周知、在宅医療・介護を担う人材の育成等に取り組みます。</p> | | | | | | | |
| | <p>主な取組：<u>在宅医療連携拠点等との連携</u>、<u>在宅医療を担う人材育成研修</u></p> | | | | | | | |
| 【認知症対策】 | | | | | | | | |
| <p>認知症になつても、地域で安心して暮らし続けられるよう、医療体制の強化や居場所づくり、介護者支援の充実、地域の見守り体制構築、高齢者虐待防止等に取り組みます。</p> | | | | | | | | |
| <p>主な取組：<u>SOS ネットワーク等の充実</u>、<u>キャラバン・メイト等の育成</u>、<u>初期集中支援チームとの連携</u></p> | | | | | | | | |

問合せ：鶴見区高齢・障害支援課 (Tel 510-1775)

神奈川区



※ 特に記載がない場合は平成 29 年 3 月末時点

| | | | | |
|-------------|---|---------------------------------------|---------------------------|-------|
| 区のデータ | 人口 | 235,608 人 (男性 119,182 人、女性 116,426 人) | | |
| | 世帯数 | 121,807 世帯 | | |
| | 65 歳以上高齢者数 | 51,488 人 (うち 75 歳以上 24,944 人) | | |
| | 高齢化率 | 21.9% (75 歳以上 10.6%) | | |
| | 要介護認定者数 | 9,657 人 (うち 1 号被保険者 9,428 人) | | |
| | 一人暮らし高齢者数 (平成 27 年国勢調査) | 12,358 人 | | |
| | 地域ケアプラザ | 7 か所 | 特別養護老人ホーム併設 地域包括支援センター | 1 か所 |
| | 自治会町内会(平成 29 年 4 月) | 180 団体 | 自治会町内会加入率 | 70.5% |
| 区の特色・課題 | <p>ベイエリアから農地が広がる丘陵部など、地形や土地利用に多様な特性があります。区内は 8 つの日常生活圏域に分けられており、圏域ごとに比較すると、高齢化率は最も低い地域 (17.4%) から高い地域 (29.2%) まで 12 ポイント程度の差があります。また、高齢独居世帯率は 11.5% から 18.4%、高齢二人世帯率は 5.7% から 12.2% と 2 倍程度の差があります。自宅で亡くなった方の割合は 16.9% で 18 区中 8 番目となっており、市の平均 (16.7%) とほぼ同等です (H27 年)。在宅医療を支える医療資源 (在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション) の数は市内でも多い方ですが、区内でも地域によって偏在しています。</p> | | | |
| 区の方針・重点取組分野 | <h3>在宅医療・介護連携の推進</h3> <p>在宅療養生活を支える多職種が連携を強化できる仕組みを構築するとともに、区の特色である活発な在宅医療支援に取り組んでいる医療機関等と協働して、病院から在宅生活に円滑に移行するための多職種間のルール作りを行います。また、本人の意思を尊重した在宅生活を支える体制が拡充できるよう、区独自の「在宅医療マップ」や「区民向け講習会」等を活用した区民向けの啓発及び専門職向けの啓発・人材育成を進めます。</p> | | | |
| | <h3>多様な主体による生活支援の充実</h3> <p>高齢者の日常生活上の困りごとを多様な主体によって支援できるよう、地域活動の支援や、社会福祉法人・民間企業・店舗等との連携を進めます。また、地域ケアプラザ等がケアマネジャーや民生委員等と連携し、地域のニーズを取組に反映させていきます。</p> | | | |
| | <h3>介護予防の推進</h3> <p>区内の身近な場所に介護予防活動の場を増やして、高齢者も担い手として活躍できる地域づくりを進めるとともに、ボランティア等の育成・支援等を進めます。また、区民や事業者等への啓発により、介護予防の意識の醸成や要介護度の維持・改善に取り組みます。</p> | | | |
| | <h3>認知症対策の推進</h3> <p>認知症になっても誰もが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう、認知症に対する理解の普及啓発を進めるとともに、認知症サポートーやキャラバン・メイトによる取組の拡充や、「認知症高齢者みまもり協力店」や「高齢者みまもりキーholder」の普及をはじめ、専門機関との連携による早期発見・早期診断の仕組みづくりを進めます。</p> | | | |

問合せ：神奈川区高齢・障害支援課 (Tel 411-7110)

西区



* 特に記載がない場合は平成 29 年 3 月末時点

| | | | | | | | | |
|---------------------------------|---|------------------------------------|---|-------|--|--|--|--|
| 区のデータ | 人口 | 98,377 人 (男性 49,278 人、女性 49,099 人) | | | | | | |
| | 世帯数 | 54,375 世帯 | | | | | | |
| | 65 歳以上高齢者数 | 20,004 人 (うち 75 歳以上 9,955 人) | | | | | | |
| | 高齢化率 | 20.3% (75 歳以上 10.1 %) | | | | | | |
| | 要介護認定者数 | 3,810 人 (うち 1 号被保険者 3,718 人) | | | | | | |
| | 一人暮らし高齢者数 (平成 27 年国勢調査) | 4,941 人 | | | | | | |
| | 地域ケアプラザ | 4 か所 | | | | | | |
| | 自治会町内会(平成 29 年 4 月) | 100 団体 | 自治会町内会加入率 | 66.9% | | | | |
| 区の特色・課題 | <p>【特色】市内 18 区中、最も小さい区で、鉄道を挟み北部方面・南部方面・みなとみらい 21 地区の 3 つのエリアに分かれています。北部・南部方面は山坂が多く、下町情緒があふれ、みなとみらい 21 地区は商業・観光施設が多く発展を続けています。</p> <p>横浜駅周辺やみなとみらい 21 地区など、交通の便の良い場所へのマンション開発が進んだこともあり、区の人口は増加傾向が続いている。しかし、北部方面や人口が減少傾向の南部方面で一人暮らし高齢者が多くなっています。</p> <p>【課題】・高齢化率は 18 区中 3 番目に低い状況ですが、要介護認定率は 18 区中 4 番目に高く、介護予防や重症化予防の取組の推進が必要です。</p> <p>・単身高齢者や高齢者世帯が増える中、これまで以上に「住民どうしで助け合い・支えあう仕組み」の充実や、それを担う人材の確保、育成が求められています。</p> | | | | | | | |
| | 【区の方針】 | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○にこまちプラン（西区地域福祉保健計画）と一体的に推進していきます。 ○「介護予防」「認知症対策」「在宅医療・介護連携」「生活支援や社会参加の充実」の 4 つの分野について、区役所各課、介護・医療・介護予防など、幅広い分野にわたる多くの関係者が、組織や職種を超えて連携し、同一の目標に向かって取り組んでいきます。 | | | | | | | |
| 区の方針・重点取組分野 | 【取組】 | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○多職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を目指すとともに、区民に向けた在宅医療の普及啓発および医療・介護関係者的人材育成を行います。 | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○区役所、社会福祉協議会、地域ケアプラザによる地区支援チームのサポートのもと、高齢者が生きがいや役割を持てるよう社会参加の場や、様々な主体による生活支援の充実、創出を進めます。 | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○身近な場所に介護予防活動の場を増やすとともに、高齢者が介護予防に关心を持って積極的に取組めるよう働きかけます。 | | | | | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> ○認知症の方や介護者が安心して暮らし続けられるよう、認知症への対応や地域の支えあいの大切さを普及啓発するとともに、地域の見守り体制の構築や早期支援に向けた連携強化を進めます。 | | | | | | | |
| | | | <p>生活支援や社会参加の充実 を目指した地域の協議の場</p> | | | | | |
| | | | <p>在宅におけるチーム医療を 担う人材育成研修</p> | | | | | |
| | | | <p>「西区認知症ガイド」による 認知症の正しい理解の普及啓発</p> | | | | | |
| | | | | | | | | |
| <p>西区ご当地体操 「ころばんよ体操」の普及</p> | | | | | | | | |

問合せ：西区高齢・障害支援課 (TEL 320-8410)

中区



※ 特に記載がない場合は平成 29 年 3 月末時点

| 区のデータ | 人口 | 148,743 人 | (男性 78,030 人、女性 70,713 人) |
|---|---|---|--|
| | 世帯数 | 79,373 世帯 | |
| | 65 歳以上高齢者数 | 34,719 人 | (うち 75 歳以上 16,181 人) |
| | 高齢化率 | 23.0% | (75 歳以上 10.7%) |
| | 要介護認定者数 | 6,930 人 | (うち 1 号被保険者 6,787 人) |
| | 一人暮らし高齢者数 (平成 27 年国勢調査) | 9,013 人 | |
| | 地域ケアプラザ | 6 か所 | |
| | 自治会町内会 (平成 29 年 4 月) | 130 団体 | 自治会町内会加入率 63.8% |
| 区の特色・課題 | 【高齢者人口】 | 中区の高齢化率は、2025 年に 26.8% と推計されており、更に高齢化が進みます。 | |
| | また、現在の高齢者の単身世帯の割合は、12.6% で、横浜市の 10.4% より高くなっています。 | | |
| | 【介護予防】 | 中区の 65 歳以上の要介護認定者の割合は 18 区内で最も高く、19.7% となっています。また、平均自立期間が 18 区内で男性では最も短く、女性では 3 番目に短くなっていることから、介護予防の取組が必要です。 | |
| | 【地域のつながり】 | 中区での自治会町内会加入率は、18 区内で 2 番目に低くなっています。また、外国人比率は 10.5% を占めており、18 区内で最も高くなっていることから、自治会町内会加入の促進とともに、多様な形での互助を促進する必要があります。 | |
| | 【在宅医療】 | 中区の死亡者数は、2035 年には 4 割増加すると推計されており、在宅医療や看取りが必要となり、区民アンケートでは、「在宅医療を希望するが、実現は難しい」「希望しない」と答えた人は 51% となっています。また、中区の救急出動件数は、横浜市の 8.1% に当たり市内最多となっており、60 歳以上が 53.3% となっていることからも、在宅医療に関する情報提供と高齢者自身が元気なうちに準備をするよう促す啓発が必要です。 | |
| 区の方針・重点取組分野 | 【寿地区の高齢者】 | 中区の生活保護受給世帯の割合は 10.9% で、18 区内で最も多くなっており、その内、寿地区が 65% を占めています。また、寿地区の 65 歳以上の簡易宿泊所宿泊者数は 3,300 人で、高齢化率は 56.5% となっており、介護予防が喫緊の課題です。 | |
| | <p style="text-align: center;">誰もが住み慣れた中区で安心して暮らせるよう、 支え合い助け合う元気と魅力にあふれるまちづくりを進めます。</p> | | |
| | 多様な主体による生活支援 | 主な取組 | 認知症支援 |
| | 中区地域福祉保健計画「中なかいいね！」と連動しながら、「見守り・居場所づくり・生活支援」を推進します。 | 介護予防 | 認知症本人の意思が尊重され、地域で暮らし続けられるように、居場所づくりや普及啓発に取り組みます。 |
| 在宅医療・介護連携 | | 介護が必要になる要因であるロコモティブシンドロームを予防します。 | 寿地区支援 |
| 中区の医療・介護関係者の連携と区民への普及啓発により、看取りを含めた在宅医療を推進します。 | | 高齢者の健康増進と介護予防を目指し、健康相談と社会参加のための居場所づくりを地域関係者と推進します。 | |

問合せ：中区高齢・障害支援課 (TEL 224-8167)

南区



※ 特に記載がない場合は平成 29 年 3 月末時点

| | | | | |
|-------------|--|-------------------------------------|---------------------------|-------|
| 区のデータ | 人口 | 198,801 人 (男性 99,235 人、女性 99,566 人) | | |
| | 世帯数 | 105,161 世帯 | | |
| | 65 歳以上高齢者数 | 52,917 人 (うち 75 歳以上 25,883 人) | | |
| | 高齢化率 | 26.6% (75 歳以上 13.0%) | | |
| | 要介護認定者数 | 10,264 人 (うち 1 号被保険者 10,023 人) | | |
| | 一人暮らし高齢者数 (平成 27 年国勢調査) | 13,020 人 | | |
| | 地域ケアプラザ | 7 か所 | 特別養護老人ホーム併設 地域包括支援センター | 1 か所 |
| | 自治会町内会(平成 29 年 4 月) | 207 団体 | 自治会町内会加入率 | 78.6% |
| 区の特色・課題 | <p>南区の地形は平地部と丘陵部により、狭い範囲の中で起伏に富んだ変化のある環境が形成されています。生活道路には狭い道路や坂道が多く、外出に支障をきたす高齢者もみられます。</p> <p>南区には、下町らしい人情味あふれる人と人とのつながりがあります。自治会町内会加入率は近年減少傾向であるものの、市内 5 番目と比較的高く地域活動が活発です。</p> <p>南区の高齢者のいる世帯数は平成 22 年から平成 27 年の間で 10% 増加（特に一人暮らし高齢者は 20% 増加）しており、見守りが必要な世帯も増加していると予測されます。南区民の平均自立期間は、男性 77.8 歳、女性 81.4 歳で男女とも市平均より短い結果になっており、南区の要介護認定者は、65 歳以上高齢者の約 2 割を占めています。</p> | | | |
| 区の方針・重点取組分野 | <p>【スローガン】 ずっと一緒にこの街で 未来へつなごう 南の風</p> <p>【目指す方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 支援や介護が必要になっても地域とつながりながら暮らし続けられる地域づくりを推進します。 ○ 地域の見守り・支え合いの取組を、多様な主体（関係団体・機関、事業者、ボランティア等）に広げながら充実させていきます。 また、支援が必要になったときに早期に相談につながるよう地域と医療・介護専門職のネットワークをつくります。 ○ 高齢者自身も、介護予防に取り組み、生きがいを持って暮らし続けられるよう、それらに資する活動を支援します。 <p>【具体的な取組例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ かいご予防サポーター等のボランティアと連携した介護予防・健康づくりの推進 ○ ちょっとボランティア交流会等ボランティア同士の交流の促進 ○ 南区在宅療養支援ネットワーク会を中心とした在宅医療・介護連携の推進 ○ 介護者サロン等介護者支援の取組の推進 ○ 小中学校、老人クラブ等様々な場所における認知症サポーター養成講座の充実 | | | |

問合せ：南区高齢・障害支援課 (TEL 341-1139)

港南区



※ 特に記載がない場合は平成 29 年 3 月末時点

| | | | | |
|-------------|---|---------------------------------------|-----------|-------|
| 区のデータ | 人口 | 214,988 人 (男性 104,980 人、女性 110,008 人) | | |
| | 世帯数 | 98,300 世帯 | | |
| | 65 歳以上高齢者数 | 59,611 人 (うち 75 歳以上 29,196 人) | | |
| | 高齢化率 | 27.7% (75 歳以上 13.6%) | | |
| | 要介護認定者数 | 9,862 人 (うち 1 号被保険者 9,604 人) | | |
| | 一人暮らし高齢者数 (平成 27 年国勢調査) | 10,551 人 | | |
| | 地域ケアプラザ | 9 か所 | | |
| | 自治会町内会(平成 29 年 4 月) | 168 団体 | 自治会町内会加入率 | 77.3% |
| 区の特色・課題 | <p>港南区は 1969 年に南区から分区し、人口は 2017 年 3 月時点で 21 万 5 千人と市内で 7 番目で多いですが、1992 年の 22 万 5 千人をピークに減少が続いている。</p> <p>2017 年 3 月時点の高齢化率は 27.7% で横浜市全体の 23.8% を約 4 ポイント上回り 4 番目に高く、特に 75 歳以上の後期高齢化率は 13.6% で横浜市全体の 11.5% を約 2 ポイント上回り 3 番目に高くなっています。一方、要介護認定率は 16.1% で横浜市全体の 17.2% を約 1 ポイント下回り 15 番目と低く、様々な介護予防に向けた地域の取り組みやインフォーマルサービスが要介護状態になるのを抑制していると推測されます。また、28 年度のボランティア活動の登録団体数、個人登録者数、活動数はいずれも市内 18 区中 2 位で助け合いの精神が根付いています。高齢分野の共通課題としては、認知症に関する相談の増加、担い手の高齢化・固定化、エレベーターのない集合住宅や坂が多い地域での外出困難といった課題があります。</p> | | | |
| | <p>「つながりはぐくむふるさと港南」を基本目標に、区を取り巻く課題の解決に向け一層の地域との協働を深め、様々な分野において横断的に地域支援・区事業の実施に取り組んでいます。</p> <p>日常生活で関わりある商店や配送事業者の方々を中心に“あいさつから地域住民とつながる” ゆるやかな見守りに協力いただき、地域の「見守り・支えあいの輪」を広げていきます。</p> <p>【多様な主体による生活支援の充実】</p> | | | |
| 区の方針・重点取組分野 | <p>生活支援ニーズと地域活動の把握、多様な主体が連携する場を通し、必要な生活支援・介護予防にかかる活動・サービスを創出・発展させます。</p> <p>【在宅医療・介護連携】</p> | | | |
| | <p>医療と介護の多職種の連携を深めるとともに、在宅医療に携わる医師を増やす取組の支援や市民への在宅医療の普及啓発をはかります。</p> | | | |
| | <p>【介護予防】</p> | | | |
| | <p>介護予防活動を支援する人のスキルアップをはかるとともに、介護予防の目的を周知し地域特性に合わせた支援を行うことで、介護予防に取り組む人を増やします。</p> | | | |
| | <p>【認知症対策】</p> | | | |
| | <p>認知症の正しい理解の普及啓発、身近で気軽に相談できる機会の確保、早期発見・認知症予防の推進を通し、認知症になっても安心して生活できる地域づくりを進めます。</p> | | | |

問合せ：港南区高齢・障害支援課（TEL 847-8415）

保土ヶ谷区



※ 特に記載がない場合は平成 29 年 3 月末時点

| 区のデータ | 人口 | 205,586 人 | (男性 101,963 人、女性 103,623 人) |
|---------|---|--|-----------------------------|
| | 世帯数 | 99,225 世帯 | |
| | 65 歳以上高齢者数 | 52,803 人 | (うち 75 歳以上 26,702 人) |
| | 高齢化率 | 25.7% | (75 歳以上 13.0%) |
| | 要介護認定者数 | 9,598 人 | (うち 1 号被保険者 9,398 人) |
| | 一人暮らし高齢者数 (平成 27 年国勢調査) | 10,591 人 | |
| | 地域ケアプラザ | 7 か所 | |
| | 自治会町内会(平成 29 年 4 月) | 198 団体 | 自治会町内会加入率 76.9% |
| 区の特色・課題 | 【特色】 | <p>◇ 起伏に富んだ地形で、山坂が多く階段や狭い道も多いといった地理的特徴があります。</p> <p>◇ 高齢化率は市平均を上回り、昭和 40 年代に開発された団地のなかには 50% を超えている所もあります。また、高齢者一人暮らし世帯や 75 歳以上の後期高齢者が年々増加し、要介護認定率は 18.0% と市平均を上回り、平均自立期間に男女差があります。</p> <p>◇ 2025 年の高齢化率は 28.8%、特に後期高齢者の増加が予測されることから、認知症を患う方や在宅医療・介護を利用する高齢者の増加が見込まれます。</p> | |
| | 【課題】 | <ul style="list-style-type: none"> ① 健康づくり・介護予防の取組を通じた健康寿命の延伸 ② 高齢者が徒歩で通える身近な地域で活躍できる場や安心して過ごせる居場所づくり ③ 認知症及び在宅で介護の必要な方並びにその家族を支えるための取組の充実 ④ 医療・介護関係者が互いに顔の見える関係を築き、相談・対応がスムーズにできるための連携強化 ⑤ 「地域のつながり」や「見守りの輪」が広がる地域づくりの推進 | |
| | 保土ヶ谷区の地域福祉保健計画「ほっとなまちづくり」と共通の基本理念のもとに、連動しながら、次のことに重点的に取り組んでいきます。 | | |
| | 【介護予防】 | その人の持つ身体機能を維持向上するため、健康づくり・介護予防を推進し、健康寿命を延ばす取組を進めます。(①普及啓発、②身近な介護予防活動の場や担い手を増やす取組、③誰でも参加できる活動の活性化支援) | |
| | 【認知症支援】 | 認知症など病気があっても安心して暮らせる見守りの輪を広げます。(①本人や介護者の支援の充実、②必要な情報が届く工夫、③早期に医療機関に相談できる体制づくり) | |
| | 【在宅医療・介護連携】 | 医療や介護関係者が連携し、きめ細かなネットワークを構築します。(①在宅医療、介護を担う連携推進、②医療・介護情報の普及啓発、③相談体制の充実) | |
| | 【生活支援の充実】 | 病気や障害があっても暮らし続けることができるよう見守り・支えあいの仕組みづくりを進めます。(①見守りの仕組みづくり②通いの場づくり③生活支援の仕組みづくり) | |
| |   | | |

問合せ：保土ヶ谷区高齢・障害支援課 (Tel 334-6328)

| 旭区 | | 旭区マスコット キャラクター あさひくん | 旭区認知症 キャラクター 「ほっとちゃん」 | ※ 特に記載がない場合は平成29年3月末時点 | |
|-------------|---|---|-----------------------------|------------------------|-----------------|
| 区のデータ | 人口 | 248,056人 | (男性 121,417人、女性 126,639人) | | |
| | 世帯数 | 113,232世帯 | | | |
| | 65歳以上高齢者数 | 70,275人 | (うち 75歳以上 35,833人) | | |
| | 高齢化率 | 28.3% | (75歳以上 14.4%) | | |
| | 要介護認定者数 | 12,619人 | (うち 1号被保険者 12,308人) | | |
| | 一人暮らし高齢者数 (平成27年国勢調査) | 12,728人 | | | |
| | 地域ケアプラザ | 12か所 | | | |
| 区の特色・課題 | 自治会町内会(平成29年4月) | 238団体 | 自治会町内会加入率 | 79.7% | |
| | 旭区は高齢者人口が市内で最も多い区であり、高齢化率も年々高くなっていますが、元気な高齢者も多く、地域活動が活発に行われています。2025年に向けてさらなる高齢化と世帯の小規模化が予測される中、高齢者の活動を活かしながら地域の見守り体制の構築や医療と介護の一体的な提供体制等を整備し、お互いに支えあえるまちづくりを進めることが重要です。 | | | | |
| 区の方針・重点取組分野 | <p>目標 高齢者一人ひとりがいつまでも安心して暮らせるまち旭</p> <p>取組の方向性 重 点 取 組 分 野</p> | | | | |
| | I 元気に活躍できる 《高齢者の健康・生きがいづくりの推進》 | <p>①元気づくり・介護予防の取組推進～高齢者の健康寿命を延伸～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な場所で健康づくり・介護予防に取り組めるよう、活動を支援 ・健康づくりや交流活動に取り組む団体の活動をわかりやすく紹介 <p>②地域社会で活躍・貢献できる機会の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ～高齢者が地域でつながりを持ち、いきいきと暮らせる地域づくり～ ・高齢者が地域活動の担い手として地域に参加するきっかけを創出 ・いきがい、やりがいをもって暮らせる地域づくりを推進 <p>③高齢者の居場所づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ～助け合い、支え合い活動を生み出す基盤となる仕組みづくり～ ・いつでも気軽に立ち寄ることができる居場所の立ち上げと運営支援 ・住民の出会いの場を創出し、助け合えるつながりづくりを推進 <p>④生活支援サービスの創出・充実～安心して暮らす・困った時は助け合う～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ出しや買い物など多様化する生活支援ニーズにきめ細かく対応するよう多様な主体による生活支援サービスの創出等の取組を推進 <p>⑤保健・医療・福祉のチーム力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ～多職種協働で在宅生活を支援する人材育成～ ・在宅医療、福祉サービス提供機関相互の連携強化 ・在宅での生活を支えるスタッフの人材育成、ネットワークづくり <p>⑥認知症の人を支えるシステムの充実～認知症の人をみんなで支える～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症について正しく理解し、手助けしていただく応援者を養成 ・介護者が集う場づくり、認知症カフェの立ち上げ支援 | | | |
| | II お互いに支え合う 《多様な主体により柔軟に生活支援サービスを提供できる体制整備》 | | | | |
| | III 支援機能が充実している 《保健・医療・福祉の一體的な提供体制の整備》 | | | | |
| | | | | | 旭区地域包括ケアシステムの推進 |
| | | | | | |
| | | | | | |

問合せ：旭区高齢・障害支援課 (TEL 954-6125)

磯子区



※ 特に記載がない場合は平成 29 年 3 月末時点

| | | | | |
|-------------|---|-------------------------------------|-----------|-------|
| 区のデータ | 人口 | 168,109 人 (男性 82,892 人、女性 85,217 人) | | |
| | 世帯数 | 80,196 世帯 | | |
| | 65 歳以上高齢者数 | 45,094 人 (うち 75 歳以上 22,091 人) | | |
| | 高齢化率 | 26.8% (75 歳以上 13.1%) | | |
| | 要介護認定者数 | 8,002 人 (うち 1 号被保険者 7,803 人) | | |
| | 一人暮らし高齢者数 (平成 27 年国勢調査) | 9,816 人 | | |
| | 地域ケアプラザ | 7 か所 | | |
| | 自治会町内会(平成 29 年 4 月) | 166 団体 | 自治会町内会加入率 | 73.8% |
| 区の特色・課題 | 磯子区の高齢化率は 26.8% (市内 6 位) ですが、昭和 40 年代に開発された団地などでは 40% に迫る地域もあります。自治会町内会の役員、地域のボランティア団体などでは高齢者が多く、老人クラブなどとともに次世代の担い手不足が課題です。また、高低差のある地形が多いですが、バス路線など公共交通網は地域によっては十分とは言えず、外出支援などが課題です。 | | | |
| 区の方針・重点取組分野 | <p>「高齢者の誰もが役割を担い、健康で自分らしい豊かな生活を送ることができる地域社会を目指す」ことを基本目標とし、要介護認定率を下げ、平均自立期間を延ばし、18 区中 1 位とすることを具体的目標としています (平成 27 年度区レベル地域ケア会議にて目標策定)。</p> <p>目標達成のため、以下の分野に重点的に取組みます。</p> <p>【健康で生き生きと暮らせるように】 磯子区地域福祉保健計画 (以下、「スイッチ ON 磯子」) と連携しながら、①元気づくりステーションなど、健康の増進や運動機能・認知機能の低下を防ぐ様々な活動の支援、②地域で介護予防・健康づくりの活動を推進する方の育成・支援を行います。</p> <p>【ともに活動し、支え合う地域へ】 「スイッチ ON 磯子」と連携しながら、区社会福祉協議会や地域ケアプラザを中心に、自治会町内会・NPO 法人・民間事業者等、地域の多様な主体と協力し、担い手不足の解消の取組や生活支援の充実、見守り・支え合いの取組の支援を行います。</p> <p>【切れ目ない医療と介護の連携】 住み慣れた地域で、医療・介護のサービスを受けながら安心して暮らしていくよう、在宅医療連携拠点相談室「かけはし」を中心に、磯子区医師会、磯子歯科医師会、磯子区薬剤師会、病院などの医療機関、訪問看護師、ケアマネジャー、訪問介護員など医療・介護関係者の連携を進めます。</p> <p>【認知症になっても安心して暮らせるように】 ①地域ケアプラザなどでの様々な認知症の予防活動、②地域の方への認知症に関する知識の普及啓発、③いそごオレンジボランティアなどを通じた認知症の方の支援を行っていきます。</p> <p>【高齢者の意思の尊重】 自分らしい生活は、地域でどのように暮らしていきたいかという思いを、どれだけ具体化できるかが重要です。①磯子区版エンディングノートのようなツールの活用、②虐待防止に向けた取組、③成年後見制度の普及啓発等を通じ、本人の思いが実現できる支援を行います。</p> | | | |

金沢区



※ 特に記載がない場合は平成 29 年 3 月末時点

| | | | | |
|-------------|---|--------------------------------------|-----------|-------|
| 区のデータ | 人口 | 200,424 人 (男性 98,432 人、女性 101,992 人) | | |
| | 世帯数 | 91,481 世帯 | | |
| | 65 歳以上高齢者数 | 56,516 人 (うち 75 歳以上 26,596 人) | | |
| | 高齢化率 | 28.2% (75 歳以上 13.3%) | | |
| | 要介護認定者数 | 9,413 人 (うち 1 号被保険者 9,223 人) | | |
| | 一人暮らし高齢者数 (平成 27 年国勢調査) | 9,514 人 | | |
| | 地域ケアプラザ | 9 か所 | | |
| | 自治会町内会(平成 29 年 4 月) | 171 団体 | 自治会町内会加入率 | 82.1% |
| 区の特色・課題 | 古来より風光明媚な地として知られ、名所・旧跡など歴史的、文化的遺産も多い魅力あるまちであり、区民意識調査では、定住志向が高いという結果が出ています。 | | | |
| | 人口については、2006 年まで増加していましたが、以降は減少が続いています。高齢化率は市平均を上回る 28.2% となっており、今後も高齢者の単身世帯の増加等が予想されることから、地域での見守りや支え合いの仕組みづくりなどが必要となっています。 | | | |
| 区の方針・重点取組分野 | 金沢区では、各地区の住民と地域支援チームの協力による課題解決への取組に力を入れています。 | | | |
| | 地域包括ケアの推進にあたっては、第 3 期金沢区地域福祉保健計画の理念である「誰もが安心して健やかに住み続けられる支えあいのまちづくり」と同じ方向性で取り組んでまいります。 | | | |
| | 【健康づくり・介護予防】 地域とのつながりの中で健康的な生活を送る人が増えることで、一人ひとりがいつまでも自分らしく健やかに暮らせるよう、身近な地域の資源をいかした健康づくり・介護予防の取組を促進していきます。 | | | |
| | 【多様な主体による生活支援の充実】 住民主体の共助により見守りや支え合いの仕組みを広げていきます。また、地域における顔の見える関係づくりを進めるため、誰もが参加できるサロンの立ち上げを促進します。 | | | |
| | 【在宅医療・介護連携】 在宅医療・介護には非常に多くの職種が関わっています。在宅医療・介護の連携のためにそれぞれの役割を考え、お互いの職種を理解し、信頼し合える関係を築くことを目指します。 | | | |
| | 【認知症対策】 各種事業や様々なネットワークを通じて、認知症により見守りが必要な人を発見し、身近な地域の中で助けあえる仕組みをつくります。 | | | |
| |  | | | |
| |  | | | |

問合せ：金沢区高齢・障害支援課 (TEL 788-7779)

港北区



※ 特に記載がない場合は平成29年3月末時点

| 区のデータ | 人口 | 341,929人 (男性 170,547人、女性 171,382人) | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|---|------------------------------------|---------------|-------|---------|---------------|---------------|---------------|-----|--------------|--------------|---------------|-----|---------------|----------------|
| | 世帯数 | 166,610世帯 | | | | | | | | | | | | | |
| | 65歳以上高齢者数 | 66,506人 (うち 75歳以上 31,859人) | | | | | | | | | | | | | |
| | 高齢化率 | 19.5% (75歳以上 9.3%) | | | | | | | | | | | | | |
| | 要介護認定者数 | 11,948人 (うち 1号被保険者 11,677人) | | | | | | | | | | | | | |
| | 一人暮らし高齢者数 (平成27年国勢調査) | 13,353人 | | | | | | | | | | | | | |
| | 地域ケアプラザ | 9か所 | | | | | | | | | | | | | |
| | 自治会町内会(平成29年4月) | 151団体 | 自治会町内会加入率 | 67.8% | | | | | | | | | | | |
| 区の特色・課題 | <p>横浜市の北部に位置し、東京方面等のベッドタウンであると同時に、新横浜地区の商業地域や日吉地区の慶應義塾大学など、通勤通学地の側面を併せもつていて、毎年、転入者・転出者ともに2万人以上となっています。若い世代が多く出生数は市内第1位で、人口の社会増加・自然増加が特徴的です。日常生活に介護を要しない期間の平均である平均自立期間は、平成28年度は男性80.3歳 市内第5位、女性83.8歳市内第6位と、元気な高齢者の方が多く居住されています。自治会・町内会や地区社協等の地域活動、NPO法人等の市民活動が活発で、平成28年度の社会福祉協議会による補助金の交付件数は市内第2位となっています。民間企業の数も多く、特に医療・福祉関係の事務所数は市内第1位です。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>■ 超高齢社会に向けた早急な意識醸成と支援体制の整備</p> <p>区内の高齢者数は、今後、市全体の伸び率を大きく上回るペースで増加していく見込みです。急速に進む超高齢社会に向けた区民・支援者の早急な意識醸成と支援体制の整備が必要です。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| | <table border="1"> <thead> <tr> <th>高齢者将来推計</th><th>2025年(対10年前比)</th><th>2035年(対10年前比)</th><th>2045年(対10年前比)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港北区</td><td>7.5万人(約15%増)</td><td>9.3万人(約23%増)</td><td>11.0万人(約19%増)</td></tr> <tr> <td>横浜市</td><td>96.6万人(約11%増)</td><td>109.6万人(約13%増)</td><td>119.5万人(約9%増)</td></tr> </tbody> </table> | | | | 高齢者将来推計 | 2025年(対10年前比) | 2035年(対10年前比) | 2045年(対10年前比) | 港北区 | 7.5万人(約15%増) | 9.3万人(約23%増) | 11.0万人(約19%増) | 横浜市 | 96.6万人(約11%増) | 109.6万人(約13%増) |
| 高齢者将来推計 | 2025年(対10年前比) | 2035年(対10年前比) | 2045年(対10年前比) | | | | | | | | | | | | |
| 港北区 | 7.5万人(約15%増) | 9.3万人(約23%増) | 11.0万人(約19%増) | | | | | | | | | | | | |
| 横浜市 | 96.6万人(約11%増) | 109.6万人(約13%増) | 119.5万人(約9%増) | | | | | | | | | | | | |
| 区の方針・重点取組分野 | <p>■ 地域での支えあいや見守り体制の構築</p> <p>高齢者単身世帯数は市内第2位、単身を除く高齢者のみ世帯数は市内第4位です。閉じこもりや孤立・孤独死等を防ぐため、地域での支えあいや見守り体制を構築する必要があります。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p><地域包括ケアシステム構築に向けた区の取組方針(基本的な考え方)></p> | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>I 「元気な高齢者」及び「若者・子育て世代」への働きかけによる高齢者支援の基盤づくり</p> <p>区内に居住されている多くの「元気な高齢者」及び「若者・子育て世代」へ向け、地域活動やボランティア活動に関する情報提供を多様な方法で行うとともに、参加しやすい仕組みを構築し、超高齢社会への理解向上・担い手の裾野の拡充を図るなど、高齢者を支援する基盤づくりを進めます。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p>II 「支援主体のネットワーク化」と「NPO法人・民間企業等との協働・共創」による取組推進</p> <p>多様な事業者による様々な「支援主体のネットワーク化」を図るとともに、自治会・町内会等の地域活動をベースに「NPO法人などの市民活動や民間企業等と積極的に協働・共創」し、取組を進めます。</p> | | | | | | | | | | | | | | |
| | <p><各分野の目標></p> <p>介護予防:健康づくり・介護予防の「知識を得る機会」と身近な場所で「取り組める場」の創出</p> <p>生活支援関連:「NPO法人・民間企業等との連携強化」と「支援者の発掘・育成・支援」「移動支援策」の推進</p> <p>在宅医療・介護連携(在宅療養):在宅療養の「普及啓発」と医療・介護・行政機関等の「ネットワーク強化」</p> <p>認知症関連:地域における「見守り体制」の構築と軽度からの「進行状態に応じた支援体制」の整備</p> | | | | | | | | | | | | | | |

緑区



※ 特に記載がない場合は平成 29 年 3 月末時点

| | | | |
|-------------|--|-------------------------------------|---------------------------|
| 区のデータ | 人口 | 180,019 人 (男性 89,174 人、女性 90,845 人) | |
| | 世帯数 | 79,673 世帯 | |
| | 65 歳以上高齢者数 | 41,202 人 (うち 75 歳以上 19,541 人) | |
| | 高齢化率 | 22.9% (75 歳以上 10.9%) | |
| | 要介護認定者数 | 6,813 人 (うち 1 号被保険者 6,641 人) | |
| | 一人暮らし高齢者数 (平成 27 年国勢調査) | 6,817 人 | |
| | 地域ケアプラザ | 6 か所 | 特別養護老人ホーム併設 地域包括支援センター |
| | 自治会町内会(平成 29 年 4 月) | 123 団体 | 自治会町内会加入率 75.8% |
| 区の特色・課題 | <p>大規模マンションや宅地開発の盛んな地域がある一方で、古くからの住宅密集地や集合住宅が多い地域では高齢化率の上昇率が市・区平均を大きく上回っており、45%を超えている町丁もあります。こうした中で、自治会等による地域に根付いた様々な活動が活発に行われており、地区ボランティアセンターなどの主体的な支え合い・助け合いの活動が推進されています。</p> <p>一方で、坂道が多く交通が不便な地域など、地域特性に合わせた移動手段の確保や、ボランティア活動の担い手の高齢化と後継者作りなどの課題があります。</p> | | |
| 区の方針・重点取組分野 | <p>4 つの重点取組分野について、地域ケアプラザ、区社会福祉協議会、医療・介護関係者、地域関係者及び行政など、幅広い分野にわたる多くの関係者が組織や職種を超えて連携し、みどりのわ・ささえ愛プラン（緑区地域福祉保健計画）と相互の調和を図りながら、共通の目指すべき将来像に向かって取り組んでいきます。</p> <p>＜重点取組分野とその目指すべき将来像＞</p> <p>【地域における介護予防と健康づくりの一体的な推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者に身近な場で、介護予防・健康づくりに関する情報や活動機会が得られる。 ○ 住民主体の介護予防・健康づくりの活動の場が充実し、お互いに支えあえる地域である。 <p>【多様な主体による生活支援の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、支援を要する高齢者への様々な主体による生活支援の機会がある。 ○ 高齢者自身が孤立することなく、生きがいや役割を持って参加できる、様々な社会参加の機会がある。 <p>【在宅医療・介護連携の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 疾病を抱えたり、要介護状態になっても、住み慣れた地域や自ら望む場で、高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、在宅ケア体制が構築されている。 <p>【認知症の人が安心して暮らせるまちづくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域によるゆるやかな見守りがあり、認知症の人とその家族が安心して住み慣れた地域で暮らし続けることができる。 | | |

問合せ：緑区高齢・障害支援課 (TEL 930-2311)

青葉区



※ 特に記載がない場合は平成 29 年 3 月末時点

| 区のデータ | 人口 | 308,472 人 (男性 150,323 人、女性 158,149 人) |
|-------------|--|---------------------------------------|
| | 世帯数 | 132,414 世帯 |
| | 65 歳以上高齢者数 | 62,670 人 (うち 75 歳以上 28,646 人) |
| | 高齢化率 | 20.3% (75 歳以上 9.3%) |
| | 要介護認定者数 | 10,250 人 (うち 1 号被保険者 9,981 人) |
| | 一人暮らし高齢者数 (平成 27 年国勢調査) | 9,540 人 |
| | 地域ケアプラザ | 12 か所 |
| | 自治会町内会(平成 29 年 4 月) | 164 団体 自治会町内会加入率 73.7 % |
| 区の特色・課題 | <p>約 50 年前の田園都市線の開通を機に大規模な宅地開発が進み、急激な人口増加を経て、平成 6 年、港北区や緑区の一部から青葉区が誕生しました。地形的には「丘の横浜」と呼ばれるとおり、坂が多く、特にバス・鉄道などが不便なエリアでは、区民、中でも高齢者の移動の対策が必要です。</p> <p>現時点では、高齢化率 18 区中 16 位、15 歳未満の年少人口 18 区中 2 位ですが、今後、高齢者人口が急増するため、区を挙げて高齢化対策を進める必要があります。また、多世代の交流や、多世代に選ばれるまちの魅力づくりを、あわせてはかる必要があります。一方、平成 28 年度の区民意識調査では 85% が主観的健康観「良好」と回答しており、区民の健康意識の高さがうかがえます。また、医療・介護の専門職ごとの連絡会が充実しているほか、平成 26 年度から医療・介護多職種連携を促進する取組を展開するなど、関係者の意識も高いことが特徴です。</p> | |
| 区の方針・重点取組分野 | <p>方針 「あなたの力の 1 % を あおば の未来に！」 青葉区では、区民一人ひとりが、自らの力の 1 % を地域や周りの方のために發揮することによって、さらに住みよい青葉区となることを目指していきます。高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を続けられるよう、様々な活動やサービスが重層的なネットワークとして形成されるよう、取り組みを進めています。</p> <p>また、地域活動や地域の交流の活発化により、「ソーシャル・キャピタル」が醸成され、区民の健康や暮らしやすさにつながる取組を進めています。</p> <p>項目 1【健康づくり・介護予防事業】 健康寿命の延伸を目指し、地域の関係団体とともに、効果的な介護予防を研究・普及し、地域の身近なグループの活動が活発に展開されるよう、支援します。</p> <p>項目 2【生活支援体制整備事業】 公的サービスとのバランスを考慮しつつ、民間企業を含めた、地域の多様な主体による生活支援の取組を進めます。</p> <p>項目 3【医療・介護連携】 可能な限り在宅で療養したいというニーズや、状況によって在宅での療養が選択しやすくなるよう、医療関係者と介護関係者の連携と先進的な取組を一歩進め、在宅療養生活を支えていきます。</p> <p>項目 4【認知症施策】 区民の認知症に関する理解を深め、認知症患者及びその家族・介護者への、地域での支援体制を整えます。また、認知症初期集中支援チームや、認知症関連医療機関連絡会を機能的に展開し、総合的な認知症支援を展開します。</p> <p>項目 5【シニアの社会参加】 高齢者の活動を支援する情報の工夫や、高いスキル等を有したシニア層を中心とした活躍による、青葉区版地域課題解決モデルに取り組みます。</p> | |



都筑区

※ 特に記載がない場合は平成 29 年 3 月末時点

| | | | | |
|-------------|--|---------------------------------------|-----------|-------|
| 区のデータ | 人口 | 211,398 人 (男性 105,575 人、女性 105,823 人) | | |
| | 世帯数 | 84,817 世帯 | | |
| | 65 歳以上高齢者数 | 34,425 人 (うち 75 歳以上 16,046 人) | | |
| | 高齢化率 | 16.3% (75 歳以上 7.6%) | | |
| | 要介護認定者数 | 5,820 人 (うち 1 号被保険者 5,655 人) | | |
| | 一人暮らし高齢者数 (平成 27 年国勢調査) | 5,454 人 | | |
| | 地域ケアプラザ | 5 か所 | | |
| | 自治会町内会(平成 29 年 4 月) | 124 団体 | 自治会町内会加入率 | 63.5% |
| 区の特色・課題 | <特色> | | | |
| | ○平均年齢 41.22 歳と市内で最も若い。2025 年の高齢者人口は 41,897 人と 2017 年の 1.2 倍程度だが、2025 年以降、高齢化が急速に進む。 | | | |
| | ○区民意識調査によると、「これからも都筑区に住み続けたい」と回答した人が 8 割以上である。また、最近の統計では 65 歳以上の転入人口が市の平均を大幅に上回っている。 | | | |
| | ○75 歳以上の区民一人当たりの介護施設数や入所定員数、在宅医療に取り組む診療所の数が 18 区で最も多い。 | | | |
| | <課題> | | | |
| | ○2025 年以降に高齢者が急増することから、それに先立ち区民が主体的に健康づくり・介護予防や社会参加に取り組めるよう、啓発や情報提供が必要 | | | |
| | ○一人暮らしや転入した高齢者が、身近な居場所や仲間を見つけられる環境づくりが大切 | | | |
| | ○介護や医療的ケアが必要になっても、安心して在宅で生活できるサービスの充実が必要 | | | |
| 区の方針・重点取組分野 | 高齢者が可能な限り自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、区内の医療・介護関係者、地域、民間企業、NPO 法人など多様な主体が課題を共有し相互に連携することで、地域全体で高齢者を支え合うことのできるまちづくりを推進していきます。 | | | |
| | 1 健康づくり・介護予防 | | | |
| | 区役所や地域ケアプラザ等が中心となり健康づくりや社会参加の重要性を普及啓発とともに、身近な地域で心身の状態に合わせて参加できる活動が増えるよう、自治会町内会や民間企業、NPO 法人などの多様な主体と連携します。 | | | |
| | 2 生活支援 | | | |
| | 高齢者一人ひとりが自分でできることを大切にしながら住み慣れた地域で暮らし続けるために地域ケアプラザ、区社会福祉協議会と連携し多様な主体が協力する地域づくりを支援します。 | | | |
| | 3 医療・介護連携 | | | |
| | 区医師会・在宅医療連携拠点とともに、地域ケア会議なども活用し、課題を共有しながら、医療を中心に多職種が連携して在宅療養生活を支える仕組みをつくります。 | | | |

問合せ：都筑区高齢・障害支援課 (TEL 948-2306)

戸塚区



※ 特に記載がない場合は平成 29 年 3 月末時点

| 区のデータ | 人口 | 277,207 人 | (男性 136,846 人、女性 140,361 人) |
|-------------|---|------------|-----------------------------|
| | 世帯数 | 122,045 世帯 | |
| | 65 歳以上高齢者数 | 68,032 人 | (うち 75 歳以上 32,565 人) |
| | 高齢化率 | 24.5% | (75 歳以上 11.7%) |
| | 要介護認定者数 | 11,046 人 | (うち 1 号被保険者 10,786 人) |
| | 一人暮らし高齢者数 (平成 27 年国勢調査) | 10,925 人 | |
| | 地域ケアプラザ | 11 か所 | (平成 29 年 7 月) |
| | 自治会町内会(平成 29 年 4 月) | 221 団体 | 自治会町内会加入率 73.7% |
| 区の特色・課題 | 戸塚区は 18 区中で最も面積が広い区です。農業・農作業が盛んな一方、商業・オフィス拠点、工場・研究開発等の産業拠点があり、多数の病院や福祉施設等の事業所が存在しています。高齢化率は、最も低い町で 9.8%、最も高い町で 42.9% となっており、地域ごとにその進行度合いは異なっています。地域の特性に応じた介護予防・生活支援の取組の充実に向け、地域活動の担い手の発掘・育成や、住民の地域活動への参加意識の向上を図ることが必要です。また、在宅医療の充実に向けた多職種の更なる連携を進めるとともに、増加する認知症高齢者に対する取組や、高齢者の権利を守る取組の充実が必要です。 | | |
| 区の方針・重点取組分野 | <p>◎戸塚区地域福祉保健計画「とつかハートプラン」と連動し、下記について重点的に取り組みます。</p> <p>介護予防 介護予防の普及・啓発のため講座等を開催します。介護予防活動の担い手がスキルアップできる場の提供を行い、新たな仲間を増やしていくようサポートします。身近な集いの場を増やし、地域における介護予防活動の充実を図ります。</p> <p>生活支援 生活支援に関する課題を把握し、地域活動・サービスの創出・充実に向けた取組を行います。担い手の発掘や育成を行い、若年期から地域活動に関わるよう多世代を意識した、助けあい・支えあいの活動を進めます。社会福祉法人、民間企業、地域住民等との連絡会を開催し、関係機関等の連携構築を進めます。</p> <p>在宅医療・介護連携 医療・介護関係機関と連携し、戸塚区における課題への対応策を検討します。多職種の連携強化に向け、相談支援体制の更なる構築や情報共有ツールの活用について検討します。区民への在宅医療の普及・啓発、及び医療・介護関係者の人材育成を進めます。</p> <p>認知症に対する取組 医師への認知症研修の実施、区民への認知症に関する取組の周知、認知症の人が地域で参加できる場の充実を進めます。認知症初期集中支援チームと連携し、早期診断・治療につながる支援体制の構築を進めます。</p> <p>高齢者の権利擁護 成年後見制度や高齢者虐待防止に関わる人材の育成や、区民への権利擁護の普及・啓発、権利擁護に関する支援体制の構築を進めます。</p> | | |

問合せ：戸塚区高齢・障害支援課 (TEL 866-8439)

栄区



※ 特に記載がない場合は 29 年 3 月末時点

| 区のデータ | 人口 | 122,155 人 (男性 59,891 人、女性 62,264 人) | | |
|-------------|---|-------------------------------------|-----------|-------|
| | 世帯数 | 55,119 世帯 | | |
| | 65 歳以上高齢者数 | 36,516 人 (うち 75 歳以上 17,709 人) | | |
| | 高齢化率 | 29.9% (75 歳以上 14.5%) | | |
| | 要介護認定者数 | 5,536 人 (うち 1 号被保険者 5,412 人) | | |
| | 一人暮らし高齢者数 (平成 27 年国勢調査) | 5,670 人 | | |
| | 地域ケアプラザ | 6 か所 | | |
| | 自治会町内会(平成 29 年 4 月) | 88 団体 | 自治会町内会加入率 | 82.7% |
| 区の特色・課題 | <ul style="list-style-type: none"> ○高齢化率は 18 区で最も高く、2017 (平成 29) 年 9 月には 30.1% にまで達しましたが、要介護認定率は 15.3% と市内で最も低い区です。2025 (平成 37) 年には、高齢化率は 31.5% まで上がり、特に 75 歳以上の要介護認定者は 6,500 人を超える約 1.4 倍に増加する見込みです。 ○65 歳～74 歳の前期高齢期の要介護認定率は 3 %～4 % と少ない一方、75 歳以上の後期高齢期では、要介護高齢者は約 3 割に増加します。また、男性に比べ女性の要介護認定者割合が高くなることから、男女の特性に応じた介護予防の取組を検討する必要があります。 ○要介護認定を受けている認知症高齢者 (認知症自立度 IIa 以上) は約 2,700 人で、高齢者の 7.6% にのぼります。認知症を正しく理解して、見守り支え合う地域づくりを進めるとともに、本人と介護者に寄り添い、暮らしを支える支援をしていく必要があります。 ○支援や介護が必要な状態になることで生じる、介護保険サービスでは対応できない、生活するうえでのちょっとした困りごとを、隣近所などの地域で助け合い、緩やかに見守り合う地域づくりを、より一層推進する必要があります。 ○在宅で医療が必要な方は 2013-2025 年比較で 1.92 倍に増加すると見込まれています。しかし、区内には医療資源が少ないため、必要な医療や介護サービスが提供され、安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、福祉の専門支援機関が連携を図ることが重要です。 | | | |
| 区の方針・重点取組分野 | <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、介護予防、認知症予防、生活支援、医療・介護連携について取組を進めます。</p> <p>【介護予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○元気なうちから介護予防に取り組むことの大切さを理解し、誰もが主体性を持って健康保持に取り組めるよう支援し、健康寿命を延伸します。 <p>【認知症予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幅広い年代の区民や、地域で相談や支援活動を行っている団体などに対し、様々な機会をとおして、認知症の正しい理解を普及啓発します。 ○認知症サポーターやキャラバン・メイトを増やして、地域で活躍できる環境を整備するとともに、認知症の方や介護者の居場所づくりなど、地域での支援に取り組みます。 <p>【生活支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○高齢者の生活上の困りごとを地域で解決する、お互いさまの取組を支援するほか、民間事業者など多様な主体との連携や協働を図り、高齢者が安心して暮らすことができる生活支援体制を整備します。 <p>【医療・介護連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○区民への在宅医療や終末期医療の理解とリビングウィルの普及啓発に取り組みます。 ○医療や介護などの支援専門機関の連携を強化するために、多職種によるネットワーク構築や情報共有の仕組みづくりを進めます。 | | | |

問合せ：栄区高齢・障害支援課 (TEL 894-8415)

泉区



※ 特に記載がない場合は平成 29 年 3 月末時点

| 区のデータ | 人口 | 154,628 人 (男性 76,139 人、女性 78,489 人) | | |
|-------------|---|-------------------------------------|-----------|-------|
| | 世帯数 | 68,286 世帯 | | |
| | 65 歳以上高齢者数 | 41,790 人 (うち 75 歳以上 20,313 人) | | |
| | 高齢化率 | 27.0% (75 歳以上 13.1%) | | |
| | 要介護認定者数 | 6,873 人 (うち 1 号被保険者 6,717 人) | | |
| | 一人暮らし高齢者数 (平成 27 年国勢調査) | 6,474 人 | | |
| | 地域ケアプラザ | 6 か所 | | |
| | 自治会町内会(平成 29 年 4 月) | 156 団体 | 自治会町内会加入率 | 77.9% |
| 区の特色・課題 | <p>樹林地や農地などの緑が多く残っており、4つの河川や湧水など豊富な水資源に恵まれています。面積の約半分が市街化調整区域であり、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設が数多く立地しています。区の北東部は丘陵地となっているほか、高低差の大きい地域もあるため、足腰の筋力低下などにより移動に困難を抱える方もいます。</p> <p>区の高齢化率は 27.0% で、市平均より 3.2 ポイントも高く（18 区中 5 位）高齢化が進んでいます。一方、要介護認定率は 16.1% と市平均より 1.1 ポイント低く（18 区中 15 位）なっています。</p> <p>様々な地域活動が盛んに行われていますが、高齢化による後継者不足は大きな課題です。</p> | | | |
| | <p>泉区では、重点取組分野として①介護予防・健康づくり、②地域活動支援、③多様な主体による生活支援、④在宅医療・介護連携を掲げています。</p> <p>①介護予防・健康づくり</p> <p>加齢による生活機能の低下を予防する「介護予防」の取組とともに、元気に歳を重ねるには、若い世代からの生活習慣病の予防や体力維持向上の「健康づくり」が重要であり、泉区民の健康寿命延伸を目指します。</p> <p>②地域活動支援</p> <p>地域活動などに参加し他者との交流を持つことがその人自身の生きがいや、認知症予防や介護予防につながることから、誰もが地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。また、様々な活動を通じ、身近な地域で、日頃から気軽に助け合える地域づくりを目指します。</p> <p>③多様な主体による生活支援</p> <p>高齢者の日常生活の様々なニーズに対応するため、介護サービス事業者だけでなく、社会福祉法人、民間企業、NPO 法人、ボランティア団体、自治会町内会や地区社会福祉協議会など多様な主体が連携して生活支援を提供できるよう進めています。</p> <p>④在宅医療・介護連携</p> <p>高齢者本人が、医療や介護が必要な状況になっても住み慣れた自宅等で長く過ごせるよう、医療と介護の専門職が協働で支援します。</p> | | | |
| 区の方針・重点取組分野 | <p>泉区行動指針の特色</p> <p>平成 29 年度の泉区地域協議会において、「高齢者が安心して暮らすため、2025 年に向けて行政及び地域で取り組んでいくこと」について検討した結果を本指針に反映しています。</p> | | | |
| | <p>問合せ：泉区高齢・障害支援課 （TEL 800-2434）</p> | | | |

瀬谷区



※ 特に記載がない場合は平成 29 年 3 月末時点

| | | | | |
|-------------|---|-------------------------------------|-----------|-------|
| 区のデータ | 人口 | 125,342 人 (男性 61,616 人、女性 63,726 人) | | |
| | 世帯数 | 55,741 世帯 | | |
| | 65 歳以上高齢者数 | 33,408 人 (うち 75 歳以上 16,902 人) | | |
| | 高齢化率 | 26.7% (75 歳以上 13.5%) | | |
| | 要介護認定者数 | 6,405 人 (うち 1 号被保険者 6,240 人) | | |
| | 一人暮らし高齢者数 (平成 27 年国勢調査) | 5,641 人 | | |
| | 地域ケアプラザ | 5 か所 | | |
| 区の特色・課題 | 自治会町内会(平成 29 年 4 月) | 153 団体 | 自治会町内会加入率 | 79.2% |
| | <p>農地や樹林が多く、和泉川沿いの水辺空間なども含め、自然に恵まれた環境にあります。高齢化率は 26.7% と横浜市平均よりも高く、高齢化が先行しています。公営住宅の割合（平成 27 年国勢調査）は 12.6% と、横浜市の割合のほぼ倍と高く、高齢化率は 40% を超えているエリアもあります。平成 17 年度には、全区に先駆けて地区支援を行うため「地区支援チーム」を編成し、社会福祉協議会、地域ケアプラザとともに地区支援を行っていることもあり、地域の自立性が高く、様々な福祉保健の取組が行われています。在宅医療・介護連携では、平成 19 年度から始まった瀬谷区在宅高齢者サポートネットワーク事業により、多職種連携が進んでいます。</p> | | | |
| 区の方針・重点取組分野 | <p>「誰もが安心して暮らせる瀬谷～いきいきシニアライフ～」を目指して、瀬谷区の地域包括ケアを進めます。</p> <p>【介護予防】</p> <p>健康寿命の延伸を目指し、若い世代から健康づくり・介護予防の取組を進めます。地域のつながりを強めながら、安心して健康な生活を送ることができるよう地域づくりを推進します。</p> <p>【生活支援】</p> <p>地域特性・ニーズを踏まえた活動支援・創出やネットワークの構築等により、高齢者自身の力を活かした地域づくりを目指します。さらに、様々な世代・主体による日常の生活支援から介護予防・日常生活支援総合事業にわたりサービスや活動の充実を図ることによって、様々な生活支援が受けられる地域づくりを進めます。</p> <p>【在宅医療・介護連携】</p> <p>瀬谷区在宅高齢者サポートネットワーク（多職種連携連絡会）等によって、区医師会、区歯科医師会、区薬剤師会、区在宅医療相談室、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）等が連携し、近隣区も含めた医療・介護の連携を進めます。在宅での看取りを希望する人が、自宅で穏やかな最期を迎えることができるよう、区民に向けた在宅医療の普及・啓発や支援体制づくりを進めます。</p> <p>【認知症対策】</p> <p>認知症医療連携検討会により、区医師会、地域ケアプラザ（地域包括支援センター）、区内居宅介護支援事業所が連携し、近隣区の診療所・病院を含めた認知症医療体制づくりを推進します。認知症サポーター養成講座の充実により、認知症への理解促進を図ります。瀬谷区認知症高齢者はいかいネットワークの見守り協力機関を増やすとともに、早期発見につながる仕組みを構築することにより、安心して暮らせるまちを目指します。</p> | | | |

問合せ：瀬谷区高齢・障害支援課 (TEL 367-5716)

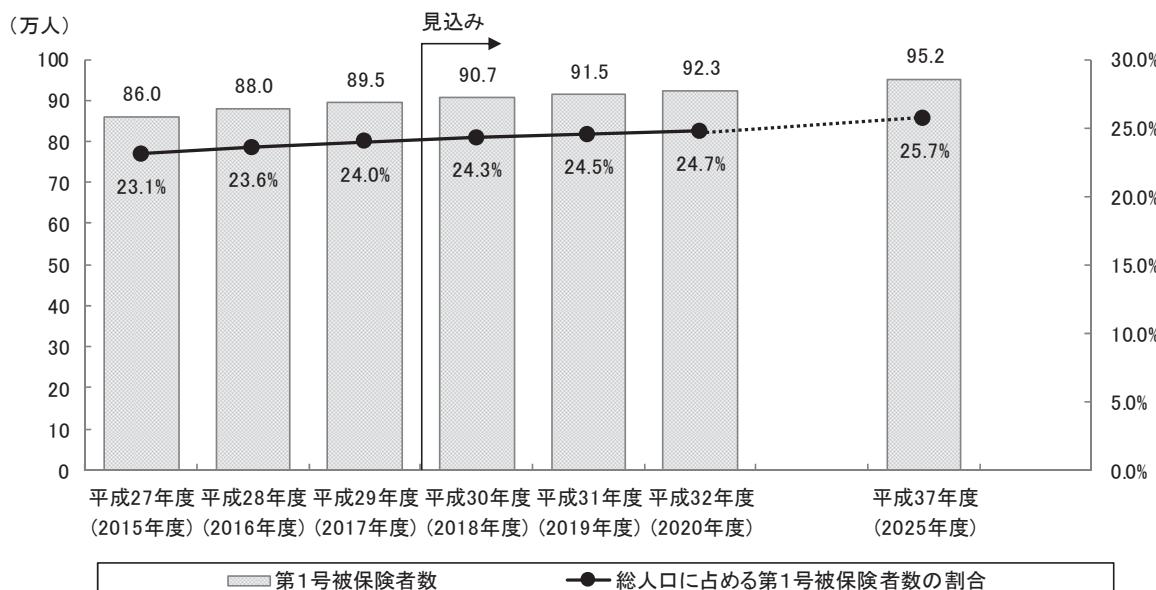
第7章 介護サービス量等の見込み・保険料の設定等

1 被保険者数等の見込み

(1) 被保険者数の見込み

介護保険の第1号被保険者(65歳以上)数は、平成27年度は約86万人、本市の総人口に占める割合は23.1%でしたが、平成32年度には約92万人、24.7%に達すると見込んでいます。また、第1号被保険者に対する後期高齢者(75歳以上)数も年々増加し、平成30年度には、前期高齢者(65歳～74歳)数を上回るものと見込んでいます。

＜第1号被保険者数の見込み＞



| | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (見込み) | 平成31年度 (見込み) | 平成32年度 (見込み) | 平成37年度 (2025年度) (見込み) |
|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------------------|
| 総人口 | 3,724,844 | 3,731,293 | 3,733,234 | 3,734,041 | 3,734,170 | 3,732,950 | 3,709,638 |
| 第1号被保険者数 | 860,330 | 879,761 | 895,070 | 906,500 | 914,900 | 922,800 | 952,200 |
| 対総人口比 | 23.1% | 23.6% | 24.0% | 24.3% | 24.5% | 24.7% | 25.7% |
| 前期高齢者 (65～74歳) | 462,444 | 462,640 | 458,365 | 451,900 | 442,500 | 441,600 | 384,500 |
| 対総人口比 | 12.4% | 12.4% | 12.3% | 12.1% | 11.9% | 11.8% | 10.4% |
| 第1号被保険者構成比 | 53.8% | 52.6% | 51.2% | 49.9% | 48.4% | 47.9% | 40.4% |
| 後期高齢者 (75歳以上) | 397,886 | 417,121 | 436,705 | 454,600 | 472,400 | 481,300 | 567,700 |
| 対総人口比 | 10.7% | 11.2% | 11.7% | 12.2% | 12.7% | 12.9% | 15.3% |
| 第1号被保険者構成比 | 46.2% | 47.4% | 48.8% | 50.1% | 51.6% | 52.2% | 59.6% |
| 第2号被保険者数 | 1,294,080 | 1,300,161 | 1,306,959 | 1,313,000 | 1,319,000 | 1,323,300 | 1,326,400 |

※ 総人口の平成29年度までの数字は「横浜市人口ニュース（各年10月1日現在）」、平成30年度以降の数字は将来人口推計（横浜市）

※ 被保険者数の平成29年度までの数字は実績値、平成30年度以降の数字は推計値（各年10月1日現在）

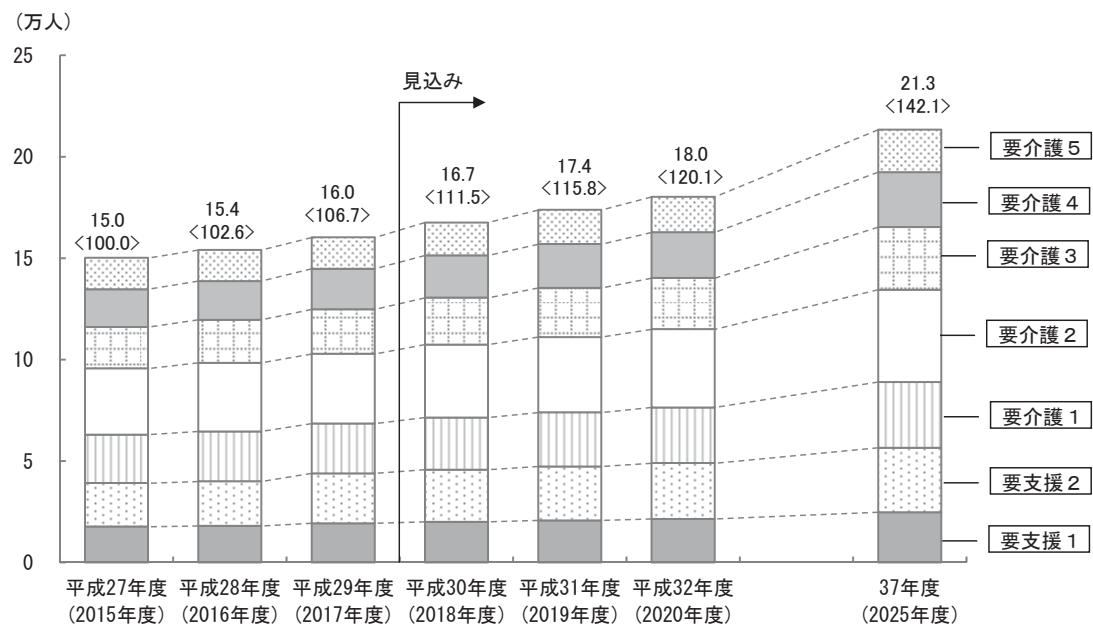
※ 第1号被保険者数は、住所地特例等により65歳以上人口と数値が異なる

※ 端数処理しているため、合計が一致しないことがある

(2) 要介護認定者数の見込み

後期高齢者人口の増加とともに、要支援・要介護認定者数も増加傾向にあります。

＜要介護認定者数の見込み＞



※ < > 内は、平成 27 年度を 100 とした場合の指標を示す

| | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) (見込み) | 平成31年度 (2019年度) (見込み) | 平成32年度 (2020年度) (見込み) | 平成37年度 (2025年度) (見込み) |
|------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 要支援1 | 17,589 | 17,958 | 19,204 | 20,000 | 20,700 | 21,400 | 24,700 |
| 要支援2 | 21,509 | 21,975 | 24,622 | 25,700 | 26,600 | 27,500 | 31,800 |
| 要介護1 | 23,820 | 24,540 | 24,607 | 25,700 | 26,600 | 27,500 | 32,400 |
| 要介護2 | 32,724 | 33,913 | 34,348 | 35,900 | 37,200 | 38,500 | 45,500 |
| 要介護3 | 20,355 | 21,234 | 22,053 | 23,200 | 24,200 | 25,300 | 30,900 |
| 要介護4 | 18,640 | 19,051 | 19,860 | 20,800 | 21,600 | 22,500 | 27,100 |
| 要介護5 | 15,501 | 15,334 | 15,520 | 16,200 | 16,900 | 17,500 | 20,900 |
| 要支援計 | 39,098 | 39,933 | 43,826 | 45,700 | 47,300 | 48,900 | 56,500 |
| 要介護計 | 111,040 | 114,072 | 116,388 | 121,700 | 126,500 | 131,400 | 156,900 |
| 合計 | 150,138 | 154,005 | 160,214 | 167,400 | 173,800 | 180,300 | 213,400 |

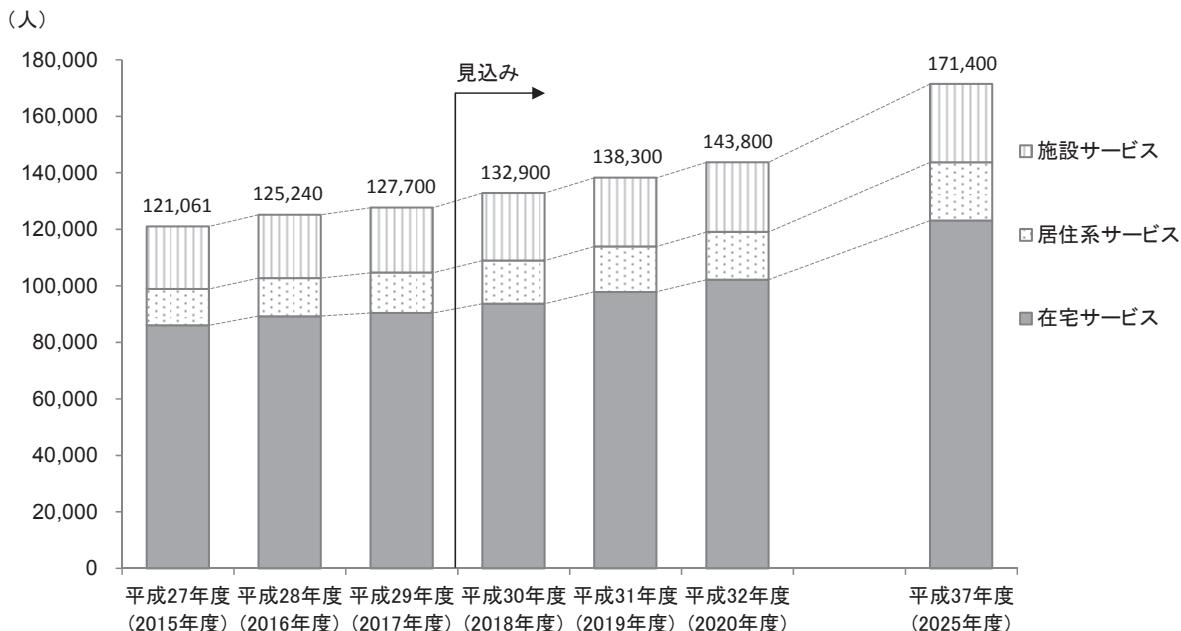
※ 端数処理をしているため、合計が一致しないことがある

※ 要介護認定者数の平成 29 年度までの数字は実績値、平成 30 年度以降の数字は推計値（各年度 9 月 30 日現在）

(3) 介護保険サービス利用者数等の見込み

- 在宅サービス利用者数は、要介護認定者数から施設サービス・居住系サービスの利用者及びサービスを利用していない人の割合を考慮して見込んでいます。
- 居住系サービス利用者数及び施設サービス利用者数は、整備量や稼働率等を加味して見込んでいます。

＜介護保険サービス利用者数の見込み＞



| | | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) (見込み) | 平成31年度 (2019年度) (見込み) | 平成32年度 (2020年度) (見込み) | 平成37年度 (2025年) (見込み) |
|--------------------|-----------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------|
| 在宅サービス | 利用者数 | 86,077 | 89,284 | 90,400 | 93,700 | 97,900 | 102,200 | 123,100 |
| | 地域支援事業移行分 | 224 | 9,875 | 15,200 | 16,000 | 16,700 | 17,500 | 20,500 |
| | 指数 | 100 | 103.7 | 105.0 | 108.9 | 113.7 | 118.7 | 143.0 |
| 居住系サービス | 利用者数 | 12,832 | 13,477 | 14,200 | 15,300 | 16,100 | 16,900 | 20,700 |
| | 指数 | 100 | 105.0 | 110.7 | 119.2 | 125.5 | 131.7 | 161.3 |
| | 人数構成比 | 10.6% | 10.8% | 11.1% | 11.5% | 11.6% | 11.8% | 12.1% |
| 施設サービス | 利用者数 | 22,151 | 22,480 | 23,000 | 23,900 | 24,300 | 24,700 | 27,700 |
| | 人数構成比 | 18.3% | 17.9% | 18.0% | 18.0% | 17.6% | 17.2% | 16.2% |
| サービス 利用者数 合計 | 利用者数 | 121,061 | 125,240 | 127,700 | 132,900 | 138,300 | 143,800 | 171,400 |
| | 指数 | 100 | 103.5 | 105.5 | 109.8 | 114.2 | 118.8 | 141.6 |
| | 人数構成比 | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% | 100.0% |

※「在宅サービス」は、小規模多機能型居宅介護（介護予防含む）、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント（地域支援事業移行分）の月次に基づく平均利用者数

※「居住系サービス」は、特定施設入居者生活介護（介護予防含む）、地域密着型特定入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護（介護予防含む）の月次に基づく平均利用者数

※「施設サービス」は、介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の月次に基づく平均利用者数

※ 平成 29 年度は見込み値

※ 端数処理をしているため、合計が一致しないことがある

2 介護保険給付等の見込み

第7期介護保険事業計画期間の介護サービス見込み量等については、介護保険サービス利用者数の伸び、サービスの提供実績、施設・在宅サービスの施策の方向性等を踏まえて推計しています。

(1) 介護保険給付サービスの見込量

ア 在宅サービス

| サービス種別 | | | (年間) | | | | | |
|--------------|------|----|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | | | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) (見込み) | 平成31年度 (2019年度) (見込み) | 平成32年度 (2020年度) (見込み) |
| ①訪問介護 | 介護給付 | 回数 | 6,249,574 | 6,347,982 | 6,364,700 | 6,742,600 | 7,053,100 | 7,384,500 |
| | | 人数 | 351,835 | 353,343 | 352,700 | 368,400 | 384,100 | 400,700 |
| | 予防給付 | 人数 | 147,726 | 49,802 | 300 | | | |
| ②訪問入浴介護 | 介護給付 | 回数 | 170,544 | 162,317 | 160,000 | 161,900 | 164,800 | 166,800 |
| | | 人数 | 32,724 | 31,075 | 30,400 | 30,400 | 31,100 | 31,300 |
| | 予防給付 | 回数 | 456 | 471 | 400 | 500 | 500 | 500 |
| | | 人数 | 96 | 115 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| ③訪問看護 | 介護給付 | 回数 | 1,386,339 | 1,589,632 | 1,807,600 | 2,030,300 | 2,121,500 | 2,218,300 |
| | | 人数 | 156,904 | 172,692 | 191,700 | 215,600 | 225,200 | 235,300 |
| | 予防給付 | 回数 | 114,678 | 150,409 | 200,700 | 237,300 | 245,500 | 253,700 |
| | | 人数 | 15,791 | 19,572 | 24,600 | 29,200 | 30,200 | 31,200 |
| ④訪問リハビリテーション | 介護給付 | 回数 | 183,632 | 204,887 | 216,600 | 238,300 | 249,200 | 260,700 |
| | | 人数 | 16,302 | 17,545 | 17,500 | 18,400 | 19,200 | 20,100 |
| | 予防給付 | 回数 | 25,608 | 25,290 | 29,100 | 32,300 | 33,400 | 34,500 |
| | | 人数 | 2,489 | 2,518 | 2,700 | 2,900 | 3,000 | 3,100 |
| ⑤居宅療養管理指導 | 介護給付 | 人数 | 246,409 | 272,691 | 300,500 | 314,800 | 329,300 | 344,700 |
| | 予防給付 | 人数 | 14,002 | 16,192 | 19,900 | 22,800 | 23,600 | 24,400 |
| ⑥通所介護 | 介護給付 | 回数 | 3,439,169 | 2,402,177 | 2,451,400 | 2,566,700 | 2,675,500 | 2,790,300 |
| | | 人数 | 374,104 | 268,485 | 271,700 | 283,900 | 295,900 | 308,400 |
| | 予防給付 | 人数 | 117,622 | 38,254 | 200 | | | |
| ⑦通所リハビリテーション | 介護給付 | 回数 | 728,234 | 734,320 | 738,600 | 775,000 | 808,800 | 844,700 |
| | | 人数 | 97,092 | 98,696 | 98,900 | 103,500 | 108,000 | 112,800 |
| | 予防給付 | 人数 | 13,286 | 14,347 | 15,800 | 16,900 | 17,500 | 18,000 |
| ⑧短期入所生活介護 | 介護給付 | 日数 | 775,100 | 792,971 | 793,200 | 847,800 | 888,700 | 932,600 |
| | | 人数 | 71,534 | 70,309 | 70,500 | 73,600 | 77,100 | 80,800 |
| | 予防給付 | 日数 | 6,245 | 6,771 | 7,700 | 9,700 | 9,900 | 10,300 |
| | | 人数 | 1,169 | 1,246 | 1,300 | 1,700 | 1,700 | 1,800 |
| ⑨短期入所療養介護 | 介護給付 | 日数 | 136,320 | 139,389 | 139,600 | 148,800 | 156,000 | 163,800 |
| | | 人数 | 16,940 | 17,412 | 17,200 | 18,200 | 19,000 | 19,900 |
| | 予防給付 | 日数 | 934 | 1,018 | 1,100 | 1,200 | 1,200 | 1,200 |
| | | 人数 | 155 | 182 | 200 | 200 | 200 | 200 |

※ ①訪問介護及び⑥通所介護の予防給付は、平成28年1月から地域支援事業の介護予防・生活支援サービス事業へ順次移行

※ 平成28年4月から定員18名以下の通所介護は、「イ 地域密着型サービス」の④地域密着型通所介護へ移行

※ 平成29年度は見込み値

| サービス種別 | | | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) (見込み) | 平成31年度 (2019年度) (見込み) | 平成32年度 (2020年度) (見込み) |
|--------------|------|----|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| ⑩特定施設入居者生活介護 | 介護給付 | 人数 | 86,899 | 92,689 | 99,600 | 106,500 | 113,500 | 119,600 |
| | 予防給付 | 人数 | 11,106 | 11,784 | 13,300 | 14,200 | 15,100 | 16,000 |
| ⑪福祉用具貸与 | 介護給付 | 人数 | 463,640 | 487,024 | 501,500 | 524,600 | 547,900 | 572,600 |
| | 予防給付 | 人数 | 72,285 | 83,159 | 95,400 | 99,300 | 102,700 | 106,200 |
| ⑫特定福祉用具販売 | 介護給付 | 人数 | 9,326 | 9,288 | 9,100 | 9,600 | 10,000 | 10,500 |
| | 予防給付 | 人数 | 2,662 | 2,580 | 2,800 | 3,000 | 3,100 | 3,300 |
| ⑬住宅改修 | 介護給付 | 人数 | 7,894 | 7,778 | 7,600 | 8,000 | 8,300 | 8,700 |
| | 予防給付 | 人数 | 3,967 | 3,782 | 4,000 | 4,300 | 4,400 | 4,600 |
| ⑭居宅介護支援 | 介護給付 | 人数 | 735,385 | 758,844 | 775,300 | 800,100 | 834,100 | 870,100 |
| | 予防給付 | 人数 | 268,766 | 166,276 | 96,300 | 100,500 | 103,900 | 107,400 |

※ 平成 29 年度は見込み値

イ 地域密着型サービス

| サービス種別 | | | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) (見込み) | 平成31年度 (2019年度) (見込み) | 平成32年度 (2020年度) (見込み) |
|-----------------------|------|----|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 介護給付 | 人数 | 5,474 | 7,113 | 8,600 | 10,100 | 10,600 | 11,100 |
| ②夜間対応型訪問介護 | 介護給付 | 人数 | 13,047 | 13,829 | 15,200 | 16,700 | 17,500 | 18,300 |
| ③認知症対応型通所介護 | 介護給付 | 人数 | 24,232 | 24,916 | 24,600 | 25,500 | 26,300 | 27,100 |
| | 予防給付 | 人数 | 33 | 25 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ④地域密着型通所介護 | 介護給付 | 人数 | | 146,239 | 156,000 | 170,800 | 177,900 | 185,500 |
| ⑤小規模多機能型居宅介護 | 介護給付 | 人数 | 22,591 | 23,732 | 26,400 | 27,800 | 30,400 | 33,000 |
| | 予防給付 | 人数 | 1,261 | 1,365 | 1,500 | 1,500 | 1,700 | 1,800 |
| ⑥認知症対応型共同生活介護 | 介護給付 | 人数 | 55,744 | 57,038 | 57,900 | 62,000 | 64,600 | 67,200 |
| | 予防給付 | 人数 | 85 | 57 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| ⑦地域密着型特定施設入居者生活介護 | 介護給付 | 人数 | 155 | 157 | 100 | 200 | 200 | 200 |
| ⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 | 介護給付 | 人数 | 703 | 705 | 700 | 700 | 700 | 700 |
| ⑨看護小規模多機能型居宅介護 | 介護給付 | 人数 | 2,238 | 2,692 | 3,000 | 3,200 | 3,700 | 4,400 |

※ 平成 28 年 4 月から定員 18 名以下の通所介護は、④地域密着型通所介護へ移行

※ ⑥～⑧は利用者数を示したものであり、定員数とは異なる

※ 平成 29 年度は見込み値

ウ 施設サービス

| サービス種別 | | | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) (見込み) | 平成31年度 (2019年度) (見込み) | 平成32年度 (2020年度) (見込み) |
|------------|------|----|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| ①介護老人福祉施設 | 介護給付 | 人数 | 161,534 | 164,423 | 170,600 | 177,200 | 182,100 | 187,100 |
| ②介護老人保健施設 | 介護給付 | 人数 | 95,911 | 97,118 | 98,400 | 101,900 | 101,900 | 101,900 |
| ③介護療養型医療施設 | 介護給付 | 人数 | 7,668 | 7,510 | 6,800 | 6,800 | 6,800 | 6,800 |
| 介護医療院 | 介護給付 | 人数 | - | - | - | (900) | (1,900) | (2,900) |

※ 施設の利用者数を示したものであり、定員数とは異なる

※ 介護医療院は③介護療養型医療施設の内数

※ 平成 29 年度は見込み値

(2) 地域支援事業の見込量

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

(ア) 介護予防・生活支援サービス事業

| サービス名称 | 単位 | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) (見込み) | 平成31年度 (2019年度) (見込み) | 平成32年度 (2020年度) (見込み) |
|--------------------|-----------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| ①訪問介護相当サービス | 人 | 2,234 | 98,318 | 147,500 | 154,700 | 162,100 | 169,200 |
| ②訪問型生活援助サービス | 人 | - | 257 | 2,200 | 2,300 | 2,400 | 2,500 |
| ③訪問型短期予防サービス | 人 | - | 47 | 100 | 200 | 220 | 240 |
| ④通所介護相当サービス | 人 | 1,563 | 90,672 | 152,400 | 159,800 | 167,400 | 174,700 |
| ⑤介護予防ケアマネジメント | 人 | 2,686 | 118,494 | 182,700 | 191,600 | 200,700 | 209,500 |
| ⑥介護予防・生活支援サービス補助事業 | 補助 団体数 | - | - | 27 | 51 | 75 | 99 |

※ 平成 29 年度は見込み値

(イ) 一般介護予防事業

| 事業名 | 内容 | 単位 | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) (見込み) | 平成31年度 (2019年度) (見込み) | 平成32年度 (2020年度) (見込み) |
|----------------------|------------------|------|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| ①介護予防普及啓発事業 | 教室・講演会・イベント等実施回数 | 回 | 934 | 842 | 800 | 800 | 800 | 800 |
| ②元気づくりステーション事業 | 活動グループ数 | グループ | 197 | 239 | 279 | 320 | 360 | 400 |
| ③地域リハビリテーション活動支援事業 | リハビリテーション専門職派遣回数 | 回 | 43 | 151 | 236 | 250 | 250 | 250 |
| ④よこはまシニアボランティアポイント事業 | 活動者数 | 人 | 8,306 | 8,846 | 10,475 | 12,000 | 13,000 | 14,000 |
| | 受入施設数 | 箇所 | 453 | 492 | 532 | 572 | 612 | 652 |

※ 平成 29 年度は見込み値

イ 包括的支援事業

| 事業名等 | | 単位 | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) (見込み) | 平成31年度 (2019年度) (見込み) | 平成32年度 (2020年度) (見込み) |
|-----------------|--------------------------------|----|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| ①地域包括支援センター運営費 | 地域包括支援センター数 | 箇所 | 138 | 139 | 140 | 141 | 142 | 142 |
| ②ケアマネジメント推進事業 | 地域包括支援センター職員研修回数(介護予防ケアマネジメント) | 回 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | ケアマネジャー等研修回数(介護予防ケアマネジメント) | 回 | 57 | 64 | 70 | 80 | 80 | 80 |
| ③在宅医療連携推進事業 | 在宅医療連携拠点等での多職種連携事業実施回数 | 回 | 251 | 377 | 377 | 380 | 385 | 390 |
| | 市民啓発事業(講演会、在宅医療サロン)開催数 | 回 | 29 | 34 | 34 | 40 | 80 | 120 |
| ④認知症初期集中支援等推進事業 | 認知症初期集中支援チーム | 区 | 2 | 8 | 16 | 18 | 18 | 18 |
| ⑤生活支援体制整備事業 | 第1層生活支援コーディネーター | 人 | - | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 第2層生活支援コーディネーター | 人 | - | 139 | 140 | 141 | 142 | 142 |
| ⑥地域ケア会議推進事業 | 地域ケア会議開催回数 | 回 | 569 | 587 | 649 | 655 | 659 | 659 |
| ⑦市民の意思決定支援事業 | エンディングノート活用促進のための講座開催 | 区 | - | - | - | 8 | 18 | 18 |

※ 平成 29 年度は見込み値

ウ 任意事業

| 事業名等 | | 単位 | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) (見込み) | 平成31年度 (2019年度) (見込み) | 平成32年度 (2020年度) (見込み) |
|---------------------|---------------|----|--------------------|--------------------|--------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| ①介護給付費適正化事業 | 利用状況のお知らせ発送数 | 通 | 43,000 | 43,000 | 43,000 | 45,000 | 推進 | 推進 |
| ②介護相談員派遣事業 | 派遣施設数 | 箇所 | 196 | 201 | 210 | 220 | 225 | 230 |
| ③高齢者紙おむつ給付事業 | 延べ月数 | 月 | 40,268 | 41,990 | 44,500 | 46,600 | 49,100 | 51,800 |
| ④高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 | 対象住宅数 | 住宅 | 202 | 203 | 203 | 207 | 推進 | 推進 |
| ⑤高齢者配食・見守り事業 | 延べ食数 | 食 | 247,771 | 228,843 | 251,000 | 242,700 | 242,700 | 242,700 |
| ⑥成年後見制度利用支援事業 | 利用件数 | 件 | 232 | 274 | 245 | 226 | 244 | 272 |
| ⑦介護サービス自己負担助成費 | グループホーム助成対象者数 | 人 | 87 | 91 | 100 | 151 | 151 | 151 |
| ⑧地域で支える介護者支援事業 | 見守りツール新規利用者数 | 人 | - | - | - | 500 | 1,000 | 1,000 |

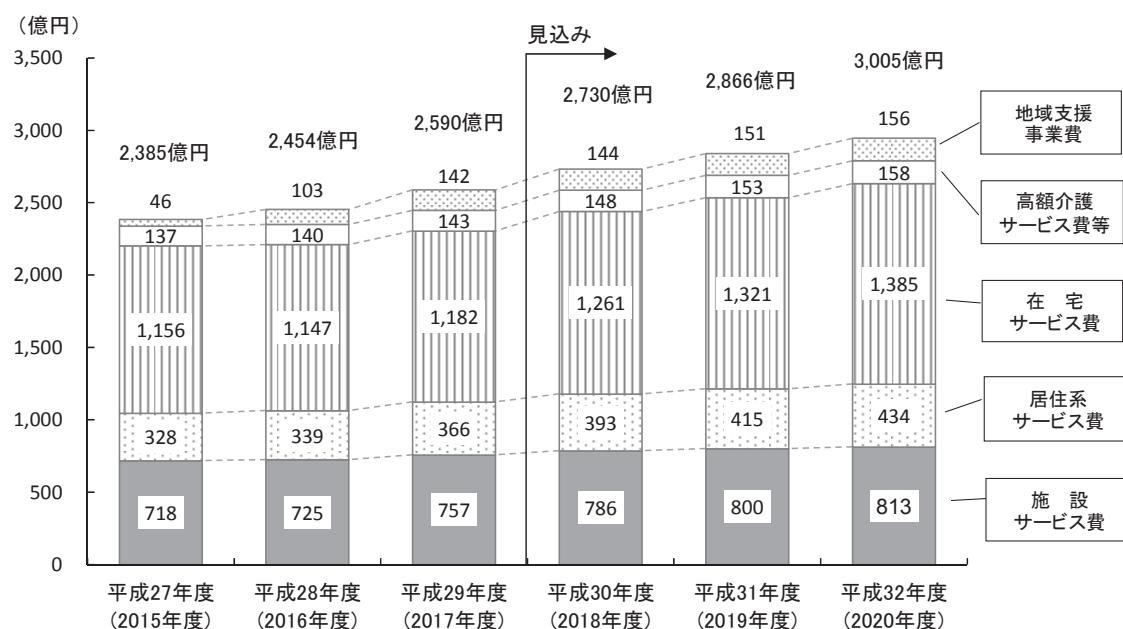
※ 平成 29 年度は見込み値

(3) 介護保険給付費等総額

後期高齢者の増加により、介護保険サービス利用者も増加していることから、給付費が年々増加しています。

平成30年度の介護報酬改定により、給付費の0.54%増、一定以上の所得のある第1号被保険者の利用負担が3割負担に変更となることの給付費の減も見込んでいます。さらに、今後予定されている消費税の増税や、介護職員の処遇改善にかかる給付費の増についても見込んでいます。

<介護保険給付費等総額の見込み>



| | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) 見込み | 平成31年度 (2019年度) 見込み | 平成32年度 (2020年度) 見込み |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 在宅サービス | 1,156 | 1,147 | 1,182 | 1,261 | 1,321 | 1,385 |
| 居住系サービス | 328 | 339 | 366 | 393 | 415 | 434 |
| 施設サービス | 718 | 725 | 757 | 786 | 800 | 813 |
| 自己負担額変更影響額 | 0 | 0 | 0 | △ 2 | △ 4 | △ 4 |
| 消費増税等影響額 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30 | 63 |
| 高額介護サービス費等 | 137 | 140 | 143 | 148 | 153 | 158 |
| 地域支援事業 | 46 | 103 | 142 | 144 | 151 | 156 |
| 計 | 2,385 | 2,454 | 2,590 | 2,730 | 2,866 | 3,005 |

※ 端数処理をしているため、合計が一致しないことがある

※ 平成27年度、28年度は決算額、29年度は補正予算額

※ 高額介護サービス費等は、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費、審査支払手数料を含む

(4) 地域支援事業費

| 事業区分 | 対象事業名 | 平成30年度 (2018年度) (見込み) | 平成31年度 (2019年度) (見込み) | 平成32年度 (2020年度) (見込み) |
|------------------------|-------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業 | | | | |
| 地域づくり型介護予防事業 | | | | |
| 訪問支援事業(訪問型短期予防サービス) | | 8,122 | 8,554 | 8,976 |
| よこはまシニアボランティアポイント事業 | | | | |
| 介護予防・生活支援サービス事業 | | | | |
| 包括的支援事業 | | | | |
| 地域包括支援センター運営費 | | | | |
| ケアマネジメント推進事業 | | | | |
| 在宅医療連携推進事業 | | | | |
| 認知症初期集中支援等推進事業 | | 5,276 | 5,523 | 5,574 |
| 生活支援体制整備事業 | | | | |
| 地域ケア会議推進事業 | | | | |
| 市民の意思決定支援事業 | | | | |
| 任意事業 | | | | |
| 介護給付費適正化事業 | | | | |
| 介護相談員派遣事業 | | | | |
| 高齢者紙おむつ給付事業 | | | | |
| 高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業 | | 1,004 | 1,022 | 1,035 |
| 高齢者配食・見守り事業 | | | | |
| 成年後見制度利用支援事業 | | | | |
| 介護サービス自己負担助成費 | | | | |
| 地域で支える介護者支援事業 | | | | |
| 合 計 | | 14,402 | 15,099 | 15,585 |

※ 事業の名称は変更になる場合があります

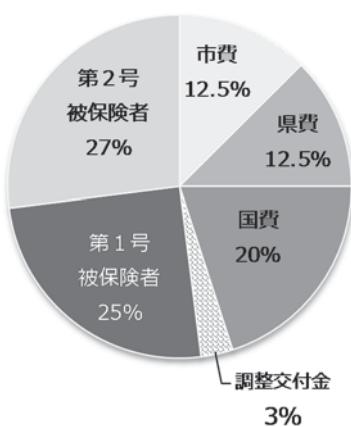
(5) 介護保険事業にかかる財源

ア 保険給付費の財源

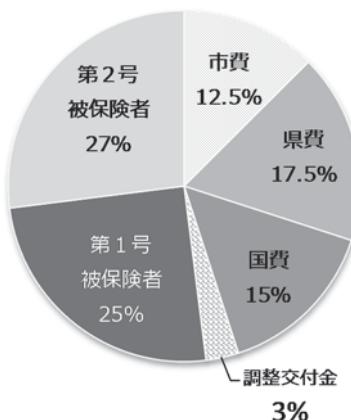
介護保険サービスを利用する場合、費用の原則1割が自己負担となり、残りの9割が保険から支払われます。その財源の半分は公費(税金)により、国、都道府県、市町村が負担し、残りの半分を被保険者の保険料(65歳以上の方=第1号被保険者 23%+調整交付金の不足分 2.00%、40歳~64歳の方=第2号被保険者 27%)で運営しています。

したがって、介護サービスの利用量に応じて被保険者の方の保険料が決まることになります。

在宅給付費



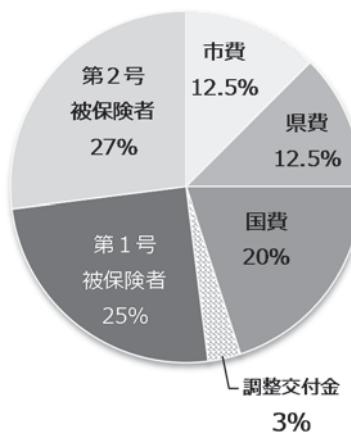
施設等給付費



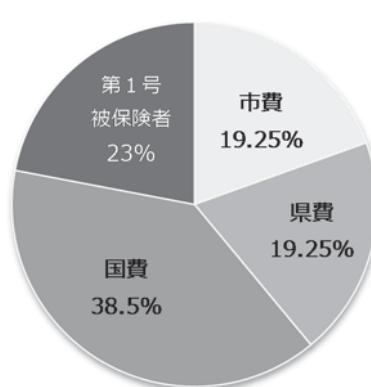
イ 地域支援事業の財源

地域支援事業は、高齢者の伸び率等を勘案して上限が設定されます。介護予防・日常生活支援総合事業の財源構成は、半分は公費(税金)により、国、都道府県、市町村が負担し、残り半分を被保険者の保険料(65歳以上の方=第1号被保険者 23%+調整交付金の不足分 2.00%、40~64歳の方=第2号被保険者 27%)で運営しています。また、包括的支援事業と任意事業については、第2号被保険者の負担がなく、国、都道府県、市町村の公費(税金)の占める割合が高くなっています。

介護予防・日常生活支援総合事業



包括的支援事業・任意事業



【調整交付金】介護を受ける可能性が高い75歳以上の高齢の方が多いほど、また第1号被保険者の所得水準が低いほど、第1号被保険者の保険料の基準額が高くなります。調整交付金は、このような市町村の努力では対応できない第1号被保険者の保険料の格差を調整するために、国から市町村に交付されます。

3 第1号被保険者の保険料基準額

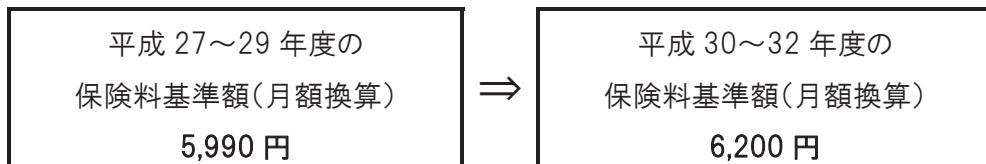
(1) 第1号被保険者保険料

これまでの要介護認定者数、利用者数の伸び、サービスの利用実績、介護報酬の改定による影響等から、第7期計画期間内の給付費を8,600億円と見込んでいます。

これに、法令で定められた被保険者の負担割合(23%+調整交付金の不足分 2.00%)を乗じた後の金額から、介護給付費準備基金の取崩額(約 98 億円)を引き、被保険者数に段階割合を乗じた補正被保険者数(277.8万人)で除することにより次期保険料を算出しました。

$$\left[8,406 \text{ 億円} (\text{包括的支援事業}\cdot\text{任意事業費以外}) \times 25\% + 194 \text{ 億円} (\text{包括的支援事業}\cdot\text{任意事業費}) \times 23\% - 98 \text{ 億円} (\text{介護給付費準備基金の取崩額}) \div 99.13\% (\text{予定収納率}) \right]$$

$$277.8 \text{ 万人} (\text{補正被保険者数 } 92.6 \text{ 万人} \times 3 \text{ 年}) \div 12 \text{ か月} \\ \approx 6,200 \text{ 円}$$



(2) 保険料負担割合等の考え方

横浜市では、介護保険制度開始当初から、低所得者等の負担を軽減するために国の標準より段階を細分化し、負担割合を緩和してきました。第7期においては、第6期の各段階における負担割合を基本とし、本市独自に、より所得状況に応じた段階を設定します。

- 第1段階、第2段階の負担割合は、第6期に引き続き、国標準の 0.45 よりも低い 0.40 を設定します。
- 市民税課税層の中でも、特に所得が低い方の負担割合を軽減するため、市民税課税層の最も所得が低い旧第7段階の基準所得金額を、国の基準所得金額と同じ 120 万円で2分割するとともに、120 万円未満の新第7段階の負担割合を 1.10 から 1.07 へ引き下げます。
- 第6期では 1,000 万円以上としていた最高段階の基準所得金額を、500 万円刻みの 1,500 万円と 2,000 万円で3分割するとともに、1,500 万円以上 2,000 万円未満の新第 15 段階の負担割合を 2.60 から 2.80 へ、2,000 万円以上の新第 16 段階の負担割合を 2.60 から 3.00 へ、それぞれ引き上げます。

第7章 介護サービス量等の見込み・保険料の設定等

＜第1号被保険者の保険料＞

| | | 第6期 (平成27~29年度) | | 第7期 (平成30~32年度) | | | | | |
|---------------|---|---|---------------------|-----------------------|---|----------------------|---|-----------------------|---------------------|
| 段階 | 対象者 | 負担割合 | 年間保険料 (月額換算) | 段階 | 対象者 | 負担割合 | 年間保険料 (月額換算) | | |
| 第1段階 | ・生活保護または 中国残留邦人等支援給付受給者 ・世帯非課税かつ 老齢福祉年金受給者 | 0.40 | 28,750円 (2,390円) | 第1段階 | ・生活保護または 中国残留邦人等支援給付受給者 ・世帯非課税かつ 老齢福祉年金受給者 | 0.40 | 29,760円 (2,480円) | | |
| 第2段階 | 本人の 「公的年金等収入額」と 「合計所得金額」の 合計が80万円以下 | 0.40 | 28,750円 (2,390円) | 第2段階 | 本人の 「公的年金等収入額」と 「合計所得金額」の 合計が80万円以下 | 0.40 | 29,760円 (2,480円) | | |
| 第3段階 | 本人が 市民税 非課税 | 本人の 「公的年金等収入額」と 「合計所得金額」の 合計が120万円以下 | 0.60 | 43,120円 (3,590円) | 第3段階 | 本人が 市民税 非課税 | 本人の 「公的年金等収入額」と 「合計所得金額」の 合計が120万円以下 | 0.60 | 44,640円 (3,720円) |
| 第4段階 | 上記以外 | 0.65 | 46,720円 (3,890円) | 第4段階 | 上記以外 | 0.65 | 48,360円 (4,030円) | | |
| 第5段階 | 世帯課税 | 本人の 「公的年金等収入額」と 「合計所得金額」の 合計が80万円以下 | 0.90 | 64,690円 (5,390円) | 第5段階 | 世帯課税 | 本人の 「公的年金等収入額」と 「合計所得金額」の 合計が80万円以下 | 0.90 | 66,960円 (5,580円) |
| 第6段階 <基準額> | 上記以外 | 1.00 | 71,880円 (5,990円) | 第6段階 <基準額> | 上記以外 | 1.00 | 74,400円 (6,200円) | | |
| 第7段階 | 本人の 合計 所得 金額 が | 160万円未満 | 1.10 | 79,060円 (6,580円) | 第7段階 | 120万円未満 | 1.07 | 79,600円 (6,630円) | |
| 第8段階 | | 160万円以上 250万円未満 | 1.27 | 91,280円 (7,600円) | 第8段階 | 120万円以上 160万円未満 | 1.10 | 81,840円 (6,820円) | |
| 第9段階 | | 250万円以上 350万円未満 | 1.55 | 111,410円 (9,280円) | 第9段階 | 160万円以上 250万円未満 | 1.27 | 94,480円 (7,870円) | |
| 第10段階 | | 350万円以上 500万円未満 | 1.69 | 121,470円 (10,120円) | 第10段階 | 250万円以上 350万円未満 | 1.55 | 115,320円 (9,610円) | |
| 第11段階 | | 500万円以上 700万円未満 | 1.96 | 140,880円 (11,740円) | 第11段階 | 350万円以上 500万円未満 | 1.69 | 125,730円 (10,470円) | |
| 第12段階 | | 700万円以上 1,000万円未満 | 2.28 | 163,880円 (13,650円) | 第12段階 | 500万円以上 700万円未満 | 1.96 | 145,820円 (12,150円) | |
| 第13段階 | | 1,000万円以上 | 2.60 | 186,880円 (15,570円) | 第13段階 | 700万円以上 1,000万円未満 | 2.28 | 169,630円 (14,130円) | |
| | | | | 第14段階 | 1,000万円以上 1,500万円未満 | 2.60 | 193,440円 (16,120円) | | |
| | | | | 第15段階 | 1,500万円以上 2,000万円未満 | 2.80 | 208,320円 (17,360円) | | |
| | | | | 第16段階 | 2,000万円以上 | 3.00 | 223,200円 (18,600円) | | |

※ 網かけ部分は、第6期からの変更か所

4 介護保険サービス利用者負担の軽減

介護サービスの利用料については、特に所得の低い方に過大な負担とならないようにするため、国の法令等に基づく軽減策に加え、横浜市独自に利用料の軽減策を実施しています。

(1) 施設サービスの部屋代（居住費・滞在費）・食費の負担軽減

ア 特定入所者介護サービス費（補足給付）

- 部屋代・食費について、世帯(※)・本人の所得に応じた負担限度額を設け、その額を超える利用者負担に対して、介護保険から特定入所者介護サービス費を給付します。
※ 世帯・・・配偶者が別世帯にいる場合も世帯に含めます。

イ 特例減額措置

- 利用者負担第4段階の2人以上の世帯(※)において、介護保険施設に入所して部屋代・食費を負担した結果、生計が困難になるなど、一定の要件に該当した場合に、補足給付を適用し、負担を軽減します。
※ 世帯・・・配偶者が別世帯にいる場合も世帯に含めます。

(2) 高額介護サービス費等

ア 高額介護サービス費等

- 1か月当たりの自己負担額が一定額以上となる場合に、高額介護サービス費としてその超えた額が支給されます(初回支給分のみ申請手続きが必要で、2回目以降は初回指定の口座に自動で振り込みます)。

イ 高額医療・高額介護合算制度

- 各医療保険(国民健康保険、健康保険組合などの社会保険、後期高齢者医療制度)と、介護保険の自己負担の1年間(8月1日から翌年7月31日)の合計額が高額となった場合は、申請手続きを行うことにより、国で定められた自己負担上限額を超えた分が支給されます。

(3) その他の利用者負担軽減

ア 社会福祉法人による利用者負担軽減事業への助成

- 低所得で生計困難な利用者に対し、対象サービスを提供する社会福祉法人がその社会的役割として利用者負担を軽減します。特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護等の各サービスが対象となっています。

イ 介護サービス自己負担助成（本市独自事業）

収入要件等が一定の基準に該当する場合、在宅サービスやグループホームの利用者負担額を助成します。さらに、施設サービスやグループホームの居住費を助成します。

(ア)在宅サービス助成

- 訪問介護（ホームヘルプ）等の在宅サービスの利用料（1割負担分）の一部

(イ)グループホーム助成 【拡充】

- 認知症高齢者グループホームの利用料（1割負担分）及び居住費等（家賃・食費・光熱水費）の一部

(ウ)施設居住費助成

- 特別養護老人ホーム等のユニット型個室の居住費の一部

【助成内容】

| 助成項目 | 対象 | 助成内容 | |
|-----------|-----|---|---|
| 在宅サービス助成 | 利用料 | 利用者負担の定率助成（3%又は5%に軽減）及び定額助成 | |
| グループホーム助成 | 利用料 | 利用者負担の定率助成（5%に軽減）及び定額助成 | |
| | 居住費 | 家賃・食費・光熱水費を助成 第1段階（保険料第1段階で生保除く） 第2段階（収入80万円以下） 第3段階（第1・2段階以外） | 助成上限額（※） 55,000円 55,000円 30,000円 |
| 施設居住費助成 | 居住費 | 月額5千円程度（日額165円）を助成 | |

※ 平成30年7月利用分まで助成上限額は全ての段階で29,800円

5 平成37年度（2025年度）の見込み

総人口、第1号被保険者数の伸びなどから、要介護認定者数、サービス利用者数を見込み、平成37年度（2025年度）の給付費と介護保険料を推計しました。



| | 第7期 | | | 第9期 |
|-------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | 平成30年度 (2018年度) | 平成31年度 (2019年度) | 平成32年度 (2020年度) | 平成37年度 (2025年度) |
| 総人口 | 3,734,041人 | 3,734,170人 | 3,732,950人 | 3,709,638人 |
| 第1号被保険者数 | 906,500人 | 914,900人 | 922,800人 | 952,200人 |
| 前期高齢者 (65歳～74歳) | 451,900人 | 442,500人 | 441,600人 | 384,500人 |
| 後期高齢者 (75歳以上) | 454,600人 | 472,400人 | 481,300人 | 567,700人 |
| 第2号被保険者数 | 1,313,000人 | 1,319,000人 | 1,323,300人 | 1,326,400人 |
| 要介護認定者数 | 167,400人 | 173,800人 | 180,300人 | 213,400人 |
| 介護保険サービス利用者数 (地域支援事業移行分含む) | 132,900人 | 138,300人 | 143,800人 | 171,400人 |
| 年度給付費 (地域支援事業費含む) | 2,730億円 | 2,866億円 | 3,005億円 | 3,578億円 |
| 介護保険料（基準月額） | 6,200円 | | | 8,100円程度 |

※ 端数処理をしているため、合計が一致しないことがある

資料編

- 1 日常生活圏域一覧表**
- 2 日常生活圏域ごとの必要利用定員総数**
- 3 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針について**
- 4 医療と介護の一体的な体制整備について**
- 5 目標の達成状況の点検**
- 6 平成 28 年度横浜市高齢者実態調査の概要**
- 7 横浜市介護保険運営協議会**
- 8 第 7 期計画素案に対する市民意見の状況**
- 9 用語集**

1 日常生活圏域一覧表（平成 30 年 4 月 1 日設定）

| 区 | 圏域名 | 担当地域 |
|-----|---------------|--|
| 鶴見区 | 鶴見中央地域ケアプラザ圏域 | 諏訪坂(1~3、7~19、21)、佃野町、鶴見一丁目(1~4、6~15~6~26、6~28~、7~13)、鶴見二丁目(1、3)、鶴見中央一~四丁目、鶴見中央五丁目(1~7、8の一部、9、10、11の一部、14の一部、15、16、19、20)、寺谷一丁目(1~22、25~1~25~3、25~24~25~28、26、27)、寺谷二丁目、豊岡町、東寺尾中台(16~18、35~37) |
| | 矢向地域ケアプラザ圏域 | 江ヶ崎町、矢向一~六丁目 |
| | 鶴見市場地域ケアプラザ圏域 | 市場上町、市場下町、市場西中町、市場東中町、市場富士見町、市場大和町、栄町通3~4丁目、尻手一~三丁目、菅沢町、平安町、元宮一~二丁目 |
| | 潮田地域ケアプラザ圏域 | 朝日町、安善町、潮田町、扇島、小野町、寛政町、栄町通1~2丁目、汐入町、下野谷町、末広町、大東町、仲通、浜町、弁天町、本町通、向井町 |
| | 生麦地域ケアプラザ圏域 | 岸谷四丁目(30~34)、大黒町、大黒ふ頭、鶴見中央五丁目(8の一部、11の一部、12、13、14の一部、17、18、21~31)、生麦一~五丁目 |
| | 東寺尾地域ケアプラザ圏域 | 岸谷一~二丁目、岸谷三丁目(34の一部、35を除く)、岸谷四丁目(30~34を除く)、東寺尾一丁目(1~2、3の一部、4の一部を除く)、東寺尾二丁目(21の一部、23を除く)、東寺尾三~四丁目、東寺尾五丁目(1~10、11の一部、12の一部、13~14、15の一部、20、21)、東寺尾六丁目(1~3) |
| | 寺尾地域ケアプラザ圏域 | 岸谷三丁目(34の一部、35)、北寺尾一~五丁目、北寺尾六丁目(18の一部、19~21、24の一部、25の一部、27の一部、28の一部、29~32)、北寺尾七丁目(19の一部)、獅子ケ谷一丁目(1~26、33~38、40、41の一部、44の一部)、獅子ケ谷二丁目、獅子ケ谷三丁目(30の一部、32を除く)、諏訪坂(4~6、20)、鶴見一丁目(5、6~1~6~14)、鶴見二丁目(2)、寺谷一丁目(23、24、25~4~25~23)、馬場六丁目(5、6の一部、25)、東寺尾六丁目(1~16を除く)、東寺尾北台、東寺尾中台(1~15、19~34)、東寺尾東台 |
| | 馬場地域ケアプラザ圏域 | 上の宮一~二丁目、北寺尾六丁目(18の一部、19~21、24の一部、25の一部、27の一部、28の一部、29~32を除く)、北寺尾七丁目(19の一部を除く)、獅子ケ谷三丁目(30の一部、32)、馬場一~五丁目、馬場六丁目(5、6の一部、25を除く)、馬場七丁目、東寺尾一丁目(1~2、3の一部、4の一部)、東寺尾二丁目(21の一部、23)、東寺尾五丁目(11の一部、12の一部、15の一部、16~19、22、23)、東寺尾六丁目(4~16) |
| | 駒岡地域ケアプラザ圏域 | 梶山一~二丁目、上末吉一~五丁目、駒岡一~五丁目、獅子ケ谷一丁目(27~32、39、41の一部、42、43、44の一部、45~63)、下末吉一~六丁目、三ツ池公園 |

| 区 | 圏域名 | 担当地域 |
|-------------|----------------|--|
| 神奈川区 | 沢渡三ツ沢地域ケアプラザ圏域 | 沢渡、三ツ沢上町、三ツ沢中町、三ツ沢下町、三ツ沢東町、三ツ沢西町、三ツ沢南町、鶴屋町2～3丁目 |
| | 反町地域ケアプラザ圏域 | 反町、桐畠、幸ヶ谷、青木町、泉町、栄町、大野町、金港町、鶴屋町一丁目、台町、高島台、上反町、松本町、栗田谷、旭ヶ丘、広台太田町、松ヶ丘、西神奈川一丁目、ニツ谷町、富家町、鳥越、立町 |
| | 神之木地域ケアプラザ圏域 | 松見町、西寺尾、神之木町、神之木台、大口通、大口仲町、西大口、七島町 |
| | 菅田地域ケアプラザ圏域 | 菅田町 |
| | 片倉三枚地域ケアプラザ圏域 | 片倉、三枚町、神大寺 |
| | 新子安地域ケアプラザ圏域 | 新子安、子安台、子安通、入江、浦島町、新浦島町、亀住町、新町、東神奈川、神奈川本町、神奈川、星野町、千若町、山内町、橋本町、瑞穂町、鈴繁町、出田町、恵比須町、守屋町、宝町、浦島丘 |
| | 六角橋地域ケアプラザ圏域 | 白幡町、白幡上町、白幡向町、白幡仲町、白幡東町、白幡西町、白幡南町、六角橋、西神奈川二～三丁目、白楽、斎藤分町、平川町、二本榎、中丸 |
| 西区 | 羽沢圏域 | 羽沢町、羽沢南 |
| | 藤棚地域ケアプラザ圏域 | 藤棚町1丁目(第3地区部分)、藤棚町2丁目、浜松町、久保町、東久保町、元久保町、境之谷 |
| | 戸部本町地域ケアプラザ圏域 | 御所山町、戸部本町、戸部町5～7丁目、桜木町、西戸部町3丁目、伊勢町3丁目(第2地区部分)、中央一～二丁目、西前町、藤棚町1丁目(第2地区部分)、高島一～二丁目、平沼一～二丁目、みなとみらい一～六丁目 |
| | 浅間台地域ケアプラザ圏域 | 北幸一～二丁目、南幸一～二丁目、岡野一～二丁目、西平沼町、浅間町、南浅間町、浅間台、楠町、宮ヶ谷、南軽井沢、北軽井沢 |
| 宮崎地域ケアプラザ圏域 | | 花咲町、紅葉ヶ丘、宮崎町、戸部町1～4丁目、老松町、東ヶ丘、赤門町、霞ヶ丘、西戸部町1～2丁目、伊勢町1～2丁目、伊勢町3丁目(第4地区部分) |

| 区 | 圏域名 | 担当地域 |
|----|---------------|--|
| 中区 | 新山下地域ケアプラザ圏域 | 山下町、元町、新山下一～三丁目、千代崎町、北方町、小港町、諏訪町、本牧十二天 |
| | 不老町地域ケアプラザ圏域 | 宮川町、桜木町、花咲町、野毛町、黄金町、初音町、日ノ出町、赤門町、英町、伊勢佐木町、末広町、羽衣町、弥生町、曙町、末吉町、吉田町、福富町仲通、福富町西通、福富町東通、長者町2～9丁目、蓬莱町、若葉町、吉浜町(1)、万代町、不老町、三吉町(4)、千歳町(3)、山田町、山吹町、富士見町、石川町、打越、海岸通、元浜町、日本大通、新港一～二丁目、北仲通、南仲通、太田町、相生町、住吉町、常磐町、尾上町、真砂町、港町、本町、弁天通、横浜公園、内田町 |
| | 寿地区圏域 | 翁町、扇町、寿町、松影町、長者町1丁目、千歳町(1～2)、三吉町(1～3)、吉浜町(2) |
| | 麦田地域ケアプラザ圏域 | 麦田町、柏葉、大和町、立野、鷺山、竹之丸、西之谷町、本牧緑ヶ丘(1～77、81～201)、滝之上(51～78)、上野町、妙香寺台、豆口台、仲尾台、山手町(36～202、226～269) |
| | 本牧原地域ケアプラザ圏域 | 本郷町、本牧満坂、本牧町、本牧荒井(131、132、158～170)、本牧原、本牧宮原、本牧元町(25～35)、本牧緑ヶ丘(139～4・201～9)、錦町、和田山、本牧ふ頭 |
| | 簗沢地域ケアプラザ圏域 | 山元町、簗沢、塚越、寺久保、大平町、大芝台、西竹之丸、根岸台、根岸旭台、滝之上(1～50、79～160)、山手町(1～35、203～225、270～288) |
| | 本牧和田地域ケアプラザ圏域 | 本牧和田、本牧間門、本牧荒井(36～122、303-2、303-6)、本牧元町(1～24、36～76)、本牧大里町、本牧三之谷、根岸町、池袋、根岸加曾台、矢口台、千鳥町、豊浦町、かもめ町、南本牧 |
| | 大岡地域ケアプラザ圏域 | 大岡一～二丁目、大橋町、中島町、通町、若宮町、弘明寺町、井土ヶ谷下町、井土ヶ谷中町、井土ヶ谷上町、中里町 |
| 南区 | 清水ヶ丘地域ケアプラザ圏域 | 清水ヶ丘、庚台、三春台、伏見町、西中町、前里町、白金町、南太田一～四丁目 |
| | 永田地域ケアプラザ圏域 | 永田南一～二丁目、永田山王台、永田東一～三丁目、永田みなみ台、永田台、永田北一～三丁目 |
| | 六ツ川地域ケアプラザ圏域 | 六ツ川一～四丁目、別所中里台、別所六～七丁目、中里四丁目 |
| | 白朋苑圏域 | 大岡三～五丁目、別所一～五丁目、中里一～三丁目 |
| | 浦舟地域ケアプラザ圏域 | 永楽町、真金町、万世町、高根町、白妙町、浦舟町、日枝町、南吉田町、山王町、吉野町、新川町、二葉町、高砂町 |
| | 中村地域ケアプラザ圏域 | 中村町、唐沢、平楽、八幡町、山谷 |
| | 睦地域ケアプラザ圏域 | 堀ノ内町、睦町、花之木町、宿町、宮元町、共進町、東蒔田町、榎町、蒔田町 |

| 区 | 圏域名 | 担当地域 |
|-------|--------------|--|
| 港南区 | 日下地区圏域 | 上大岡東一丁目の一部、上大岡東二～三丁目、上大岡西二～三丁目、港南四丁目の一部、港南五～六丁目、笹下一～七丁目 |
| | 港南中央地区圏域 | 大久保一～三丁目、上大岡東一丁目の一部、上大岡西一丁目、港南一～三丁目、港南四丁目の一部、港南中央通、最戸一～二丁目、日野一～五丁目、日野六丁目の一部、日野中央一丁目、野庭町の一部 |
| | 東永谷地区圏域 | 上永谷一～四丁目、野庭町の一部、東永谷一～三丁目 |
| | 芹が谷地区圏域 | 芹が谷一～四丁目、芹が谷五丁目の一部、東芹が谷 |
| | 下永谷地区圏域 | 上永谷五～六丁目、下永谷一～六丁目、芹が谷五丁目の一部 |
| | 丸山台地区圏域 | 上永谷町の一部、野庭町の一部、日野六丁目の一部、丸山台一～四丁目 |
| | 日限山地区圏域 | 上永谷町の一部、日限山一～四丁目 |
| | 野庭地区圏域 | 野庭町の一部、日野八丁目の一部、日野九丁目の一部 |
| | 日野南地区圏域 | 港南台四丁目の一部、港南台九丁目の一部、野庭町の一部、日野七丁目、日野八丁目の一部、日野九丁目の一部、日野中央二～三丁目、日野南一～七丁目 |
| 保土ヶ谷区 | 仏向地域ケアプラザ圏域 | 坂本町、仏向町、仏向西 |
| | 上菅田地域ケアプラザ圏域 | 上菅田町、新井町 |
| | 川島地域ケアプラザ圏域 | 西谷町、東川島町、川島町 |
| | 常盤台地域ケアプラザ圏域 | 峰沢町、常盤台、岡沢町、鎌谷町、峰岡町3丁目、和田一～二丁目、釜台町、上星川一～三丁目 |
| | 星川地域ケアプラザ圏域 | 峰岡町1～2丁目、宮田町、天王町、川辺町、星川一～三丁目、明神台 |
| | 今井地域ケアプラザ圏域 | 新桜ヶ丘一～二丁目、藤塚町、法泉一～三丁目、権太坂一～三丁目、今井町、境木町、境木本町 |
| | 岩崎地域ケアプラザ圏域 | 花見台、桜ヶ丘一～二丁目、初音ヶ丘、岩崎町、保土ヶ谷町2～3丁目、狩場町 |
| | 岩間・月見台圏域 | 神戸町、岩間町、西久保町、帷子町、月見台、霞台、保土ヶ谷町1丁目、岩井町、瀬戸ヶ谷町 |

| 区 | 圏域名 | 担当地域 |
|-----|----------------|--|
| 旭区 | ひかりが丘地域ケアプラザ圏域 | 上白根町の中原街道の北側エリア |
| | 上白根地域ケアプラザ圏域 | 中白根一～四丁目、白根町、上白根一～三丁目、上白根町の中原街道の北側は除くエリア、白根五丁目の一部(三菱第六団地自治会、白根日商自治会)、白根七丁目の一部(中白根町内会)、白根八丁目 |
| | 白根地域ケアプラザ圏域 | 白根一～四・六丁目、白根五丁目の一部(三菱第六団地自治会、白根日商自治会を除く)、白根七丁目の一部(中白根町内会を除く)、川島町(国道16号の南側を除くエリア) |
| | 若葉台地域ケアプラザ圏域 | 若葉台一～四丁目 |
| | 川井地域ケアプラザ圏域 | 上川井町、川井本町、川井宿町、下川井町、都岡町、矢指町 |
| | 今宿西地域ケアプラザ圏域 | 今宿東町、今宿西町、今宿南町 |
| | 鶴ヶ峰地域ケアプラザ圏域 | 鶴ヶ峰一～二丁目、西川島町、三反田町、小高町、鶴ヶ峰本町一～三丁目、川島町(国道16号の南側) |
| | 左近山地域ケアプラザ圏域 | 左近山、市沢町 |
| | 今宿地域ケアプラザ圏域 | 今宿町、今宿一～二丁目、中沢一～三丁目、中尾一～二丁目、東希望が丘の一部(クレール希望が丘自治会、東希望が丘西部自治会、希望が丘ビレッジ自治会、コスモ希望が丘自治会、東希望が丘ハイツ自治会を除く) |
| | 二俣川地域ケアプラザ圏域 | 二俣川1～2丁目、さちが丘、今川町、四季美台、本村町 |
| 磯子区 | 万騎が原地域ケアプラザ圏域 | 本宿町、南本宿町、万騎が原、大池町、柏町、桐が作 |
| | 笹野台地域ケアプラザ圏域 | 笹野台一～四丁目、金が谷、金が谷一～二丁目 |
| | 南希望が丘地域ケアプラザ圏域 | 中希望が丘、南希望が丘、善部町、東希望が丘の一部(クレール希望が丘自治会、東希望が丘西部自治会、希望が丘ビレッジ自治会、コスモ希望が丘自治会、東希望が丘ハイツ自治会) |
| | 屏風ヶ浦地域ケアプラザ圏域 | 汐見台1～3丁目、森二～六丁目、森が丘一～二丁目、中原一～四丁目、新中原町 |
| | 磯子地域ケアプラザ圏域 | 磯子二～七丁目、磯子台、新磯子町、森一丁目、新森町 |
| | 新杉田地域ケアプラザ圏域 | 杉田一～九丁目、杉田坪呑、新杉田町 |
| | 滝頭地域ケアプラザ圏域 | 丸山一～二丁目、滝頭一～三丁目、岡村一～八丁目 |
| 港北区 | 根岸地域ケアプラザ圏域 | 東町、西町、鳳町、原町、下町、坂下町、馬場町、上町、広地町、久木町、磯子一丁目、磯子八丁目、中浜町 |
| | 洋光台地域ケアプラザ圏域 | 洋光台一～六丁目 |
| | 上笹下地域ケアプラザ圏域 | 田中一～二丁目、栗木一～三丁目、上中里町、氷取沢町、峰町 |

| 区 | 圏域名 | 担当地域 |
|-----|------------------|--|
| 金沢区 | 並木地域ケアプラザ圏域 | 富岡東一～二丁目、富岡東三丁目1番～9番、並木一丁目、昭和町、鳥浜町、白帆 |
| | 六浦地域ケアプラザ圏域 | 六浦町、六浦南一～五丁目、六浦三～五丁目、大道一～二丁目、朝比奈町、東朝比奈一～三丁目 |
| | 泥亀地域ケアプラザ圏域 | 泥亀一～二丁目、町屋町、洲崎町、柴町、谷津町、金沢町、寺前一～二丁目、海の公園、平潟町、野島町、乙舳町 |
| | 富岡地域ケアプラザ圏域 | 富岡西一～七丁目 |
| | 釜利谷地域ケアプラザ圏域 | 釜利谷東一～四丁目、釜利谷東六～八丁目、釜利谷南一～四丁目、高舟台一～二丁目 |
| | 能見台地域ケアプラザ圏域 | 能見台一～六丁目、能見台通、能見台東、能見台森 |
| | 西金沢地域ケアプラザ圏域 | 釜利谷東五丁目、釜利谷西一～六丁目、釜利谷町、みず木町 |
| | 富岡東地域ケアプラザ圏域 | 並木二～三丁目、富岡東三丁目10番以降、富岡東四～六丁目、幸浦一～二丁目、福浦一～三丁目、八景島 |
| | 柳町地域ケアプラザ圏域 | 大川、六浦東一～三丁目、六浦一～二丁目、柳町、瀬戸 |
| | 西柴中学校区地域ケアプラザ圏域 | 西柴一～四丁目、堀口、片吹、長浜、長浜一～二丁目 |
| 港北区 | 日吉本町地域ケアプラザ圏域 | 日吉本町一丁目・三～四丁目、箕輪町一～三丁目、日吉一～七丁目 |
| | 高田地域ケアプラザ圏域 | 高田町、高田東一～四丁目、高田西一～五丁目 |
| | 下田地域ケアプラザ圏域 | 下田町一～六丁目、日吉本町二丁目・五～六丁目 |
| | 新吉田地域ケアプラザ圏域 | 新吉田町、新吉田東一～八丁目 |
| | 新羽地域ケアプラザ圏域 | 新羽町、北新横浜一～二丁目 |
| | 樽町地域ケアプラザ圏域 | 綱島西一～六丁目、綱島東一～六丁目、綱島上町、綱島台、樽町一～四丁目、大曾根一～三丁目、大曾根台、師岡町 |
| | 大豆戸地域ケアプラザ圏域 | 大豆戸町、大倉山一～七丁目、菊名四～七丁目、菊名三丁目の一部(菊名北町町内会)、新横浜一～三丁目、錦が丘、篠原北一～二丁目、富士塚二丁目の一部(ふじ町内会)、篠原町の一部(表谷町内会) |
| | 城郷小机地域ケアプラザ圏域 | 小机町、岸根町、鳥山町 |
| | 篠原地域ケアプラザ圏域 | 篠原町(表谷町内会を除く)、篠原西町、篠原台町、篠原東一～三丁目、仲手原一～二丁目、菊名一～二丁目、菊名三丁目の一部(菊名南町自治会)、富士塚一丁目、富士塚二丁目の一部(富士塚自治会) |
| | 特別養護老人ホームふじ寿か園圏域 | 西八朔町、北八朔町、小山町、青砥町 |
| 緑区 | 十日市場地域ケアプラザ圏域 | 十日市場町、新治町、長津田みなみ台七丁目の一部 |
| | 長津田地域ケアプラザ圏域 | 長津田一～七丁目、長津田町、いぶき野、長津田みなみ台一～六丁目、長津田みなみ台七丁目の一部 |
| | 中山地域ケアプラザ圏域 | 中山町、三保町、上山一～三丁目、寺山町、森の台、台村町 |
| | 東本郷地域ケアプラザ圏域 | 東本郷町、東本郷一～六丁目 |
| | 鴨居地域ケアプラザ圏域 | 白山一～四丁目、竹山一～四丁目、鴨居一～七丁目、鴨居町 |
| | 霧が丘地域ケアプラザ圏域 | 霧が丘一～六丁目 |

| 区 | 圏域名 | 担当地域 |
|-----|-----------------|--|
| 青葉区 | 荏田地域ケアプラザ圏域 | あざみ野南一～四丁目、荏田北一～三丁目、荏田町 |
| | もえぎ野地域ケアプラザ圏域 | もえぎ野、柿の木台、みたけ台、上谷本町、藤が丘一～二丁目、梅が丘1～13・17～33、千草台、下谷本町 |
| | 奈良地域ケアプラザ圏域 | すみよし台、奈良一～五丁目、奈良町、緑山 |
| | さつきが丘地域ケアプラザ圏域 | しらとり台、つつじが丘、さつきが丘、梅が丘14～16・34～40 |
| | 美しが丘地域ケアプラザ圏域 | 美しが丘四丁目、美しが丘西一～三丁目、すすき野三丁目5、荏子田一～三丁目(一丁目4・16、三丁目1～14・26～28除く)、元石川町(3714～4341・5148・5151を除く) |
| | 大場地域ケアプラザ圏域 | 大場町、みすずが丘、あざみ野一～四丁目、荏子田一丁目4・16・三丁目26～28、元石川町3714～4341・5148・5151 |
| | 鴨志田地域ケアプラザ圏域 | 鴨志田町、寺家町、たちばな台一～二丁目、成合町 |
| | ビオラ市ヶ尾地域ケアプラザ圏域 | 市ヶ尾町、荏田西一～五丁目 |
| | 青葉台地域ケアプラザ圏域 | 青葉台一～二丁目、榎が丘、桜台、若草台 |
| | 恩田地域ケアプラザ圏域 | あかね台一～二丁目、恩田町、桂台一～二丁目、田奈町、松風台 |
| | たまプラーザ地域ケアプラザ圏域 | 美しが丘一～三丁目・五丁目、新石川一～四丁目 |
| | すすき野地域ケアプラザ圏域 | すすき野一～三丁目(三丁目5を除く)、鉄町、もみの木台、黒須田、荏子田三丁目1～14 |
| 都筑区 | 中川地域ケアプラザ圏域 | 大棚町、中川一～八丁目、牛久保町、牛久保一～三丁目、牛久保西一～四丁目、牛久保東一～三丁目、中川中央一～二丁目、大棚西、あゆみが丘 |
| | 葛が谷地域ケアプラザ圏域 | 葛が谷、大丸、高山、荏田東町、荏田東一～四丁目、荏田南町、荏田南一～五丁目 |
| | 東山田地域ケアプラザ圏域 | 東山田一～四丁目、東山田町、北山田一～七丁目、すみれが丘、南山田一～三丁目、南山田町 |
| | 加賀原地域ケアプラザ圏域 | 見花山、富士見が丘、二の丸、加賀原一～二丁目、川和台、川和町、池辺町、佐江戸町 |
| | 新栄地域ケアプラザ圏域 | 勝田町、新栄町、勝田南一～二丁目、早渕一～三丁目、茅ヶ崎町、茅ヶ崎中央、茅ヶ崎東一～五丁目、茅ヶ崎南一～五丁目 |
| | 都田地区圏域 | 平台、長坂、桜並木、仲町台一～五丁目、東方町、折本町、大熊町、川向町 |

| 区 | 圏域名 | 担当地域 |
|-----|---------------|---|
| 戸塚区 | 平戸地域ケアプラザ圏域 | 平戸一～五丁目、平戸町 |
| | 名瀬地域ケアプラザ圏域 | 名瀬町 |
| | 東戸塚地域ケアプラザ圏域 | 秋葉町、川上町、品濃町、上品濃、前田町 |
| | 舞岡柏尾地域ケアプラザ圏域 | 上柏尾町、柏尾町、南舞岡一～四丁目、舞岡町(以下を除く 1153、1159、1462～1474) |
| | 上矢部地域ケアプラザ圏域 | 鳥が丘、上矢部町、矢部町(以下を除く 1～136、269～284、321、458～482、600～601、1542-(4、14～18、95、135～142)、1612～1629、1663-(～5、43、89～106、116～118)、1668-(247～271、282)、1670-4～1674-19、1677-(8～10、21～22)、1681、1794～1802、1828-(～83)、1929、1957-1、1959、2058～2073、2082、2088～2091、3001-1～3008-3)、戸塚町の一部(4539、4541、4975、4978、4979、4980-8) |
| | 上倉田地域ケアプラザ圏域 | 上倉田町、吉田町、矢部町の一部(1～136、269～284、321、458～482、600～601、3001-1～3008-3)、舞岡町の一部(1153、1159、1462～1474)、戸塚町の一部(6010-1～6014-3) |
| | 下倉田地域ケアプラザ圏域 | 下倉田町 |
| | 南戸塚地域ケアプラザ圏域 | 戸塚町(以下を除く 4539、4541、4975、4978、4979、4980-8、6010-1～6014-3、3557-1、4527～4536、4544～4555、4557～4563) |
| | 汲沢地域ケアプラザ圏域 | 汲沢一～八丁目、矢部町の一部(1542-(4、14～18、95、135～142)、1612～1629、1663-(～5、43、89～106、116～118)、1668-(247～271、282)、1670-4～1674-19、1677-(8～10、21～22)、1681、1794～1802、1828-(～83)、1929、1957-1、1959、2058～2073、2082、2088～2091)、汲沢町(以下を除く 2～37)、戸塚町の一部(3557-1、4527～4536、4544～4555、4557～4563) |
| | 原宿地域ケアプラザ圏域 | 原宿一～五丁目(以下を除く 四丁目19～24)、小雀町、影取町、東俣野町、深谷町の一部(505、505-2、505-6～10、506、623～668、671～680、685～687)、汲沢町の一部(2～37) |
| | 深谷俣野地域ケアプラザ圏域 | 深谷町(以下を除く 505、505-2、505-6～10、506、623～668、671～680、685～687)、俣野町、原宿四丁目の一部(19～24) |

| 区 | 圏域名 | 担当地域 |
|-----|----------------|---|
| 栄区 | 豊田圏域 | 金井町、田谷町、長沼町、飯島町、長尾台町、本郷台一～五丁目 |
| | 笠間圏域 | 笠間一～五丁目 |
| | 小菅ヶ谷圏域 | 小菅ヶ谷一～四丁目、小菅ヶ谷町、小山台一～二丁目、鍛冶ヶ谷町の一部、桂町の一部、笠間町、飯島町の一部 |
| | 本郷中央圏域 | 桂町、公田町、桂台西一～二丁目、桂台北、桂台中、桂台南一丁目、桂台南二丁目の一部、桂台東の一部、柏陽の一部 |
| | 本郷第三圏域 | 鍛冶ヶ谷一～二丁目、鍛冶ヶ谷町の一部、柏陽、元大橋一～二丁目、上郷町の一部、若竹町、中野町、桂町の一部、公田町の一部 |
| | 上郷西圏域 | 亀井町、尾月、犬山町、上之町、桂台東の一部、野七里一丁目の一部、上郷町の一部 |
| | 上郷東圏域 | 上郷町、東上郷町、庄戸一～五丁目、野七里一丁目の一部、野七里二丁目、長倉町、桂台南二丁目の一部 |
| 泉区 | 岡津中学校圏域 | 岡津町の一部、桂坂、緑園一～七丁目、池の谷、新橋町の一部、 |
| | 中和田中学校圏域 | 和泉町の一部、和泉中央南一丁目の一部、和泉中央南二丁目の一部、和泉中央南三丁目、和泉中央南四丁目の一部、和泉中央南五丁目の一部、和泉中央北一～六丁目、上飯田町の一部、 |
| | 泉が丘中学校圏域 | 和泉町の一部、下和泉一～五丁目、和泉が丘一～三丁目、和泉中央南一丁目の一部、和泉中央南二丁目の一部、和泉中央南四丁目の一部、和泉中央南五丁目の一部、下飯田町 |
| | 中田中学校圏域 | 中田西一丁目、中田西二丁目の一部、中田西三～四丁目、中田南一～五丁目、中田町、中田北一～三丁目、中田東一～三丁目、中田東四丁目の一部 |
| | 上飯田中学校圏域 | 上飯田町の一部 |
| | いずみ野中学校圏域 | 和泉町の一部、新橋町の一部、弥生台の一部 |
| | 領家中学校圏域 | 白百合一～三丁目、中田東四丁目の一部、西が岡一～三丁目、弥生台の一部、領家一～四丁目、岡津町の一部 |
| 瀬谷区 | ニッ橋地域ケアプラザ圏域 | ニッ境、ニッ橋町の一部、宮沢一～四丁目 |
| | 阿久和地域ケアプラザ圏域 | 阿久和東、阿久和西、阿久和南 |
| | 中屋敷地域ケアプラザ圏域 | 中屋敷一～三丁目、本郷一～四丁目、竹村町、上瀬谷町、目黒町、五貫目町、北町、卸本町、瀬谷町、中央、瀬谷四丁目 |
| | 下瀬谷地域ケアプラザ圏域 | 瀬谷五～六丁目、南瀬谷一～二丁目、南台一～二丁目、下瀬谷一～三丁目、橋戸一～三丁目、北新 |
| | ニッ橋第二地域ケアプラザ圏域 | 東野、東野台、ニッ橋町の一部、相沢一～七丁目、瀬谷一～三丁目 |

2 日常生活圏域ごとの必要利用定員総数

○ (看護) 小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム

| 区 | 日常生活圏域 | (看護) 小規模多機能型居宅介護 | | | | | | 認知症高齢者グループホーム | | | | | |
|------|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | 第6期の実績 | | | 第7期計画 | | | 第6期の実績 | | | 第7期計画 | | |
| | | 27年度 (2015年度) | 28年度 (2016年度) | 29年度 (2017年度) | 30年度 (2018年度) | 31年度 (2019年度) | 32年度 (2020年度) | 27年度 (2015年度) | 28年度 (2016年度) | 29年度 (2017年度) | 30年度 (2018年度) | 31年度 (2019年度) | 32年度 (2020年度) |
| 鶴見区 | 鶴見中央地域ケアプラザ圏域 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 矢向地域ケアプラザ圏域 | 25 | 25 | 54 | 54 | 54 | 54 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 鶴見市場地域ケアプラザ圏域 | - | - | - | 27 | 27 | 27 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| | 潮田地域ケアプラザ圏域 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 生麦地域ケアプラザ圏域 | - | - | - | - | - | 27 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 東寺尾地域ケアプラザ圏域 | 24 | 24 | 24 | 24 | 51 | 51 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 寺尾地域ケアプラザ圏域 | 47 | 47 | 55 | 55 | 55 | 55 | - | - | - | 18 | 18 | 18 |
| | 馬場地域ケアプラザ圏域 | 54 | 54 | 54 | 54 | 54 | 54 | 18 | 18 | 18 | 18 | 45 | 45 |
| | 駒岡地域ケアプラザ圏域 | - | - | - | 27 | 27 | 27 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| 神奈川区 | 沢渡三ツ沢地域ケアプラザ圏域 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 反町地域ケアプラザ圏域 | 24 | 49 | 53 | 53 | 53 | 53 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 24 |
| | 神之木地域ケアプラザ圏域 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| | 菅田地域ケアプラザ圏域 | - | - | 29 | 29 | 29 | 29 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 |
| | 片倉三枚地域ケアプラザ圏域 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 56 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 新子安地域ケアプラザ圏域 | 53 | 53 | 53 | 53 | 53 | 53 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| | 六角橋地域ケアプラザ圏域 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 羽沢圏域 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 |
| 西区 | 藤棚地域ケアプラザ圏域 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 55 | 55 | 55 | 55 | 55 | 55 |
| | 戸部本町地域ケアプラザ圏域 | - | - | - | - | 27 | 27 | - | - | - | - | 27 | 27 |
| | 浅間台地域ケアプラザ圏域 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 | 17 |
| | 宮崎地域ケアプラザ圏域 | - | - | - | - | - | 27 | - | - | - | - | - | 27 |
| 中区 | 新山下地域ケアプラザ圏域 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | - | - | - | - | - | 27 |
| | 不老町地域ケアプラザ圏域 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 |
| | 寿地区圏域 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | - | - | - | - | 18 | 18 |
| | 麦田地域ケアプラザ圏域 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 51 | 18 | 18 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 本牧原地域ケアプラザ圏域 | 24 | 24 | 24 | 53 | 53 | 53 | 9 | 9 | 9 | 36 | 36 | 36 |
| | 篆沢地域ケアプラザ圏域 | - | - | - | 27 | 27 | 27 | - | - | - | - | - | 27 |
| | 本牧和田地域ケアプラザ圏域 | 49 | 53 | 53 | 53 | 53 | 53 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| 南区 | 大岡地域ケアプラザ圏域 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 清水ヶ丘地域ケアプラザ圏域 | - | - | - | - | - | 27 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |
| | 永田地域ケアプラザ圏域 | 53 | 53 | 53 | 53 | 53 | 53 | 18 | 18 | 45 | 45 | 45 | 45 |
| | 六ツ川地域ケアプラザ圏域 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 18 | 18 | 18 | 18 | 36 | 36 |
| | 白朋苑圏域 | 49 | 49 | 49 | 49 | 49 | 49 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 浦舟地域ケアプラザ圏域 | 49 | 25 | 25 | 25 | 52 | 52 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 中村地域ケアプラザ圏域 | - | - | - | 27 | 27 | 27 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 睦地域ケアプラザ圏域 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 |

注1：(看護) 小規模多機能型居宅介護は登録定員数、認知症高齢者グループホームは定員数

注2：日常生活圏域ごとの利用者数等は、各事業所の公募、選定状況により変動します、平成29年度は見込み値

○ (看護) 小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム

| 区 | 日常生活圏域 | (看護) 小規模多機能型居宅介護 | | | | | | 認知症高齢者グループホーム | | | | | |
|-------|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | 第6期の実績 | | | 第7期計画 | | | 第6期の実績 | | | 第7期計画 | | |
| | | 27年度 (2015年度) | 28年度 (2016年度) | 29年度 (2017年度) | 30年度 (2018年度) | 31年度 (2019年度) | 32年度 (2020年度) | 27年度 (2015年度) | 28年度 (2016年度) | 29年度 (2017年度) | 30年度 (2018年度) | 31年度 (2019年度) | 32年度 (2020年度) |
| 港南区 | 日下地区圏域 | 27 | 27 | 24 | 24 | 24 | 24 | 18 | 18 | 45 | 45 | 45 | 45 |
| | 港南中央地区圏域 | 25 | 25 | 25 | 25 | 52 | 52 | 36 | 36 | 63 | 63 | 63 | 63 |
| | 東永谷地区圏域 | 25 | 25 | 29 | 29 | 29 | 29 | 18 | 18 | 45 | 45 | 45 | 45 |
| | 芹が谷地区圏域 | 25 | 25 | 29 | 29 | 29 | 29 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 36 |
| | 下永谷地区圏域 | 29 | 29 | 58 | 58 | 58 | 58 | 36 | 36 | 54 | 54 | 54 | 54 |
| | 丸山台地区圏域 | - | - | - | 27 | 27 | 27 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 日限山地区圏域 | - | - | - | - | 27 | 27 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 野庭地区圏域 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 日野南地区圏域 | - | - | 29 | 29 | 29 | 29 | 18 | 18 | 36 | 63 | 63 | 63 |
| | 港南台地区圏域 | 54 | 54 | 54 | 54 | 54 | 54 | 6 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 |
| 保土ヶ谷区 | 仏向地域ケアプラザ圏域 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 上菅田地域ケアプラザ圏域 | 25 | 25 | 50 | 50 | 50 | 50 | 9 | - | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 川島地域ケアプラザ圏域 | - | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 |
| | 常盤台地域ケアプラザ圏域 | 58 | 58 | 58 | 58 | 58 | 58 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 星川地域ケアプラザ圏域 | 25 | 25 | - | - | 27 | 27 | 9 | 9 | 15 | 15 | 15 | 42 |
| | 今井地域ケアプラザ圏域 | 54 | 54 | 54 | 83 | 83 | 83 | 27 | 27 | 27 | 54 | 54 | 54 |
| | 岩崎地域ケアプラザ圏域 | - | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 9 | 9 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 岩間・月見台圏域 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| 旭区 | ひかりが丘地域ケアプラザ圏域 | - | - | - | - | 27 | 27 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 上白根地域ケアプラザ圏域 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 白根地域ケアプラザ圏域 | - | - | - | 27 | 27 | 27 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 若葉台地域ケアプラザ圏域 | - | - | - | - | - | 27 | - | - | - | - | - | 18 |
| | 川井地域ケアプラザ圏域 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 99 | 99 | 99 | 99 | 99 | 99 |
| | 今宿西地域ケアプラザ圏域 | - | - | - | - | - | 27 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 鶴ヶ峰地域ケアプラザ圏域 | 25 | 25 | 29 | 29 | 29 | 29 | 117 | 117 | 117 | 117 | 117 | 117 |
| | 左近山地域ケアプラザ圏域 | - | - | - | - | 27 | 27 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 今宿地域ケアプラザ圏域 | - | - | - | 27 | 27 | 27 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 二俣川地域ケアプラザ圏域 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 万騎が原地域ケアプラザ圏域 | - | - | 29 | 29 | 29 | 29 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 | 27 |
| | 笹野台地域ケアプラザ圏域 | 25 | 25 | 29 | 29 | 56 | 56 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 南希望が丘地域ケアプラザ圏域 | 49 | 49 | 53 | 53 | 53 | 53 | 18 | 18 | 18 | 18 | 36 | 36 |
| 磯子区 | 屏風ヶ浦地域ケアプラザ圏域 | - | - | - | 27 | 27 | 27 | 9 | 9 | 9 | 9 | 27 | 27 |
| | 磯子地域ケアプラザ圏域 | - | - | - | - | - | 27 | - | - | - | 27 | 27 | 27 |
| | 新杉田地域ケアプラザ圏域 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 滝頭地域ケアプラザ圏域 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 根岸地域ケアプラザ圏域 | 25 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 36 | 36 | 36 | 63 | 63 | 63 |
| | 洋光台地域ケアプラザ圏域 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 上笹下地域ケアプラザ圏域 | 54 | 54 | 29 | 29 | 29 | 29 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |

注1: (看護) 小規模多機能型居宅介護は登録定員数、認知症高齢者グループホームは定員数

注2: 日常生活圏域ごとの利用者数等は、各事業所の公募、選定状況により変動します、平成29年度は見込み値

○ (看護) 小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム

| 区 | 日常生活圏域 | (看護) 小規模多機能型居宅介護 | | | | | | 認知症高齢者グループホーム | | | | | |
|-----|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | 第6期の実績 | | | 第7期計画 | | | 第6期の実績 | | | 第7期計画 | | |
| | | 27年度 (2015年度) | 28年度 (2016年度) | 29年度 (2017年度) | 30年度 (2018年度) | 31年度 (2019年度) | 32年度 (2020年度) | 27年度 (2015年度) | 28年度 (2016年度) | 29年度 (2017年度) | 30年度 (2018年度) | 31年度 (2019年度) | 32年度 (2020年度) |
| 金沢区 | 並木地域ケアプラザ圏域 | - | - | - | - | - | 27 | - | - | - | 18 | 18 | 18 |
| | 六浦地域ケアプラザ圏域 | 29 | 29 | 26 | 26 | 26 | 26 | 27 | 27 | 45 | 45 | 45 | 45 |
| | 泥亀地域ケアプラザ圏域 | 29 | 29 | 29 | 29 | 56 | 56 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 富岡地域ケアプラザ圏域 | - | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 36 |
| | 釜利谷地域ケアプラザ圏域 | - | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 54 | 54 | 54 | 54 | 54 | 54 |
| | 能見台地域ケアプラザ圏域 | - | 28 | 28 | 28 | 28 | 28 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 西金沢地域ケアプラザ圏域 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | - | - | - | - | 27 | 27 |
| | 富岡東地域ケアプラザ圏域 | - | - | 58 | 58 | 58 | 58 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 | 23 |
| | 柳町地域ケアプラザ圏域 | 29 | 29 | - | - | 27 | 27 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| | 西柴中学校区地域ケアプラザ圏域 | - | - | - | 27 | 27 | 27 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 |
| 港北区 | 日吉本町地域ケアプラザ圏域 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 高田地域ケアプラザ圏域 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 36 |
| | 下田地域ケアプラザ圏域 | - | - | - | - | - | 27 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 新吉田地域ケアプラザ圏域 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 72 | 72 | 72 | 72 | 72 | 72 |
| | 新羽地域ケアプラザ圏域 | - | - | - | 27 | 27 | 27 | 108 | 108 | 108 | 108 | 108 | 108 |
| | 樽町地域ケアプラザ圏域 | 53 | 53 | 53 | 53 | 53 | 53 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 大豆戸地域ケアプラザ圏域 | 25 | 25 | 53 | 53 | 53 | 53 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 城郷小机地域ケアプラザ圏域 | 24 | 24 | 24 | 24 | 51 | 51 | 54 | 54 | 54 | 54 | 54 | 54 |
| | 篠原地域ケアプラザ圏域 | 54 | 54 | 54 | 54 | 54 | 54 | - | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| 緑区 | 特別養護老人ホームふじ寿か園圏域 | - | - | 24 | 24 | 24 | 24 | 72 | 72 | 72 | 72 | 72 | 72 |
| | 十日市場地域ケアプラザ圏域 | 29 | 29 | 58 | 58 | 58 | 58 | 54 | 54 | 54 | 54 | 54 | 54 |
| | 長津田地域ケアプラザ圏域 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 |
| | 中山地域ケアプラザ圏域 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 |
| | 東本郷地域ケアプラザ圏域 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 52 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 鴨居地域ケアプラザ圏域 | - | - | 29 | 29 | 29 | 29 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 霧が丘地域ケアプラザ圏域 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 18 | 18 | 18 | 36 | 36 | 36 |
| 青葉区 | 荏田地域ケアプラザ圏域 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 16 | 16 | 14 | 14 | 14 | 14 |
| | もえぎ野地域ケアプラザ圏域 | 58 | 58 | 58 | 58 | 58 | 58 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 |
| | 奈良地域ケアプラザ圏域 | - | - | - | - | - | 27 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | さつきが丘地域ケアプラザ圏域 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 美しが丘地域ケアプラザ圏域 | - | - | - | - | 27 | 27 | - | - | - | 18 | 18 | 18 |
| | 大場地域ケアプラザ圏域 | - | - | - | - | 27 | 27 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 |
| | 鴨志田地域ケアプラザ圏域 | - | - | - | 27 | 27 | 27 | 54 | 54 | 54 | 54 | 54 | 54 |
| | ピオラ市ケ尾地域ケアプラザ圏域 | - | - | - | 27 | 27 | 27 | 63 | 63 | 71 | 71 | 71 | 71 |
| | 青葉台地域ケアプラザ圏域 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | - | - | - | - | 27 | 27 |
| | 恩田地域ケアプラザ圏域 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 36 | 36 | 54 | 54 | 54 | 54 |
| | たまプラーザ地域ケアプラザ圏域 | - | - | - | - | - | 27 | - | - | - | - | - | 18 |
| | すすき野地域ケアプラザ圏域 | - | - | - | - | - | 27 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |

注1：(看護) 小規模多機能型居宅介護は登録定員数、認知症高齢者グループホームは定員数

注2：日常生活圏域ごとの利用者数等は、各事業所の公募、選定状況により変動します、平成29年度は見込み値

○ (看護) 小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホーム

| 区 | 日常生活圏域 | (看護) 小規模多機能型居宅介護 | | | | | | 認知症高齢者グループホーム | | | | | |
|-----|----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| | | 第6期の実績 | | | 第7期計画 | | | 第6期の実績 | | | 第7期計画 | | |
| | | 27年度 (2015年度) | 28年度 (2016年度) | 29年度 (2017年度) | 30年度 (2018年度) | 31年度 (2019年度) | 32年度 (2020年度) | 27年度 (2015年度) | 28年度 (2016年度) | 29年度 (2017年度) | 30年度 (2018年度) | 31年度 (2019年度) | 32年度 (2020年度) |
| 都筑区 | 中川地域ケアプラザ圏域 | 53 | 53 | 53 | 53 | 53 | 53 | 108 | 108 | 108 | 108 | 108 | 108 |
| | 葛が谷地域ケアプラザ圏域 | 49 | 49 | 49 | 49 | 49 | 49 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 |
| | 東山田地域ケアプラザ圏域 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 | 63 |
| | 加賀原地域ケアプラザ圏域 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 | 90 |
| | 新栄地域ケアプラザ圏域 | 25 | 54 | 54 | 54 | 54 | 54 | 96 | 96 | 96 | 96 | 96 | 96 |
| | 都田地区圏域 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 71 | 71 | 71 | 71 | 71 | 71 |
| 戸塚区 | 平戸地域ケアプラザ圏域 | 54 | 54 | 54 | 54 | 54 | 54 | 36 | 36 | 54 | 54 | 54 | 54 |
| | 名瀬地域ケアプラザ圏域 | 50 | 50 | 25 | 25 | 25 | 25 | 72 | 72 | 72 | 72 | 72 | 72 |
| | 東戸塚地域ケアプラザ圏域 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 33 | 33 | 27 | 27 | 27 | 27 |
| | 舞岡柏尾地域ケアプラザ圏域 | 24 | 26 | 26 | 26 | 53 | 53 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 上矢部地域ケアプラザ圏域 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 上倉田地域ケアプラザ圏域 | 29 | 28 | 57 | 57 | 57 | 57 | 18 | 18 | 81 | 81 | 81 | 81 |
| | 下倉田地域ケアプラザ圏域 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 18 | 18 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 南戸塚地域ケアプラザ圏域 | 58 | 58 | 58 | 58 | 58 | 58 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 汲沢地域ケアプラザ圏域 | 54 | 54 | 54 | 54 | 54 | 54 | 36 | 36 | 36 | 54 | 54 | 54 |
| | 原宿地域ケアプラザ圏域 | 58 | 58 | 58 | 58 | 58 | 58 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 |
| 狛区 | 深谷保野地域ケアプラザ圏域 | 24 | 53 | 53 | 53 | 53 | 53 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 | 27 |
| | 豊田圏域 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 99 | 99 | 99 | 99 | 99 | 99 |
| | 笠間圏域 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 小菅ヶ谷圏域 | 49 | 78 | 78 | 78 | 78 | 78 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 本郷中央圏域 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 25 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 本郷第三圏域 | 25 | 25 | 29 | 29 | 29 | 56 | 18 | 18 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 上郷西圏域 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| 泉区 | 上郷東圏域 | 27 | 27 | 29 | 29 | 29 | 29 | 26 | 18 | 18 | 18 | 36 | 36 |
| | 岡津中学校圏域 | 26 | 26 | 55 | 55 | 55 | 55 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 中和田中学校圏域 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 24 | 108 | 108 | 108 | 108 | 108 | 108 |
| | 泉が丘中学校圏域 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 22 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 |
| | 中田中学校圏域 | 50 | 25 | 54 | 54 | 54 | 54 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 上飯田中学校圏域 | - | - | - | 27 | 27 | 27 | 132 | 132 | 132 | 132 | 132 | 132 |
| | いづみ野中学校圏域 | 50 | 50 | 52 | 52 | 52 | 52 | 117 | 117 | 117 | 117 | 117 | 117 |
| 瀬谷区 | 領家中学校圏域 | - | - | - | 27 | 27 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 | 18 |
| | 二ツ橋地域ケアプラザ圏域 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 56 | 72 | 72 | 72 | 72 | 72 | 72 |
| | 阿久和地域ケアプラザ圏域 | 54 | 54 | 58 | 58 | 58 | 58 | 198 | 198 | 198 | 198 | 198 | 198 |
| | 中屋敷地域ケアプラザ圏域 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 50 | 153 | 153 | 153 | 153 | 153 | 153 |
| | 下瀬谷地域ケアプラザ圏域 | 49 | 49 | 49 | 49 | 49 | 49 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 | 45 |
| | 二ツ橋第二地域ケアプラザ圏域 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 29 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 | 36 |
| | 合計 | 3,514 | 3,730 | 4,089 | 4,498 | 4,930 | 5,362 | 5,053 | 5,072 | 5,438 | 5,663 | 5,888 | 6,113 |

2

日常生活圏域ごとの必要利用定員総数

注1: (看護) 小規模多機能型居宅介護は登録定員数、認知症高齢者グループホームは定員数

注2: 日常生活圏域ごとの利用者数等は、各事業所の公募、選定状況により変動します、平成29年度は見込み値

3 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針について

横浜市では、2025年までに横浜型地域包括ケアシステムを構築していくための具体的指針として、「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針(平成29年3月)(以下「指針」という。)」を策定しました。(第3章「2025年の目指す将来像と横浜型地域包括ケアシステム」参照)

● 「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針」より抜粋（一部要約）

1 行動指針策定の目的・位置付け

(1) 目的

地域包括ケアシステムは抽象的な概念のため、人によって捉え方が異なることがあります。また、介護・医療・介護予防など、幅広い分野にわたることから、多くの関係者（行政、医療・福祉関係機関、事業者、ボランティア等の地域住民ら）の協力が不可欠です。

2025年までに「横浜型地域包括ケアシステム」を構築するには、地域包括ケアシステムの目指す姿や取組項目などを可視化することで、関係者が共通認識を持ち、連携をより深めながら進めていくよう、関係者間で共有する考え方としてとりまとめたものです。

(2) 位置付け

指針は、2025年の目指すべき姿について、具体的な方向性を解説し、本市が単独で、又は関係者と連携して実施するために、分野別（介護、医療、介護予防、生活支援、住まい）のあるべき姿、実現に向けた方向性、取組、評価指標を示すものです。

また、第7期計画から、指針の内容を計画に位置付けます。「よこはま保健医療プラン」等の関係計画に指針を反映するとともに、関係計画において個別の施策を定めます。

(3) 期間

指針の期間は、2025年までとし、2025年までの分野別のあるべき姿、実現に向けた方向性、取組を示し、今後必要に応じて更新します。

2 市版指針と区版指針の関係

市全体の考え方や施策を示すとともに、区域及び日常生活圏域ごとの地域特性を踏まえた区の戦略を示すため、市版指針及び区版指針をまとめました。

（第6章「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた区行動指針の概要」参照）。

<市版指針及び区版指針>

| | 市版指針 | 区版指針 |
|-----|--|--|
| 考え方 | 本市の地域包括ケアの目指すべき姿を具体化し、分野別の中長期的な戦略を示す。 | 日常生活圏域ごとの特性や課題を踏まえ、各区ごとの中長期的な戦略を示す。 |
| 内 容 | <ul style="list-style-type: none">・目指す将来像と実現するための重点方針・分野別のあるべき姿、実現に向けた方向性、取組・地域包括ケアの実現に向けた視点 | <ul style="list-style-type: none">・地域包括ケアの実現に向けた区の方針・重点取組（介護予防、多様な主体による生活支援の充実、在宅医療・介護連携 等） |

3 2025年の目指す将来像

2025年に高齢者がどのように生活していることが望ましいかを、2025年の目指す将来像とし、この将来像を実現することを目指していきます。

2025年の目指す将来像

- ① 高齢者が介護予防や健康づくりの必要性を理解し、積極的に取り組んでいます
- ② 高齢者がその能力を生かして社会参加することが、生きがいになっています
- ③ 高齢者が地域と関わりを持ち、地域で支え合いながら、自立した生活を送っています
- ④ 高齢者が要介護状態になっても、医療と介護が連携して質と量を備えた専門的ケアが提供され、住み慣れた地域や自らが望む場で安心して生活できています
- ⑤ 高齢者が自らの意思で自身の生き方を選択し、人生の最後まで自分らしく生きることができます

4 2025年の目指す将来像を実現するための横浜市の重点方針

2025年の将来像を実現するために、横浜市としての重点方針を次の3つとしました。

2025年の目指す将来像を実現するための横浜市の重点方針

- 人生の最終段階まで高齢者が住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護が連携し、在宅生活を支える体制を充実する。
- 生産年齢人口の減少と高齢者人口の増加をふまえ、高齢者の日常生活上の困りごとが多様な形で支えられる地域づくりに取り組む。
- 高齢者自らが介護予防・健康づくりに取り組み、その人らしく自立した暮らしを続けていけるよう支援する。

4 医療と介護の一体的な体制整備について

(1) 医療と介護の一体的な体制整備に係る調整

○ 介護保険事業計画と医療計画の整合性の確保

第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下、第7期計画とする)の策定は、医療計画(県計画)と同時策定(平成30年度)となることから、両計画の整合性を図り、高度急性期から在宅医療・介護までの一連のサービス提供体制の確保を図ることが求められています。(平成28年12月改定 総合確保指針等)

○ 協議の場の設置

高齢化の影響による医療・介護需要の増は県・市町村でそれぞれ推計していますが、これに加えて、病床の機能分化・連携により生じる追加的な在宅医療・介護保険施設等の需要^{*}について、協議の場で調整・協議しました。

県と市町村関係者による協議の場は、「施設整備にかかる圏域調整会議」や「横浜地域医療構想調整会議」を活用しました。

※医療計画では、病床の機能分化等により、2025年までに、医療ニーズが比較的低い人が病院から退院し、在宅(介護施設等も含む)に一定数移行することを見込んでいます。このため、高齢化の影響による介護需要の増とは別に、こうした部分に対応するために必要な介護サービスの需要量を見込み、介護保険事業計画中の施設サービス等の計画量に追加する必要があります。

(2) 追加的需要の見込みに対する第7期計画上の対応

○ 追加的需要の見込みのうち、介護保険施設等の需要の増に対応するため、特別養護老人ホームの整備量を185人分増加しました。増加分は、特別養護老人ホームのショートステイからの転換により対応しました。

○ 在宅医療の需要の増に対応するため、在宅サービス等の見込み量に反映しました。

＜追加的需要の見込み＞

(単位：人／日)

| | 2020年(H32) | 2023年(H35) | 2025年(H37) |
|--------|------------|------------|---------------|
| 在宅医療 | 298.97 | 590.43 | 924.74 |
| 介護保険施設 | 59.79 | 118.09 | <u>184.95</u> |

(3) 今後の方向性

○ 両計画の掲げる整備目標については、県計画の中間年及び第7期計画の終期である平成32年度に見直しを検討します。

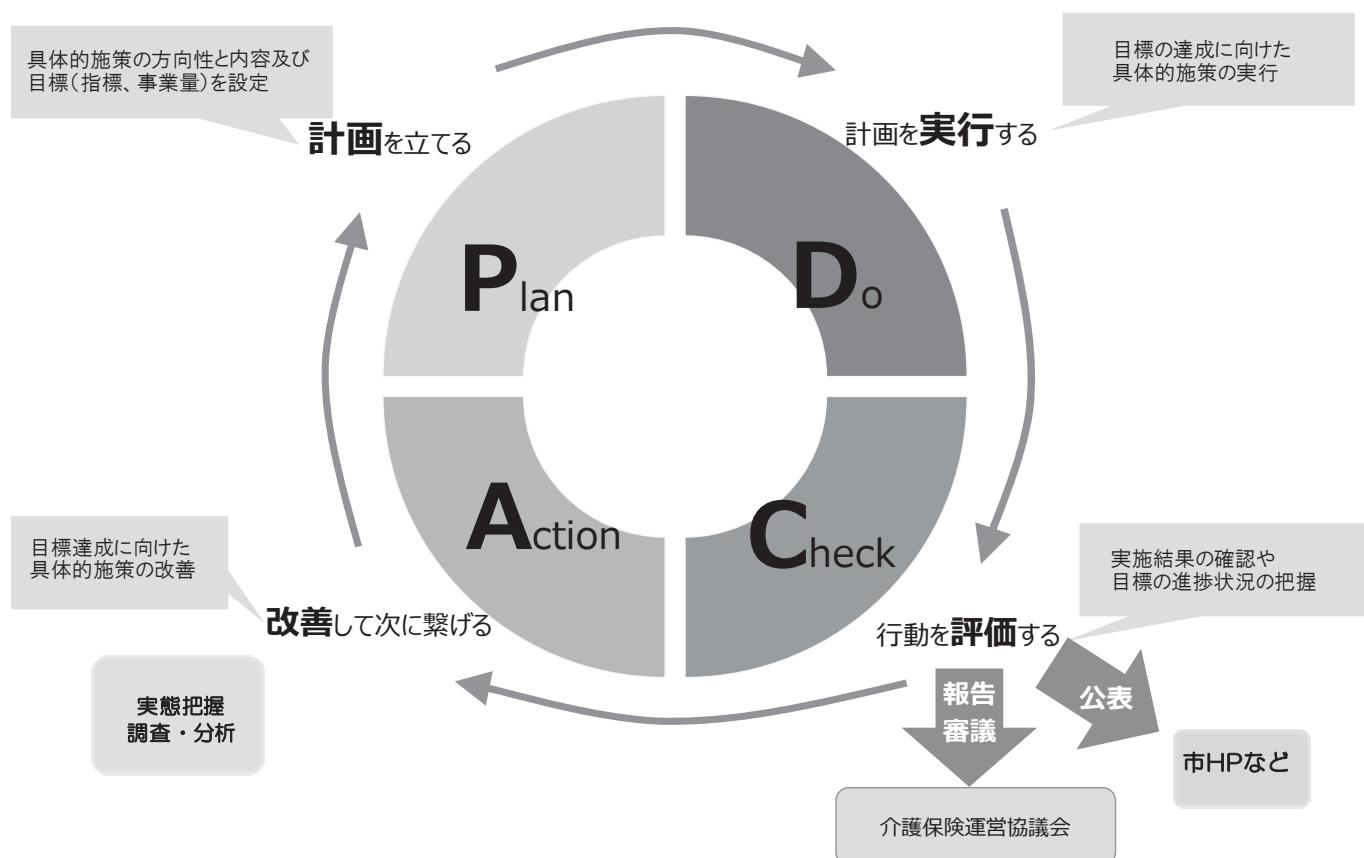
5 目標の達成状況の点検

計画の進行管理に当たっては、これまで、被保険者数、要介護認定者数、サービスの利用状況など、横浜市介護保険運営協議会に報告し、審議を行うとともに、ホームページ等への掲載を行ってきました。

国においては、「市町村介護保険事業計画について、各年度において達成状況を点検し、その結果に基づいて対策を実施すること」を求めていました。

横浜市では、PDCAサイクルにより、毎年度の各施策の実施状況や目標の達成状況を振り返り、評価するとともに、達成状況に対する課題を分析し、次年度の取組へつなげます。またこうした取組を、介護保険運営協議会等で報告、審議し、公表することとします。(第1章「計画策定の趣旨」参照)

＜よこはま地域包括ケア計画の進行管理のイメージ＞



6 平成 28 年度横浜市高齢者実態調査の概要

(1) 調査目的

現行の「第6期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(計画期間:平成27年度～29年度)」(平成27年3月策定)の計画期間が終了となり、新たに第7期計画を策定するための基礎的な資料を得るために、高齢者の生活実態や、介護サービス利用者の利用状況・利用意向、介護サービス事業所・介護施設等の運営状況、介護従事者の現状や意識など、高齢者実態調査を実施しました。

※調査結果は、市ホームページに掲載しています。

(<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/kyoutuu/jourei/jigyoukeikaku/jittaityousa.html>)

また、平成28年度横浜市高齢者実態調査報告書は、横浜市役所1Fの市民情報センター「刊行物サービスコーナー」において、有償で販売しています。

(2) 調査期間

平成28年11月～平成28年12月

(3) 調査の種類及び対象者数

| 調査分類 | 対象者数 | 調査票分類 | 回収状況 |
|---------|---------|--|---------------------------|
| 市民向け調査 | 19,142人 | 1 高齢者一般調査(65歳以上) 2 一般調査(55歳以上64歳以下) 3 介護保険在宅サービス利用者調査(要支援) 4 介護保険在宅サービス利用者調査(要介護) 5 介護保険サービス未利用者調査(要支援・要介護) 6 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護利用者調査 7 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所 利用者調査 8 特別養護老人ホーム入所申込者調査 | 9,524人 (回収率) 49.8% |
| 事業所向け調査 | 5,170か所 | 9 特別養護老人ホーム調査 10 介護老人保健施設調査 11 介護サービス事業所(居住系)調査 (特定施設、認知症高齢者グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム) 12 介護サービス事業所調査 ※居住系サービス除く (訪問介護事業所調査、通所介護事業所調査含む) 13 居宅介護支援事業所調査 14 地域ケアプラザ等調査 | 3,183か所 (回収率) 61.6% |
| 従事者向け調査 | 5,998人 | 15 ケアマネジャー調査 16 訪問介護員(ヘルパー)調査 17 施設介護職員(ケアワーカー)調査 | 3,700人 (回収率) 61.7% |

(4) 調査の実施状況

【市民向け調査】

| 調査の種類 | 調査対象 | 調査目的 | 回収状況 | 調査時期 | 調査内容 |
|---|---------------------------------------|--|--------------------------|------------|--|
| 1 健康や介護についてのアンケート (高齢者一般調査) 【標本調査】 | 65歳以上の市民 (4,000人) | 第7期計画の基本資料として、平成25年度に実施した高齢者一般調査を基本に経年変化を調査するとともに、新たな課題を踏まえた新規項目を追加し、本市高齢者の全体像を把握する。 | 2,216人 (回収率) 55.4% | 28年 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本属性 ・住まいの状況 ・日常生活、身体の状況 ・健康づくり、介護予防の状況 ・社会参加、就労等の状況 ・地域活動の状況 ・終末期に関する意識 ・介護保険に対する意識 ・介護保険料 等 |
| 2 健康や介護についてのアンケート (一般調査) 【標本調査】 | 55～64歳の市民 (3,000人) | | 1,362人 (回収率) 45.4% | 28年 11月 | |
| 3 介護保険在宅サービス利用者調査 (要支援) 【標本調査】 | 介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス利用者 (1,000人) | 要支援認定者を対象に、介護予防サービス(地域密着型介護予防サービスを含む。)の利用状況、利用意向等を把握し、今後の介護予防サービスのサービス利用量の推計に活用する。 | 577人 (回収率) 57.7% | 28年 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本属性 ・住まいの状況 ・身体状況 ・日中・夜間の介護状況 ・介護者の状況 ・介護予防サービスの利用状況、課題 ・介護(予防)サービスの利用意向 ・介護保険以外のサービスの利用状況 ・主な介護者による介護状況(頻度、介護の内容) ・主な介護者の状況(介護離職者の有無、勤務形態、勤務制度の利用状況、仕事と介護の両立に効果的な支援策、仕事と両立する意欲、相談相手等) ・介護保険に対する意識 ・介護保険料 等 |

| 調査の種類 | 調査対象 | 調査目的 | 回収状況 | 調査時期 | 調査内容 |
|-------------------------------------|---|--|--------------------------|------------|--|
| 4 介護保険在宅サービス利用者調査(要介護) 【標本調査】 | 在宅サービス・地域密着型サービス利用者(4,000人) | 要介護認定者を対象に、在宅系サービスの利用状況・意向等を把握し、今後の在宅系サービス利用量の推計に活用する。 | 1,934人 (回収率) 48.4% | 28年 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本属性 ・住まいの状況 ・身体状況 ・日中・夜間の介護状況 ・介護者の状況 ・介護サービスの利用状況、課題 ・介護サービスの利用意向 ・介護保険以外のサービスの利用状況 ・主な介護者による介護状況(頻度、介護の内容) ・主な介護者の状況(介護離職者の有無、勤務形態、勤務制度の利用状況、仕事と介護の両立に効果的な支援策、仕事と両立する意欲、相談相手等) ・介護保険に対する意識 ・介護保険料 等 |
| 5 介護保険サービス未利用者調査 【標本調査】 | 要介護(要支援)認定者で介護保険サービスを全く利用していない方(2,000人) | 介護サービスを利用しない理由を把握し、今後の介護サービス利用の意向等を見込む。 | 981人 (回収率) 49.1% | 28年 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本属性 ・住まいの状況 ・身体状況 ・日中・夜間の介護状況 ・介護者の状況 ・介護サービス利用上の課題 ・介護サービスの利用意向 ・介護保険以外のサービスの利用状況 ・主な介護者による介護状況(頻度、介護の内容) ・主な介護者の状況(介護離職者の有無、勤務形態、勤務制度の利用状況、仕事と介護の両立に効果的な支援策、仕事と両立する意欲、相談相手等) ・介護保険に対する意識 ・介護保険料 等 |

| 調査の種類 | 調査対象 | 調査目的 | 回収状況 | 調査時期 | 調査内容 |
|--|---------------------------------------|---|--------------------------|------------|--|
| 6 小規模多機能型居宅介護、看護 小規模多機能型居宅介護利用者調査【標本調査】 | 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の利用者(1,100人) | 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護(以下、小規模多機能等という。)を利用している方について、小規模多機能等の利用状況・意向等を把握し、今後的小規模多機能等の利用量の推計に活用する。 | 496人 (回収率) 45.1% | 28年 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本属性 ・以前利用していた介護保険サービス ・小規模多機能等の利用のきっかけ、良い点 ・小規模多機能等の利用状況 ・小規模多機能等の利用意向 ・サービス利用料に対する意識 ・主な介護者による介護状況 ・主な介護者の状況 等 |
| 7 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所利用者調査【全数調査】 | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者(542人) | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を利用している方について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの利用状況・意向等を把握し、今後の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス利用量の推計に活用する。 | 205人 (回収率) 37.8% | 28年 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本属性 ・以前利用していた介護サービス ・定期巡回の利用のきっかけ、良い点 ・定期巡回の利用状況 ・定期巡回の利用意向 ・サービス利用料に対する意識 ・主な介護者による介護状況 ・主な介護者の状況 等 |
| 8 特別養護老人ホーム入所申込者調査【標本調査】 | 特別養護老人ホーム入所申込者(3,500人) | 特別養護老人ホームに入所申込みをしている方について、心身の状況や介護力、入所希望理由等を把握し、今後の特別養護老人ホーム整備の必要量を見込む上での参考とする。 | 1,753人 (回収率) 50.1% | 28年 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本属性 ・住まいの状況 ・身体状況 ・日中・夜間の介護状況 ・介護者の状況 ・入所申込の理由 ・入退所指針への評価 ・高齢者施設・住まいの相談センターの利用意向 ・在宅生活や他のサービスでの代替性 ・介護サービスの利用状況、課題 ・主な介護者による介護状況 ・主な介護者の状況 ・介護保険制度に対する意識 ・介護保険料 等 |

【事業所向け調査】

| 調査の種類 | 調査対象 | 調査目的 | 回収状況 | 調査時期 | 調査内容 |
|----------------------------------|--|---|-------------------------|------------|--|
| 9 特別養護老人ホーム調査 【全数調査】 | 特別養護老人ホーム (148か所) | 介護保険施設の運営状況を調査し、入所者の状況や在宅復帰の可能性、サービスの質の確保・評価、人材確保等について現状を把握し、施設間の機能分担のあるべき姿と現実のギャップ、利用者が求めるサービス等について検討する。 | 120か所 (回収率) 81.1% | 28年 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者の概要 ・入所者の状況 ・退所者の状況 ・医療的ケアの必要な人への対応状況 ・入退所指針見直しの効果 ・利用者からの要望への対応 ・サービスの質の向上のための取組状況 ・職員の採用状況（人材派遣会社等の利用実態） ・福祉・保健・医療との連携関係 ・人材の定着促進のために実施している方策 ・介護職員待遇改善加算の届出状況 ・施設整備の方向性 等 |
| 10 介護老人保健施設調査 【全数調査】 | 介護老人保健施設 (83か所) | | 61か所 (回収率) 73.5% | 28年 10月 | |
| 11 介護サービス事業所(居住系)調査 【全数調査】 | 特定施設 (158か所) 認知症高齢者グループホーム (301か所) サービス付き高齢者向け住宅 (83か所) 有料老人ホーム (住宅型 82か所) | 特定施設(有料老人ホーム、ケアハウス)及び認知症高齢者グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅の運営状況を調査し、入居者の状況、サービスの質の確保・評価、人材確保等についての現状を把握し、利用者が求めるサービス等について検討する。 併せて、療養病床転換に伴い退院を余儀なくされる医療区分の低い利用者の受入可能性も調査する。 | 468か所 (回収率) 75.0% | 28年 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・施設・事業者の概要 ・入居者の状況 ・退居者の状況 ・医療的ケアの必要な人への対応状況 ・利用者からの要望への対応 ・サービスの質の向上のための取組状況 ・職員の採用状況（人材派遣会社等の利用実態） ・福祉・保健・医療との連携関係 ・人材の定着促進のために実施している方策 ・介護職員待遇改善加算の届出状況 等 |

| 調査の種類 | 調査対象 | 調査目的 | 回収状況 | 調査時期 | 調査内容 |
|---|--|--|---------------------------|------------|---|
| 12 介護サービス事業所調査 【全数調査】 ※居住系サービス除く | 在宅サービス事業所(3,239か所) ※居宅療養管理指導、福祉用具貸与、福祉用具販売単独事業所を除く。 | 在宅サービス事業所の運営状況を調査し、利用者の状況、サービスの質の確保・評価、人材確保等について現状を把握し、今後の在宅サービス供給量を推計する上で参考とする。 | 1,700か所 (回収率) 52.5% | 28年 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の概要 ・サービスの質向上のための取組状況 ・介護保険以外のサービスの実施意向 ・人材の定着促進のために実施している方策 ・福祉・保健・医療との連携関係 ・介護職員処遇改善加算の届出状況 ・総合事業の実態把握（サービス提供時間、職員数、今後の提供サービスの意向、給与 等）等 |
| 13 居宅介護支援事業所調査 【全数調査】 | 居宅介護支援事業所(937か所) | 要介護者の在宅サービス利用調整状況を調査し、利用者の状況、サービスの質の確保・評価、各種サービス利用についての考え方等現状を把握し、質の高いケアマネジメントを実現する上での参考とする。 | 713か所 (回収率) 76.1% | 28年 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業所（者）の概要 ・利用者の状況 ・苦情対応、サービスの質の向上のための取組状況 ・今後の取組の方向性 ・各種サービス利用 等 |
| 14 地域ケアプラザ等調査 【全数調査】 | 地域ケアプラザ等(139か所) | 地域包括ケアプラザの運営状況及び専門3職種の業務実態を調査し、包括的・継続的ケアマネジメント支援や生活支援体制整備を進めるための課題等現状を把握し、地域包括ケアシステムを構築する上での参考とする。 | 121か所 (回収率) 87.1% | 28年 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの概要 ・福祉・保健・医療との連携関係 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援の課題 ・地域包括ケアシステム構築に関する課題 ・地域ケア会議に関する課題 ・生活支援体制整備事業の状況・課題 ・認知症に関する取組 等 |

【従事者向け調査】

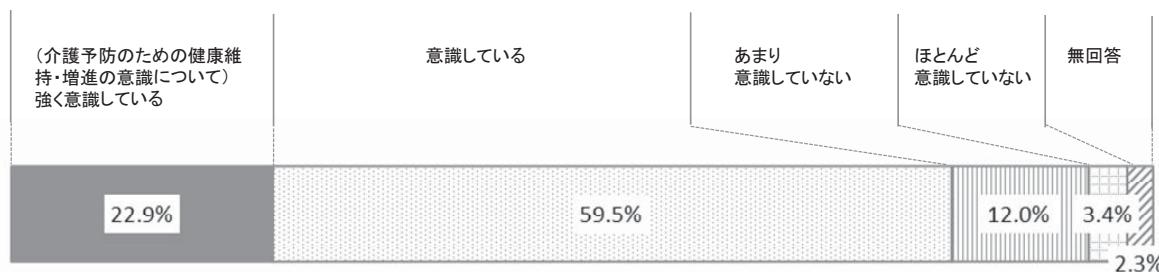
| 調査の種類 | 調査対象 | 調査目的 | 回収状況 | 調査時期 | 調査内容 |
|--|--|---|--------------------------|------------|---|
| 15 ケアマネジ ヤー調査 【全数調査】 | 市内の居 宅介護支 援事業所 で就労し ているケ アマネジ ヤー (2,898人) | ケアマネジャーの 業務実態、仕事ぶり の変化、ケアマネジ メント業務実施上の 課題等について、現 場の第一線でサー ビス調査に従事する ケアマネジャーの意 識と現状を把握し、 質の高いケアマネジ メントを実現する上での 参考とする。 | 1,929人 (回収率) 66.6% | 28年 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本属性 ・所属する居宅介護支援事業 所の状況 ・労働条件・労働環境への 悩みや不満 ・他の福祉職場からの転職理 由、今後の転職の意向とそ の理由 ・利用者の状況 ・担当地区でのサービス状況 ・福祉・保健・医療との 連携関係 ・サービス担当者会議の状況 ・ケアマネジャー業務遂行上 の課題 ・地域ケア会議についての意識 ・介護予防ケアマネジメント に資する支援 等 |
| 16 訪問介護員 (ヘルパー) 調査 【標本調査】 | ホームヘ ルパー (1,620人) | 介護分野における人 材不足が深刻化してい ることから、介護現場 で働いているホームヘ ルパー・ケアワーカー 等の介護サービス従事 者の意識を調査し、勤 労意欲の継続、定着率 の向上に向けた効果的 な対策を検討するため の参考とする。 | 826人 (回収率) 51.0% | 28年 11月 | <ul style="list-style-type: none"> ・基本属性 ・所属する施設・事業所の状況 ・労働条件・労働環境への 悩みや不満 ・他の福祉職場からの転職理 由、今後の転職の意向とそ の理由 ・利用者の状況 |
| 17 施設介護職 員(ケアワー カー)調査 【標本調査】 | 特別養護 老人ホー ムに従事 するケア ワーカー (1,480人) | | 945人 (回収率) 63.9% | 28年 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・取得資格 ・働きがいについての意識 ・研修受講機会の状況 ・勤続する上での望ましいと 思う待遇 ・介護職員処遇改善加算の 実施状況 ・利用者及びその家族につい ての悩み・不安・不満 等 |

(5) 調査の結果（概要）

ア 介護予防

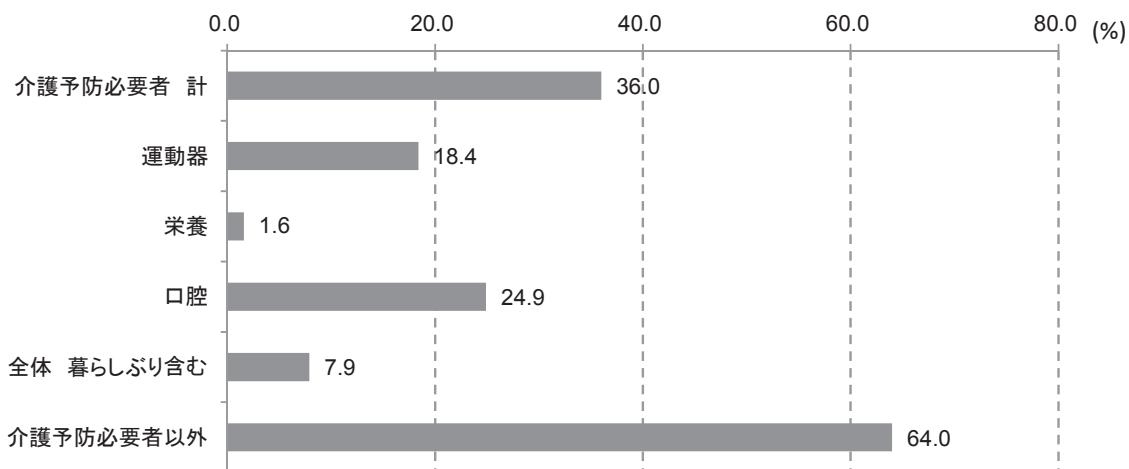
介護予防のための健康維持・増進を「強く意識している」高齢者と「意識している」高齢者を合わせると8割を超えており、高齢者の介護予防への意識は高いといえます。

＜介護予防のための健康維持・増進の意識について（高齢者一般）＞（n=2,108）

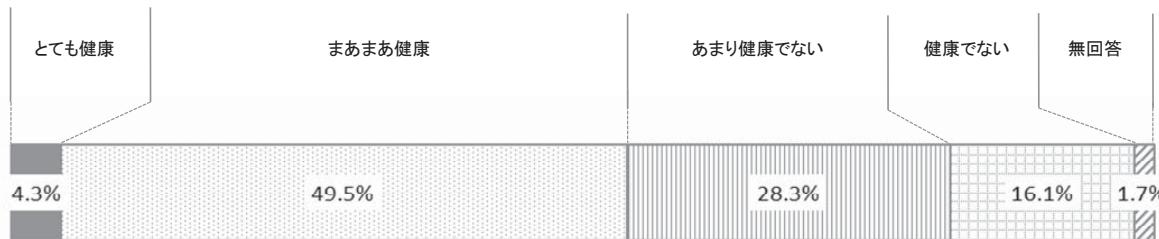


一方で、「介護予防必要者層」に該当する高齢者は36.0%であり、さらに、約半数の高齢者が「あまり健康でない」もしくは「健康でない」と回答していることから、介護予防・健康づくりに関する活動を積極的に推進していく必要があると考えられます。

＜介護予防必要者層の分布について（高齢者一般）＞（n=2,108）



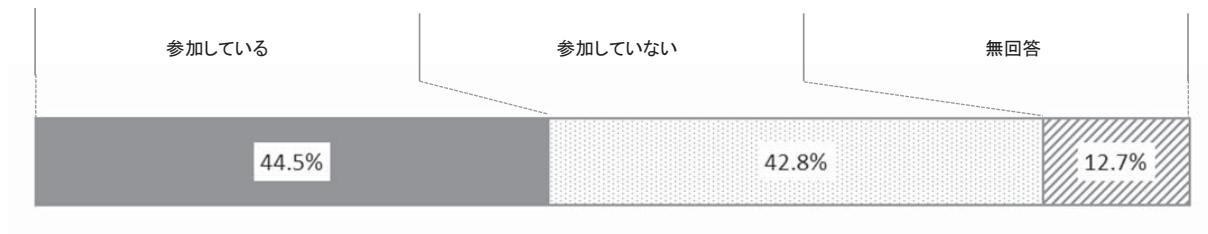
＜主観的健康観について（高齢者一般）＞（n=759）



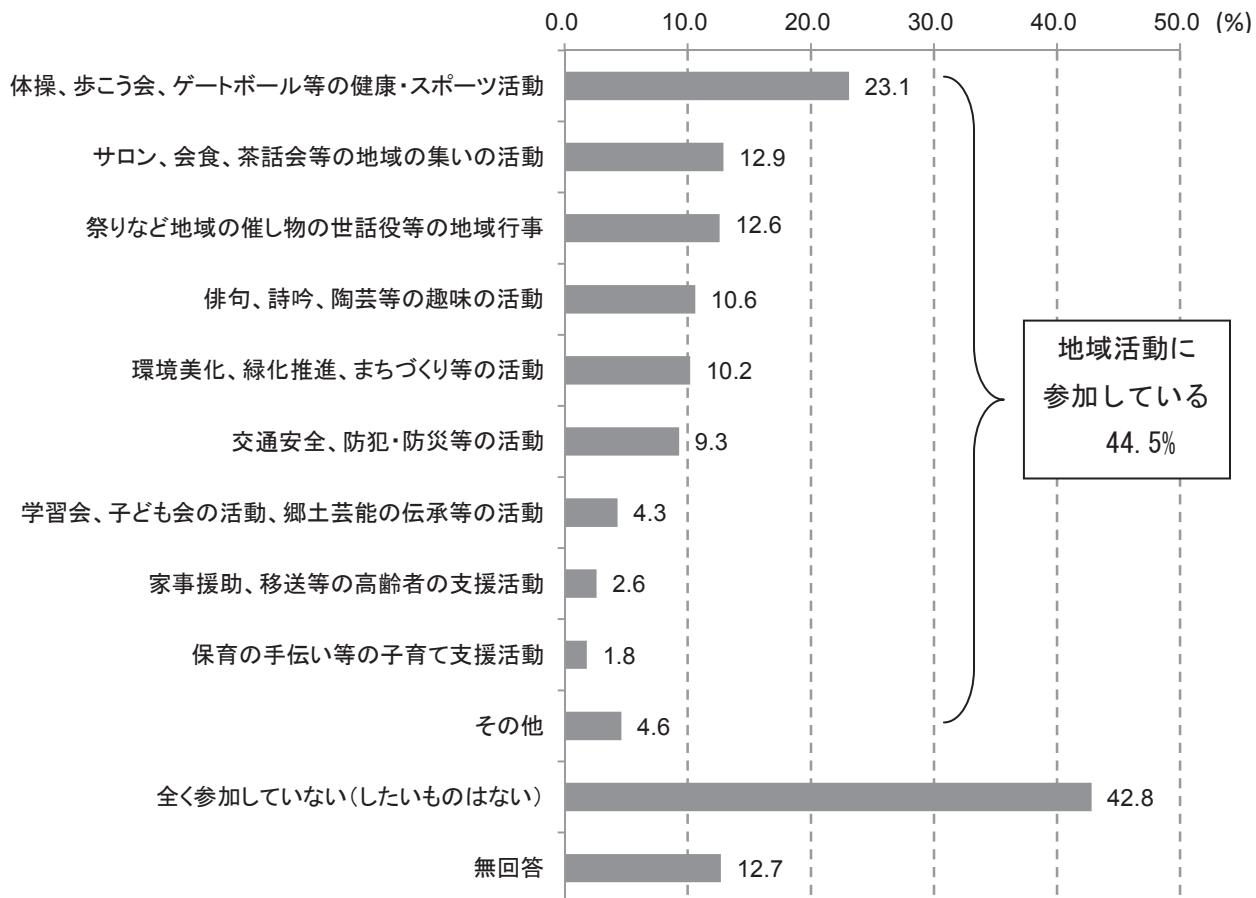
イ 地域活動への参加

この1年間の個人・団体での地域活動参加状況をみると、何らかの地域活動に「参加している」高齢者は 44.5%、地域活動に「参加していない」高齢者は 42.8%となっています。「地域共生社会」の実現に向けては、高齢者の地域活動へのより一層の参加が期待されます。

＜地域活動への参加について（高齢者一般）＞（n=2,108）



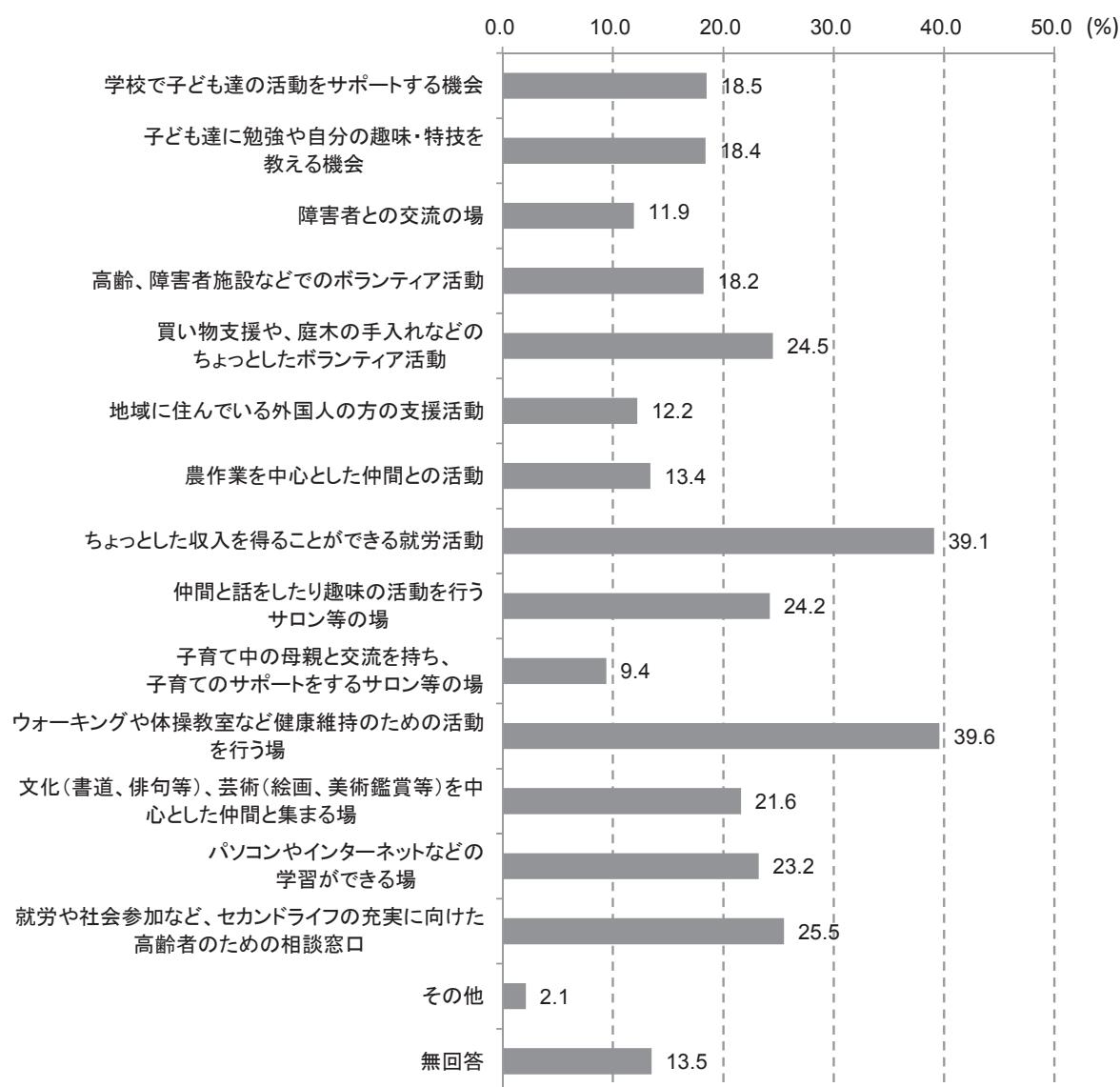
＜地域活動への参加について（高齢者一般）＞（n=2,108）



ウ 活動の場・参加機会

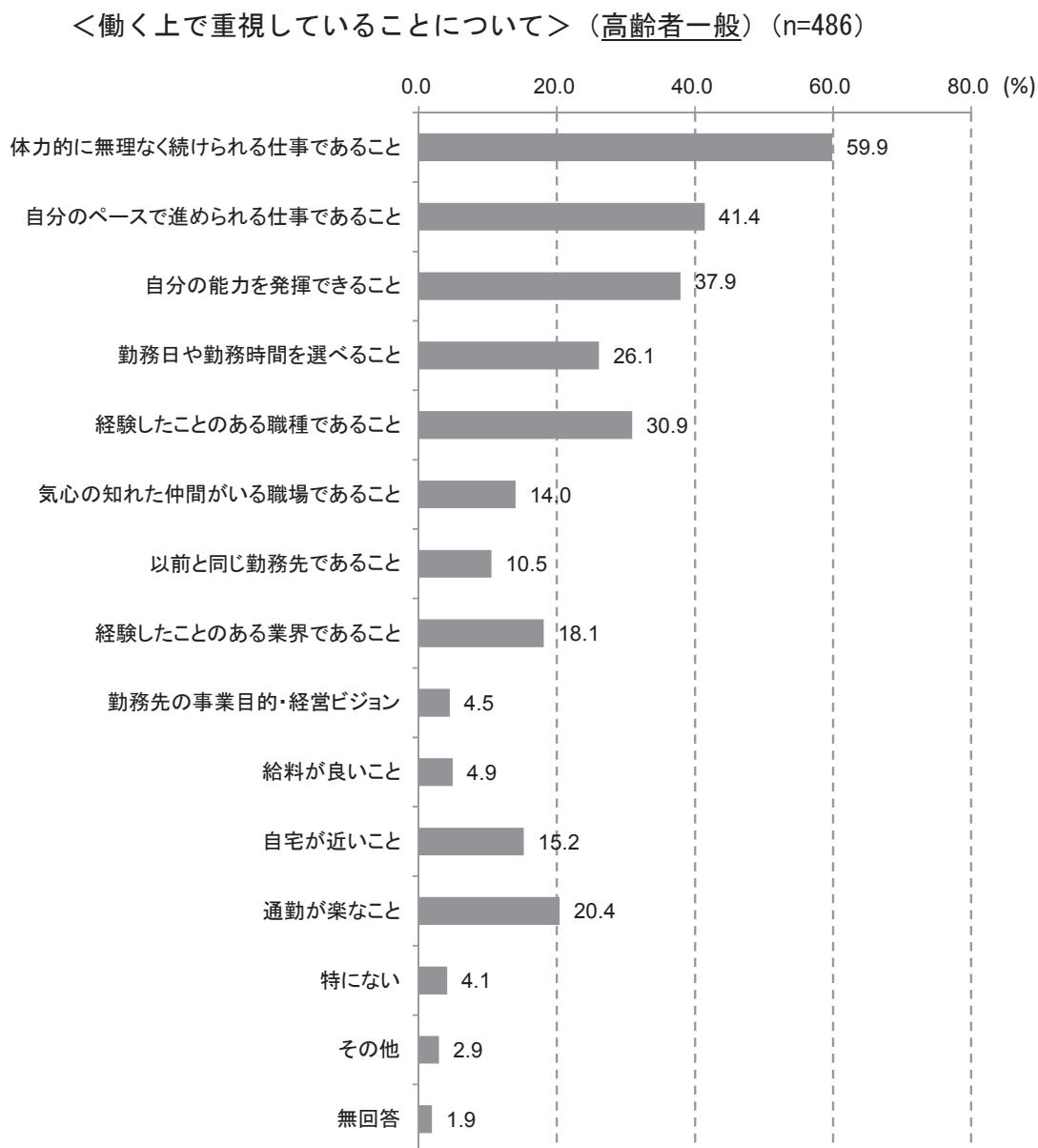
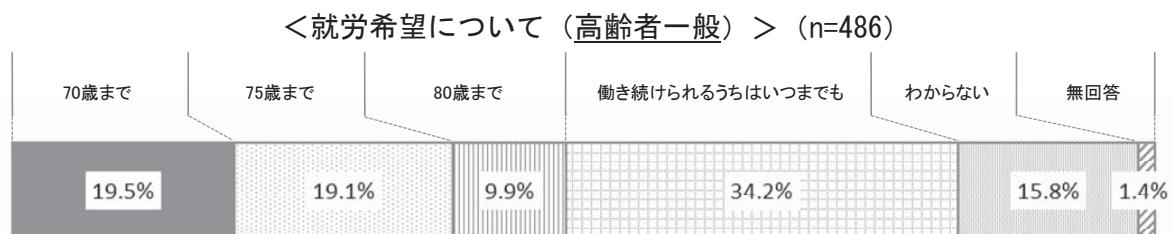
過去1年間に地域活動やボランティア等に参加した 55～64 歳の人が考える、地域にあると良いと思う活動の場や参加の機会は、「ウォーキングや体操教室など健康維持のための活動を行う場」と「ちょっとした収入を得ることができる就労活動」が、それぞれ約4割となっています。介護予防・社会参加の推進に向けて、健康維持のための活動や就労の場の確保などが求められています。

<地域の中にあると良いと思う活動の場・参加の機会について (55～64 歳) > (n=1,345)



工 就労希望

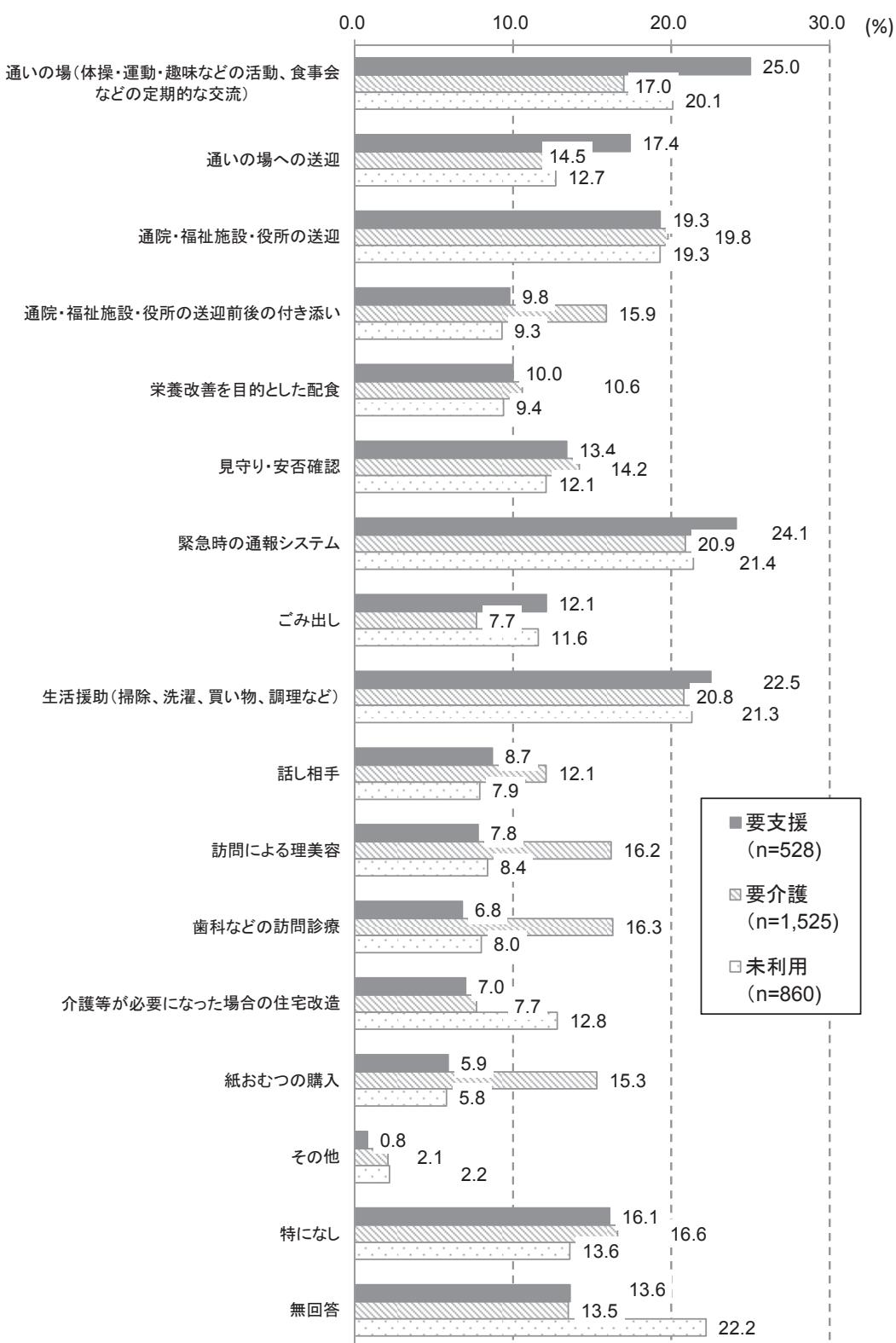
高齢者の就労希望について、「働き続けられるうちはいつまでも」が 34.2%となっており、就労継続に向けた強い希望がみられました。また、働く上で重視していることは、「体力的に無理なく続けられる仕事であること」が約6割を占めており、就労継続の希望に沿って、高齢者が無理なく働ける場を確保していくことが必要であるといえます。



オ 生活支援

介護保険以外のサービスで今後必要と考える活動やサービスは、要介護では、「緊急時の通報システム」、「生活援助(掃除、洗濯、買い物、調理など)」、「通院・福祉施設・役所への送迎」、要支援では、「通いの場」、「緊急時の通報システム」、「生活援助(掃除、洗濯、買い物、調理など)」が多く、「見守り」・「生活援助」・「通いの場と送迎」に関する介護サービスの充実が必要であるといえます。

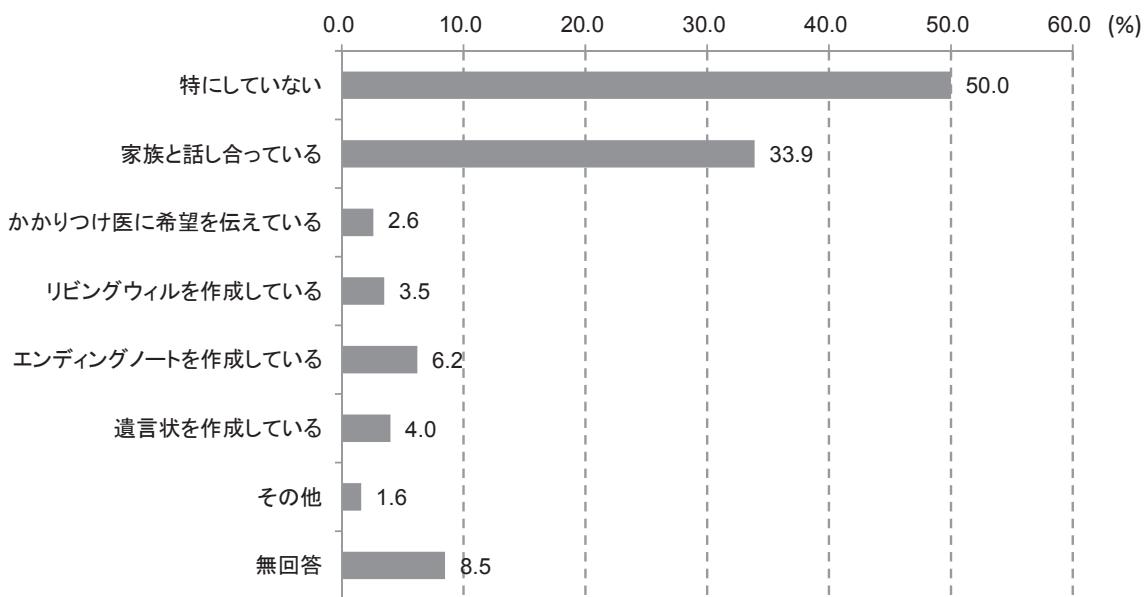
＜今後必要と考える活動やサービスについて＞



力 延命・看取り

延命・看取り等の意思表示を「特にしない」高齢者が 50.0%となっており、まずは、延命や看取り等について考える機会を作ることが必要であるといえます。

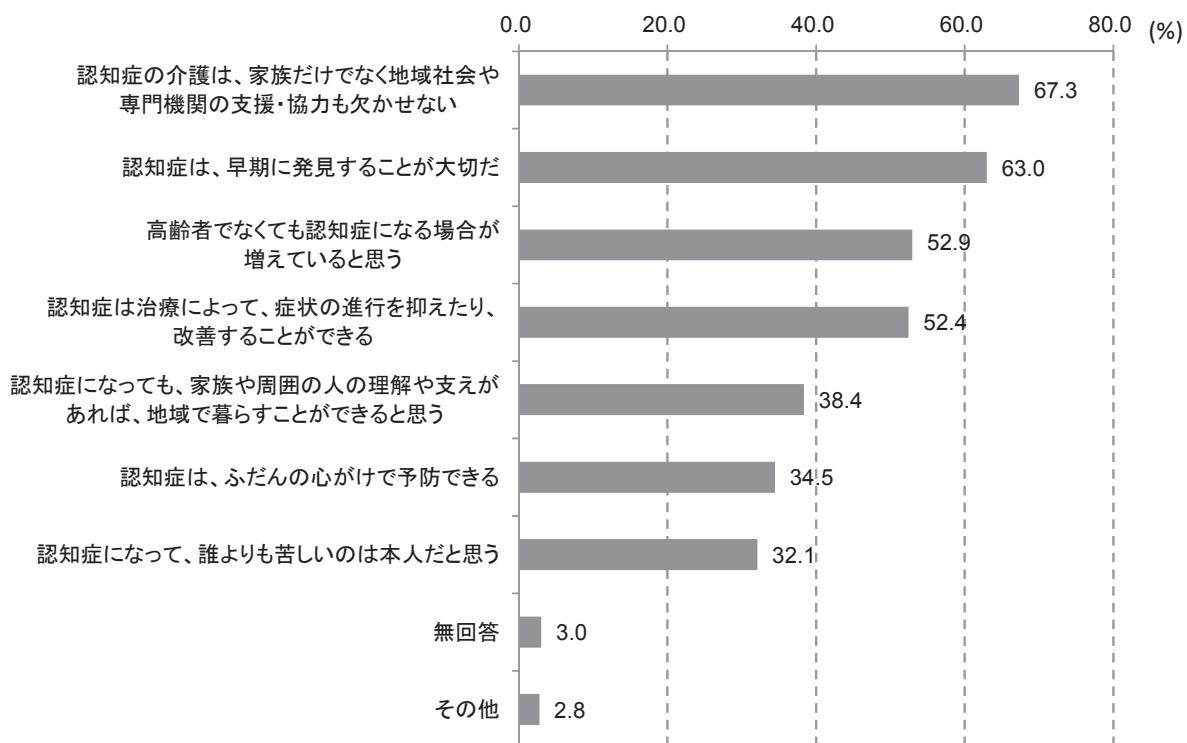
＜延命・看取り等についての意思表示について＞（高齢者一般）（n=2,108）



キ 認知症

認知症のイメージを「認知症の介護は、家族だけではなく地域社会や専門機関の支援・協力も欠かせない」と回答した55歳以上の人々は67.3%、「認知症は、早期に発見することが大切だ」と回答した人は63.0%でした。本人や家族が認知症になった場合の地域の支援体制を整備すること、また、早期発見につながるような仕組みをつくることが必要であるといえます。

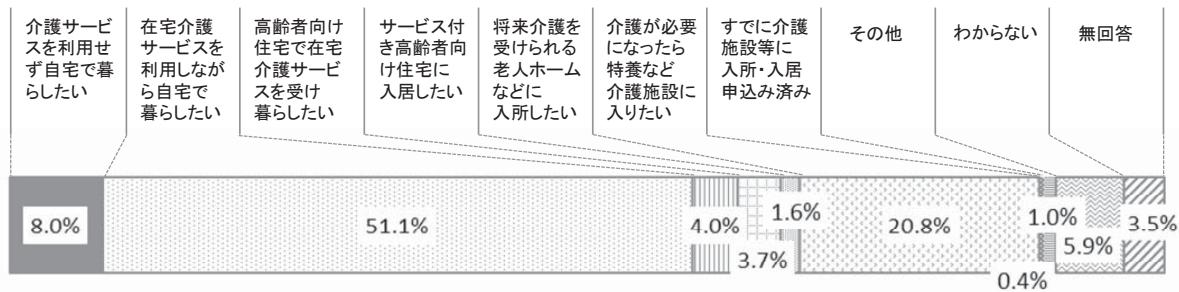
<認知症のイメージ（高齢者一般+一般55～64歳）> (n=3,453)



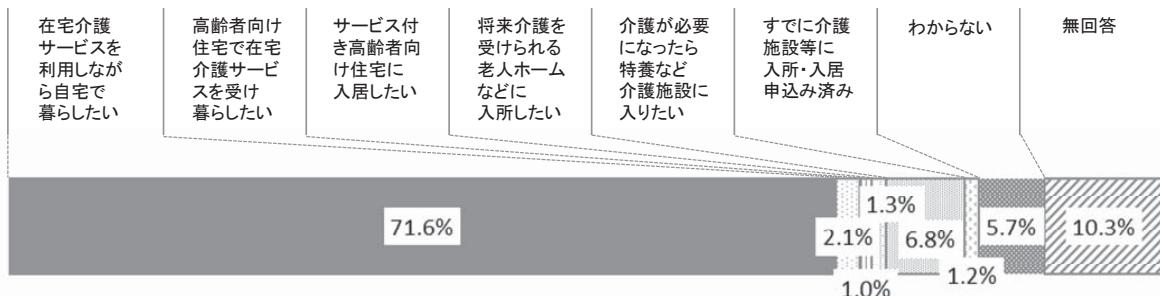
ク 介護サービスの利用と住まい

介護サービスの利用と住まいの考え方について、「自宅で暮らしたい」との回答は、高齢者一般では約6割であるのに対し、要介護者では約7割と高くなっています。介護を必要とする高齢者は、より「自宅で暮らしたい」というニーズが高いため、在宅生活を支える体制が必要だといえます。

＜介護サービスの利用と住まいについて（高齢者一般）＞（n=2,108）



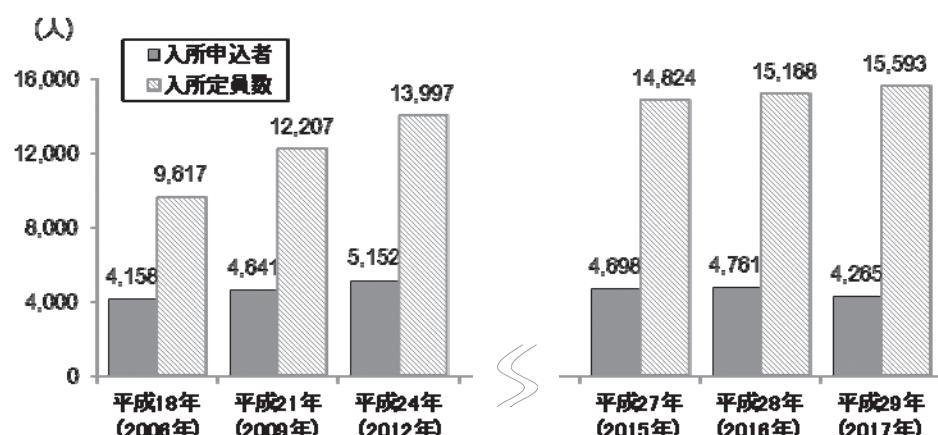
＜介護サービスの利用と住まいについて（要介護）＞（n=1,525）



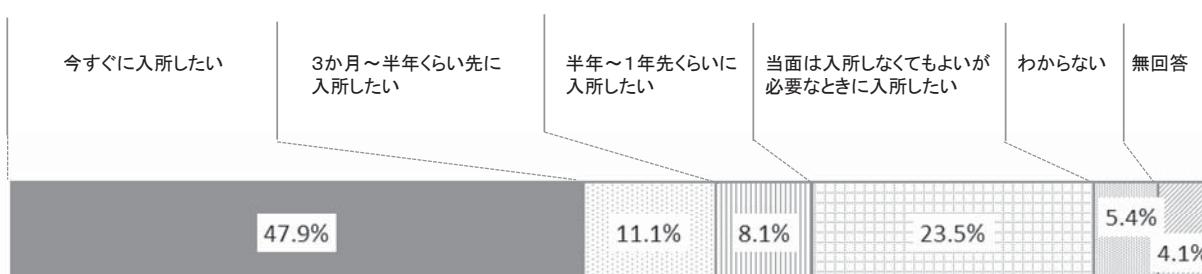
ケ 特別養護老人ホームの申込状況

特養申込者(アンケート回答者)のうち、47.9%が「今すぐに入所したい」と回答しており、かつ、45.6%が自宅にいることから、特養の整備をさらに進めるとともに、在宅でも生活を送れるように、在宅サービスの充実を図ることが必要だといえます。

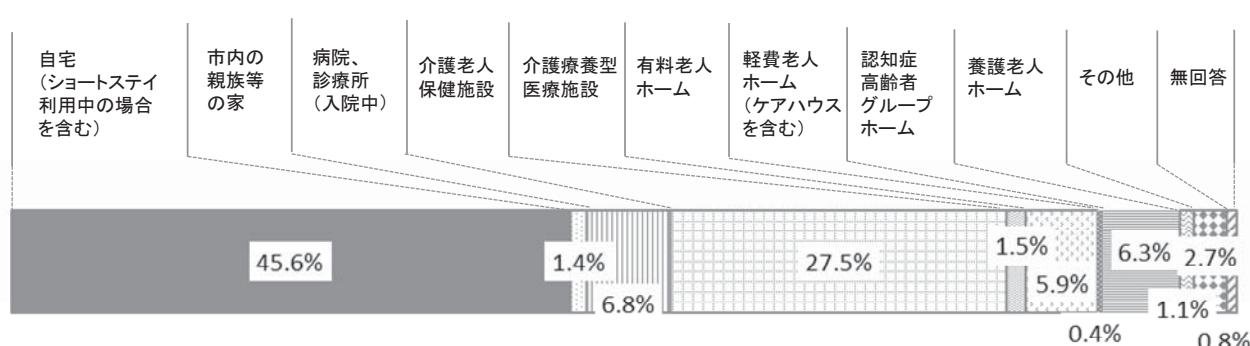
＜入所申込者・入所定員数について＞



＜入所希望時期について（特養申込者）＞ (n=1,373)



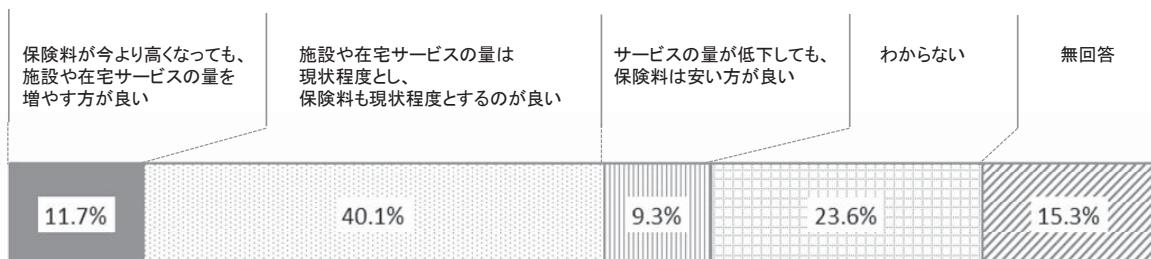
＜現在の居所について（特養申込者）＞ (n=1,373)



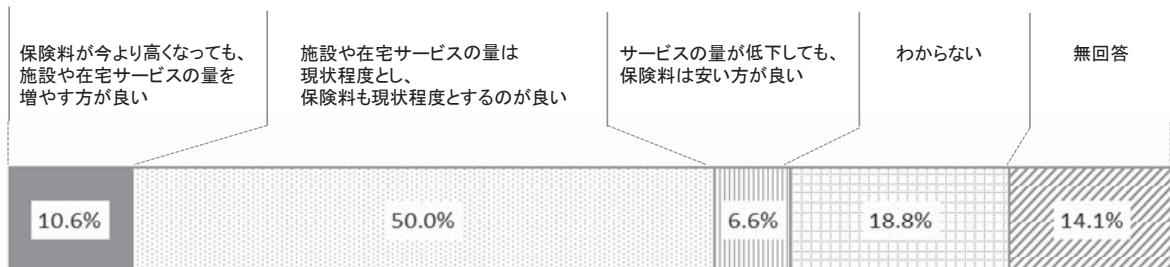
コ 介護サービスと保険料の関係

介護サービスと保険料の関係について、「施設や在宅サービスの量は現状程度とし、保険料も現状程度とするのが良い」と回答した高齢者が最も多く、40.1%でした。また、要介護者も同様に最も多く、全体の半数を占めることから、よりその傾向が強くみられました。介護サービスの量と保険料のバランスを考えながら、施策を検討していくことが必要だと考えられます。

<介護サービスと保険料の関係について（高齢者一般）> (n=2,108)



<介護サービスと保険料の関係について（要介護）> (n=1,525)



サ 介護負担感

要介護者を在宅で介護をしている人が困ったり負担に感じていることについては、「精神的なストレスがたまっている」が最多く、48.5%となっています。また、介護度が高くなるにつれて、「自分の自由になる時間が持てない」、「身体的につらい」の割合が高くなる傾向にあるため、レスパイトケアの必要性が高まっているといえます。

＜介護負担感について（要介護）＞

| | TOTAL (n=1,202) | 要介護度別（無回答n=26非表示） | | | | |
|--------|-----------------------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 要介護1 (n=242) | 要介護2 (n=479) | 要介護3 (n=221) | 要介護4 (n=132) | 要介護5 (n=102) |
| 意思疎通 | 本人に正確な症状を伝えるのが難しい | 21.5% | 19.4% | 15.9% | 24.4% | 30.3% |
| | 本人に現在の状況を理解してもらうのが難しい | 33.7% | 32.6% | 27.6% | 38.9% | 45.5% |
| | 来客にも気を遣う | 18.3% | 14.0% | 16.7% | 21.7% | 18.2% |
| | 本人の言動が理解できないことがある | 29.3% | 27.7% | 24.0% | 33.0% | 40.2% |
| | 本人に受診を勧めても同意してもらえない | 6.1% | 5.8% | 6.3% | 5.0% | 8.3% |
| 介護の仕方 | 適切な介護方法がわからない | 9.2% | 7.9% | 8.8% | 10.9% | 12.1% |
| | 症状への対応がわからない | 11.4% | 10.7% | 9.8% | 13.1% | 15.2% |
| | 徘徊するため目が離せない | 3.4% | 1.7% | 1.3% | 6.3% | 8.3% |
| | 他の家族等に介護を協力してもらえない | 12.1% | 5.4% | 11.5% | 16.3% | 17.4% |
| | 誰に、何を、どのように相談すればよいか、わからない | 4.8% | 5.4% | 4.8% | 2.3% | 7.6% |
| | 日中、家を空けるのを不安に感じる | 44.3% | 39.3% | 40.1% | 52.0% | 53.8% |
| | 介護を家族等他の人に任せてよいか、悩むことがある | 7.6% | 7.0% | 6.7% | 10.4% | 4.5% |
| | 介護の方針などについて、家族・親戚との意見が合わない | 3.2% | 1.2% | 1.9% | 3.6% | 6.1% |
| サービス利用 | 介護することに対して、周囲の理解が得られない | 2.8% | 3.3% | 2.1% | 1.8% | 3.8% |
| | サービスを思うように利用できない、サービスが足りない | 7.7% | 7.0% | 8.4% | 8.6% | 3.8% |
| | サービスを利用したら本人の状態が悪化した(ことがある) | 3.2% | 2.1% | 2.3% | 3.2% | 5.3% |
| | サービス事業者との関係がうまくいかない | 2.1% | 1.2% | 2.9% | 1.4% | 2.3% |
| 介護者ご自身 | ケアマネジャーとの関係がうまくいかない | 1.7% | 1.2% | 2.1% | 1.4% | 0.8% |
| | 自分の用事・都合をすませることができない | 27.2% | 24.0% | 22.8% | 27.1% | 40.2% |
| | 身体的につらい(腰痛や肩こりなど) | 34.4% | 22.7% | 28.6% | 47.1% | 47.0% |
| | 精神的なストレスがたまっている | 48.5% | 40.9% | 46.1% | 58.8% | 53.8% |
| | 睡眠時間が不規則になり、健康状態がおもわしくない | 17.4% | 8.7% | 12.1% | 23.1% | 28.8% |
| | 自分の自由になる時間が持てない | 34.3% | 25.2% | 29.4% | 39.8% | 45.5% |
| | 先々のことを考える余裕がない | 23.9% | 17.8% | 19.4% | 27.6% | 35.6% |
| | 経済的につらいと感じるときがある | 21.1% | 14.5% | 16.9% | 28.1% | 26.5% |
| | 仕事と介護の両立が困難 | 11.9% | 8.3% | 12.7% | 14.0% | 12.1% |
| | 育児と介護の両立が困難 | 0.7% | 0.8% | 0.2% | 0.9% | 0.0% |
| | 家事と介護の両立が困難 | 8.2% | 6.6% | 5.8% | 11.8% | 12.9% |
| | その他 | 4.7% | 4.5% | 3.5% | 5.4% | 7.6% |
| | 特に困っていないことはない | 9.4% | 9.5% | 11.5% | 5.4% | 9.8% |
| | 無回答 | 10.1% | 12.8% | 12.7% | 7.7% | 1.5% |
| | | | | | | |

7 横浜市介護保険運営協議会

(1) 横浜市介護保険条例（抜粋）

施行期日：平成12年4月1日施行

（横浜市介護保険運営協議会の設置）

第14条 介護保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、横浜市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（組織）

第15条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 被保険者
- (2) 学識経験のある者
- (3) 保健・医療・福祉関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（委員の任期）

第16条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第17条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、第1項の規定に準じて選任された委員が、その職務を代理する。

（分科会）

第18条 協議会に、分科会を置くことができる。

- 2 分科会の委員は、協議会の委員のうちから会長が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、分科会長は、分科会の委員の互選によって定める。

（平24条例26・追加）

(2) 横浜市介護保険条例等施行規則（抜粋）

施行期日：平成18年4月1日施行

（協議会の招集手続）

第39条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の3分の1以上が招集を請求したときは、協議会の会議を招集しなければならない。

3 会長は、協議会の会議の3日前までに、その会議の期日、場所及び審議事項を委員に通知しなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（議事）

第40条 協議会の会議は、委員の定数の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（報告）

第41条 会長は、審議した結果及び会議の概要についての報告書を市長に提出しなければならない。

（幹事及び書記）

第42条 協議会に、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事及び書記は、本市職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、協議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 書記は、会長の命を受け、協議会の事務に従事する。

（部会）

第42条の2 協議会に地域密着型サービス運営部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会は、地域密着型サービス事業者等の指定等に関する事項を調査審議する。

（委員）

第42条の3 部会は、委員7人をもって組織する。

2 部会の委員は、協議会の委員のうちから、会長が指名する。

（部会長）

第42条の4 部会に部会長を置き、部会委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、部会を代表し、その会務を掌理する。

3 部会長に事故があったとき、又は欠けたときは、第1項の規定に準じて選任された委員が、その職務を代理する。

（招集）

第42条の5 部会の会議は、部会長が招集する。

2 部会の会議は、部会の委員の定数の半数以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 部会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

（部会に係る委任）

第42条の6 この規則に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

（協議会の庶務）

第43条 協議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

（協議会に係る委任）

第44条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(3) 横浜市介護保険運営協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市介護保険条例等施行規則（平成12年3月横浜市規則第4号）第44条の規定に基づき、横浜市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 協議会は、介護保険事業ならびに地域包括支援センター運営事業の円滑な実施に向けて、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 横浜市介護保険事業計画の実施に関すること。
- (2) 介護保険給付に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関すること。
- (4) 地域密着型サービス等の指定基準及び介護報酬の設定に関すること。
- (5) その他介護保険事業の円滑な実施に関すること。

2 前項第3号について審議するため、横浜市介護保険条例（平成12年3月条例第27号）第18条に基づき、横浜市地域包括支援センター運営協議会を協議会の分科会として設置する。

横浜市地域包括支援センター運営協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

3 前項に定める横浜市地域包括支援センター運営協議会で審議した事項については、その結論をもって協議会の意思決定とする。

(議事録の作成)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）の議事録は、開催日時、会議に付した事案の件名、議事の概要等を記するものとする。

2 会議の議事録は、出席委員の承認を得て確定する。

(会議の傍聴)

第4条 会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）の定員及び申込み期間は、会議ごとに会長が定めるものとする。

- 2 傍聴を希望する者は、あらかじめ電話等で健康福祉局に申し込むものとする。
- 3 傍聴の申込みは先着順とし、定員に達し次第、締め切るものとする。
- 4 傍聴者は、会場の指定された場所に着席するものとする。
- 5 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りではない。
- 6 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

7 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場から退去を命じることができる。

(会議の非公開)

第5条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条ただし書の規定により、会議を非公開とするときは、会長はその旨を宣告するものとする。

2 前項の場合において、会長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聞くことができる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるものを除くほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年2月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年2月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年8月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年3月22日から施行する。

(4) 横浜市介護保険運営協議会委員名簿

平成30年3月現在

| 区分 | 団体等 | 委員 | 備考 |
|---------------------------------|----------------------------|--------|-------|
| 被 保 險 者 | 公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会理事 | 岩船 弘美 | |
| | 市民公募（第1号被保険者） | 岡田 須美子 | |
| | 市民公募（第1号被保険者） | 木村 初恵 | |
| | 公益社団法人認知症の人と家族の会神奈川県支部世話人 | 田村 加代子 | |
| | 市民公募（第2号被保険者） | 花立 悅治 | |
| | 日本労働組合総連合会神奈川県連合会横浜地域連合副議長 | 柳井 健一 | |
| | 横浜市町内会連合会委員 | 山岸 弘樹 | |
| | 公益社団法人横浜市身体障害者団体連合会副理事長 | 山田 初男 | |
| 学 識 経 験 者 | ジャーナリスト | 越智 登代子 | |
| | 神奈川県弁護士会 | 野呂 芳子 | |
| | 神奈川県立保健福祉大学名誉教授 | 山崎 泰彦 | 会長 |
| 保健 ・ 医療 ・ 福祉 関係者 | 横浜市民生委員児童委員協議会理事 | 大竹 多喜男 | |
| | 公益社団法人横浜市福祉事業経営者会会长 | 小倉 徹 | |
| | 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会理事長 | 瀬戸 恒彦 | |
| | 一般社団法人横浜市医師会副会长 | 武安 宣明 | |
| | 社会福祉法人横浜市社会福祉協議会常務理事 | 中村 香織 | 職務代理者 |
| | 公益社団法人神奈川県社会福祉士会 | 成田 すみれ | |
| | 一般社団法人横浜市薬剤師会理事 | 山田 真幸 | |
| | 一般社団法人横浜市歯科医師会副会长 | 吉田 直人 | |
| | 公益社団法人神奈川県看護協会専務理事 | 渡辺 二治子 | |

分野別・五十音順（敬称略）

(5) 横浜市介護保険運営協議会の開催実績及び審議内容について

| 開 催 日 | 審 議 内 容 等 |
|--------------------|--|
| 平成 27 年 度 | 第1回 平成27年6月1日（月） 1 横浜市における介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の実施について |
| | 第2回 平成27年8月24日（月） 1 平成28年1月移行当初の介護予防・日常生活支援総合事業について 2 「横浜市の介護予防・日常生活支援総合事業の展開に関する検討会」の設置について |
| | 第3回 平成27年11月18日（水） 1 横浜市介護保険運営協議会の会長及び職務代理者の選任 2 地域包括支援センター運営協議会の設置、委員の氏名及び議決の委任について 3 地域密着型サービス運営部会委員の指名報告について 4 横浜市の介護予防・日常生活支援総合事業の展開に関する検討会委員の指名報告について 5 横浜市における介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の実施について |
| | 第4回 平成28年1月21日（木） 1 横浜市介護予防・日常生活支援総合事業 |
| | 第5回 平成28年3月22日（火） 1 横浜市における介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の実施について |
| 平成 28 年 度 | 第1回 平成28年6月27日（月） 1 横浜市介護予防・日常生活支援総合事業 2 市レベル地域ケア会議の開催について 3 第7期高齢者福祉保健計画・介護保険事業計画策定に向けた高齢者実態調査（案）について |
| | 第2回 平成28年9月1日（木） 1 第6期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画平成27年度取組状況について 2 横浜市介護予防・日常生活支援総合事業について |
| | 第3回 平成28年12月19日（月） 1 横浜市介護予防・日常生活支援総合事業について 2 横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針（仮称）について |
| | 第4回 平成29年3月9日（木） 1 第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定について |
| 平成 29 年 度 | 第1回 平成29年6月26日（月） 1 第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について |
| | 第2回 平成29年8月24日（木） 1 第6期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画平成28年度取り組み状況 2 第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について 3 横浜市介護予防・日常生活支援総合事業について |
| | 第3回 平成29年10月5日（木） 1 第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について |
| | 第4回 平成30年1月18日（木） 1 第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について 2 介護保険サービス等の基準に関する関係条例の制定及び改正について |
| | 第5回 平成30年3月27日（火） 1 第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について 2 横浜市介護予防・日常生活支援総合事業について |

8 第7期計画素案に対する市民意見の状況

第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(よこはま地域包括ケア計画)の策定にあたり、パブリックコメントを実施しました。いただいたご意見は、原案策定の際に参考としたほか、今後の事業や取組の参考にさせていただきます。

(1) 実施概要

平成29年10月30日に計画素案を公表し、市ホームページや広報よこはまへの掲載、区民説明会の開催、関係団体への説明などを行いました。また、はがき、ファクシミリ、電子メール、電子申請などにより意見等を募集しました。

ア 市民意見募集期間

平成29年10月31日(火)～12月28日(木)

イ 区民説明会の開催状況

| | 開催日 | 曜日 | 区名 | 会場 | 参加者数 |
|----|-------|----|-------|--------------------|--------|
| 1 | 11/8 | 水 | 緑区 | 緑区役所 4 AB 会議室 | 30人 |
| 2 | 11/15 | 水 | 中区 | 中区役所 7階会議室 | 33人 |
| 3 | 11/17 | 金 | 保土ヶ谷区 | 保土ヶ谷区役所 本館 401 会議室 | 39人 |
| 4 | 11/17 | 金 | 磯子区 | 磯子区役所 701・702 会議室 | 40人 |
| 5 | 11/27 | 月 | 戸塚区 | 戸塚区役所 8階大会議室 | 126人 |
| 6 | 11/27 | 月 | 金沢区 | 金沢区役所 3階1号会議室 | 17人 |
| 7 | 11/28 | 火 | 青葉区 | 青葉区役所 4F 会議室 | 60人 |
| 8 | 11/28 | 火 | 南区 | 南区役所 701-704号会議室 | 16人 |
| 9 | 11/29 | 水 | 鶴見区 | 鶴見公会堂 講堂 | 284人 |
| 10 | 11/30 | 木 | 神奈川区 | 済生会神奈川県病院 地下会議室 | 39人 |
| 11 | 12/1 | 金 | 都筑区 | 都筑公会堂 講堂 | 123人 |
| 12 | 12/4 | 月 | 港南区 | 港南区役所 601・602 会議室 | 48人 |
| 13 | 12/5 | 火 | 港北区 | 港北公会堂 1号室 | 15人 |
| 14 | 12/7 | 木 | 栄区 | 栄区役所 8・9号会議室 | 40人 |
| 15 | 12/13 | 水 | 旭区 | 旭公会堂 講堂 | 370人 |
| 16 | 12/13 | 水 | 泉区 | 泉区役所 4 A B C会議室 | 58人 |
| 17 | 12/18 | 月 | 西区 | 西区総合庁舎 3階3AB 会議室 | 21人 |
| 18 | 12/21 | 木 | 瀬谷区 | 瀬谷区役所 大会議室 | 20人 |
| 合計 | | | | | 1,379人 |

ウ 関係団体等への説明状況

地域ケアプラザ所長会、横浜市民生委員・児童委員協議会、横浜市病院協会、横浜在宅看護協議会、横浜市歯科医師会、横浜市町内会連合会、横浜市社会福祉協議会、横浜高齢者グループホーム連絡会、老人福祉センター所長会、横浜市医師会、介護支援専門員連絡協議会、横浜市介護老人保健施設経営者会、横浜市薬剤師会、横浜市老人クラブ連合会、横浜市福祉サービス協会、横浜市福祉事業経営者会、よこはま地域ネット24、横浜市小規模多機能型居宅介護事業者連絡会など計25団体に説明。

(2) 実施結果

【意見の提出元内訳】

| 内訳 | 件数 | 構成比 | 備考 |
|----------|------|--------|---|
| ○区民説明会 | 446件 | 45.8% | 1,379人参加（18区合計） アンケート 754枚（うち意見提出者 236人） |
| ○関係団体等 | 244件 | 25.1% | 25団体に説明 |
| ○意見募集はがき | 93件 | 9.5% | 53通 |
| ○ファクシミリ | 89件 | 9.1% | 39通 |
| ○電子メール | 36件 | 3.7% | 16通 |
| ○電子申請 | 40件 | 4.1% | 29件 |
| ○郵送・持参 | 26件 | 2.7% | 3通 |
| 合計 | 974件 | 100.0% | |

(3) 原案への反映状況

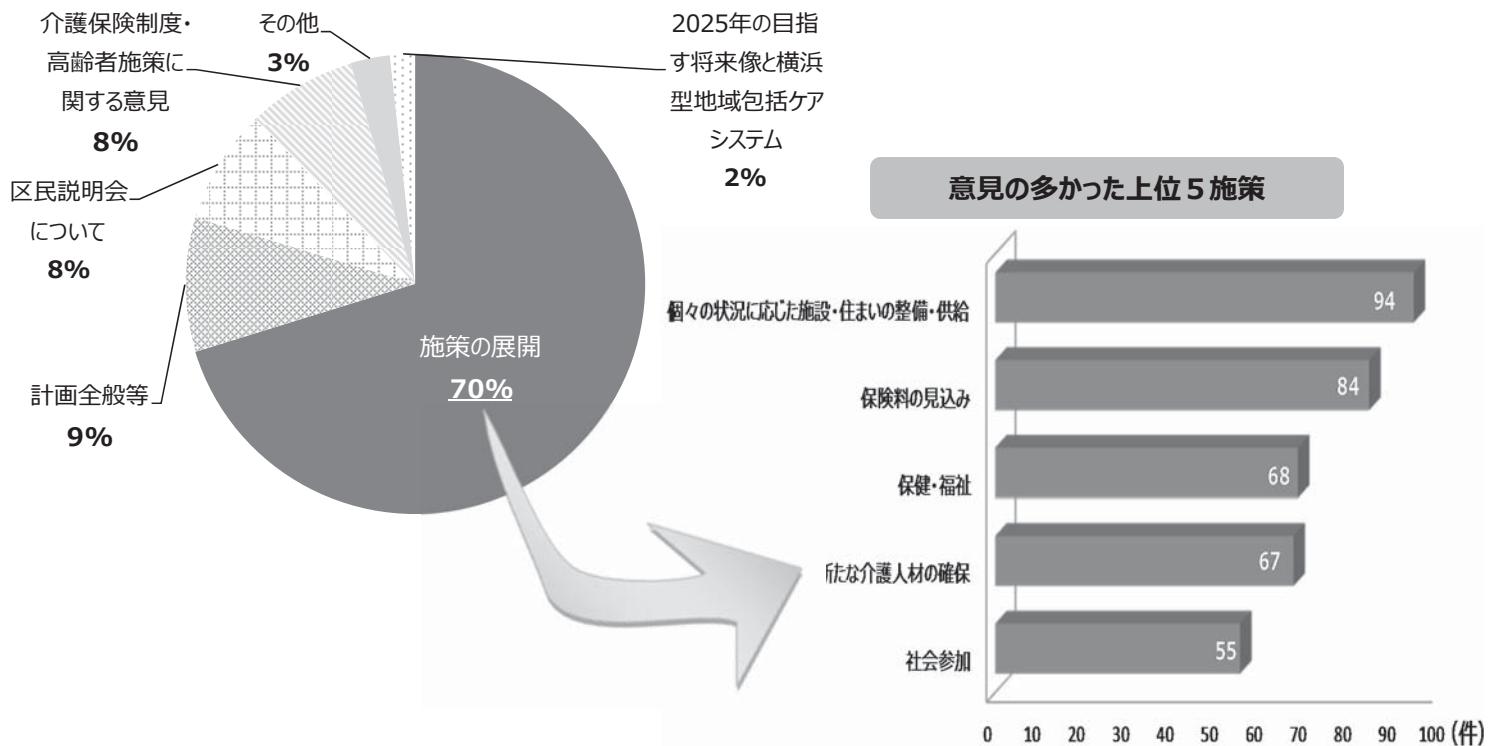
【原案策定に際しての分類】

| 対応分類 | 件数 | 構成比 |
|-------------------------------------|------|--------|
| ① ご意見を踏まえ、原案に反映したもの | 83件 | 8.5% |
| ② ご意見の趣旨が既に素案に含まれているもの・素案を評価いただいたもの | 259件 | 26.6% |
| ③ 計画素案には記載していないが実施中（実施予定）のもの | 165件 | 16.9% |
| ④ 今後の検討の参考とさせていただくもの | 404件 | 41.5% |
| ⑤ その他 | 63件 | 6.5% |
| 合計 | 974件 | 100.0% |

(4) 意見の内訳

【意見の分類】

| 内容 | 件数 | 構成比 |
|------------------------------|------|--------|
| ◇計画全般 | 82件 | 8.4% |
| ◇横浜市の高齢者を取り巻く状況 | 4件 | 0.4% |
| ◇2025年の目指す将来像と横浜型地域包括ケアシステム | 17件 | 1.7% |
| ◇第7期計画の基本目標と施策体系 | 6件 | 0.6% |
| ◇施策の展開 | | |
| I 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを目指して | 135件 | 13.9% |
| II 地域生活を支えるサービスの充実と連携強化を目指して | 136件 | 14.0% |
| III 認知症にやさしい地域を目指して | 45件 | 4.6% |
| IV ニーズや状況に応じた施設・住まいを目指して | 105件 | 10.8% |
| V 安心の介護を提供するために | 133件 | 13.6% |
| VI 地域包括ケア実現のために | 25件 | 2.6% |
| VII 介護サービス量等の見込み・保険料の設定等 | 105件 | 10.8% |
| ◇介護保険制度に関する意見 | 36件 | 3.7% |
| ◇高齢者施策に関する意見 | 39件 | 4.0% |
| ◇区民説明会について | 79件 | 8.1% |
| ◇その他 | 27件 | 2.8% |
| 合計 | 974件 | 100.0% |



※意見の詳細は、市ホームページで公表しています。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/kyoutuu/jourei/jigyoukeikaku/>

また、市民情報センター及び健康福祉局高齢健康福祉課での閲覧も行っています。

9 用語集

(50 音順)

| 用語 | | 説明 |
|--------|------------|--|
| あ 行 | ICT | 情報通信技術(Information and Communication Technology)の略。コンピューターやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。 |
| | 医療的ケア | たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、家族や看護師等が日常的にに行う医療的な生活援助行為のこと。 |
| | NPO法人 | NPOとは「NonProfit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。このうち特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を、「特定非営利活動法人(NPO法人)」という。NPOは法人格の有無を問わず、様々な分野(福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など)で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。 |
| か 行 | 介護給付 | 介護が必要と認められた人(要介護1~5)に給付される介護保険の保険給付のこと。 |
| | 介護職員処遇改善加算 | 介護職員の賃金や労働環境の改善を目的とした加算制度。受給対象は、介護事業所・施設に従事している介護職員。 |
| | 介護職員初任者研修 | 介護職員初任者研修は、今後訪問介護事業に従事しようとする者、若しくは在宅・施設を問わず知識・技術とそれらを適用する際の考え方のプロセスとして身につけ、職場の上司の指示を受けながら基本的な介護業務を実践することを目的とした研修。かつて、訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修や介護職員基礎研修、介護福祉士など、様々な研修・資格が存在していたが、キャリアパスをわかりやすくし介護人材の定着をはかるため、介護職員初任者研修として研修が一本化された。 |
| | 介護相談員 | 利用者や家族の不安や不満、疑問などを聴き、利用者の権利を守るための手助けと、サービス提供事業者が介護サービスの質的向上に向け自ら「気づく」ための橋渡し役。区役所から特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホームに派遣している。 |
| | 介護保険事業計画 | 介護保険事業を円滑に実施するため、介護保険法に基づいて市町村が介護保険サービスの提供量や確保策を定めている計画。計画に定めるサービス見込み量等に基づき第1号被保険者の保険料を算出する。3年ごとに見直している。 |
| | 介護予防 | 高齢者ができる限り要支援・要介護状態になることなく、健康でいきいきした生活を送れるように、また、介護保険で要支援・要介護と認定されるなど支援が必要になっても、状態がさらに進行しないように支援すること。 |

| 用語 | 説明 |
|------------------|---|
| 介護予防 ケアマネジメント | 要介護認定で要支援1・2と判定された高齢者および要支援相当の方で、基本チェックリストにより事業の対象になった高齢者に対し、地域包括支援センターの職員が中心となって心身機能や生活機能等の状況に関するアセスメントを実施し、予防効果の期待できるサービスを組み合わせて介護予防ケアプランを作成すること。 |
| かかりつけ医 | 家族の日常的な診療や健康管理をしてくれる身近な医師のこと。また、入院や検査が必要な場合などに、適切な病院・診療科を指示、紹介してもらうことができる。 |
| かかりつけ歯科医 | 生涯を通じて口腔の健康を維持するために、継続的に適切な治療や管理を提供し、いつでも相談に応じてくれる身近な歯科医師。 |
| かかりつけ 薬剤師・薬局 | 日頃から患者と継続的に関わり、薬に関して、いつでも気軽に相談できる薬剤師。服薬情報の一元的・継続的な管理・指導などを通じて、患者や介護・医療関係者を支える。 |
| 技能実習制度 | 先進国としての役割を果たしつつ国際社会との調和ある発展を図っていくため、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としたもの。外国人が出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の「技能実習」の在留資格をもって日本に在留し、技能等を修得する制度。 平成29年11月1日の「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」の施行にあわせ、外国人技能実習制度の対象職種に介護職種が追加された。 |
| 基本チェックリスト | アンケート形式で、区役所や地域包括支援センターなどで本人が専門職と各質問の趣旨を確認しながら回答し、本人の生活機能や心身の状況を確認するためのツール。 基本チェックリストを実施した結果、定められた基準に該当し、「事業対象者」と認められれば、総合事業のサービスを利用することができる。 |
| 共生型サービス | 障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを継続して利用できること等を目的に創設されたサービス。障害福祉の在宅サービスの指定を受けている事業所が、介護保険の在宅サービスの指定も受けられる。訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護の各サービスの1類型として、平成30年4月創設。障害福祉においても同様のサービスがある。 |
| 協働 | 公的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創り出したり、取り組むこと。 |
| 居住系サービス | 介護保険のサービスのうち、特定入居者生活介護(介護付有料老人ホーム等)、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)のこと。 |

| 用語 | 説明 |
|-----------------------------------|--|
| 居住支援協議会 | 住宅セーフティネット法第 51 条に規定され、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者(住宅確保要配慮者)が民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう推進するための組織。地方公共団体の住宅担当部局及び自立支援や福祉サービス等担当部局、宅地建物取引業者や賃貸住宅を管理する事業の関連団体、居住に係る支援を行う営利を目的としない法人により構成されている。 |
| 緊急通報システム | 住宅内において、入居者に事故や急病等異常が発生した場合に、住戸内の緊急押しボタンを押したり、生活センターが作動したりすることにより、緊急対応先へ通報されるシステム。 |
| ケアハウス | 60 歳以上で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる方であって、家族による援助を受けることが困難な方のための入所施設。 |
| ケアプラン (居宅サービス計画、介護予防サービス・支援計画) | 在宅の要介護者・要支援者が、介護サービスを適切に利用できるよう、心身の状況、生活環境、サービス利用の意向等を勘案して、サービスの種類、内容、時間及び事業者を定めた介護サービスの計画。 |
| ケアマネジメント | 介護保険制度におけるケアマネジメントは、介護保険法の目的である高齢者の自立を目指し、要支援・要介護者等が介護保険サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を勘案し、居宅サービス計画(ケアプラン)を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整等を行い、その人らしい生活を維持・向上できるよう支援すること。 |
| ケアマネジャー (介護支援専門員) | 要介護・要支援等にある高齢者的心身の状況に応じ、公正中立な立場でケアプランを作成し、サービス事業者等との調整、ケアプラン作成後の利用状況の管理等を行う専門職。保健・医療・福祉サービスの従事者で一定の実務経験を持つ者のうち、都道府県の行う試験に合格し、所定の実務研修を修了することによって資格を得たものが従事する。 |
| 経済連携協定 (EPA) | 経済連携協定(Economic Partnership Agreement)は、幅広い経済関係の強化を目指して、貿易や投資の自由化・円滑化を進める協定。 介護福祉士候補生の受け入れは、介護分野の労働力不足への対応として行うものではなく、相手国からの強い要望に基づき交渉した結果、経済活動の連携の強化の観点から実施されている。 インドネシアは平成 20 年度から、フィリピンは平成 21 年度から、ベトナムは平成 26 年度から受け入れが開始された。 |

| 用語 | 説明 |
|-------------------|---|
| 元気づくりステーション | 身近な地域で自主的、継続的に介護予防・健康づくりに取り組むグループ活動。市内在住のおおむね 65 歳以上の人人が対象であり、公園、町内会館、民間スペースなど身近な地域で、体操やウォーキング、認知症の予防に関するなど様々な活動を行っている。 |
| 健康寿命 | 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。 |
| 健康横浜21 | 健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」として位置づけられている市民の健康づくりの計画。平成 25 年度に第2期計画を策定し、10 年間にわたり健康寿命を伸ばすことを基本目標とし、ライフステージ別の行動目標を定め、生活習慣の改善と生活習慣病の重症化予防を推進している。 |
| 現物給付 | 介護保険サービスを利用する際に、利用者は費用の自己負担分(1割～3割)を支払い、残り9割から7割の保険給付は事業者が市町村から支払い(国民健康保険団体連合会を経由)を受ける方式で、多くの場合、現物給付でサービスが提供されている。一方、利用者がサービス利用時に費用の全額を事業者に支払い、その後保険給付分(9割から7割)について市町村から支払いを受ける方式を「償還払い」という。 |
| 権利擁護 | 認知症高齢者等判断能力が不十分な利用者の意志決定を援助し、不利益がないように支援を行うこと。社会福祉法においては、福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)、苦情解決、運営適正化委員会などが規定されている。また民法では成年後見制度が規定されている。権利擁護については、地域包括支援センターが身近な相談窓口となり、区役所や区社協あんしんセンターと連携して地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用につなげ、高齢者虐待や悪質リフォーム詐欺等の経済被害の防止に努めている。 |
| 公営住宅 | 公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として供給される住宅。 |
| 口腔ケア (口腔機能の向上) | 口腔内を清潔に保つとともに、嚥下(えんげ)機能(うまく飲み込むこと)を低下させないよう、歯科医師や歯科衛生士が歯や舌の汚れをチェックして正しい歯磨きの方法や、食物や水分をむせずに飲み込むための口の体操等を行う。 |
| 合計所得金額 | 前年の収入金額から必要経費等に相当する額を差し引いた金額。税法上の各種所得控除(例:配偶者控除や医療費控除等)や土地・建物等の譲渡所得の特別控除、上場株式等の譲渡損失に係る繰越控除などは行う前の金額。第1号被保険者の保険料の所得段階は、市民税課税状況及び合計所得金額等に基づいて算定されている。 |

| 用語 | | 説明 |
|--------|--------------------------|--|
| | 公的賃貸住宅 | 公的主体が自ら供給又はその関与の下で供給される住宅のこと。都道府県や市区町村が供給する公営住宅、公的な機関(UR都市機構、地域住宅供給公社等)が供給する住宅、特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅などがある。それぞれの住宅で入居できる基準などが定められている。 |
| | 公的年金等 収入額 | 税法上、課税対象の収入となる公的年金等(国民年金、厚生年金など)の収入。非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まない。 |
| | 公的年金等 所得金額 | 公的年金等収入額から公的年金等控除額を差し引いた金額。 |
| | 高齢者居住安定 確保計画 | 「横浜市住生活基本計画」及び「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を踏まえ、介護等を必要とする高齢者の住宅セーフティネットを確立し、高齢者全体の住生活の安定と向上を目指す取組を推進するための計画。 |
| | 高齢者施設・ 住まいの相談 センター | 高齢者の施設や住まいに関する相談窓口として、専門の相談員が、窓口や電話で個別・具体的な相談や、施設の基本情報・入所待ち状況など、様々な情報提供を実施している。 |
| | 高齢者向け 優良賃貸住宅 | 高齢者が安全で安心して居住できるように、バリアフリー仕様(室内の段差解消や手すり設置)で整備された民間の賃貸住宅を、公的賃貸住宅として認定した住宅。建設費の一部に補助が受けられる。入居資格は60歳以上の単身又は同居世帯で、緊急時対応サービス(緊急通報装置の設置、緊急連絡体制の整備)、安否確認サービス(定期的な入居者の安否確認)などが受けられ、入居世帯の所得が一定以下の場合に家賃補助が受けられる。 根拠法令となっていた高齢者住まい法の改正により、2011(平成23)年に地域優良賃貸住宅制度を利用した賃貸住宅整備(民間土地所有者等が建設する住宅を活用して供給される公的賃貸住宅のこと。市又は県と国が建設費や家賃の一部を補助する。)に再編された。 |
| | 国民健康保険 団体連合会 (国保連) | 国民健康保険法に規定された公法人で都道府県単位に設立されている。介護保険においては、事業者への保険給付の審査・支払業務を市町村から受託して行っているほか、サービスの質の向上に関する調査及び事業者に対する助言指導等を行う。 |
| | コミュニティ ビジネス | 地域・コミュニティの様々なニーズや課題に対応して、継続的に事業を行い、まちづくり、地域情報の発信、商店街活性化、環境・資源の保全、高齢者支援、子育て支援や子供の健全育成など、豊かな地域社会づくりと地域経済の活性化を目指すビジネス。 |
| さ 行 | サービス付き 高齢者向け住宅 | 介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の高齢者向け住宅。一定の面積と設備、バリアフリー構造を備え、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービス等を提供する。高齢者住まい法の改正により創設され、都道府県・指定都市・中核市が登録を行う。 |

| 用語 | 説明 |
|----------------------------|--|
| 在宅医療サロン | 市民や医療・介護の専門職等が集まって、在宅医療や人生の最終段階の医療等について話し合うことによる交流の場。 |
| 在宅医療連携拠点 | 病気を持ちつつも可能な限り住み慣れた場所で自分らしく過ごすことができるよう、多職種協働による在宅医療の支援体制を構築し、医療と介護が連携した地域における包括的かつ継続的な在宅医療の提供を目指すための拠点。 |
| 在宅介護 | 施設への入所や、病院への入院によらずに、それぞれの生活の場である自宅で介護を行うこと。介護保険法では「可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない。」とされており、在宅介護を理念のひとつとしている。 |
| 在留資格「介護」 | 平成29年9月1日の「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」の施行により、介護福祉士の資格を有する外国人が介護施設等との契約に基づいて介護の業務に従事するための在留資格「介護」が創設された。この改正法により、外国人留学生として入国→介護福祉士養成施設で修学(2年以上)→介護福祉士の国家資格取得後に在留資格を「留学」から「介護」に変更することで、引き続き介護福祉士として業務従事することができるようになった。 |
| 実地指導 | サービス事業所等に市職員等が訪問し、法令・基準等に基づいて事業所の運営状況の点検・指導を行い、サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図る。 |
| シニア・りぶいん (高齢者向け借上型市営住宅) | 高齢者向けに配慮された民間賃貸住宅を、本市が市営住宅として借上げた住宅。シルバーハウ징と同様の設備、支援がある。 |
| 市民活動・生涯学習支援センター | 生涯学習活動や市民活動等、自主的な活動を支援する拠点。さまざまな自主的な活動に関する相談、資料や情報の提供、ミーティングコーナーや活動に必要な機材の貸出など行っている。 |
| 市民後見人バンク | 横浜市市民後見人養成課程を修了し、成年後見制度や地域福祉に関する幅広い分野の知識や技術、活動上の倫理を身に付けた者のうち、市民後見人として活動する意思のある者の氏名、住所、年齢、性別、その他事項を登録し、管理する機能。 |
| 社会福祉士 | 身体や精神の障害あるいは環境上の理由などにより日常生活を営むことに障がいのある人の福祉に関する相談援助を行う専門職。社会福祉士が従事する職場は、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、各種社会福祉施設、介護老人保健施設、病院、社会福祉協議会、福祉事務所・身体障害者更生相談所・児童相談所その他行政機関など多岐にわたっている。 |
| 社会福祉法人 | 特別養護老人ホームの運営など、社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めに基づき設立された法人。継続・安定した事業運営ができるよう、設立・運営に当たっては厳格な要件を求められている。 |

| 用語 | 説明 |
|--------------------------|--|
| 社会福祉協議会 (社協) | 社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている。民間としての「自主性」と広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持った組織であり、横浜市においては、①社会福祉法人として専任職員と事務局を持つ「市社会福祉協議会」及び18の「区社会福祉協議会」②住民主体の任意団体でおおむね連合町内会エリアで活動する「地区社会福祉協議会」がある。 |
| 若年性認知症 支援コーディネー ター | 若年性認知症に関する総合的な相談窓口として、医療、就労、様々な制度やサービス、生活上の困り事等の相談を受ける相談員。認知症疾患医療センターに配置。 |
| 住宅確保 要配慮者 | 低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者。 |
| 住宅セーフティ ネット法 | 住生活基本法の基本理念にのっとり、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子供を育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者(住宅確保要配慮者)に対する賃貸住宅の供給の促進を図ることを目的に、2007(平成19)年7月に制定された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の通称。同年9月に、この法律に基づく基本方針の告示が行われ、住宅確保要配慮者の範囲、公的住宅の整備・管理に関しての基本的な事項、民間賃貸住宅への入居促進に関する基本的な事項を定めている。 また、2017(平成29)年10月に、民間の空家、空き室を活用した、高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設など、住宅セーフティネット機能を強化するための改正法が施行された。 |
| 集団指導講習会 | 市(指定権者)がサービス事業所等に対する指導として実施する講習会のこと。適正な介護報酬請求及び関係法令・基準の遵守、介護保険制度の理解促進など、サービス事業所の適正な運営に必要な情報提供を目的とし、サービス事業所は参加を義務付けられている。 |
| 主任 ケアマネジャー | 「主任介護支援専門員研修」を修了した介護支援専門員(ケアマネジャー)であって、介護支援専門員(ケアマネジャー)が日常業務を行う上での相談・支援や困難事例への指導・助言を行うなど、地域における包括的・継続的なケアマネジメントを担う。地域包括支援センター等に従事する。 |
| 譲渡特別控除額 | 土地や建物の売却にかかる短期・長期譲渡所得の特別控除額。 |
| 自立支援 | 市民の一人ひとりが、自らの意思で自身の生き方を選択し、地域で生きがいを持ちながら、人生の最後まで自分らしく生きることを支援することをいう。 具体的には、これからどのように暮らしていきたいかを高齢者自身が考え、自らの目標を定め、年齢を重ねても、役割や社会とのつながりを持ちながら目標を達成していくことを支援すること。 |

| 用語 | 説明 |
|-----------------------------------|---|
| シルバー人材センター | 健康で働く意欲を持つ定年退職者等の高年齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、高年齢者の生きがいの充実、福祉の増進並びに社会参加の推進を図り、高年齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として設立された公益財団法人。 |
| シルバーハウジング | 緊急通報システムが設置され、生活相談室が整備された市営住宅。生活援助員の派遣があり、生活相談や安否確認等の支援がある。 |
| 住まいの相談カウンター | ハウススクエア横浜(都筑区中川)の住まいの情報館に設置。新築、リフォーム、マンション管理などの相談を受け付けている(水曜、年末年始を除く毎日)。 |
| 住まいのイン(横浜市住宅供給公社 住まい・まちづくり相談センター) | 横浜市住宅供給公社による、住まい・まちづくりの相談センター。マンション管理組合向け相談、高齢者住替相談などを実施している。 |
| 生活援助員 | シルバーハウジング及びシニア・りぶいん入居者並びに高齢者向け優良賃貸住宅、公営住宅の一部入居者に対し、生活に関する相談・助言、安否の確認、緊急時の対応、関係機関などとの連絡などを行う。 |
| 生活支援コーディネーター | 高齢者一人ひとりが、できることを大切にしながら暮らし続けるために、高齢者の社会参加を進め、多様な主体が連携・協力する地域づくりをすすめるコーディネーター。地域のニーズに合わせて、高齢者に必要な生活支援の活動・サービスを創出・持続・発展させる取組の支援、関係者間の情報共有・連携体制づくり等を行う。 |
| 生活習慣病 | がん、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患、循環器疾患(脳血管疾患、心疾患、高血圧症)、脂質異常症、歯周病など、食事や運動、喫煙などの生活習慣がその発症や進行に関与する疾病的総称。 |
| 成年後見制度 | 認知症や障害により判断能力が不十分であり、財産管理や契約を自ら行うことができない人を保護し、支援する制度。親族等(身寄りがない場合は市町村)の申立てにより家庭裁判所が判断能力の程度に合わせて後見人等(後見人・保佐人・補助人)を選任する「法定後見制度」と、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、判断能力があるうちに自らが選んだ代理人と公正証書により身上監護や財産管理についての契約を結んでおく「任意後見制度」がある。 |
| 摂食嚥下機能障害 | 摂食嚥下機能障害とは、食べ物を口から胃や腸などの消化管へ送り込むための一連の流れが障害されている状態をいう。 |

| 用語 | | 説明 |
|--------|----------------|---|
| | ソーシャルキャピタル | 人々の協調行動を活発にすることによって社会の効率性を高めることのできる、信頼、規範、ネットワークといった社会組織の特徴。住民や組織同士がつながり、地域に根ざした信頼やネットワークなどの社会関係を指している。 |
| た 行 | ターミナルケア | 病気で余命わずかの人をはじめ、認知症や老衰の人たちが、人生の残り時間を自分らしく過ごし、満足して最期を迎えるようにするケア。治療による延命よりも、病気の症状などによる苦痛や不快感を緩和し、精神的な平穏や残された生活の充実を優先させる。 |
| | 第三者評価 | 事業者の提供する福祉サービスの質を、事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うこと。事業者は評価結果をサービス向上に生かし、利用者は評価情報により適切な事業者を選択することが可能となる。 |
| | ダブルケア | 子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態。 |
| | 団塊の世代 | 第二次世界大戦後の第1次ベビーブームの時代、昭和22年から昭和24年までに生まれた世代。他の世代に比較して人数が多い。 |
| | 短期入所サービス | ショートステイとも呼ばれ、短期間、施設に入所して介護や機能訓練などを受けるサービス。特別養護老人ホーム等の福祉施設が行う「短期入所生活介護」と、老人保健施設や介護療養型医療施設などが行う「短期入所療養介護」がある。 |
| | 地域活動交流コーディネーター | 子どもや高齢者、障害者等、地域に暮らす全ての人たちが、孤立することなく地域の一員として、自分らしく支え合って暮らせるような、住民主体の地域づくりを支援する横浜市独自の職種。地域の方と一緒に、地域の魅力を高め、課題解決ができるようなつながりや仕組みを作る。 |
| | 地域共生社会 | 制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。 |
| | 地域ケア会議 | 多職種の協働のもと、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントを支援し、地域の方々も含めて地域で高齢者を支えるネットワークを構築するとともに、具体的な地域課題やニーズを必要な社会基盤整備につなげていく一つの手法。 |

| 用語 | 説明 |
|------------|--|
| 地域ケアプラザ | <p>高齢者、子ども、障害のある人など誰もが地域において健康で安心して暮らせるよう、地域住民とともにより良い地域をつくっていくための横浜市独自の施設。概ね中学校区圏域程度に1館設置。</p> <p>「地域の身近な福祉保健活動の拠点」として、地域住民の福祉保健活動やネットワークづくりを支援するとともに、住民主体による支え合いのある地域づくりを支援している。また、「地域の身近な相談窓口」として、あらゆる相談を受け止め、情報提供や関係機関との連絡調整を行い、福祉保健の相談・支援を実施している。</p> <p>また、地域包括支援センターが設置されているほか、居宅介護支援事業や高齢者デイサービス等(一部を除く)を実施している。</p> |
| 地域支援事業 | 高齢者が要介護・要支援状態になることを予防したり、要介護状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、市町村が実施する事業。 |
| 地域診断 | 量的データ(行政統計やアンケート調査)や質的データ(訪問活動等の日常業務から把握した住民の声など)などから地域の高齢者の健康状態や社会資源等の現状を把握し、地域の特徴や課題の分析を行う。 |
| 地域福祉保健計画 | 社会福祉法第107条に基づき、地域福祉の推進のために策定する計画で、横浜市では保健も一体的に推進する「地域福祉保健計画」とし、市計画・区計画・地区別計画をそれぞれ策定している。第3期市計画(愛称「よこはま笑顔プラン」)の計画期間は平成26~30年度、第3期区計画の計画期間は平成28~32年度。誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりを目指し、住民、事業者、公的機関(行政・社会福祉協議会・地域ケアプラザ等)が福祉保健などの地域の課題解決に協働して取り組み、身近な地域の支えあいの仕組みづくりを進めることを目的としている。 |
| 地域包括ケアシステム | 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるために、介護・医療・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される、日常生活圏域ごとの包括的な支援・サービス提供体制のこと。2025年を目指し、全国各地で構築が進められている。 |
| 地域包括支援センター | <p>高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、保健師等・社会福祉士・主任ケアマネジャーが、介護予防・権利擁護・地域のケアマネジャー支援や関係者などの支援のネットワークづくり等を通して高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な相談や支援を行う。</p> <p>横浜市では、地域包括支援センターを原則として「地域の身近な福祉保健の拠点」である地域ケアプラザに設置しており、地域活動交流コーディネーターや生活支援コーディネーターと連携して、支援が必要な人を把握して支援につなげたり、支援の担い手を支援する等、地域の中での孤立を防ぐとともに、「地域づくり」「地域のつながりづくり」を一体的に行っている。</p> |

| 用語 | | 説明 |
|--------|--------------|---|
| な 行 | 地域密着型サービス | <p>今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等ができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、平成18年4月の介護保険制度改正により創設された。(※地域密着型通所介護は平成28年度に創設)</p> <p>事業者が所在する市町村の被保険者が利用できるサービス。</p> <p>【訪問系サービス】定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護</p> <p>【通所系サービス】地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護</p> <p>【訪問系+通所系サービス】小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>【居住系・施設系サービス】認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</p> |
| | 通所系サービス | 介護保険の在宅サービスのうち、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーションの総称。介護事業所に通い、専門職のサービスを受ける。 |
| な 行 | 2025年(問題) | 人口の多い団塊の世代(1947~1949年生まれ)が2025年までに後期高齢者(75歳以上)になることにより、医療・介護等の社会保障費の急増等が懸念されている。 |
| | 日常生活圏域 | <p>高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況やその他の条件を総合的に勘案して定める区域。</p> <p>横浜市では概ね中学校区(人口規模2~3万人)を目安とし、地域ケアプラザの区域を基本として設定している。</p> |
| | 認知症 | 様々な原因により、脳の細胞が死んだり、働きが悪くなつて生活に支障が出てくる脳の病気。アルツハイマー型や脳血管障害が原因の血管性などがある。「記憶力の低下」「理解力の低下」「段取りがうまくいかない」などの症状が表れる。 |
| | 認知症キャラバン・メイツ | 認知症サポーター養成講座を開催する講師役。 |
| | 認知症サポート医 | 認知症の人の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行い、専門医療機関や地域包括支援センター等との連携の推進役となる医師。 |
| | ノンステップバス | 乗降口に階段がなく、道路から床面までの高さが30cm程度で、停車時には車高調整装置により、さらに10cm下げられ、歩道とほぼ同じ高さになり、誰もが楽に乗り降りできるバス。後方乗降口には、スロープが格納してあり車いす使用者にとっても乗降しやすくなっている。 |

| 用語 | | 説明 |
|--------|------------------|---|
| は 行 | バリアフリー | 元は建築用語で障壁となるもの(バリア)を取り除き(フリー)、生活しやすくなることを意味する。より広い意味で、高齢者や障害者だけではなく、全ての人にとって日常生活の中に存在する様々な(物理的、制度的、心理的)障壁を除去することの意味合いで用いられる。 |
| | (要介護認定) 非該当 | 「要介護状態」「要支援状態」のいずれにも該当しない状態。要介護認定において、「非該当」と決定された場合は、介護保険のサービスを利用することはできないが、横浜市では、介護予防・自立支援を推進するためのサービスを別に実施しており、「非該当」となった人でも利用できる場合がある。 |
| | 福祉のまちづくり 推進会議 | 横浜市福祉のまちづくり条例に基づき、福祉のまちづくりの推進に関する基本的な事項を調査審議するため設置された市長の附属機関で、市民・学識経験者・関係団体などで構成されている。 |
| | 福祉保健 活動拠点 | 地域における市民の自主的な福祉保健活動等のための場を提供する施設。市民の誰もが日常的に相互に支えあい、住み慣れたところで安心して自立した生活が続けられる地域社会の実現に資するために、各区に1館ずつ設置されている。 |
| | フレイル | 加齢に伴い心身の活力(筋力、認知機能、社会とのつながりなど)が低下した状態をいい、虚弱を意味する。 |
| | 平均寿命 | 0歳児における平均余命のこと。平均余命とは、ある年齢の者がそれ以後生存し得る平均年数のこと。 |
| | 訪問看護 ステーション | 介護保険や医療保険により、看護師等が自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて、療養上の世話や必要な診療の補助を行う「訪問看護」のサービスを提供する事業所のこと。 |
| | 訪問系サービス | 介護保険の在宅サービスのうち、訪問介護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導の総称。介護事業所の専門職が自宅を訪問してサービスを提供する。 |
| | 保健師 | 様々な健康問題を解決するため、当事者である個人や家族を支援すると同時に、問題の原因や広がり、深刻さを見極めながら、地域社会全体に働きかけて支援するための知識や技術を有する公衆衛生(地域保健)の専門家。社会の基盤となる健康な地域をその地域住民と共に創っていく「地域づくり」を念頭に置きつつ、地域住民自らが主体的に行動し、地域住民自身や地域全体の健康状態を改善できるように支援する仕事や、地域に顕在している健康課題や潜在している健康課題を把握し、課題解決のための計画を立案し、実施、評価する仕事、さらには地域の健康課題の解決に必要な社会資源を開発する仕事などが含まれる。 |

| 用語 | | 説明 |
|--------|---|--|
| | 保険料基準額 | 介護保険料は、3年間の運営期間中における介護サービスの提供に要する費用の見込み額から、被保険者の保険料でまかなう金額を算出し、この額を被保険者数等で割ることにより算定される。 |
| | 補足給付 | 施設サービスを利用する低所得者等に対して、部屋代(居住費・滞在費)・食費を補助する制度。 |
| ま 行 | 民間住宅あんしん 入居事業 (横浜市民間住宅 あんしん入居事 業) | 家賃等の支払能力があるものの保証人がいないことを理由に民間賃貸住宅への入居を断られてしまう高齢者などを対象に、市や関係団体が「入居支援(物件のあっせん、家賃等の滞納保証等)」と対象者に応じた「居住支援(緊急通報、日常生活相談、在宅福祉サービス、死亡時対応等)」を行うことで、民間賃貸住宅への入居をしやすくし、安心して自立した生活ができるようにすることを目的とする横浜市の独自事業。対象は、高齢者、障害者、外国人、指定難病・特定疾患患者、ひとり親世帯、子育て世帯、配偶者等からの暴力被害者、生活保護受給者、児童福祉施設等退所者、ホームレス自立支援施設退所者。 |
| | 民生委員・児童委 員主任児童委員 | 民生委員法により、住民の立場に立って福祉に関する生活上の相談に応じ、必要な援助を行う支援者として市町村に配置され、都道府県知事(政令指定都市の場合は市長)の推薦に基づき、厚生労働大臣が委嘱する任期3年の職。児童福祉法の児童委員を兼ねている。地域住民の福祉の増進を図る重要な扱い手の一人。 また、平成6年1月から児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が設置された。 |
| や 行 | (老人クラブ) 友愛活動 | 地区老人クラブ連合会又は支部単位のチームを編成し、チームごとにひとり暮らし高齢者定期訪問等の活動を行うほか、単位クラブごとの活動員と連携し、声かけなどの日常活動を実施している。 |
| | (特別養護老人ホ ーム等における) ユニット | 10人以内の少人数で構成される「生活単位」。個室とリビングがあり、より家庭に近い居住環境をつくろうとするもの。 |
| | ユニバーサル デザイン | 障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方。 |
| | 要介護認定 | 介護保険のサービスを利用するためには、「介護を要する状態にある」という認定を受ける必要がある。サービス利用希望者からの申請により、市町村が訪問調査等を行い、介護認定審査会の審査判定を経て認定する。介護の必要度(要介護度)は、「要支援1・2」「要介護1～5」の7区分に分かれ。 |
| | 養護老人ホーム | おおむね65歳以上の高齢者のための老人福祉施設で、老人福祉法の規定による措置により入所する。入所要件は、環境上の事情及び経済的事情のあることなどである。入所者及び扶養義務者から負担能力に応じて費用徴収を行う。 |

| 用語 | 説明 |
|--------------------|--|
| 横浜型地域包括ケアシステム | 横浜市域において「介護・医療・介護予防・生活支援・住まい」が一体的に提供される、包括的な支援・サービスの提供体制のことと、地域ケアプラザ(地域包括支援センター)を中心に、日常生活圏域ごとに進めていくもの。 |
| ヨコハマ・ふくまち.net | 福祉のまちづくりやバリアフリーに関する情報を発信している横浜市のウェブサイト。 |
| 横浜市医師会地域医療連携センター | 横浜市医師会が運営している、かかりつけ医のいない市民に対して医療機関の案内を行っているサービス。電話・FAXでの問い合わせに対応するほか、インターネット上では診療科目、地域、駅名等を選択することで医療機関が検索できるホームページを設置している。 |
| 横浜市介護保険運営協議会 | 介護保険事業の円滑な運営のため、横浜市の介護保険の運営に関する重要事項を審議する機関として、平成12年度に条例に基づき設置。市民代表や学識経験者、福祉・保健・医療関係者の計20名の委員により構成されており、本計画等について検討した。 |
| 横浜市障害者プラン | 障害福祉施策に関わる中・長期的な計画として、障害者基本法(障害者計画)および障害者総合支援法・児童福祉法(障害福祉計画・障害児福祉計画)の規定に基づき、市町村が作成する計画。 |
| 横浜市消費生活総合センター | 安全で快適な暮らしを実現するため、消費生活相談や消費者教育・啓発、消費生活情報の提供事業等を行っている拠点施設。横浜市港南区(上大岡)に設置され、公益財団法人 横浜市消費者協会が指定管理者として管理・運営を行っている。 |
| 横浜市総合リハビリテーションセンター | 横浜市リハビリテーション事業団が運営し、乳幼児から高齢者までの障害又はその疑いのある人たちに対し、地域の関係機関と連携をとりながら、専門的かつ総合的なりハビリテーションを行っている。また、介護に関する専門相談や情報提供、福祉機器の紹介、介護関連従事者を対象とした研修への講師派遣等を実施している。 |
| 横浜シニア大学 | 高齢者が高齢期にふさわしい社会的能力などを身につけられるよう、介護保険や消費生活・防災など日常に役立つテーマを中心とした健康づくり、福祉、医療分野など様々なことを学べる講座を開講。 |
| 横浜市福祉調整委員会 | 横浜市の所管する福祉保健サービス及び介護保険サービスに関する市民からの苦情を受け、中立的な第三者機関として、所管課や事業者に対して迅速かつ公正に調査・調整を行い、苦情の解決を図るとともに、福祉保健行政における透明性を確保し、サービスの向上を図る活動を実施している。 |
| 横浜市福祉のまちづくり条例 | 暮らす人だけでなく訪れる人や勤める人も含め、横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくりを基本理念とし、市民、事業者及び行政が一体となって、次世代につなげていくことができるまちを目指し、平成9年3月に制定された条例。 |

| 用語 | | 説明 |
|--------|------------------|--|
| | 横浜生活あんしんセンター | <p>市内に在住する判断能力が不十分な高齢者や障害者が安心して生活できるよう権利擁護に関する相談や日常生活の支援を行う機関で、横浜市社会福祉協議会が運営している。事業内容は</p> <ul style="list-style-type: none"> [1]権利擁護事業(①相談②福祉サービス利用援助、定期訪問・金銭管理サービス③財産関係書類等預かりサービス) [2]成年後見業務(任意後見・法定後見) [3]市民後見人養成・活動支援事業 [4]法人後見支援事業 <p>このうち権利擁護事業は、各区社協あんしんセンター(各区社会福祉協議会)で実施している。</p> |
| | よこはま保健医療プラン | 医療法に基づく医療計画に準じて、本市独自に策定したもので、5疾病(がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病、精神疾患)、4事業(救急医療、災害時医療、周産期医療、小児医療)のほか、各種保健医療施策も含めて幅広くまとめた、保健医療分野を中心とした施策の中長期的な指針。今回策定の特徴として、病床機能の確保・連携や在宅医療の充実、医療従事者の確保・養成など、2025年の医療需要を踏まえた医療提供体制の構築について新たにまとめた。 |
| | 予防給付 | 支援が必要と認められた人(要支援1・2)に給付される介護保険の保険給付のこと。 |
| ら 行 | リバースモーゲージ | 持ち家など自己所有の不動産を担保として銀行などの金融機関から融資を受け、それを年金として受け取る制度。死後不動産を売却して返済する。 |
| | レセプト | 介護事業所が介護給付費を、国民健康保険団体連合会を通して、市町村に請求するための明細書のこと。 |
| | 老人福祉計画 | 高齢者福祉事業についてサービスの供給量や整備量等を定め、その確保策を示す。老人福祉法に基づき市町村が定める。本市では高齢者保健福祉計画として介護保険事業計画と一体的に策定している。3年ごとに見直している。 |
| | 老人福祉センター | 老人福祉法に基づく、地域の高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション等のための施設。各区に1館ずつ設置されており、市内在住の60歳以上の人及び付添いの方等が無料で利用できる。 |
| | 老齢福祉年金 | 国民年金制度が発足した昭和36年当時50歳を超えていた人(明治44年4月1日以前に生まれた人)など、制度上国民年金(拠出年金)の受給資格となる保険料納付済期間を満たすことができない人に支給される年金。本人、配偶者、扶養義務者の所得が一定額以上などの場合は、全部または一部の支給が停止となる。 |
| | ロコモティブ シンドローム | 加齢に伴う筋力低下や骨・関節の疾患など運動器の障害が起こり、立つ、座る、歩くなどの移動能力が低下する状態のこと。 |

2025年には、団塊の世代が75歳を迎え、
4人に1人が高齢者の時代がやってきます。

避けられない超高齢社会

に横浜市全体でどのように向き合うのか。

歳をとっても、介護が必要になんでも、
積極的に活動的に暮らせる社会をつくりたい。
いくつになっても自分らしく過ごしたい。

こうした願いを込めて
第7期計画では、
「ポジティブ・エイジング」
誰もが、
いつまでも、
どんなときも、
自分らしくいられる
『横浜型地域包括ケアシステム』を
社会全体で紡ぐ
ことを目指します。

横浜市健康福祉局高齢健康福祉課

〒231-0017 横浜市中区港町1丁目1番地

TEL : 045-671-3412 FAX : 045-681-7789

E-mail:kf-keikaku@city.yokohama.jp

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kourei/kyoutuu/jourei/jigyoukeikaku/>

平成30年3月発行

